

第三次生物多様性国家戦略の
実施状況の点検結果
報告書（案）

平成21年7月

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

第三次生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果

<目次>

はじめに

I 「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第4回）』を踏まえた施策の方向について（意見）」への対応状況

1. 国家戦略実施状況の点検の方法について

- （1）「生物多様性総合評価」の概要
- （2）進捗状況
- （3）検討結果（中間報告の概要）
- （4）今後の進め方

2. 国家戦略の普及啓発について

- （1）生物多様性広報・参画推進委員会
- （2）コミュニケーションワードの決定・普及
- （3）「地球いきもの応援団」の発足
- （4）「国民の行動リスト」の作成・普及
- （5）「グリーンウェイブ」の実施
- （6）生物多様性白書の作成・白書を読む会の開催
- （7）民間参画ガイドラインの作成
- （8）生物多様性国家戦略の普及啓発

II 4つの基本戦略に関する取組状況について

1. 「生物多様性を社会に浸透させる」に関する取組

- （1）生物多様性基本法の制定・施行
- （2）地方公共団体、企業や市民の参画
- （3）自然とのふれあいの推進
- （4）生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた各主体の取組

2. 「地域における人と自然の関係を再構築する」に関する取組

- （1）里地里山の保全
- （2）鳥獣の保護管理の推進
- （3）希少野生動植物種の保存
- （4）外来種等への対応
- （5）飼養動物の愛護・管理
- （6）遺伝資源など持続可能な利用

3. 「森・里・川・海のつながりを確保する」に関する取組

- （1）生態系ネットワークの形成
- （2）自然再生の推進
- （3）重要地域の保全
- （4）農林水産業
- （5）森林・農地
- （6）都市緑地等
- （7）河川・湿原等
- （8）沿岸・海洋域

4. 「地球規模の視野を持って行動する」に関する取組

- (1) 生物多様性条約COP10に向けた取組
- (2) SATOYAMAイニシアティブの推進
- (3) 生物多様性のモニタリングと総合評価
- (4) 生物多様性関連の条約等に基づく国際的な取組

Ⅲ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果

- 1. 数値目標の点検結果
- 2. 具体的施策の点検結果

(参考)

表3-1-2 数値目標の達成状況の点検結果

第1章 国土空間的施策

- 第1節 生態系ネットワーク (No. 1～6)
- 第2節 重要地域の保全 (No. 7～65)
- 第3節 自然再生 (No. 66～73)
- 第4節 農林水産業 (No. 74～78)
- 第5節 森林 (No. 79～149)
- 第6節 田園地域・里地里山 (No. 150～181)
- 第7節 都市 (No. 182～212)
- 第8節 河川・湿原など (No. 213～272)
- 第9節 沿岸・海洋 (No. 273～372)

第2章 横断的・基盤的施策

- 第1節 野生生物の保護と管理 (No. 373～457)
- 第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 (No. 458～496)
- 第3節 普及と実践 (No. 497～602)
- 第4節 国際的取組 (No. 603～680)
- 第5節 情報整備・技術開発 (No. 681～723)
- 第6節 地球温暖化に対する取組 (No. 724～746)
- 第7節 環境影響評価など (No. 747～758)

＜はじめに＞

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向を定めたものとして、平成 7 年 10 月に初めて決定され、その後、平成 14 年と 19 年に見直しが行われ、平成 19 年 11 月 27 日に現行の「第三次生物多様性国家戦略（以下「三次戦略」という。）」が閣議決定されています。

三次戦略は、第 1 部「戦略」と第 2 部「行動計画」の 2 部構成となっており、第 1 部「戦略」では、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを、過去 100 年の間に破壊してきた国土の生態系を 100 年かけて回復する「100 年計画」として提示するとともに、地方・民間の参画の必要性を強調し、それらを踏まえた上で、今後 5 年程度の間に取り組むべき施策の方向性を 4 つの「基本戦略」としてまとめています（基本戦略：「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」）。

また、第 2 部「行動計画」では、今後 5 年間程度の政府の行動計画として、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、約 660 の具体的施策を体系的に網羅して記述し、うち 34 の施策について、数値目標を設定しています。

さらに、三次戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、その点検結果を中央環境審議会に報告することになっており、本点検が三次戦略策定後最初の点検に当たります。

今回の点検に当たっては、三次戦略の施策の進捗状況について、平成 19 年 2 月に中央環境審議会に報告を行った新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第 4 回）への中央環境審議会からの指摘も踏まえてとりまとめています。

なお、今回の点検は、平成 19 年 11 月 27 日の三次戦略の策定から現時点（平成 21 年 7 月）までの期間を対象としています。

I 「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第4回）』を踏まえた施策の方向について（意見）」への対応状況

平成19年2月に中央環境審議会に報告を行った「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第4回）」に対して、中央環境審議会から平成19年6月に下記のとおりご意見をいただきました。

本章では、下記の指摘への対応状況等について、下記の指摘を踏まえた本点検の重点分野として報告します。

「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第4回）』を踏まえた施策の方向について（意見）」（抜粋）

1. 国家戦略実施状況の点検の方法について

- （1）戦略に基づく施策の実施状況を網羅的に把握・整理するだけでなく、その効果を指標化することが必要であり、「美しさ」などの統合的指標も検討すべきである。また、生物多様性の変化状況を地図化する、生態系サービスに着目した評価や経済的な評価を行うなど、わかりやすく、国民の意識改革につながるような評価を行うべきである。
- （2）点検は今後の施策にフィードバックすることが必要であり、すべての施策を平板に点検するだけでなく、項目を重点化し深く掘り下げることが望ましい。

2. 国家戦略の普及啓発について

「生物多様性」や「国家戦略」が国民に浸透していないため、その必要性・重要性の普及啓発にさらに努力すべきである。また、受け入れやすい平易な言葉で言い換えることも必要である。

1. 国家戦略実施状況の点検の方法について

上記の指摘等を踏まえ、三次戦略においては、わが国の生物多様性の状況を総合的に評価する「生物多様性総合評価」を実施するとともに、その進捗状況の点検にあたっては、「行動計画に盛り込まれた施策の進捗を示す指標のほか、生物多様性総合評価の中で開発を目指す指標も用いながら関係省庁が自主的な点検を行います」としています。

このため、平成20年度から生物多様性総合評価検討委員会（座長：中静透東北大学大学院教授）を設置し、生物多様性総合評価を実施しているところです。以下では、その進捗状況等を報告します。

（1）「生物多様性総合評価」の概要

生物多様性総合評価は、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という生物多様性条約の「2010年目標」の達成に向けて貢献し、また、保全施策の主体や国民に対して生物多様性の状況を分かりやすく伝えるため、わが国の生物多様性の状

況等を総合的に評価するものです。

この趣旨のもとで、生物多様性総合評価は以下の4つの課題を検討することとしています。

- ①生物多様性の評価（指標の開発）
- ②生態系サービスの評価
- ③生物多様性保全上重要な地域（ホットスポット）の抽出
- ④生物多様性条約2010年目標に対応する評価

なお、実施にあたっては、国連による「ミレニアム生態系評価（MA：2005）」や、生物多様性条約事務局による「地球規模生物多様性概況第2版（GB02：2006）」などの地球規模の評価を参考にしています。

**表 1-1-1 地球規模生物多様性概況第2版（GB02）の評価結果の例
（2010年指標による生物多様性に関するパラメーターの現状と推移）**

対象分野：生物の多様性の構成要素の現状と推移		
➡	特定の生物群系、生態系、生息・生育地の規模の推移	★★★
➡	特定の種の個体数と分布の推移	★★★
➡	絶滅危惧種の現状の変化	★★★
➡	社会経済的に重要性の高い家畜、栽培植物、魚種の遺伝的多様性の推移	★
⬆	保護地域の指定範囲	★★★
対象分野：生態系の完全性および生態系が提供する財とサービス		
➡	海洋食物連鎖指数	★★★
⬇	生態系の連結性と分断性	★★
⬆	水域生態系の水質	★★★
対象分野：生物の多様性に対する脅威		
➡	窒素蓄積	★★★
➡	侵略的外来生物種の推移	★
対象分野：持続可能な利用		
➡	持続可能な管理が行われている森林、農業、水産養殖生態系の面積	★
➡	エコロジカル・フットプリントおよび関連する概念	★★★
対象分野：伝統的な知識、工夫及び慣行の現状		
➡	言語学的多様性の現状と推移および土地固有の言語を話す人の数	★
対象分野：遺伝資源へのおよび利益配分		
?	遺伝資源へのアクセスおよび利益配分の指標を作成予定	
対象分野：資源移転の現状		
➡	本条約を支援するために行われた政府開発援助（ODA）	★

→は推移の方向を示している。

- ➡ （太い）：信頼度の高い推移
- （細い）：信頼度の低い推移
- ➡ （黒塗り）：生物多様性にとってマイナスの推移
- ⬆ （白抜き）：生物多様性にとってプラスの推移

★印はデータと指標の良否を示している

- ★★★ 世界共通の時系列データを用いた優れた指標
- ★★ 時系列データはないが、良い指標
- ★ 開発の余地がある、あるいは、データが限られている指標

出典：地球規模生物多様性概況第2版

表 1-1-2 ミレニアム生態系評価（MA）の評価結果の例
（生物多様性と生態系を改変する主な直接的要因）

		生息地の 改変	気候 変動	外来 侵入種	過度の 資源利用	汚染 (窒素・リン)
森林	北方林	↗	↑	↗	→	↑
	温帯林	↘	↑	↑	→	↑
	熱帯林	↑	↑	↑	↗	↑
乾燥地	温帯草原	↗	↑	→	→	↑
	地中海性	↗	↑	↑	→	↑
	熱帯草原・サバンナ	↗	↑	↑	→	↑
	砂漠	→	↑	→	→	↑
陸水域		↑	↑	↑	→	↑
沿岸域		↗	↑	↗	↗	↑
海洋		↑	↑	→	↗	↑
島嶼		→	↑	→	→	↑
山岳地		→	↑	→	→	↑
極地		↗	↑	→	↗	↑

前世紀に生物多様性に与えた影響の強さ

	弱い
	中程度
	強い
	非常に強い

影響力の現在の傾向

↘	減少
→	維持
↗	増加
↑	非常に速い増加

出典:ミレニアム生態系評価(生物多様性統合報告書)

（２）進捗状況

平成 20 年度は、生物多様性総合評価検討委員会を設置し、4つの検討課題のうち「生物多様性の評価（指標の開発）」と「生物多様性条約 2010 年目標に対応する評価」について優先的に検討を行いました。

「生物多様性の評価（指標の開発）」は、三次戦略における生物多様性の危機の状況と傾向及び対策を評価することとしました。評価は、数十程度の指標群を開発して行うものとし、全国を対象として、50 年程度の評価期間を設定しました。

「生物多様性条約 2010 年目標に対応する評価」は、わが国における 2010 年目標の達成状況を評価することとしました。評価は、生物多様性条約が 2010 年目標の評価のために提示した指標の枠組みを用いて行うこととしました。

平成 20 年度の検討結果は中間報告としてとりまとめ、平成 21 年 3 月に日本生態学会におけるシンポジウムで公開しました。

表 1-1-3 生物多様性総合評価検討委員会（五十音順）

委員	所属
加藤 真	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
竹中 明夫	独立行政法人国立環境研究所生物圏環境研究領域領域長
座長 中静 透	東北大学大学院生命科学研究科教授
中村 太士	北海道大学大学院農学研究院教授
松田 裕之	横浜国立大学大学院環境情報学府教授
三浦 慎悟	早稲田大学人間科学学術院教授
矢原 徹一	九州大学大学院理学院教授
鷲谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

（３）検討結果（中間報告の概要）

中間報告（平成 21 年 3 月）は、①生物多様性の危機の状況と傾向および対策を評価するための指標案、②指標案に対応するデータの例、③指標案を 2010 年目標の指標の枠組みにあてはめた一覧表等から構成されています。中間報告の概要は以下の通りです。

①指標（案）

指標（案）は、有識者へのアンケート（環境省関連の検討会委員、生物分野における国内主要学術団体の自然保護関連委員等の計 581 名を対象として実施）に基づき生物多様性の危機の状況を記述した作業仮説から抽出したものです。

平成 20 年度の検討の結果、生物多様性の危機を評価するための 30 の指標（案）が抽出されました。これらは、生態系を横断的に評価する「全般」の指標（14 指標）と、6 つの生態系区分ごとの指標（16 指標）から構成されています。

「全般」の指標（14指標）

- | | | |
|-------------|------------------|-----------------------------|
| 1 生態系の規模の変化 | 6 捕獲・採取規制、保護増殖事業 | 11 温暖化による生態系の変化 |
| 2 土地利用転換 | 7 野生鳥獣の保護管理 | 12 温暖化による種の分布域の変化、フェノロジーの変化 |
| 3 窒素集積 | 8 外来種の種数と分布 | 13 普及啓発 |
| 4 種の絶滅 | 9 外来種の輸入規制、防除 | 14 海外への技術移転、資金供与 |
| 5 保護地域 | 10 化学物質による生物への影響 | |

森林生態系の指標 （4指標）

生態系の規模・健全性	15 森林生態系の規模・健全性の変化
生態系の連続性	16 森林生態系の連続性
生息・生育する種の状況	17 森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化
利用と管理等	18 森林の利用と管理

農地生態系の指標 （3指標）

19 農地生態系の規模・健全性の変化
20 農地生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化
21 農作物の多様性

都市生態系の指標 （2指標）

生態系の規模・健全性	22 都市緑地の規模の変化
生態系の連続性	
生息・生育する種の状況	23 都市生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化
利用と管理等	

陸水生態系の指標 （3指標）

24 陸水生態系の規模・健全性の変化
25 河川の連続性
26 陸水生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化

海洋・沿岸生態系の指標 （3指標）

生態系の規模・健全性	27 海洋・沿岸生態系の規模・健全性の変化
生態系の連続性	
生息・生育する種の状況	28 浅海域を利用する種の個体数・分布の変化
利用と管理等	29 有用魚種の資源変動

島嶼生態系の指標 （1指標）

30 島嶼の固有種の個体数・分布の変化

図 1-1-1 中間報告における指標（案）

②指標案に対応するデータ例

データ例は、1つの指標につき1件～数件程度を目安として、当該指標の趣旨をよく表すデータをあてはめたものです。

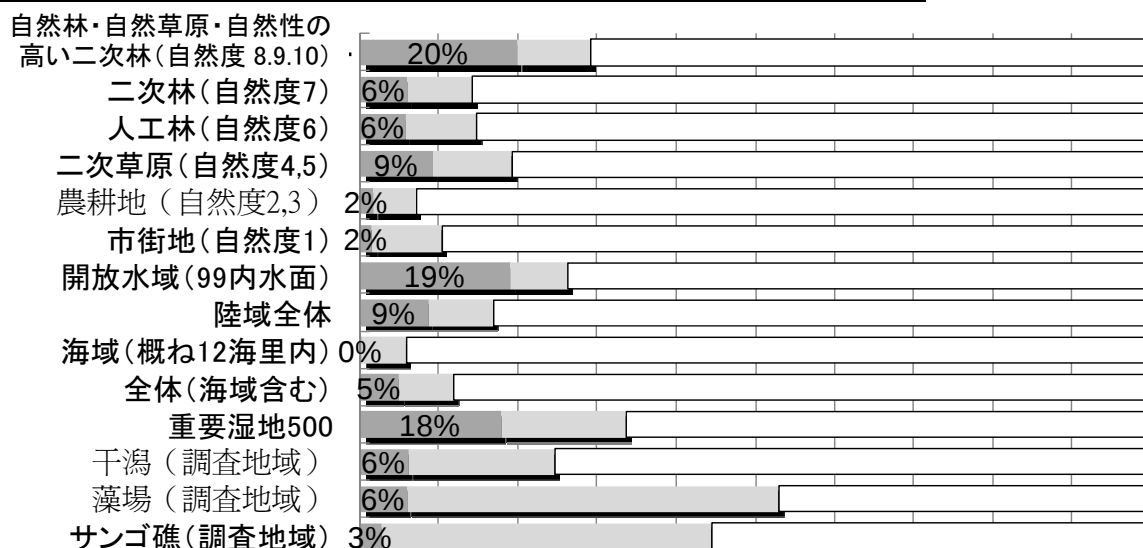
データ例(1) 土地利用転換(指標2 土地利用転換)



■ 農用地 □ 森林 ■ 原野 ■ 水面・河川・水路 □ 一般道路、農道、林道 ■ 宅地 □ その他

出典：国土交通省(旧国土庁長官官房総務課)，国土統計要覧

データ例(2) 各生態系の保護地域カバー率(指標5 保護地域)

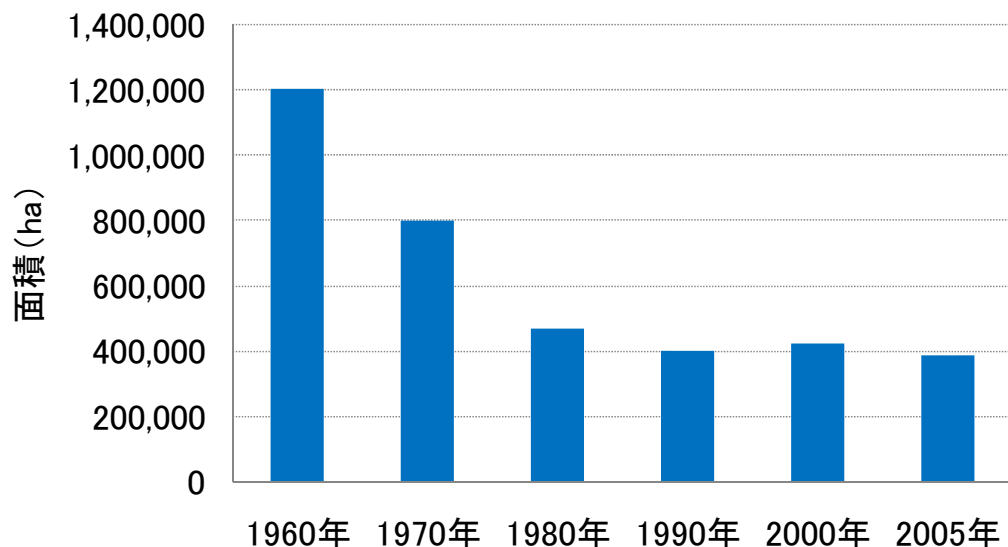


■ 1 行為制限の強い保護地域 ■ 2 その他の保護地域 □ 3 規制地域外

注)重複する場合は1行為制限の強い保護地域とした。

出典：環境省資料(自然環境保全基礎調査等)、国土数値情報より

データ例(3) 草地面積の推移（指標 19 農地生態系の規模・健全性の変化）

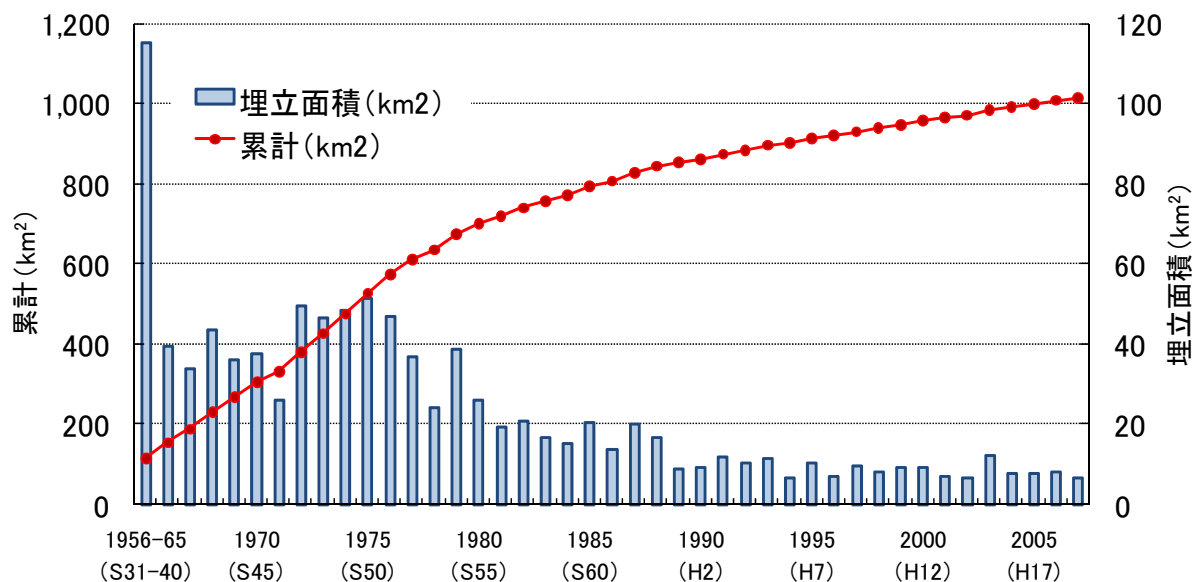


出典：農林水産省（2003），林業センサス累計統計書（昭和35年～平成12年）、
農林水産省（2005），2005年農林業センサス

注：林業センサスより、「森林以外の草生地（野草地）」の値を使用

森林以外の土地で野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地で野草地化した土地を含む）、かん木類が繁茂している土地をいう。河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

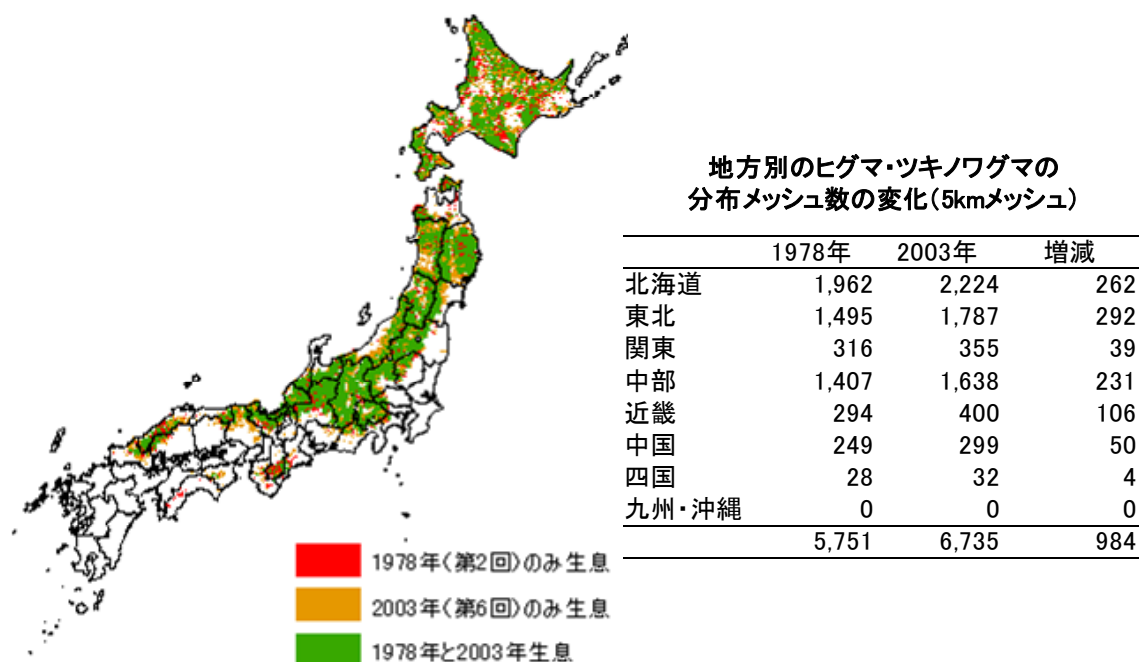
データ例(4) 浅海域の埋立面積（指標 27 海洋・沿岸生態系の規模・健全性の変化）



出典：国土地理院「国土面積調査」

注：「埋立等」は地方自治法第9条の5第1項の規定による都道府県公示（新たに生じた土地）。なお、北海道、宮城県、神奈川県および鳥取県並びに愛知県の一部については、同法第153条第2項の規定による市町村長の告示。

データ例(5) ヒグマ・ツキノワグマの分布(指標17 森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化)



出典:環境省,「自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査」の第2回(1978)と第6回(2003)

③2010 年目標の指標との対応一覧表

2010 年目標の指標との対応一覧表は、わが国の2010 年目標の達成状況を評価するため、生物多様性総合評価における指標案を2010 年目標の指標の枠組み(対象分野等)にあてはめたものです。

表 1-1-4 2010 年目標の指標との対応一覧表

2010 年目標の 対象分野	CBD にて提案されている 指標案（例）	「生物多様性の総合評価」 における指標案（例）
生物多様性の構成要素の保護	・特定の生物群系（バイオーム）、生態系、及び生息地の規模の推移 ・特定の種の個体数及び分布の推移 ・保護区の指定範囲 ・絶滅のおそれのある種の指定の変更（レッドリスト指標） ・社会経済的に重要性の高い主な家畜、栽培種及び養殖魚の 遺伝的多様性の推移	○各生態系の規模・健全性の変化、土地利用転換 ○各生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化 ○種の絶滅（分類群ごとの絶滅危険種の割合） ○保護地域（各生態系の保護地域カバー率など） ○捕獲・採取規制・保護増殖事業 ○農作物の多様性
持続可能な利用の促進	・持続可能な管理下にある森林、農業、及び水産業生態系の面積 ・持続可能な供給源からもたらされる製品の割合	○捕獲・採取規制・保護増殖事業 ○野生鳥獣の保護管理 ○森林の利用と管理 ○農地生態系の規模・健全性の変化
生物多様性に対する脅威への取組み 移入種、気候変動、汚染、生息地の変化	・窒素堆積 ・外来種の傾向	○窒素集積 ○外来種の種数と分布 ○外来種の輸入規制、防除 ○化学物質による生物への影響 ○温暖化による生態系の変化 ○温暖化による種の分布域の変化、フェノロジーの変化
人類の福祉を支える生物多様性の財とサービスの維持	・海洋食物連鎖指数生態系の連続性と分断性 ・水系生態系における水質 ・生態系の連続性・分断状況 ・生物多様性に依拠する資源に直接的に依存する社会に生きる人々の健康と福祉 ・食料及び医薬品に用いられている生物多様性	○捕獲・採取規制・保護増殖事業 ○野生鳥獣の保護管理 ○森林生態系の連続性 ○森林の利用と管理 ○河川の連続性 ○有用魚種の資源変動
伝統的知識、発明及び慣行の保護	・言語の多様性の状況と先住民言語使用者の数	—
遺伝資源の利用による利益の平等で衡平な分配の確保	・（遺伝資源などへの）アクセスと利益の平等で衡平な分配を 示す指標	—
財政的・技術的資本の移転	・条約支援のために提供された公的な開発援助・技術移転の指標	○海外への技術移転、資金供与（環境 ODA）

（４）今後の進め方

平成 21 年度は、「生物多様性の評価（指標の開発）」と「2010 年目標に対応する評価」の検討を引き続き進め、平成 22 年 10 月の生物多様性条約第 10 回締約国会議（以下、「COP10」という。）前の公表を目指して、検討の結果を「評価報告書」としてとりまとめます。「生態系サービスの評価」、「保全上重要な地域（ホットスポット）の抽出」についても検討を進めます。

2. 国家戦略の普及啓発について

三次戦略においては、今後5年程度の間重点的に取り組む施策の方向性について、4つの基本戦略を定めています。普及啓発の推進に関する中央環境審議会の指摘等を踏まえ、基本戦略の第一には「生物多様性を社会に浸透させる」を掲げ、「生物多様性の保全の重要性が子ども達の世代も含めて広く一般的な認識となるよう、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を行う『いきものにぎわいプロジェクト』を推進するとともに、教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換の提案を通じて、生物多様性を社会に浸透」させていくこととしています。

また、平成20年6月に施行された生物多様性基本法においても、「多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等（第21条）」や「国民の理解の増進（第24条）」に関する国の取組の方向性が規定されました。

これらの背景を踏まえ、これまでに実施した生物多様性と生物多様性国家戦略に関する国民等への普及啓発の主な取組状況について以下に報告します。

（1）生物多様性広報・参画推進委員会

生物多様性についての国民の理解を進めるための取組を展開し、地方公共団体、企業、市民等の多様な主体の参画・連携を推進するため、平成20年9月「生物多様性広報・参画推進委員会」を設置しました。

委員会では、生物多様性を社会に浸透させるための基本的考え方について検討を行い、2010年の国際生物多様性年及び生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の日本開催を視野に、啓発期、増幅期、普及期へと段階的にムーブメントを広げ、最終的に自立期として自発的な取組が広がっていくこと、多様な主体がそれぞれの取組などを通じて積極的に情報発信を行い、生物多様性の普及広報を推進していくことが望ましいとし、さらに、多様な主体がそれぞれの活動についての情報を共有しながら、参画・連携を推進していくことが重要とされました。一方で、「生物多様性」の国民の認知度は平成16年度において約30%に留まっていることから、まずは「生物多様性とは何か」や問題意識の共有が必要とされました。

また、同委員会において広報活動の目標や広報の進め方について検討を行い、生物多様性に関する「コミュニケーションワード（2）」の決定、「地球いきもの応援団（3）」の発足、「国民行動リスト（4）」の公表等を行いました。

（2）コミュニケーションワードの決定・普及

生物多様性をより端的にわかりやすい言葉で表現し、情報発信することで、広く国民に生物多様性について認識・理解してもらうことを目指して、生物多様性に関するコミュニケーションワードを「地球のいのち、つないでいこう」に決定しました。

決定したコミュニケーションワードは、国、地方公共団体、NGO等が作成するパンフレットやWEBサイト、企業広告などより多くの主体に使用していただくことを期待して、生物多様性ホームページでの紹介等を行っています。

コミュニケーションワードのロゴ化

コミュニケーションワードをロゴ化し、より多くの方に使用していただけるようにしました。

「地球のいのち、つないでいこう」というコミュニケーションワードの下には、多くの色から成る虹のような帯を配置していますが、この帯は、多彩な色がつながりあって虹ができているように、多様ないのちがつながりあって世の中ができていることを表現しています。

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

このロゴ化したコミュニケーションワードは、以下の2点の使用ルールを示し、原則自由に使用していただいています。

(ルール1)「コミュニケーションワード」、「虹色の帯」、「追加する言葉」の3つをセットで、上から順に並べて使用すること。

(ルール2)「追加する言葉」には、「生物多様性」の5文字を入れること。

(3)「地球いきもの応援団」の発足

国民が幅広く生物多様性について認知し、具体的な行動につなげることができるよう、様々な場面で自主的に広報活動を担っていただく「地球いきもの応援団」を平成20年11月に結成し、4名の著名人に参画いただきました。

各メンバーには、生物多様性に関するイベント等における広報に協力いただくとともに、ご自身の著作や講演、メディアへの登場機会に、生物多様性に関するメッセージを発信していただいています。

地球いきもの応援団メンバー

大桃 美代子	タレント／キャスター
さかなクン	東京海洋大学客員准教授／お魚らいふ・コーディネーター
滝川クリステル	フリーキャスター
養老 孟司	生物学者／東京大学名誉教授

(4)「国民の行動リスト」の作成・普及

国民の行動リストは、生物多様性条約や生物多様性基本法、三次戦略をブレイクダウンし、国民に問題提起をするための素材の一つとして、国民一人ひとりの行動を促していくために作成しました。

リストは、生物多様性広報・参画推進委員会での議論と平行して、アンケート等を通じ、広く国民の意見を聴取し、ボトムアップの方法で検討し、平成21年3月に決定しました。

リストでは生物多様性のためにできる多種多様な行動をわかりやすく集約するため、「ふれよう」「守ろう」「伝えよう」の3本を柱とし、実際に取組む際のヒントとなる

具体的な行動例を提示しています。

生物多様性に関する「国民の行動リスト」

①生物多様性に ふれよう	②生物多様性を 守ろう	③生物多様性を 伝えよう
【具体的な行動例】 ● 水や空気や食べ物がどこから生まれたのかを考えてみよう ● 自然と遊ぼう ● 身近な生きものをみてみよう ● 動物園、水族館、植物園、博物館へ行こう ● 生きものを育ててみよう	【具体的な行動例】 ● 自然を汚さないようにしよう ● 旬のもの・地のものを食べよう ● 地球温暖化を防止して、生きものがすめる環境を保とう ● ペットはずっと大切に最後まで飼おう ● 地域の自然保護活動に参加しよう	【具体的な行動例】 ● 家族と自然の恵みや大切さについて語ろう ● 学校で生きものについて語る機会を増やそう ● 生きもののつながりを脅かすものを語ろう ● 生物多様性を守る仲間を応援しよう ● 自然と共に暮らす人々とつながろう

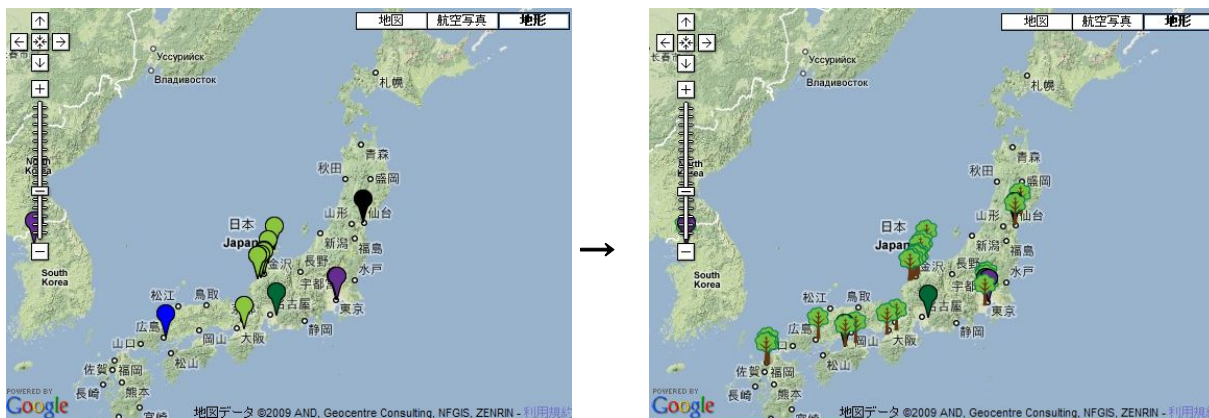
（５）「グリーンウェイブ」の実施

国連の生物多様性条約事務局（以下「条約事務局」）では、平成 20 年度から、「国際生物多様性の日」である 5 月 22 日の午前 10 時に、世界各地の青少年の手で、それぞれの学校の敷地などに植樹を行う「グリーンウェイブ」への参加を広く呼びかけています。

植樹の活動が、地球上を東から西へ波のように広がっていく様子を、「緑の波（グリーンウェイブ）」と表現し、青少年が、植栽する樹木の樹種や場所・方法などを自ら考えていく過程で、彼らに生物多様性やその保全の必要性等について学ぶ機会を提供することを活動のねらいとしています。

環境省では、本年 5 月 18 日から 6 月 14 日までの期間、「グリーンウェイブ 2009」と銘打って活動への参加を呼びかけました。各種の企業や団体の協力のもと、全国 14 都道府県において、学校等 80 団体、3,000 人を超える参加者の手により、約 3,500 本の苗木が植樹されました。また、環境省では、この運動の一環として、5 月 22 日に新宿御苑において、アフメド・ジョグラフ生物多様性条約事務局長などを招いて、新宿区立花園小学校児童による植樹行事を行いました。

～生物多様性条約事務局「グリーンウェイブ」ウェブサイト～
<http://greenwave.cbd.int/en/about-greenwave>



「グリーンウェイブ」活動を登録すると、活動場所がグーグルマップ上にポイントとして示される。(ポイントの色は、「黄緑色は学校」「紫色は政府機関」など、活動主体の属性を示す。) これらが、5月22日の植樹後に木の形に変わり、当該地に新たに樹木が植えられたことを示す。

(6) 生物多様性白書の作成・白書を読む会の開催

政府は、生物多様性基本法の規定を受けて、初めての生物多様性白書を平成21年6月に閣議決定しました。21年度は、初めての生物多様性白書であること、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の前年であることを踏まえ、①生物多様性の重要性、②生物多様性に関するこれまでの取組、③COP10に向けた我が国の取組を重点的に記述し、わかりやすく説明するよう努めました。

また、閣議決定後、6月から7月にかけて、全国9カ所で白書を読む会を開催し、白書のテーマやねらいについて説明し、会場参加者と質疑応答を実施しました。

(7) 民間参画ガイドラインの作成

三次戦略では、企業が原材料調達や遺伝情報の活用等の様々な場面で生物多様性に影響を与え、恵みを受けていること、また、企業が、企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいく上で、重要な役割を担っているという認識のもと、企業の自主的な活動の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインを策定することが示されました。

これを受け、環境省では生物多様性企業活動ガイドライン検討会を設け、検討会の意見を聞きながら「生物多様性民間参画ガイドライン」の取りまとめを進めています。

(8) 生物多様性国家戦略の普及啓発

三次戦略のパンフレット「いのちは支えあう」を作成し、平成21年7月までに約3万部を配布するとともに、各種イベント等で三次戦略に関するパネル展示等を行いました。

Ⅱ 4つの基本戦略に関する取組状況について

1. 「生物多様性を社会に浸透させる」に関する取組

（１）生物多様性基本法の制定・施行

平成 20 年 5 月に、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）が成立し、同年 6 月に施行されました。生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。保全や利用に関する基本原則、白書の作成、生物多様性国家戦略の策定、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民や民間団体の責務が盛り込まれたほか、都道府県や市町村が生物多様性地域戦略を策定することが努力義務として規定されました。

（２）地方公共団体、企業や市民の参画

広く国民への生物多様性に関する普及・広報を推進するため、生物多様性のホームページ (<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>) を開設したほか、有識者等からなる「生物多様性広報・参画推進委員会」を設置しました。委員会での検討をもとに、生物多様性をより端的にわかりやすい言葉で表現したコミュニケーションワードを「地球のいのち、つないでいこう」に決定し、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」を発足させるとともに、国民一人ひとりが生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」を公表しました。

また、都道府県及び市町村が、生物多様性基本法に基づき、その区域内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定める際の指針や、企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際に参考となる「生物多様性民間参画ガイドライン」について検討を行いました。

さらに、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援するため、「生物多様性保全推進支援事業」を平成 20 年度から開始し、平成 21 年度には、野生生物の保護管理や外来種対策など、全国の 26 の取組を交付対象として採択しています。

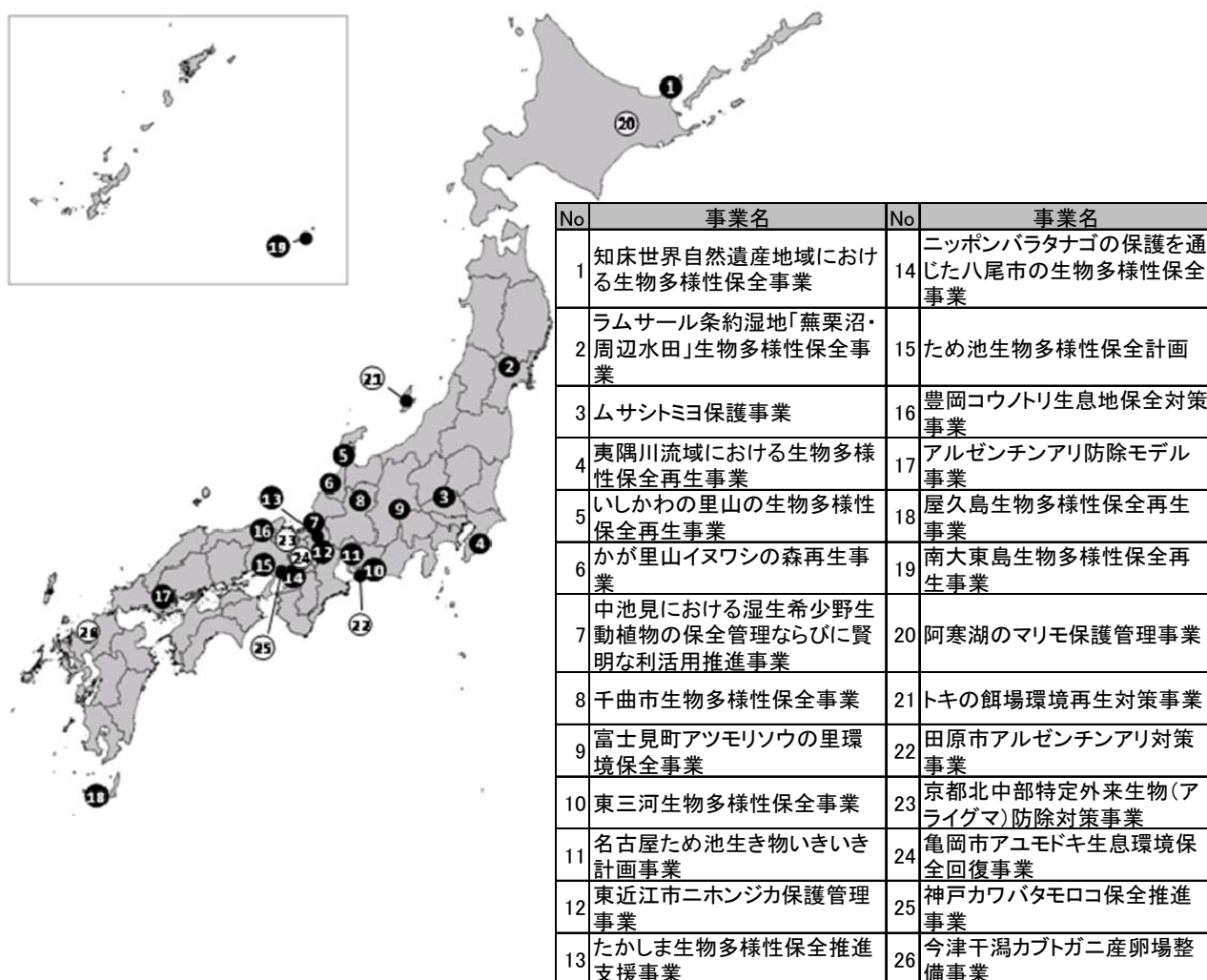


図 2-1-1 生物多様性保全推進支援事業採択箇所

出典：環境省資料

(3) 自然とのふれあいの推進

①自然解説活動及び健全なふれあい利用の推進

「みどりの月間」(4月15日～5月14日)、「自然に親しむ運動」(7月21日～8月20日)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10月)等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、「平成20年度自然公園ふれあい全国大会」を平成20年8月に単独指定された尾瀬国立公園(福島県、群馬県、栃木県、新潟県)において開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図りました。また、地方環境事務所等においてパークボランティア(約1,800名)の養成や活動に対する支援を全国25国立公園等40地区で実施しました。さらに、自然解説活動における指導者育成のため、ビジターセンター等の職員の研修を実施しました。

また、関係省庁が連携し実施する、農山漁村での小学生の長期宿泊体験等において、

その体制づくりの一環として自然体験プログラムの開発や子どもたちに自然保護官の業務を体験してもらう「子どもパークレンジャー」などにより、自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供することで、自然と人との共生について子どもたちをはじめ関係者の理解を深める事業を展開しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める「森林ふれあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

②利用のための施設整備の推進

国立・国定公園等において、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応した安全で快適な公園利用施設の整備を、木材等の自然素材を活用し、周辺の自然環境の保全や、バリアフリー化に配慮しつつ推進しました。

ア 国立公園の整備

国立公園の保護及び適正な利用のため、国立公園の主要な入口における情報提供施設、山岳地域の適正な利用を推進するための登山道、すぐれた自然景観にふれあう景観歩道、国民保養温泉地における自然にふれあうための施設について、重点的に整備しました。

イ 国定公園等の整備

38 都道府県が策定した自然環境整備計画に位置付けられている国定公園の整備、国指定鳥獣保護区における自然再生及び長距離自然歩道の整備に対して、自然環境整備交付金により、支援しました。

ウ 長距離自然歩道の整備

自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道について、四季を通じて安全で快適に利用できるよう整備を進めました。長距離自然歩道の計画総延長は約 26,000km に及んでおり、平成 19 年には、約 6,000 万人が長距離自然歩道を利用しました。

エ 森林の多様な利用の推進

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図る共生保安林整備事業を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備を行う森林空間総合整備事業等に対し助成しました。

また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を推進しました。

さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。

国有林野については、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行いました。

オ 海岸等のふれあい施設の整備

生物の生息・繁殖場所となる砂浜、干潟などの保全や創出を行う「エコ・コースト事業」を 19 か所で実施しました。また、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅

力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を支援するため、「海岸環境整備事業」を拡充しました。

カ 港湾等のふれあい施設の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実に図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行いました。

キ 河川等のふれあい施設の整備

河川の高水敷やダム周辺等を公園、緑地、運動場等に利用するため、「水系環境整備事業」等により整備を実施しました。水辺プラザや水辺の楽校等の整備により、水辺での活動を促進し、親水レクリエーションの促進を図りました。

③エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号）が平成 20 年 4 月に施行され、政府の基本方針「エコツーリズム推進基本方針」が同年 6 月に閣議決定されました。基本方針では、各地で組織されるエコツーリズム推進協議会や全体構想の作成、認定に関する基本的事項等を定めています。

エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発事業、ノウハウの確立、人材育成、地域の取組支援等を総合的に実施しました。

具体的には、普及啓発事業では、JATA 世界旅行博 2008 でのフォーラム開催を、ノウハウの確立では、「第 4 回エコツーリズム大賞」（大賞 1 団体、優秀賞 3 団体、特別賞 6 団体）の環境大臣表彰や全国セミナーの開催を、人材育成では、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成を、地域の取組支援では、世界自然遺産地域や国立公園等でのエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等を実施し、エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全と活用の全国的な普及・定着に向けた展開を図りました。また、全国 10 か所でエコツーリズム推進法の説明会を開催しました。

④都市と農山漁村の交流

全国の小学校において農山漁村での 1 週間程度の長期宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、全国で 53 地域の受入モデル地域を指定しました。

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズムの普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

（４）生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた各主体の取組

①地方公共団体

都道府県では、従来から、保護地域や鳥獣の保護管理、希少な野生生物の保護増殖、外来種対策など生物多様性の保全にかかわるさまざまな取組を進めています。希少な野生生物を例にとると、平成 17 年までにすべての都道府県でレッドデータブックやレッドリストが作成されており、20 年までに 27 都道府県で希少な野生生物の保護のための条例が制定されています。また、森林や水源の保全等を目的とした森林環境税制が、20 年までに 29 県で導入され、これらを財源に森林や水源の保全のための施策が進められています。

以上のような個別の取組を超えて、最近では生物多様性に関する地域計画づくりが進んでいます。平成 21 年 3 月末現在、埼玉県、千葉県、愛知県、兵庫県、長崎県などが策定済みのほか、石川県、名古屋市などが策定に向けた準備を進めています。

表 2-1-1 希少種の保護に係る条例の制定状況（平成 20 年 12 月現在）

都道府県	条例名	現行条例の 制定年月	種 指定 制度	指定 種数	捕獲 規制	保護 区制 度	保護 増殖 等 の 事業
北海道	北海道希少野生動植物の保護に関する条例	H13.3	●	24	●	●	●
岩手県	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	H14.3	●	16	●	●	●
福島県	福島県野生動植物の保護に関する条例	H16.3	●	10	●	●	●
埼玉県	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	H12.3	●	22	●	●	●
東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例	H12.12	●	0	●	●	●
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.3	●	15	●	●	●
山梨県	山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例	H19.7	●	22	●	●	●
長野県	長野県希少野生動植物保護条例	H15.3	●	18	●	●	●
岐阜県	岐阜県希少野生生物保護条例	H15.3	●	16	●	●	●
三重県	三重県自然環境保全条例	H15.3	●	20	●	●	
滋賀県	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	H18.3	●	22	●	●	●
京都府	京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例	H19.10	●	24	●	●	●
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	H7.7	●	0	●	●	
鳥取県	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例	H13.12	●	41	●	●	●
岡山県	岡山県希少野生動植物保護条例	H15.12	●	4	●	●	●
広島県	広島県野生生物の種の保護に関する条例	H6.3	●	11	●	●	●
山口県	山口県希少野生動植物種保護条例	H17.3	●	2	●	●	●
徳島県	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例	H18.3	●	10	●	●	●
香川県	香川県希少野生生物の保護に関する条例	H17.7	●	8	●	●	●
愛媛県	愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例	H20.3	●	0	●	●	●
高知県	高知県希少野生動植物保護条例	H17.10	●	11	●	●	●
佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	H14.10	●	19	●	●	●
長崎県	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	H20.3	●	0	●	●	●
熊本県	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	H16.3	●	40	●	●	●
大分県	大分県希少野生動植物の保護に関する条例	H18.3	●	13	●	●	●
宮崎県	宮崎県野生動植物の保護に関する条例	H17.12	●	42	●	●	●
鹿児島県	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	H15.3	●	42	●	●	
計			27	—	27	27	24
(参考)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	H4.6	●	81	●	●	●

注:「●」は条例等に当該制度が定められていることを示す。「網かけ」は、新・生物多様性国家戦略第 4 回点検時(平成 18 年 3 月現在)から変化のあった箇所。京都府、愛媛県、長崎県は新たに希少種の保護に係る条例を制定し、山梨県は既存の条例を廃止して新たな条例を制定。

出典:都道府県ホームページ、都道府県例規集

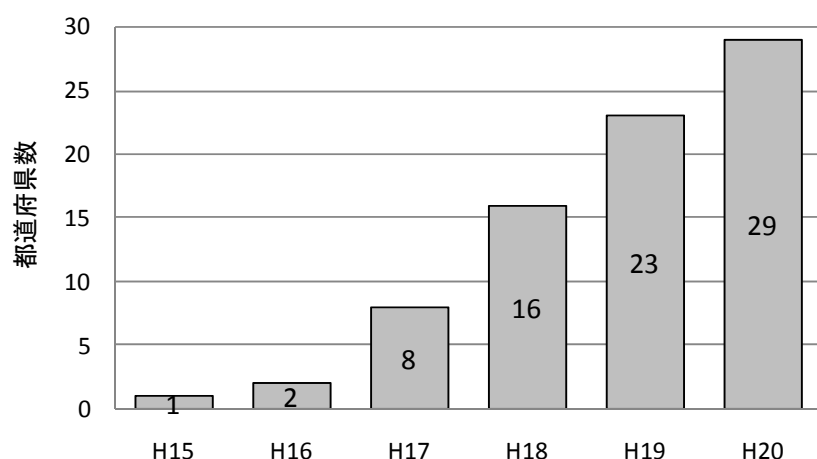


図 2-1-2 森林環境税制度の制定状況（平成 20 年 3 月現在）

注：愛知県は平成 21 年 4 月にあいち森と緑づくり税を導入。

注：埼玉県は自動車税収入額の 1.5%相当額と寄付金を積み立て森林などのみどりの保全・創造を図ることとしており、森林保全に関する独立した税ではないため除外している。

出典：平成 19 年度森林・林業白書（林野庁）

表 2-1-2 生物多様性に関する主な地域計画

	名称	策定日	特徴	概要
北九州市	北九州市 自然環境保 全基本計画	H17.9.8	・市民、NPOと一緒に作り上げ、 進めていく。 ・農業施策、都市性格などの考 え方を組み合わせた総合的な計画	生物多様性を保ちつつ、新たな産業 都市として持続的な発展が可能な都 市づくりを目指すべく、様々な施策を 展開
滋賀県	滋賀県 ピオープ ネットワーク 長期構想	H20.3	・既存の「ふるさと滋賀の野生動 植物との共生に関する基本計 画（H19.3）」に基づいた計画 ・「重要拠点区域」と「生態回廊」を 地図化	・自然環境情報の適切な管理、評価 の実施 ・条例に基づき外来種対策を推進 ・開発事業についての生物多様性へ の配慮を促進
埼玉県	生物多様性 保全県戦略	H20.3	・家庭、事業所等での取組可能事 例の紹介 ・保全施策に関し、ポンチ絵を多 用したわかりやすい取組イメ ージの紹介	・県民、事業者等が各々行動できる ためのガイドとして位置付け ・生物多様性保全の活動を個人単位 から地域単位等広域的活動へ広 げるための方策の呈示
千葉県	生物多様性 ちば県戦略	H20.3.26	・白紙の計画段階から県民参画に よる「千葉方式」を取り入れた県 民主導の計画	・地球温暖化と生物多様性の保全、 再生を一体的に捉える視点 ・生物多様性センターの設置
長崎県	長崎県 生物多様性 保全戦略	H21.3.17	・基本法施行後で全国初の策定 ・多様な主体の役割を明記 ・市町、NPO等への支援事業を創 設	・今後の具体的な取組について事業 例を記載 ・21 長崎県環境づくり推進本部を活 用した県事業の点検、公表の実施
兵庫県	生物多様性 ひょうご戦 略	H21.3.25	・森、川、里地等生態系ごとの状 況を詳細に記述 ・コウノトリの野生復帰等の実績の とりまとめ	・県内の自然環境の現状を把握 ・戦略の効果的な推進のために市 町、近隣府県、事業者、NPO等と 連携
愛知県	あいち 自然環境 保全戦略	H21.3.30	・生態系ネットワークの形成 ・環境保全型農業の推進等、農林 水産業の推進 ・モノづくりをはじめ産業活動が盛 んな愛知県独特の背景のもと、 企業活動と生物多様性の調和 を目指す方向性を呈示	・自然環境保全条例の基本理念を踏 まえた生物多様性の保全と持続的 利用のための全体像を呈示 ・多様な主体の役割と連携による行 動の展開 ・COP10 開催地にふさわしい地域づ くりの指針として策定

出典：環境省資料

②事業者

従来、企業の生物多様性に対する取組は、社会貢献のほか、義務やリスク回避の視点からの配慮が中心でした。しかし、生物多様性に対する取組を前向きなビジネスチャンスとしてとらえ、企業活動と win-win となるような取組を目指す企業が現れつつあります。日本経団連自然保護協議会では、平成 20 年 2 月に生物多様性ワーキング・グループを設置し、生物多様性に関する企業活動の方向性を示すための議論などが進められ、21 年 3 月には、ワーキング・グループの成果を踏まえ、(社)日本経済団体連合会が「日本経団連生物多様性宣言」を発表しました。また、20 年 4 月には、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する学習などを目的とした日本企業による「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」が設立されました。生物多様性条約第 9 回締約国会議 (COP9) や第 4 回世界自然保護会議にさまざまな企業や日本経団連自然保護協議会が参加し、「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」や各種企画への参加、展示などを行いました。

また、生産段階から加工流通段階にいたる事業者が参画することで、実際に生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を促進する取組も進んでいます。「森林管理協議会 (FSC)」や「海洋管理協議会 (MSC)」といった国際的な認証制度のみならず、森林認証制度「『緑の循環』認証会議 (SGEC)」(平成 15 年設立)や水産エコラベル制度「マリン・エコラベル・ジャパン (MEL ジャパン)」(19 年設立)といったわが国独自の認証制度も設立され、認証された林産物や水産物が市場に流通しています。

目的： 生物多様性条約の目的を達成するために、民間企業の関与をさらに高める。

ドイツが議長国を務めた 2008 年の COP9 (ボン) のサイドイベントにおいて提唱。
賛同する企業はリーダーシップ宣言に署名。これまでの参加企業は 38 社。

リーダーシップ宣言

- ◆ 署名企業は条約の 3 つの目的 (保全・持続可能な利用・利益の衡平な配分) に同意し、これを支持する。
- ◆ さらに署名企業は以下のことを約束する。
 - ・ 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う。
 - ・ 環境管理システムに生物多様性保護を盛り込み、その指標を作成する。
 - ・ 生物多様性部門の担当者を決め、Management Board へ報告する。
 - ・ 現実的かつ測定可能な目標を設定し、2～3 年ごとに見直す。
 - ・ 年次報告書、環境報告書等で生物多様性部門の活動と成果を公表する
 - ・ 自社の生物多様性目標を取引先に示し、必要に応じて取引先も巻き込む。
 - ・ 研究機関や NGO 等との協力を目指し、管理システムを継続的に改善する。

日本からの参加企業 (50 音順)

株式会社アレフ、鹿島建設株式会社、サラヤ株式会社、住友信託銀行、積水ハウス株式会社、株式会社電通、富士通株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、森ビル株式会社、株式会社リコー

図 2-1-3 ビジネスと生物多様性イニシアティブ (B&B イニシアティブ) の概要

出典：環境省資料

表 2-1-3 森林及び漁業に関する主な認証制度

〔主な森林認証制度〕

名称／ロゴ(注)	制度の概要	現状
PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) : PEFC 評議会  PEFC/01-44-02 持続可能な森林管理の促進 詳細は: www.pefcasia.org	○各国のステークホルダーにより各国内で策定された森林認証制度間の相互承認を通じて、持続可能な森林管理を世界的に推進するための国際統括組織であるPEFC評議会が運営する森林認証プログラムで、世界最大の森林認証制度。 ○森林認証と林産物のフローに対するCoC (Chain of Custody) 認証がある。	平成 21 年(2009 年)7 月現在、27 カ国の制度が相互承認しており、これらの制度による認証済みの森林は世界で2億2千万 ha 以上に及ぶ。
FSC (Forest Stewardship Council) : 森林管理協議会  FSC のロゴマークはその森林が FSC 森林管理協議会の規程に基づいて認証されていることを意味します。 © 1996 Forest Stewardship Council A.C.	○森林管理に関わる様々な利害関係者に開かれた会員制の組織である FSC による認証制度。 ○森林/林地に適用される森林管理認証 (Forest Management : FM 認証) と、生産・加工・流通過程の管理の認証 (CoC 認証) がある。	FM 認証は、平成 20 年(2008 年)12 月現在、世界 81 か国、954 か所、認証面積 1 億 ha 以上に及ぶ。FSC の原則の中に、生物多様性の保全が含まれている。
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) : 「緑の循環」認証会議 	○日本にふさわしい森林認証制度を創設するため、各界各層の幅広い分野から発起人 74 団体の賛同を得て発足した組織である、「緑の循環」認証会議 (SGEC) が運営する森林認証システム。 ○SGEC 森林認証システムと SGEC 認証林産物流通システムがある。	平成 21 年(2009 年)5 月現在の認証取得森林面積は国内の約 78 万 ha。SGEC の基準の中に、生物多様性の保全が含まれている。

〔主な漁業認証制度〕

名称／ロゴ(注)	制度の概要
MSC (Marine Stewardship Council) : 海洋管理協議会  www.msc.org/jp	○国際的非営利団体である MSC による、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度。 ○漁業者に対する認証と、水産物取引業者等に対する CoC 認証がある。資源状況、生態系への影響、管理システムについて示した「持続可能な漁業のための原則と基準」にのっとり認証審査が行われる。
MEL ジャパン (Marine Eco-Label Japan) : 大日本水産会 	○大日本水産会内に設置する「MEL ジャパン」が運営する制度。大日本水産会事業部が事務局を務める。 ○生産段階認証と流通加工段階認証の 2 種類がある。生産段階認証の基準では、管理体制、対象資源、生態系への配慮の 3 つの要件を基本としている。

出典: 環境省資料

注: ロゴは各認証機関の許可を得て使用している。

③民間団体（NGO・NPO）

NGOなどの市民団体は、生物多様性上重要な地域での保全活動、市民参加型のモニタリング、子どもたちを対象とした自然環境教育など、従来から生物多様性の保全に向けた幅広い活動を行っています。こうしたNGOの活動は、行政では十分にできないものを市民のニーズをとらえて地域に密着して行っているものが多く、地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるうえで重要です。

また、多くの団体がCOP9や第4回世界自然保護会議に参加するなど、活発に活動しています。COP10・MOP5日本開催決定を受け、国内では生物多様性保全に取り組むNGO・NPOが主体となり、生物多様性条約の目的に賛同し、その目的の実現に向けて地球市民の立場から活動を行うことを目的とした「生物多様性条約市民ネットワーク」が平成21年1月に愛知県名古屋市で設立されました。

④民間団体（学術団体）

日本学術会議では、環境学委員会自然環境保全再生分科会が中心となって、生物多様性国家戦略の改定に向けた提言の取りまとめや、生物多様性に関するシンポジウムやヒアリングを行ってきたほか、COP10に向けた取組について検討を行っています。また、平成21年3月の日本生態学会大会では、保全生態学、外来生物、自然再生、地球温暖化、企業活動、持続可能科学といった生物多様性の保全や持続可能な利用に関する各種のシンポジウムや自由集會が開催され、さまざまな分野の研究者による発表や討論が行われました。

また、COP9の開催前に、ドイツのボンで、科学者によるプレコンファレンスが開催され、地球規模での生物多様性の動向をいかに観測するかといった問題などが討議されました。その流れを受けて、平成20年12月には日本生態学会の呼びかけで、国内の関連学術団体や関連機関によるCOP10プレコンファレンス準備委員会設立のための会合が行われました。

⑤主体間連携

各主体同士が有機的に結びついた取組も進んでいます。COP10が開催される地元では、平成20年9月に、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、（社）中部経済連合会などからなる「生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会」が設立され、COP10開催準備のための取組が開始されました。

また、平成21年2月に設置された「生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する円卓会議」（以下、「円卓会議」という。）には、多様な主体が参加し、COP10に向けた多様な各主体間の情報の共有、意見交換、連携の促進などが図られています。

2. 「地域における人と自然の関係を再構築する」に関する取組

(1) 里地里山の保全

里地里山は、二次林や水田等の農地、ため池、草地、人工林等を構成要素としており、人為による適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。希少種が集中して分布している地域の5割以上が里地里山に含まれます。

里地里山の保全再生に向けた多様な主体の取組をさらに全国へと展開していくために、生物多様性などのさまざまな観点から全国の優良事例となりうる里地里山の取組を調査・分析し、里地里山の新たな利活用の方策や都市住民など多様な主体が共有の資源として管理し、持続的に利用する枠組みの構築について検討しました。また、平成19年度から継続して、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、活動場所や専門家の紹介等を実施しました。特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開するなどの取組を推進しました。

また、棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する重要文化的景観保護推進事業を実施しました。

さらに、地域の創意と工夫をより生かした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。また、「上下流連携いきいき流域プロジェクト」により、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施しました。

(2) 鳥獣の保護管理の推進

①鳥獣保護事業及び鳥獣に関する調査研究等の推進

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促し、鳥獣保護行政の全般的ガイドラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。

また、渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーションにおける鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査、シギ・チドリ類の定点調査等を実施しました。

また、野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として釧路市において第63回「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。

②適正な狩猟と鳥獣管理の推進

適切な狩猟が鳥獣の個体数管理に果たす効果等にかんがみ、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、事故及び違法行為の防止を徹底し、適正な狩猟を推進するための助言を行いました。また、狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約19万人（平成18年度）まで減少し、高齢化も進んでいるため、被害防止のための捕獲に当たる従事者の確保が困難な地域も見られるなど鳥獣保護管理の担い手の育成及び確保が求められている

ことから、狩猟者等現場における鳥獣保護管理の担い手の育成のための研修事業を実施するとともに、鳥獣保護管理に係る人材登録制度を開始しました。

さらに、都道府県の特特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理実施状況を調査・分析したほか、特特定鳥獣保護管理計画の目的推進のため、モニタリング手法等に関する調査を実施しました。

特特定鳥獣保護管理計画技術研修会を開催し、都道府県による計画作成を促し、科学的、計画的な鳥獣保護管理を推進しました。関東地域におけるカワウの保護管理については、協議会が作成した指針に基づき、一斉追い払い等の事業を実施するとともに、中部・近畿地域においても協議会を開催し関係者間の情報の共有を行いました。

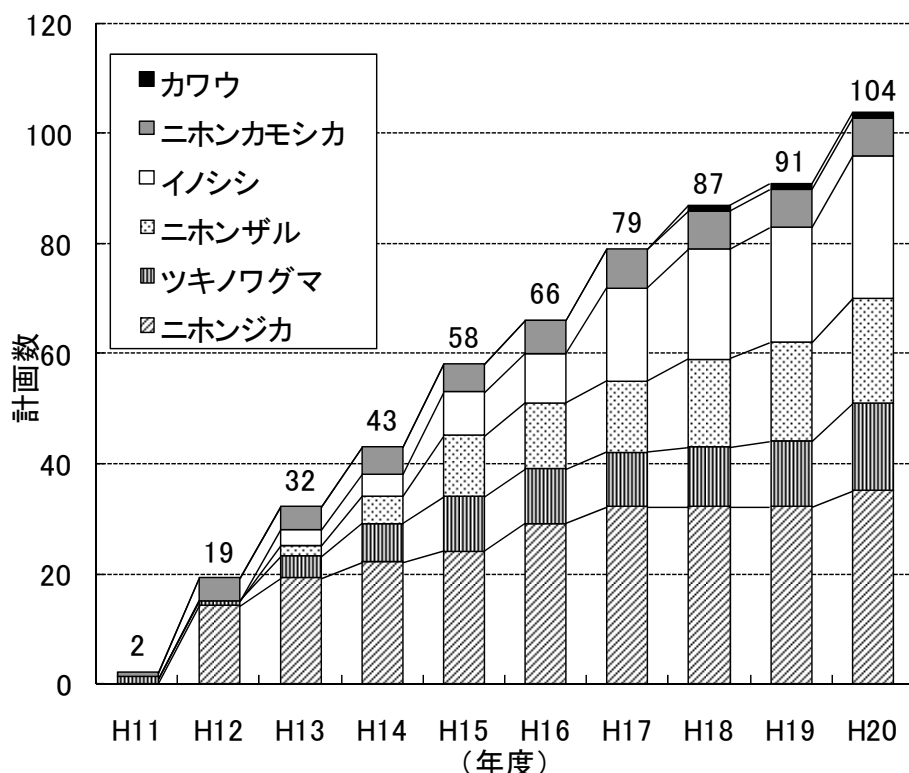


図 2-2-1 特特定鳥獣保護管理計画策定数の推移

出典：環境省資料

③鳥獣による農林漁業等への被害対策

野生獣類の効果的な追い上げ技術の開発等の試験研究、防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止システムの整備、被害防止マニュアルの作成等の対策を推進するとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。

また、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）が成立し、平成 20 年 2 月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

また、近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、被害を受ける定置網の強度強化を促進しました。

④国指定鳥獣保護区における渡り鳥等の保護対策

渡り鳥の保護対策として、出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルの生息環境の保全、整備を実施するとともに、越冬地の分散を図るための地域活動の推進、普及啓発等の事業を実施しました。

また、わが国有数の渡り鳥の渡来地の一つである谷津干潟において、生息環境の調査等の事業を実施しました。

鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区の生息地の保護及び整備を図るため、浜頓別クッチャロ湖（北海道）、宮島沼（北海道）、片野鴨池（石川県）、漫湖（沖縄県）において保全事業を実施しました。

⑤野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策

平成 20 年春の十和田湖等における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を整備するとともに、全国における高病原性鳥インフルエンザウイルスに係るサーベイランス体制を構築しました。また、マニュアルに基づき、ウイルス保有状況調査を全国で実施しました。この調査では高病原性鳥インフルエンザウイルスは確認されませんでした。

平成 17 年度から実施の人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査を継続するとともに、国指定鳥獣保護区への渡り鳥の飛来状況の情報提供をホームページ等を通じて行いました。

（３）希少野生動植物種の保存

①絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく取組

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種に 9 種の追加、1 種の削除を行い、国内希少野生動植物は、哺乳類 4 種、鳥類 38 種、爬虫類 1 種、両生類 1 種、汽水・淡水魚類 4 種、昆虫類 10 種、植物 23 種の 81 種となりました。同法に基づき指定している全国で 9 か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。新たに 9 種の国内希少野生動植物種について保護増殖事業計画を策定し、計 47 種に対し、個体の繁殖や生息地の整備等の保護増殖事業を行っています。平成 20 年 9 月には、佐渡島においてトキ 10 羽を放鳥しました。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）及び二国間の渡り鳥等保護条約等により、国際的に協力して保存を図るべき 677 種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成 21 年 3 月末現在 8 か所設置しています。

表 2-2-1 国内希少野生動植物種に新たに指定された種の概要

和 名	減 少 要 因
オガサワラシジミ	グリーンアノールによる捕食が圧迫要因として考えられるほか、台風による被害や開発による影響、アカギ等外来種の侵入による植生の変化も減少要因としての可能性が指摘されている。
オガサワラハンミョウ	開発や捕獲が減少要因となっているほか、自然条件下での植生遷移も圧迫要因と考えられる。
オガサワラアオイトトンボ	父島では外来種であるグリーンアノールの捕食圧によって絶滅したものと考えられる。また、開発による環境の悪化や乾燥化、マニアによる採取も圧迫要因となっている。
ハナダカトンボ	父島では外来種であるグリーンアノールの捕食圧によって絶滅したものと考えられる。また、開発による環境の悪化や乾燥化、マニアによる採取も圧迫要因となっている。
オガサワラトンボ	父島、母島では外来種であるグリーンアノールの捕食圧によって絶滅したものと考えられるほか、開発による環境の悪化も圧迫要因として考えられる。また、2004 年の干ばつによる影響で、個体数が激減した。
ヒメタニワタリ	アフリカマイマイによる食害。また、台風等による生育地の崩壊も影響を与えている。
コヘラナレン	ヤギによる食害が最大の圧迫要因。また、台風による生育地の崩落も影響を与えている。
ウチダシクロキ	ヤギによる食害。また、台風による生育地の崩落も影響を与えている。
シマカコソウ	父島ではヤギによる食害が本種の最大の圧迫要因。母島では台風による生育地の崩落が圧迫要因となっている。

出典：環境省資料

注：いずれも平成20年7月25日指定

表 2-2-2 トキの野生復帰に関する取組の経緯

S56 (1981)	・最後の野生のトキ5羽を佐渡島において全て捕獲 ・人工繁殖に本格着手	 出典：佐渡トキ保護センター
H11(1999)	・中国から贈呈された友友・洋洋の間に優優が誕生	
H12(2000)	・優優のパートナーとして美美が中国より到着	
H15(2003)	・日本の野生生まれ最後のトキ「キン」死亡 ・トキと共生できる地域づくりのための「環境再生ビジョン」策定 →平成 27 年頃に小佐渡東部地域に 60 羽のトキを定着させるとの目標が定められる	
H16(2004)	・種の保存法に基づきトキ保護増殖事業計画を改訂(農林水産省、国土交通省、環境省)	
H19(2007)	・中国から華陽、溢水が到着	
H20(2008)	・10 羽のトキを 9 月 25 日、野生下に放鳥 →うち、オス1羽は放鳥直後より不明。メス1羽は 12 月 14 日に死亡を確認、メス1羽は 3 月 18 日に新潟県胎内市で確認後不明。残るオス 4 羽は佐渡島、メス 3 羽は本州(糸魚川市、黒部市、新潟市)で確認(7/6 現在)。	
H21(2009)	・飼育下で計 153 羽(110 羽+ヒナ 43 羽。7 月 6 日現在)。	

出典：環境省資料

②猛禽類保護への対応

絶滅のおそれがある猛禽類のうち、イヌワシ、クマタカについて、繁殖状況のモニタ

リング、行動圏内における利用環境の分析等を実施しました。

③海棲動物の保護と管理

沖縄本島周辺海域に生息するジュゴンについては、地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

（４）外来種等への対応

①外来種対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づき、96 種類の特定外来生物（平成 21 年 3 月現在）の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄本島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林でのアカギ等の外来種の駆除のほか、アライグマ、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、オオクチバス等についての防除モデル事業等、具体的な対策を進めています。

また、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

表 2-2-3 奄美大島におけるマングースの捕獲効率の推移

年度	捕獲努力量 (わな日)	捕獲数 (頭)	捕獲効率(CPUE): 100 わな日あたりの 捕獲数
H16	318,715	2,524	0.79
H17	630,822	2,591	0.41
H18	1,051,026	2,713	0.25
H19	1,379,410	783	0.06
H20	1,899,238	947	0.05

- ・ マングースによるアマミノクロウサギ等の希少種への影響が指摘されており、平成 12 年度より防除事業を実施。
- ・ 平成 19、20 年度の捕獲効率(捕獲しやすさ)が 18 年度比で約 1/5 に低下していることから、捕獲事業により生息密度が低下していると考えられる。

出典:環境省資料

②遺伝子組換え生物への対応

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「カルタヘナ議定書」という。）を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）に基づき、平成 21 年 3 月末現在、137 件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（<http://www.bch.biodic.go.jp/>）を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、主要な輸

入港周辺等において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査などを行いました。

（５）飼養動物の愛護・管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の適切かつ着実な運用を図るため、平成 18 年 10 月に策定された動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき各種施策を総合的に推進しました。また、これら各種施策の進捗状況についての点検を行いました。

広く国民が動物の虐待の防止や適正な取扱いなどに関して正しい知識と理解を持つため、動物愛護週間（9 月 20 日～26 日）に、関係行政機関、団体との協力の下、「動物愛護管理功労者表彰」、「動物愛護ふれあいフェスティバル」等の催しを実施しました。また、動物愛護週間に関するポスターのデザインコンクールを実施しました。

基本指針等を踏まえ、飼養放棄等によって都道府県等に引取りや収容された動物の譲渡及び返還を促進するため、適正譲渡講習会の実施や DVD 教材の作成等を実施したほか、再飼養支援データベース・ネットワークシステムの一層の充実を図りました。

マイクロチップ等による個別識別措置の推進については、個別識別データに関するデータベースの運用を行うとともに、個体識別措置についてのポスターやパンフレットの作成・配布を行いました。

また、平成 19 年 3 月以降、アメリカで有害な原料を含むペットフードに起因する犬や猫の死亡事故が発生したこと等を受け、第 169 回通常国会に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」案を提出し、平成 20 年 6 月に成立、21 年 6 月から施行されました。

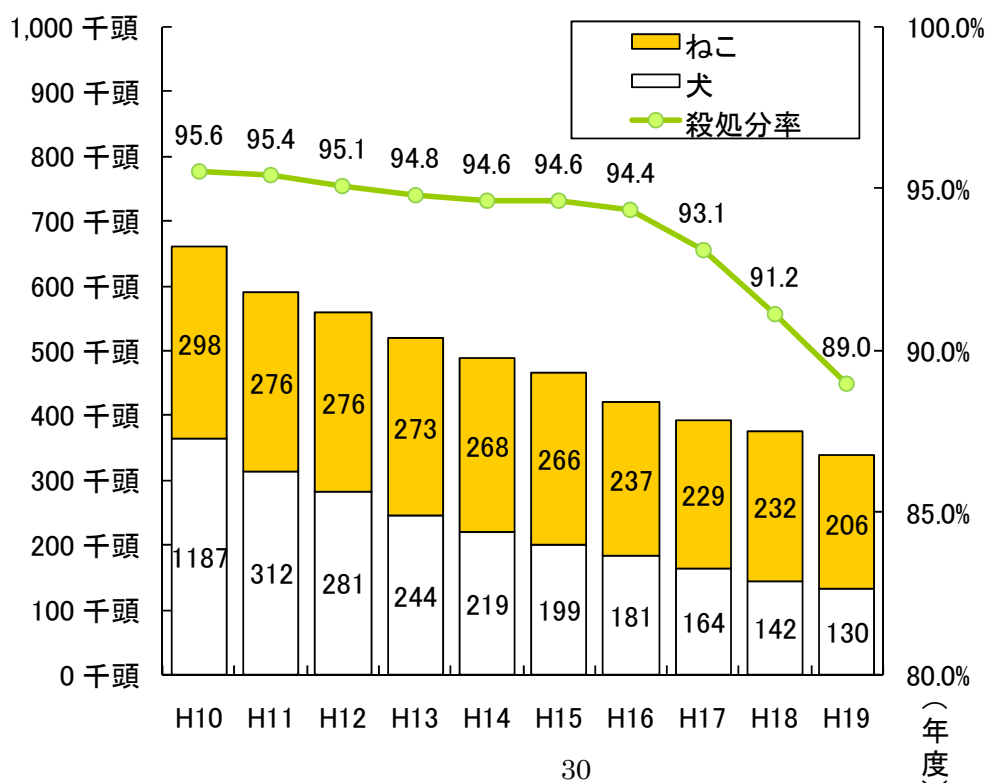


図 2-2-2 全国の犬・ねこの引取数の推移

出典：環境省資料

注：平成 17 年度以前の犬の引取数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値である。

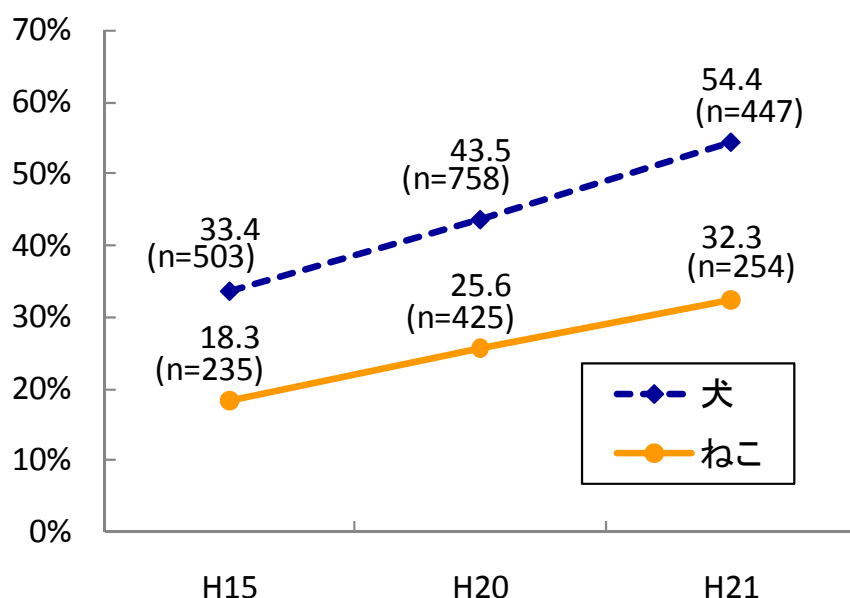


図 2-2-3 犬・ねこの所有明示措置の実施率

出典：環境省資料

（６）遺伝資源などの持続可能な利用

①遺伝資源の利用と保存

熱帯林の乱伐や農業の近代化に伴う開発などによる生物遺伝資源消失の危険性が一層増大しており、遺伝資源の収集などが難しくなっています。そのような中で、生物の多様性を保全する意味からも貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野においては、農業生物資源は「農業生物資源ジーンバンク事業」として独立行政法人農業生物資源研究所のセンターバンクと 5 つの独立行政法人などのサブバンクが、林木などの森林・林業に関する生物については独立行政法人森林総合研究所が、また、水産生物については独立行政法人水産総合研究センターが組織的に取り組み、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の国内外の遺伝資源の収集、分類、保存などを行っています。この結果、食料・農業関係の植物遺伝資源 24 万点をはじめとして、世界有数の保存点数を誇るジーンバンクとして機能しており、研究開発資料として利用者に配布及びその情報の提供が図られています。平成 20 年度においては、国内・国外で探索を行い、新たに植物遺伝資源約 6,000 点等を追加しました。その他、インド及びラオスから研究者を受け入れ、遺伝資源の保護と利用のための研修を行いました。

また、「林木育種戦略」に基づき、絶滅の危機に瀕している種等の希少・貴重な林木遺伝資源の保全を図るとともに、林木の新品種の開発に不可欠な育種素材として利用価値

の高い林木遺伝資源等を確保するため、その収集・保存を進めました。さらに、林木遺伝資源の有効利用を図るため、特性評価、情報管理及び配布を行いました。

②微生物資源の利用

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の持続可能な利用の促進を図りました。

③バイオマス資源の利用

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化の観点から、バイオマスを総合的かつ効率的に最大限利活用することが重要です。このため、「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年 3 月閣議決定）」に基づき、関係 7 府省連携のもと、持続的に発展可能な社会の早期実現に向け取り組みました。このうち、バイオ燃料の利用促進については、平成 19 年 2 月に総理報告した「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」に基づき、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）の着実な運用やバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置等の施策を実施しました。また、食料の安定供給と両立できる稲わらや間伐材等の非食用資源から効率的にバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を推進しました。地域のバイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウンについては、22 年に 300 地区程度の構想策定を目標に施策を推進し、21 年 3 月末現在で 197 地区が公表しています。

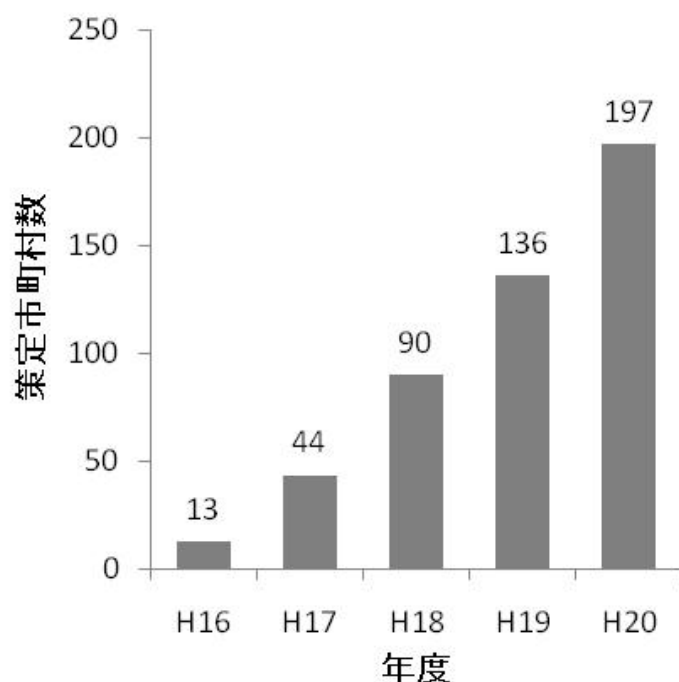


図 2-2-4 バイオマスタウン構想の策定市町村数

出典：農林水産省資料

注：初めて策定された年度で集計。改訂公表は含まない。

注：市町村合併による改訂も追加集計せず、その時点での合計策定市町村数を示した。

3. 「森・里・川・海のつながりを確保する」に関する取組

(1) 生態系ネットワークの形成

平成 19 年度策定の三次戦略及び平成 20 年度策定の「国土形成計画（全国計画）」において、生態系のネットワーク形成を通じた自然の保全・再生を図ることの重要性が位置づけられており、平成 20 年度には広域レベルなどにおいて具体的な構想の検討を行いました。また、国有林においては、平成 12 年より「緑の回廊」の設定を進めており、平成 20 年 4 月現在、24 か所約 509 千ヘクタールが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査を実施しています。

(2) 自然再生の推進

平成 21 年 7 月末現在、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）に基づく自然再生協議会が全国で 21 か所設立されています。この中で、同月までに 20 か所で自然再生全体構想が作成され、うち 13 か所で自然再生事業実施計画が作成されました。また、自然再生推進法施行後 5 年を経過したことから、各地域における事業実施状況や課題などを検証し、三次戦略及び生物多様性基本法を踏まえ、平成 20 年 10 月に自然再生基本方針の一部変更を閣議決定しました。

平成 14 年度から本格実施した自然再生事業については、20 年度において直轄事業を 7 地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業を 12 地区、計 19 地区で実施しました。このうち 14 地区は整備事業段階にあり、5 地区で整備事業に向けた調査計画を実施するとともに、自然再生を通じた自然環境学習の取組を行いました。

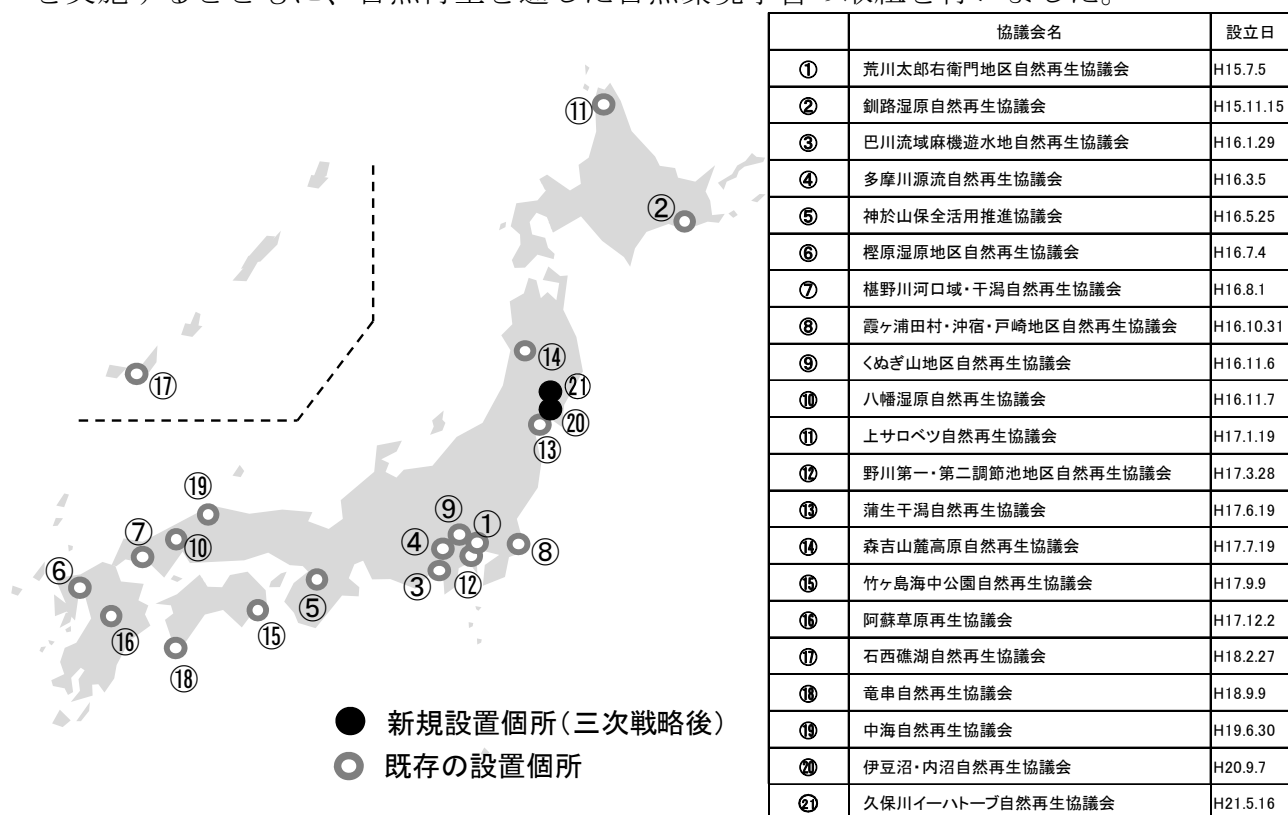


図 2-3-1 自然再生協議会の設置箇所（平成 21 年 7 月現在）

出典：環境省資料

（３）重要地域の保全

①自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づき、原生自然環境保全地域として 5 地域 5,631 ヘクタール、自然環境保全地域として 10 地域 21,593 ヘクタールを指定しています。都道府県が条例に基づき指定する都道府県自然環境保全地域は 536 地域 76,398 ヘクタールとなりました。

また、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の見直しと併せて、自然環境保全地域制度において今後必要な措置について検討を重ねました。これを受け、自然環境保全法の一部を改正する法律案を第 171 回通常国会に提出し、平成 21 年 5 月に成立しました。

②自然公園

ア 自然公園法等の見直し

わが国の生物多様性の保全及び持続可能な利用施策の基本となるべき、三次戦略の策定、さらには、生物多様性基本法の制定及び施行があり、これまで国土の生物多様性保全の屋台骨としての役割を果たしてきた国立・国定公園に対しても、生物多様性保全施策の推進の観点から、さらなる施策の充実が求められています。また、海洋基本法（平成 19 年 7 月法律第 33 号）の制定や、同法に基づく海洋基本計画の策定により、海域の生物多様性保全の取り組みが求められているところです。

このような状況を踏まえ、平成 20 年 10 月、中央環境審議会に対し「自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について」諮問を行い、検討を重ねた結果、国立・国定公園における生物多様性保全の充実等の方策がとりまとめられ、平成 21 年 2 月に環境大臣に対して答申がなされました。

これを受けて、自然公園法の一部を改正する法律案を第 171 回通常国会に提出し、平成 21 年 6 月に公布されました。

イ 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の 14.3%を占めています。

国立・国定公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。国立公園にあっては小笠原国立公園のほか 6 公園において、国定公園にあっては鳥海国定公園のほか 4 公園において、合計 12 公園の公園区域または公園計画を見直しました。

ウ 自然公園の管理の充実

吉野熊野国立公園の西大台地区を、全国で初めてとなる利用調整地区に指定し、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を行っています。

また、平成 21 年 6 月末現在、自然公園法に基づく公園管理団体は、国立公園で 5 団体と国定公園で 2 団体が指定されています。知床では、2 つの団体が、森林の再生、登山道等の補修、調査研究、清掃など、浅間山麓では自然環境の調査研究、自然情報の提供、適正なマナーの普及啓発、利用の助言などが行われています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、国立公園内の海岸漂着ゴミ等の清掃、外来種の駆除、景観対策として

の展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除等の作業を国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業により行いました。さらに、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

エ 自然公園における環境保全対策

国立公園等の利用施設に、太陽光発電などの自然エネルギーを利用した設備を導入するとともに、国立・国定公園内の植生、動物、自然景観の保護、復元等を目的とした植生復元施設、自然再生施設等の整備を推進しました。

自然公園の利用者がもたらすごみは、美観や悪臭の問題だけでなく生態系にも悪影響を及ぼすことがあるため、8月第1日曜日の「自然公園クリーンデー」に全国の自然公園で一斉に美化清掃活動を行うなど、関係地方公共団体等と協力し清掃活動を行いました。

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等が生じているため、国立公園内における自動車利用適正化要綱に基づき、中部山岳国立公園の上高地等で自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。自動車利用適正化対策は、平成19年3月末現在17国立公園の26地区で実施されています。

国立公園等の山岳地域における環境浄化及び安全対策を図るため、山小屋事業者等がし尿・廃水処理施設等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成20年度は主に北アルプス等の山小屋のし尿処理施設の整備を実施しました。

国立公園のうち自然保護上特に重要な地域では、厳正な保護を図るため民有地の買上げを行いました。

③鳥獣保護区、生息地等保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要がある区域を国指定鳥獣保護区に指定しており、平成21年3月末現在、全国で指定されている国指定鳥獣保護区は69か所、548,012ヘクタール、同特別保護地区は56か所、145,619ヘクタールとなっています。

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成21年3月末現在、全国で指定されている生息地等保護区は9か所、885.48ヘクタール、管理地区は9か所、385.37ヘクタールとなっています。

④名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物等で学術上価値の高いものを天然記念物に指定しており、平成21年3月1日現在、名勝（自然的なもの）は148件（うち特別名勝12件）、天然記念物は980件（うち特別天然記念物75件）を指定しています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など22件について再生事業を実施しました。

⑤保護林、保安林

国有林においては、原生的な自然環境の維持、貴重な野生動植物の生息・生育地の保護、その他の自然環境の保全に配慮した管理を行う必要がある国有林の区域を保護林に設定し、保護林モニタリング調査等の適切な保護管理を行いました。平成 20 年 4 月現在で 841 か所、約 78 万ヘクタールの保護林が設定されています。

水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、平成 30 年度末の計画量である 1,245 万 ha に基づき、保安林としての指定を計画的に推進し、平成 19 年度末現在の保安林の指定面積は 1,188 万 ha となっています。

⑥景観の保全

景観の保全に関しては、自然公園法によってすぐれた自然の風景地を保護しているほか、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、平成 21 年 7 月現在、青森県、秦野市（神奈川県）など、177 景観行政団体で景観計画が定められています。また、文化財保護法により、21 年 3 月 1 日までに、人と自然との関わりの中でつくり出されてきた重要文化的景観を 15 地域選定しています。

また、良好な河川、海岸、砂防等の景観の形成・保全の促進を図るため、「河川景観ガイドライン」、「海岸景観形成ガイドライン」及び「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」等に基づき景観に配慮した取り組みを推進しました。

⑦ナショナル・トラスト活動

国民自らが寄付を募り、自然環境や文化遺産などを取得、保全・活用するナショナル・トラスト活動をさらに促進するため、ナショナル・トラスト活動を行う特定公益増進法人に対する寄付に関して税制優遇措置を講じています。また、ナショナル・トラスト活動による企業遊休地等の活用に向けた調査の実施等、普及啓発のための施策を講じました。

（４）農林水産業

農林水産業は自然の循環機能を利用するとともに、多くの生きものに対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全は不可欠です。

このため、「農林水産省生物多様性戦略」（平成 19 年 7 月）に基づき、①田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等）、②森林の保全（適切な間伐等）、③里海・海洋の保全（藻場・干潟の造成、維持・管理等）など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しました。

また、これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発を進めました。

（５）森林・農地

①森林

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。

また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採・転用等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため、周辺の生態系に配慮しつつ荒廃地等の復旧整備や機能の低い森林の整備等を行う治山事業を計画的に実施したほか、松くい虫等の病虫害や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策や森林保全推進員による森林パトロールの実施、啓発活動等を推進しました。

さらに、森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、企業、森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動、全国植樹祭等国土緑化行事及び「みどりの日」・「みどりの月間」を中心に行う緑化運動、巨樹・巨木林や里山林等身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発及び普及啓発活動を支援するとともに、森林でのさまざまな体験活動を通じて、森林の持つ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や里山林の保全・利用活用など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。

森林の状態とその変化の動向を継続的に把握するための森林資源モニタリング調査を実施するとともに、これまでのデータを活用して動態変化を解析する手法の検討を行いました。

森林の生物多様性の保全については、農林水産省生物多様性戦略を踏まえた具体的な推進方策をとりまとめるため、平成 20 年 12 月に「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、平成 21 年 7 月に「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」として報告しました。

国有林野については、森林の持つ公益的機能の維持増進に向けて、針広混交林化や複層林化など地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進しています。また、平成 20 年 12 月には、生物多様性の保全などを盛り込んだ新たな「国有林野の管理経営に関する基本計画」を策定したところです。

②農地

生活環境の整備等を生態系の保全に配慮しながら総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物や生息環境の情報の調査・地理情報化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との生態系ネットワーク化を図る技術の開発を進めました。また、地域住民や農家等が認識している種を「保全指標種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備事業を推進しました。さらに、水田周辺地域（農業用水路等）の生態系の現状把握を行うため「田んぼの生きもの調査」を実施しました。また、農業生産活動と調和した自然環境の保全・再生活動の普及・啓発のため、「田園自然再生活動コンクール」を実施するとともに、活動上の新たな課題に対する技術的支援を実施しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進したほか、農村の景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワー

ク)の推進を図るための事業を行いました。

田園自然再生関連対策として、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めるとともに、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施しました。また、農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を推進しました。

農業の多面的機能の基礎である農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、効果の高い地域ぐるみの共同活動と環境保全に向けた先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する施策を実施しました。

また、資源の循環的な利用、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減及びそれを通じた生物多様性の維持等の自然環境の保全を図る観点から、引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の育成等を推進するとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき、平成19年に有機農業の推進に関する基本的な方針を策定し、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成などを実施しました。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき、家畜排せつ物の利活用に必要なたい肥処理施設等の整備に関する事業を推進するとともに、金融・税制上の措置を講じたほか、食品残さ等未利用資源の飼料化施設等の整備に取り組みました。都市部の農地においては、都市住民への農産物の供給や都市住民の交流の場としての活用を図るため、簡易な基盤整備や市民農園の整備等を推進しました。

（6）都市緑地等

①都市公園の整備等

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、「都市公園事業」の推進を図りました。また、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備等を総合的に支援する「緑地環境整備総合支援事業」の推進を図りました。市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして樹林帯を形成することにより、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出するとともに、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出に寄与しました。

また、過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や再生水の利用などによる水辺の保全・創出を図り、自然環境の確保に取り組みました。

②緑地保全及び都市緑化等の推進

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿

圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地の指定や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区指定の推進を図りました。

③国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

④道路緑化

CO₂の吸収により地球温暖化を防止するなど環境負荷を低減するとともに、良好な景観を形成するため、全国的に植樹や道路のり面緑化等の道路緑化を実施しました。

⑤緑化推進運動への取組

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。

また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、その普及啓発に係る活動を実施しました。

⑥環境不動産への投資の活性化

省エネルギー、低炭素化、生物多様性など環境の観点から質の高い不動産ストックの形成促進を図るため、不動産の環境価値が投資家など市場参加者に認識・評価されるための情報提供のあり方等について検討します。

（7）河川・湿原等

①河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース（<http://www3.river.go.jp/IDC/index.html>）として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

地域住民やNPO、関係機関等と連携を図りながら、河川や乾燥化傾向にある湿地や干潟などの再生を進めることにより、生物の良好な生息・生育環境を復元しています。また、平成 18 年 10 月に策定した「多自然川づくり基本方針」及び 20 年 3 月に策定した「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づき、より一層、河川環境の保全と創出に向けた取組を推進しました。さらに、災害復旧事業においても「美しい山河を守る災

害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全に配慮してきました。

また、水系を全体的に捉え、河川とダムの連携を図りつつ、河川環境の保全を目的とする「水系環境整備事業」を実施し、ダム貯水池においても湖岸の整備や緑化対策等によってダム湖の活用や親水性の向上を図りました。

さらに、河川・湖沼の水質改善に向けた下水道の普及促進に加え、下水道の高度処理の推進、合流式下水道の改善の推進を行いました。また、雨水の利用や、地下水涵養機能も重視した雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて「新世代下水道支援事業制度」を活用し取り組みました。

土砂災害の防止の実施に当たり、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流・里山の環境等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などにより、里地里山などの多様な自然共生型の砂防事業を推進しました。また、土砂災害の防止とあわせて、すぐれた自然環境や社会的環境を持つ地域等の溪流において、「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」を活用し、自然環境との調和を図り、良好な溪流環境の再生や歴史的価値を有する砂防設備を活用した周辺環境整備など、個々の溪流の特色を生かした砂防事業を展開しました。

がけ崩れ対策においては、貴重な緑の空間である斜面環境・景観を保全しつつ安全度を向上するため、既存樹木を活用した緑の斜面工法による斜面整備及び崩壊土砂を捕捉する緩衝樹林帯整備を推進しました。

②湿地の保全・再生

湿原等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿原などは全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じることが必要です。

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約」（以下「ラムサール条約」という。）に基づき、平成20年10月国際的に重要な湿地として、これまでの33か所に加え4か所が新たに登録されました。

過去の開発等により失われた河川などの良好な自然環境の保全・再生を図るため、20年は、釧路川等36水系において湿地等の整備に取り組みました。

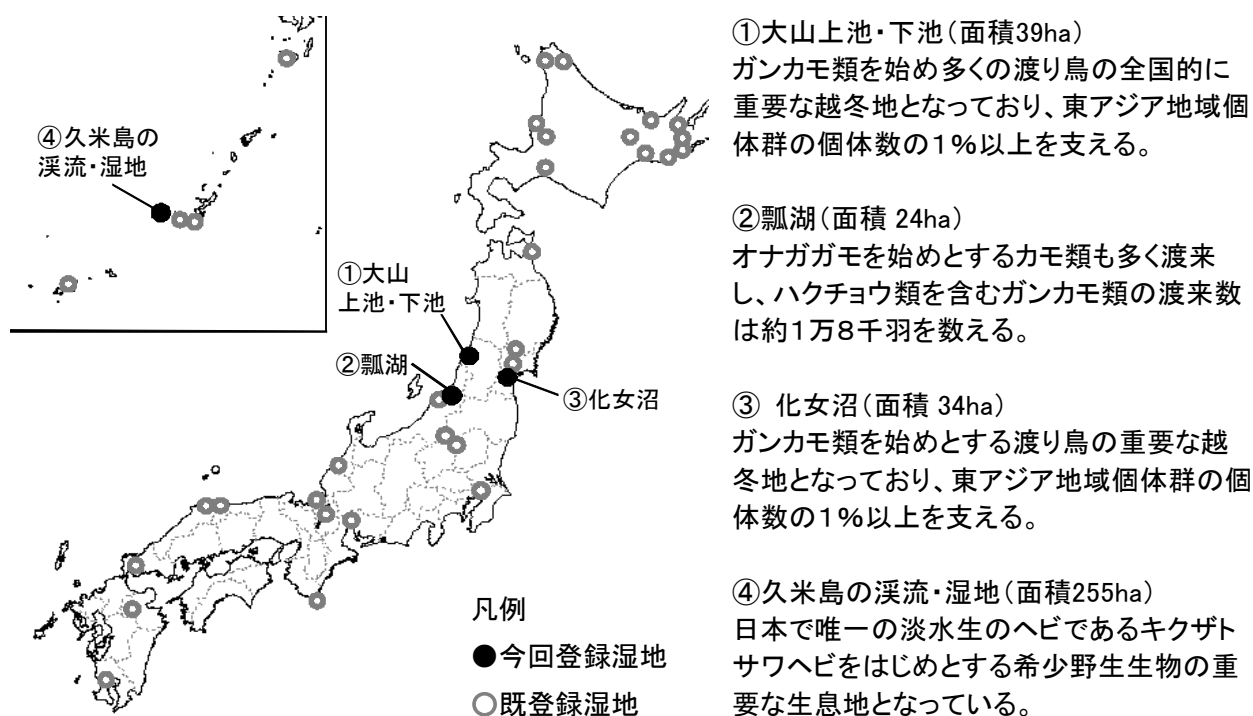


図 2-3-2 ラムサール条約新規登録湿地の概要

出典：環境省資料

③山地から海岸までの総合的な土砂管理の取組の推進

近年、土砂の流れの変化による河川環境の悪化や、陸域から海域への土砂供給の減少、沿岸での漂砂移動の変化等による海岸侵食等の土砂管理上の問題が顕在化しています。このため、土砂の流れに関する問題の解決や、自然環境、景観の保全を図るため、総合的な土砂管理の取組を関係機関との連携を図りつつ実施しています。具体的には、透過型砂防えん堤の設置、ダムでの土砂バイパス、砂利採取規制、海岸でのサンドリサイクル等を実施するとともに、土砂管理技術の検討・開発を推進しています。

(8) 沿岸・海洋域

①沿岸・海洋域の保全

海洋基本法に基づく海洋基本計画の策定（平成 20 年 3 月）を受けて、わが国における海洋保護区の設定のあり方の明確化等の施策を推進するため、海洋の生物多様性に係る情報の収集等に着手しました。

ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づく乗入れ規制地区に指定されている地区においてオフロード車等の進入を禁止するなどにより保護を図りました。

また、「生態系多様性調査（浅海域生態系調査）」において、全国約 120 か所の藻場の生物相を把握する調査の結果をとりまとめたほか、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）では、磯、干潟、アマモ場及び藻場の、計 20 サイトについて新たにモニタリングを開始しました。

加えて、閉鎖性水域の水質改善に向けた下水道の高度処理の推進、合流式下水道の改善、三大湾等の海の再生の取組み、有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査や海域環境情報システムの運用等を行いました。

2008 年（平成 20 年）の国際サンゴ礁年を記念して、平成 20 年 6 月には東京で「サンゴ礁フェスティバル」を開催したほか、サンゴ礁保全の総合的な取組を推進するためのサンゴ礁保全行動計画の策定に着手しました。

②水産資源の保護管理の推進

水産資源の保護・管理については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、①保護水面の管理等、②「資源回復計画」の作成・実施、③外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、④ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等調査、⑤ウミガメ（ヒメウミガメ、オサガメ）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、コククジラ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、⑥減少の著しい水生生物に関するデータブックの掲載種に係る現地調査及び保護手法の検討、⑦サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進、⑧混獲防止技術の開発等を実施しました。

③港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港湾では、開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪としてとらえた「港湾行政のグリーン化」を図るため、水質・底質を改善する汚泥しゅんせつや、覆砂・干潟の創出及び緑地の整備などを推進しました。また、にぎわいの場となる「美しいみなと」を実現するため、平成 20 年度は横浜港等 63 港で緑地等を整備し、堺泉北港等 11 港で干潟等の整備を行ったほか、東京港中央防波堤内側、大阪湾堺臨海部、並びに同尼崎臨海部における大規模緑地の創出に取り組みました。さらに、海洋環境整備船による漂流ゴミ・油の回収や、放置艇の解消を目指した船舶等の放置等禁止区域の指定とボートパークの整備、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、生物の育成場として重要な藻場・干潟の整備や底質改善（ふく砂、しゅんせつ、海底耕うん等）の整備を行う水域環境保全対策を全国 63 地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国 41 地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に 46 都道府県で取り組みました。さらに、効果的な磯焼け対策の順応的管理手法を示した磯焼け対策ガイドラインを活用した講演会や技術サポートを実施し、対策の普及・啓発に取り組みました。

④海岸における環境の整備

快適で潤いのある海岸環境の保全と創出を図るため、砂浜の保全・復元により生物の生育・生息地を確保しつつ、景観上もすぐれた人と海の自然のふれあいの場を整備する「海岸環境整備事業」を、全国 78 か所で実施しました。また、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等进行处理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して、一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充しました。

4. 「地球規模の視野を持って行動する」に関する取組

(1) 生物多様性条約COP10に向けた取組

わが国が招致に向けて取り組んできた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）については、2008年5月に開催されたCOP9（ドイツ・ボン）において、2010年10月に愛知県名古屋市で開催されることが決定しました。

これを受けて、平成20年9月にCOP10及びMOP5のわが国開催に関する関係省庁連絡会議を設置し、開催地の関係者との連携のもとに準備を開始しました。また、準備の過程から多様な主体が参画できるよう情報共有のための円卓会議を設置しました。

COP10が開催される2010年は、「2010年目標」の達成年にあたり、2010年目標の達成状況の評価とその後の目標を含む生物多様性条約戦略計画が議論されます。また、条約の目的の一つである遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的な枠組みについての検討作業を終了させることになっています。さらに、COP10に先立ち開催されるMOP5では、「責任と救済」に関する国際的な取り決めについて議論が行われ、何らかの法的拘束力のある文書の採択に向けた作業が行われます。このように、COP10やMOP5は、条約や議定書に関する今後の方向性や国際的なルールづくりに関する重要な議論が行われる節目の会議となり、国連は、COP10の開催される2010年を「国際生物多様性年」に定めています。それ以外にも、COP10では、保護地域、持続可能な利用、資金メカニズム、科学的基盤の強化、気候変動と生物多様性、民間参画など、さまざまな重要議題が予定されています。

わが国は議長国として、国際的にも極めて重要なこれらの会議を円滑に運営するだけでなく、主催国として、日本の取組や経験をさまざまな議題に反映させるとともに、実効性があり、実現可能な決定が行われるよう会議を取りまとめ、成功に導く重要な役割を果たさなければなりません。一方、COP10・MOP5は、わが国で開催される生物多様性分野で初めての大規模な国際会議となることから、国内での生物多様性に関する認識を深めるとともに、国際的な動向を反映させつつ、各種施策を飛躍的に進める契機となるようさまざまな取組を進める必要があります。

表 2-4-1 COP10・MOP5で予定される主な議題

	主な議題
生物多様性条約 第10回締約国会議(COP10)	○ 生物多様性条約戦略計画の改定 ○ 遺伝資源の取得と利益配分の国際的枠組み ○ 保護地域 ○ 生物多様性の持続可能な利用 ○ 資金メカニズム(生態系サービスの評価を含む) ○ 科学的基盤の強化 ○ 気候変動と生物多様性 ○ 民間参画 ○ 海洋及び沿岸の生物多様性 ○ 都市と生物多様性 など
カルタヘナ議定書 第5回締約国会議(MOP5)	○ カルタヘナ議定書戦略計画の改定 ○ カルタヘナ議定書「責任と救済」 など

（２）SATOYAMAイニシアティブの推進

世界の自然共生の智慧や伝統等を収集・調査し、日本の取組と合わせて、地球全体での自然共生社会実現のために活用することを「SATOYAMAイニシアティブ」としてCOP10で世界に提案することとしており、COP9で環境大臣がその取組の促進を国際社会に表明しました。平成20年5月に開催されたG8環境大臣会合でその国際的な推進が合意されたほか、平成21年4月のG8環境大臣会合で採択されたシラクサ宣言においても言及されるなど、SATOYAMAイニシアティブ推進のための取組を進めました。

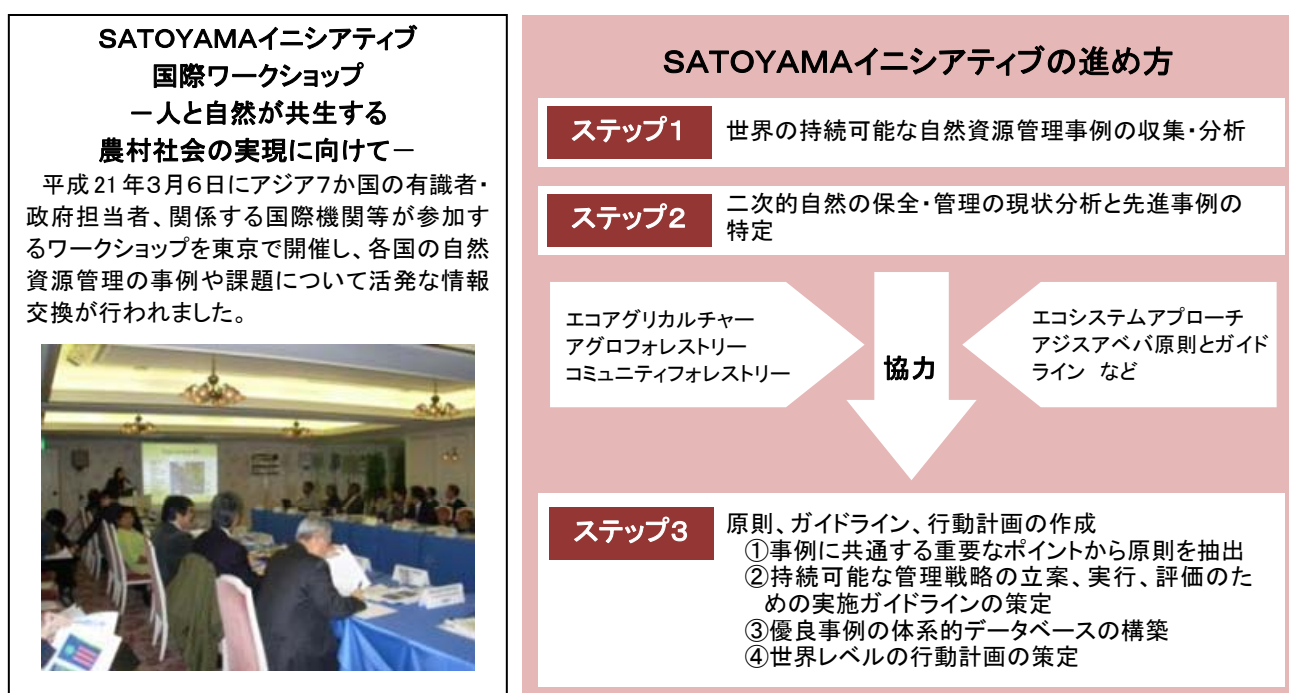


図 2-4-1 SATOYAMAイニシアティブの概要

（３）生物多様性のモニタリングと総合評価

①自然環境調査

わが国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査。以下「基礎調査」という。）や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査するモニタリングサイト 1000 等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。平成20年度は、特に地球温暖化の影響を受けやすい脆弱な生態系である高山帯について、モニタリングサイト 1000 のサイトの設置、調査方法等の検討を開始し、大雪山、北アルプス、南アルプス、富士山、白山をサイトとして選定しました。

また、海洋基本法の制定を受け、海洋生物多様性保全のための戦略策定にむけた方針を検討するため、主にわが国の排他的経済水域内を対象として、海洋の生物多様性に関する広域的なデータを収集整理し、海洋生物多様性データベースの構築にむけた検討を行いました。

加えて、地球規模での生物多様性モニタリングのネットワーク化を推進するため、国際協力プロジェクトである東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブの推進を図るとともに、既存の国際生物多様性モニタリングの枠組みと連携し、アジア・太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワーク構築の支援、情報の提供と共有化を図っています。

さらに、地球温暖化等の影響を受けやすい身近な生きものや自然現象（昆虫の分布や植物の開花など）についても、平成 20 年 7 月から市民参加による調査（愛称「いきものみつけ」）を開始しました。収集した情報からいきもの地図を作成するとともに、過去の調査結果と比較分析しその結果を分かりやすく情報発信することで、地球温暖化を身近な問題として捉えてもらい、暮らしにおける二酸化炭素排出削減行動に結びつけていきます。

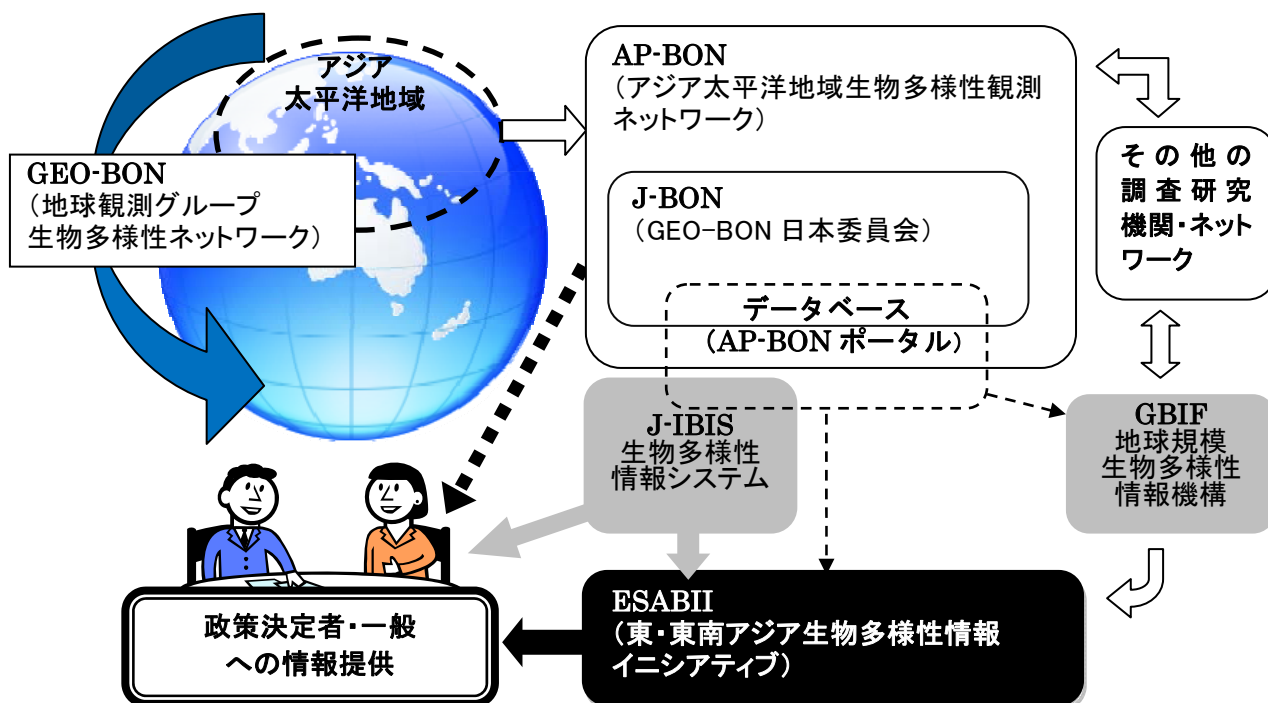


図 2-4-2 生物多様性観測等に係る主な国際ネットワーク等の概要

出典：環境省資料

表 2-4-2 生物多様性観測等に係る主な国際ネットワーク等の概要

略称	正式名称	説明
AP-BON	Asia Pacific Biodiversity Observation Network(アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワーク)	アジア太平洋地域における生物多様性観測活動のネットワーク。環境省と J-BON との協力により設立に向けて準備中。
ESABII	East and Southeast Asia Biodiversity Information Initiative(東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ)	世界分類学イニシアティブ(GTI)を、東アジア・東南アジア地域において推進するため、各国と共同で政策決定に役立つ生物多様性情報を整備するとともに、生物分類学に関するキャパシティビルディングを図るためのイニシアティブ。
GEO-BON	Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network(地球観測グループ生物多様性ネットワーク)	地球規模での生物多様性変動を評価するため、GEO(地球観測グループ)の下に設けられた生物多様性観測ネットワーク。
GBIF	The Global Biodiversity Information Facility(地球規模生物多様性情報機構)	国際機関の多国間協力に基づく生物多様性情報を共同利用できるデータベースネットワーク
J-BON	Japan Biodiversity Observation Network(GEO-BON 日本委員会)	我が国の科学者により GEO-BON の一環として設立された、日本の生物多様性観測のためのネットワーク。
J-IBIS	Japan Integrated Biodiversity Information System(生物多様性情報システム)	我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムで、環境省生物多様性センターがその管理・運営を行っている。
IPBES	The Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem services(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)	気候変動分野における IPCC(気候変動に関する政府間パネル)と同様の機能を生物多様性分野で発揮するため、IMoSEBを引き継いで、国連環境計画の枠組により設立準備中の組織。

出典:環境省資料

②生物多様性総合評価

わが国の生物多様性の現状と傾向を社会的な側面も含めて把握し、分かりやすく伝えられるようにするため、生物多様性総合評価を開始しました。初年度の平成 20 年度は、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを把握するための指標の検討を行いました。

(4) 生物多様性関連の条約等に基づく国際的な取組

①ワシントン条約

ワシントン条約に基づく輸出入の規制に加え、わが国では、同条約附属書 I に掲げる種については国内での譲渡し等の規制を行い、条約の実施を推進しています。また、関

係機関が連携・協力し、インターネットを含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

②ラムサール条約

ラムサール条約については、アジア・太平洋諸国に対する国際的に重要な湿地の特定及び管理に関する支援等、ベトナムにおけるアジア湿地シンポジウムの開催支援を行いました。また、第10回ラムサール条約締約国会議において、水田における生物多様性に関する決議案を韓国と共同で提出し、採択されました。

③渡り鳥等保護条約

米国、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥等保護条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行いました。

④東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の活動として、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進めました。

⑤国際サンゴ礁イニシアティブ

平成20年11月に、東京で「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議／第4回 ICRI 東アジア地域会合」を開催し、平成22年度を目途に東アジアを中心とした海域におけるサンゴ礁保護区ネットワーク戦略を策定するための作業計画を作成しました。

⑥世界遺産条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき、世界遺産一覧表に記載された屋久島、白神山地及び知床の世界自然遺産について、関係省庁・地方公共団体による連絡会議の開催等により適正な保全を推進しました。特に、平成17年に登録された知床については、平成20年7月の第32回世界遺産委員会において保全状況の審査が行われ、地域社会の参画と科学委員会を通じて科学的知見を活用した管理が高く評価されました。あわせて同委員会から勧告された事項に適切に対応するため管理計画の見直しなどを進めました。

世界遺産暫定一覧表に記載された小笠原諸島においては、関係省庁・地方公共団体等が連携し、外来種対策など推薦に向けた条件整備を行うとともに、推薦に必要な書類の作成を進めました。また、国内候補地である琉球諸島については、関係する地域の人たちの協力を得ながら世界的に優れた自然環境の価値を保全するための方策を検討しました。

Ⅲ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果

三次戦略の第2部「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」では、今後5年間程度の政府の行動計画として、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための約660の具体的施策を体系的・網羅的に記述しています。また、具体的施策には、実施する省庁を明記するとともに、できる限り数値目標を盛り込むこととしており、34の施策について数値目標を設定しています。

これらの具体的施策としては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議に参画する各省庁が具体的に実施し、又は実施に向けた準備及び検討を行っているものが掲げられています。

点検に当たっては、多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、各施策の進捗状況をできるだけ数値化して示すとともに、新・生物多様性国家戦略の点検様式を基本に、共通の様式を定めて個票を用いてとりまとめを行いました。

1. 具体的施策の数値目標の点検結果

具体的施策の数値目標の主な進捗状況は下記のとおりです。

- 「生物多様性新聞掲載数」「エコツアー総覧アクセス数」「海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合」「多国間漁業協定」の4つの数値目標において、目標をすでに達成。
- 「ラムサール条約湿地」「国内希少野生動植物種数」「藻場・干潟の保全・再生」「水生生物環境基準」「環境試料タイムカプセル化」「子どもパークレンジャー参加者数」「都道府県等犬・ねこ引取数」「犬・ねこ所有明示実施率」「バイオマスタウン構想」「エコファーマー認定件数」「グリーン・ツーリズム宿泊者数」「漁場のたい積物除去」の12の目標において進捗率が3割を超えるなど、全体としては概ね順調に推移。
- 「植物遺伝資源の保存」「微生物資源の保存」については、保存試料の精査のため一時的に保存点数が減少。
- 「CHM メタデータ数」「未利用バイオマス」などについては、現状では目標の達成が困難であり、施策のテコ入れが必要。
- 「重要里地里山」については、施策の見直しに伴う目標の見直しが必要。

2. 具体的施策の点検結果

具体的施策の主な進捗状況は下記のとおりです。

なお、個票の記載に当たっては、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から、一定の進展があったものとして各関係省庁が点検したものを記載しています。

表3-1-1 具体的施策の数値目標の進捗状況

No.	項目	目標		点検		当初		進捗状況	府省名
		目標値	年次	点検値	年次	当初値	年次		
1	全ての国立・国定公園指定見直し	国立29、国定56カ所	H25.3	国立0、国定0カ所	H21.6	国立0、国定0カ所	H19.11	0%	環境省
2	保安林	1,245万ha	H31.3	1,188万ha	H20.3	1,176万ha	H19.3	17%	農林水産省
3	ラムサール条約湿地	43ヶ所	H25.3	37ヶ所	H21.7	33ヶ所	H19.11	40%	環境省
4	自然再生協議会設置数	29カ所	H25.3	21カ所	H21.5	19カ所	H19.11	20%	環境省
5	エコファーマー認定件数	200,000件	H22.3	185,807件	H21.3	111,273件	H18.9	84%	農林水産省
6	グリーン・ツーリズム宿泊者数	880万人／年	H21	880万人／年	H21	880万人／年	H21	58%	農林水産省
7	重要里地里山	300ヶ所	H25.3	-	H21.7	0ヶ所	H19.11	-	環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省
8	水生生物環境基準	40水域	H24.3	17水域	H21.7	4水域	H19.11	36%	環境省
9	漁場のたい積物除去	25万ha	H24.3	15.5万ha	H21.6	0ha	H19.4	62%	農林水産省
10	藻場・干潟の保全・再生	5,000ha	H24.3	2,585ha	H21.6	0ha	H19.4	52%	農林水産省
11	漁礁や増養殖場	75,000ha	H24.3	20,000ha	H21.6	0ha	H19.4	27%	農林水産省
12	漁業集落排水処理人口比率	概ね60%	H24.3	43%	H20.3	41%	H19.3	11%	農林水産省
13	多国間漁業協定	47協定以上	H25.3	51協定	H21.6	47協定	H19.11	109%	農林水産省
14	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	70%	H23	75%	H20.1	60%	H19.11	150%	農林水産省
15	国内希少野生動植物種数	15種増	H25.3	9種増	H21.7	0種増	H19.11	60%	環境省
16	特定鳥獣保護管理計画策定数	170計画	H25.3	104計画	H21.6	90計画	H19.11	18%	環境省
17	トキの野生復帰（小佐渡東部地域の野生個体数）	60羽	H27	5羽	H21.6	0羽	H19.11	8%	農林水産省、国土交通省、環境省
18	奄美大島ジャワマングース捕獲数	0匹	H26	(捕獲効率*0.05)	H20	(捕獲効率*0.25)	H18	-	環境省、農林水産省
19	都道府県等犬・ねこ引取数	209千頭	H29	336千頭	H19	418千頭	H16	39%	環境省
20	犬・ねこ所有明示実施率	犬66% ねこ36%	H29	犬54% ねこ32%	H21.6	犬33% ねこ18%	H15	犬63% ねこ77%	環境省
21	植物遺伝資源の保存	250,000点	H23.3	241,507点	H20.10	243,463点	H19.11	-30%	農林水産省
22	環境試料タイムカプセル化	絶滅危惧種3,167種 藻類390種	H25.3	絶滅危惧種3,605種 藻類358種	H21.3	絶滅危惧種2,667種 藻類340種	H20.4	絶滅危惧種188% 藻類36%	環境省
23	微生物資源の保存	25,000点	H23.3	24,898点	H20.10	24,988点	H19.11	-75%	農林水産省
24	廃棄物系バイオマス利利用率	80%	H22	74%	H21.3	73%	H19.11	14%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
25	未利用バイオマス	25%	H22	17%	H21.3	17.5%	H19.11	-7%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
26	バイオマスタウン構想	300件	H22	212件	H21.5	104件	H19.11	55%	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
27	子どもパークレンジャー参加者数	1,300人／年	H22	1,130人／年	H19	840人／年	H17	63%	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
28	「生物多様性」の認識状況	50%	H24.3	調査中		30%	H16.4	-	環境省
29	生物多様性国家戦略認知度	15%	H24.3	調査中		6.5%	H16.4	-	環境省
30	生物多様性新聞掲載数	300件	H23	736件	H20	207件	H18	245%	環境省
31	エコツアー総覧アクセス数	125万件／年	H22	128万件／年	H20	83万件／年	H18	108%	環境省
32	子ども農山漁村交流プロジェクト	2.3万小学校	H24.3	調査中		0校	H19.11	-	総務省、文部科学省、農林水産省、環境省
33	1／25,000 植生図更新状況	60%	H24.3	44%	H21.4	40%	H19.11	20%	環境省
34	CHMメタデータ数	1,600件	H24.3	755件	H21.7	748件	H19.11	1%	環境省

* 捕獲効率：100わな日あたりの捕獲数。生息密度が低下すると、捕獲効率が低下すると考えられる。

注 平成21年7月時点で施策の進捗状況を示すデータが存在しないものについては、数値目標の達成率は算出していません。

表 3-1-2 数値目標の達成状況の点検結果

■No. 1 全ての国立・国定公園指定見直し

記載箇所	第1章第2節 重要地域の保全 2. 1 自然公園の指定など		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、すべての国立・国定公園の指定状況について、5年を目途に全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立・国定公園の再編・再配置を進めます。その中で、特に優れた自然風景地の対象として「照葉樹林」「里地里山」「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
85 公園 平成 25 年 3 月	0 公園 平成 21 年 6 月	0 公園 平成 19 年 11 月	0 %
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成19年度は以下の3項目を実施。 ・生物多様性の保全に配慮した、すぐれた自然の風景地の評価方法の検討 ・新たな評価に向けた基礎的データを収集・整理 ・全国的な視点で、現在の国立・国定公園の指定状況とすぐれた自然の風景地とのギャップを分析 平成20年度は以下の2項目を実施。 ・平成19年度に検討したすぐれた自然の風景地の評価方法について、試行的に数地域において適用し、実効性等を検証 ・自然公園選定要領等の改訂に向けた検討 平成21年度以降は、自然公園選定要領等の改訂を行うとともに、国立・国定公園の再編・再配置に向けた候補地の抽出を行い、候補地における国立・国定公園の新規指定、既存の国立・国定公園の区域や公園計画の見直しに着手する。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	なし		
担当部局	環境省 自然環境局 国立公園課		

■No. 2 保安林

記載箇所	第1章第2節 重要地域の保全 6. 1 保護林、保安林		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、平成30年度末の計画量である1,245万haに基づき、保安林としての指定を計画的に推進します。なお、平成18年度末現在の保安林の指定面積は1,176万haとなっています。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
1,245 万 ha	1,188 万 ha	1,176 万 ha	

平成 31 年 3 月		平成 20 年 3 月	平成 19 年 3 月	17%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)		○	目標達成に向け進捗	
			目標達成に課題	
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)		保安林面積は、当初値は平成 19 年 3 月現在の 1,176 万 ha であり、その後の平成 20 年 3 月までの 1 年間で 12 万 ha 増加し、1,188 万 ha となっており、着実に増加している。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性		「平成 30 年度末の計画量である 1,245 万 ha」については、全国森林計画（計画期間：平成 16～30 年度、平成 18 年 9 月変更）において定められていたが、新たな全国森林計画（計画期間：平成 21～35 年度）が平成 20 年 10 月に策定されたことに伴い目標値を見直す必要がある。 平成 20 年 10 月に閣議決定された新たな全国森林計画では、平成 35 年度末の保安林面積の計画量を 1,269 万 ha としているところである。		
担当部局	農林水産省 林野庁 森林整備部 治山課			

■No. 3 ラムサール条約湿地

記載箇所	第 1 章第 2 節 重要地域の保全 8. 1 ラムサール条約湿地		
数値目標に関する記載 （具体的施策）を抜粋	ラムサール条約第 9 回締約国会議（2005 年（平成 17 年））に合わせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地や、新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、第 11 回締約国会議（2011 年（平成 23 年）開催予定）までに国内の条約湿地を新たに 10 か所増やすことを目指します。（環境省）		
a. 目標値 （別表記載の目標値）	b. 点検値	c. 当初値 （戦略策定時：19 年 11 月）	d. 目標達成率（％） 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ （％）
目標年次 （別表記載の目標年次）	点検時期 （21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載）	当初値の把握時期 （目標設定時のベースデータの把握時期を記載）	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ （％）
10 箇所増（43 箇所） 平成 25 年 3 月	4 箇所増（37 箇所） 平成 21 年 7 月	－（33 箇所） 平成 19 年 11 月	40%
達成状況の自己評価 （いずれかに○）	○ 目標達成に向け進捗		
	目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 （達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載）	平成 20 年 10 月に行われたラムサール条約第 10 回締約国会議（COP10）において、「化女沼」、「大山上池・下池」、「瓢湖」、「久米島の溪流・湿地」の 4 箇所が新たにラムサール条約湿地に登録され、国内の登録湿地数は 37 箇所となっている。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	ラムサール条約第 9 回締約国会議（COP9）（平成 17 年）に向けて、国内の登録湿地候補地を 54 箇所選定しており、そのうち 32 箇所が未登録となっている。 ラムサール条約第 11 回締約国会議（COP11）（平成 24 年開催予定。※第 3 次戦略策定時には「平成 23 年開催予定」）までに新たに 6 か所以上の新規登録を目指し、引き続き各候補地について必要な調整等を行うとともに、平成 21 年度から 22 年度の 2 か年間で、COP9 以降追加になった国際基準や、COP10 で採択された「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」（いわゆる「水田決議」）、国内湿地に関する最新情報を踏まえ、新たな評価軸を踏まえた候補地の見直しを行う。		
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課		

■No. 4 自然再生協議会設置数

記載箇所	第1章第3節 自然再生 1. 2 自然再生に関する普及啓発の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、今後5年間で自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに10か所増やすことを目指します。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
10箇所増(29箇所) 平成25年3月	2箇所増(21箇所) 平成21年5月	－(19箇所) 平成19年11月	20%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成20年9月7日に伊豆沼・内沼自然再生協議会(宮城県)が設立された。また、平成21年5月16日に久保川イーハートブ自然再生協議会(岩手県)が設立された。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	引き続き事例等の収集・紹介を行うほか、各地の自然再生に係る新たな取組の把握に努め、技術的な助言を行うなど積極的に取り組むことが必要である。		
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課		

■No. 5 エコファーマー認定件数

記載箇所	第1章第6節 田園地域・里地里山 1. 1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	エコファーマー認定件数は平成18年9月現在で111,273件となっていますが、平成21年度末までに200,000件とすることを目標とします。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時)	d. 目標達成率(%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載。平成19年11月とする)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
200,000件 平成22年3月	185,807件 平成21年3月	111,273件 平成18年9月	84%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成20年度は目標(174,718件)を達成している。これは、これまでの普及啓発活動、都道府県による指導・助言、支援措置による成果と考えられるが、なかでも、生産者の環境と調和のとれた農業生産の意識の高まり、生産方式を構成する省令技術の研究開発成果を踏まえた追加、農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援の支援要件となっていることの影響が大きい。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	認定件数は着実に増加しており、施策・目標値の見直しの予定はない。		

■No. 6 グリーン・ツーリズム宿泊者数

記載箇所		第 1 章第 6 節 田園地域・里地里山 1. 5 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興	
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋		グリーン・ツーリズム施設の年間のべ宿泊者数については平成 18 年度の 795 万人となっていますが、平成 21 年度には 880 万人とすることを目標とします。(農林水産省)	
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
880 万人 平成 22 年度	844 万人 平成 20 年度	795 万人 平成 18 年度	58%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗		
	目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)		グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数については、市町村等が管理運営する公設宿泊施設の宿泊者数と農林漁家民宿の宿泊者数の合計値である。 公設宿泊施設の宿泊者数については伸び悩んでいるものの、農林漁家民宿の宿泊者数は、府省連携による規制緩和の推進が図られ、新規開業軒数が順調に増加しているところである。 また、子どもの教育活動として農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するため、平成 20 年度から農林水産省、文部科学省、総務省と連携して「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施しているところである。	
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性		特に必要なし。	
担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課		

■No. 7 重要里地里山

記載箇所	第1章第6節 田園地域・里地里山 1. 6 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	生物多様性、景観、文化、資源利用、国土保全、地域活動などのさまざまな観点から将来に引き継ぎたい重要里地里山を300か所程度を目標として選定するとともに、その地域における具体的な取組を広く国民に周知します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
300箇所	—	—	
平成25年3月	—	平成19年11月	—
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	— 目標達成に向け進捗		
	— 目標達成に課題		

施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	地域を代表する里地里山及び野生動植物の保全上特に重要な里地里山を「重要里地里山 300」と位置づけて選定することとしていたが、里地里山保全・活用検討会議における検討の結果、特徴的な取組事例を収集し、情報発信することが全国における里地里山の保全再生活動により効果的であるとの観点から見直しを行い、重要里地里山 300 の選定を取りやめた。 平成 20 年度に実施した「里地里山保全・再生に向けた特徴的な取組事例アンケート」により、約 600 件の取組事例を収集し、そのうち特徴的な取組事例 60 件をホームページに掲載した(平成 21 年 7 月現在)。今後も引き続き取組方法や体制を分析し、全国への発信・普及を図ることとしている。
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	全国の里地里山の保全活動の取組の参考とするため、特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、情報を発信するとともに、地域の取組に必要な助言・ノウハウの提供等の技術支援を実施し、全国での里地里山の保全再生活動の展開につなげる。
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課

■No. 8 水生生物環境基準

記載箇所	第 1 章第 8 節 河川・湿原など 2. 1. 1 水生生物の保全に配慮した水質目標の設定及びその達成		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	水生生物の保全に係る環境基準に関する類型指定水域は平成 19 年 11 月現在 4 水域ですが、平成 23 年度末には 40 水域とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値) 目標年次 (別表記載の目標年次)	b. 点検値 点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	c. 当初値 (戦略策定時: 19 年 11 月) 当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
36 水域増 (40 水域) 平成 24 年 3 月	13 水域増 (17 水域) 平成 21 年 7 月	- (4 水域) 平成 19 年 11 月	36%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 21 年 3 月の告示において、新たに 13 水域の類型指定を行った。 今後、平成 21 年 7 月の中央環境審議会水環境部会において、さらに 11 水域の類型指定に関する第 3 次報告を行う予定である。 第 3 次報告後の告示において、国内の水生生物の保全に係る環境基準に関する類型指定水域は合計 $4 + 13 + 11 = 28$ 水域 (達成率 67%) となる予定である。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	国が類型指定をする水域は 47 水域あり、残る水域は 19 水域 (河川 10 水域、海域 9 水域) である。今後も審議に必要な資料が揃った水域から例年通り順次検討を開始する。		
担当部局	環境省 水・大気環境局 水環境課		

■No. 9 漁場のたい積物除去

記載箇所	第 1 章第 9 節 沿岸・海洋 2. 1 漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成 24 年 3 月までにおおむね 25 万 ha を実施します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値) 目標年次 (別表記載の目標年次)	b. 点検値 点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	c. 当初値 (戦略策定時: 19 年 11 月) 当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合

	載)		$\frac{b-c}{a-c} \times 100 \quad (\%)$
25 万 ha 平成 24 年 3 月	15.5 万 ha 平成 21 年 6 月	— 平成 19 年 4 月	62%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗		
	目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 19 年度及び平成 20 年度に整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が 15.5 万 ha であった。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	引き続き目標達成に向け整備を促進する。		
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

■No. 10 藻場・干潟の保全・再生

		第 1 章第 9 節 沿岸・海洋 1. 3 藻場・干潟の保全・再生	
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋		海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成 24 年 3 月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備をおおむね 5 千 ha 実施します。(農林水産省)	
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
5,000ha 平成 24 年 3 月	2,585ha 平成 21 年 6 月	— 平成 19 年 4 月	52%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗		
	目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)		平成 19 年度及び平成 20 年度に整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が 2,585ha であった。	
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性		引き続き目標達成に向け整備を促進する。	
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課		

■No. 11 漁礁や増養殖場

記載箇所	第 1 章第 9 節 沿岸・海洋 2. 2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進します。平成 24 年 3 月までに、おおむね 7 万 5 千 ha の魚礁や増養殖場を整備するほか、漁場の効用回復に資するたい積物の除去などをおおむね 25 万 ha 実施します。(農林水産省)

a. 目標値 (別表記載の目標値)		b. 点検値		c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)		d. 目標達成率 (%)	
目標年次 (別表記載の目標年次)		点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)		当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)		獲得値を目標としている場合 b / a × 100 (%)	
75, 000ha		20, 000ha		—		到達値を目標としている場合 b - c / a - c × 100 (%)	
平成 24 年 3 月		平成 21 年 6 月		平成 19 年 4 月		27%	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)		○	目標達成に向け進捗				
			目標達成に課題				
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)		平成 19 年度及び平成 20 年度に整備した面積について関係都道府県に対し調査を行ったところ、全国の合計値が 20, 000ha であった。					
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性		引き続き目標達成に向け整備を促進する。					
担当部局	農林水産省 水産庁 計画課						

■No. 12 漁業集落排水処理人口比率

記載箇所	第 1 章第 9 節 沿岸・海洋 2. 2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。具体的には、平成 24 年 3 月までに漁村の漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率をおおむね 60%まで推進します。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
概ね 60%	43%	41%	
平成 24 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 19 年 3 月	11%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	都道府県を対象に毎年実施している漁港背後集落調査により漁業集落排水施設の整備状況を取りまとめている。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	漁業集落排水施設の整備は概ね順調に進捗しており、目標の概ね 60%は達成する見込みである。		
担当部局	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課		

■No. 13 多国間漁業協定

記載箇所	第 1 章第 9 節 沿岸・海洋 2. 4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	わが国漁船による操業の確保や資源の持続的利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度 47 協定以上に維持・増大します。(農林水産省)

		産省)	
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
47 協定 平成 25 年 3 月	51 協定 平成 21 年 6 月	47 協定 平成 19 年 11 月	109%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗		
	目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	わが国漁船の操業確保にかかる二国間・多国間漁業協定の枠組みの中で水産資源の持続的利用と適切な管理を図ることとしており、協定数が 47 協定から 51 協定に増大したことにより生物多様性への取組が達成・改善された。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	水産資源の持続的利用と適切な管理を図るため、現在の漁業協定数である 51 協定以上に維持・増大するよう努める。		
担当部局	農林水産省 水産庁 資源管理部 国際課		

■No. 14 海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合

記載箇所		第 1 章第 9 節 沿岸・海岸 2. 6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産	
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋		平成 23 年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成 18 年の 6 割から 7 割に推進します。(農林水産省)	
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
70% 平成 23 年度	75% 平成 20 年 1 月	60% 平成 19 年 11 月	150%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)		☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題	
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)			
従前、漁場改善計画の策定に消極的であったノリ・ワカメ・ホタテ養殖の主要生産地等で、22 計画が新たに策定されたことにより、平成 23 年度目標値を上回る 7 割 5 分を達成した。			
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性			
23 年度目標値として、海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を約 7 割としていたが、19 年 1 月の実績値が、23 年度目標値である 7 割を上回る 7 割 5 分となったことから、平成 23 年度の目標値を 7 割に 1 割加えた 8 割とする。			
担当部局	水産庁 増殖推進部 栽培養殖課		

■No. 15 国内希少野生動植物種数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護管理 1. 2 希少野生動植物種の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	レッドリスト見直しによって絶滅のおそれのある種とされたもののうち、人為の影響により、その存続に支障を来すほど個体数が著しく少なくなっている種など、法律による規制などの対応が必要な種を選定し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定します。具体的には、特に脊椎動物ではもっとも絶滅のおそれの高い絶滅危惧ⅠA類に判定された種について、維管束植物、昆虫類では絶滅のおそれが高い絶滅危惧Ⅰ類に判定された種のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種について、優先的に指定を検討することとし、新たに15種程度の指定を目指します。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
15 種指定 平成 25 年 3 月	9 種指定 平成 21 年 7 月	— 平成 19 年 11 月	60%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☒ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 20 年 7 月 22 日の閣議決定により「オガサワラハンミョウ」「オガサワラシジミ」「オガサワラトンボ」「オガサワラアオイトトンボ」「ハナダカトンボ」「ヒメタニワタリ」「コヘラナレン」「シマカコソウ」「ウチダシクロキ」の9種を新たに国内希少野生動植物種に指定した。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	引き続き絶滅のおそれのある種に関する生息状況調査を行い、国内野生動植物種の指定を実施する。		
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課		

■No. 16 特定鳥獣保護管理計画策定数

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護管理 2. 3 科学的・計画的な保護管理		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	関係各方面の意見も参考としつつ、特定計画の作成を促進するとともに、改訂した特定計画技術マニュアルで計画の円滑な実施を支援します。特定計画の作成数を平成 24 年までに 170 とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
170 計画 平成 25 年 3 月	104 計画 平成 21 年 6 月	90 計画 平成 19 年 11 月	18%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☒ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 19 年 11 月以降ツキノワグマの大量出没、イノシシ等による鳥獣被害が甚大となり、特定計画の作成が進み、平成 21 年 6 月現在 104 計画となっている。		

施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	今後、任意計画の法定計画化及びカワウの特定計画作成推進を強化する必要がある。
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室

■No. 17 トキの野生復帰（小佐渡東部地域の野生個体数）

記載箇所	第2章第1節 野生生物の保護管理 1. 3 生息域外保全		
数値目標に関する記載 （具体的施策）を抜粋	トキについては、飼育下での繁殖を進め、飼育個体群の充実を図るとともに、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適した環境を整えたうえで野生復帰を図ることとしており、早ければ平成20年度にも試験放鳥に着手し、平成27年頃に小佐渡東部地域（新潟県佐渡島の一部）に60羽程度を定着させることを目標に取組を進めます。（農林水産省、国土交通省、環境省）		
a. 目標値 （別表記載の目標値）	b. 点検値	c. 当初値 （戦略策定時：19年11月）	d. 目標達成率（%） 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ （%）
目標年次 （別表記載の目標年次）	点検時期 （21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載）	当初値の把握時期 （目標設定時のベースデータの把握時期を記載）	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ （%）
60羽	5羽（他3羽本土）	—	
平成27年度	平成21年6月	平成19年11月	8%
達成状況の自己評価 （いずれかに○）	☒ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 （達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載）	平成19年にトキ野生復帰ステーションを開設し、野生順化訓練を開始した。佐渡トキ保護センターにおける人工繁殖の取り組みにより、飼育下のトキは110羽を越えている（平成21年3月現在）。平成20年9月には10羽のトキを放鳥し、野生下において現在8羽のトキを確認している。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	平成20年9月に10羽のトキを放鳥したが、群れでの行動や野生下での繁殖行動には至っていない状況である。本年9月には第2回目の放鳥を実施する予定であり、第1回目の放鳥結果を踏まえ、引き続き県・市・関係省庁と連携を密にしながら、佐渡への定着に向けた取り組みを進める。		
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課		

■No. 18 奄美大島ジャワマングース捕獲数

記載箇所	第1章第9節 沿岸・海洋 1. 5 島嶼生態系の保全		
数値目標に関する記載 （具体的施策）を抜粋	奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマングースについて、平成26年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めます。（環境省、農林水産省）		
a. 目標値 （別表記載の目標値）	b. 点検値	c. 当初値 （戦略策定時：19年11月）	d. 目標達成率（%） 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ （%）
目標年次 （別表記載の目標年次）	点検時期 （21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載）	当初値の把握時期 （目標設定時のベースデータの把握時期を記載）	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ （%）
排除	マングースの現存個体数は不明 【参考】捕獲効率（CPUE：100 わな日あたりのマングース捕獲数）0.05	マングースの現存個体数は不明 【参考】捕獲効率（CPUE：100 わな日あたりのマングース捕獲数）0.25	マングースの現存個体数は不明のため算出不能。

平成 26 年度		平成 20 年度	平成 18 年度	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)		○ 目標達成に向け進捗		
		目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)		平成 20 年度事業では、約 190 万わな日の捕獲努力量を投入し、947 頭のジャワマングースが捕獲された。 平成 20 年度の捕獲効率（単位努力当たりの捕獲数）は、平成 18 年度までの捕獲効率の 1/5 程度にまで減少するとともに、在来種の回復が確認されており、これまでの防除事業の成果により、マングースが低密度になってきていると考えられる。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性				
担当部局	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室			

■No. 19 都道府県等犬・ねこ引取数

記載箇所		第 2 章第 1 節 野生生物の保護と管理 4. 1 動物の適正飼養の推進	
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋		みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、平成29年度までに都道府県などにおける犬及びねこの引取り数を半減させるとともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。(環境省)	
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
209 千頭 平成 29 年度	336 千頭 平成 19 年度	418 千頭 平成 16 年度	39%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)			
○ 目標達成に向け進捗			
		目標達成に課題	
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)		平成 18 年度に策定された動物愛護管理基本指針において、犬及びねこの引取り数は従前に比べて減少したが、その絶対数は平成 16 年度で年間 42 万匹であり、そのうち 94%が殺処分されているとある。そのため、みだりな繁殖防止のための不妊去勢措置の推進、終生飼養の徹底等により、引取り数を半減するとともに、もとの所有者等への返還又は希望者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ることを、講ずべき施策として位置付けている。	
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性		引き続き、動物愛護週間行事やポスター、リーフレットにより、不妊去勢措置の必要性や終生飼養の徹底、適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等の普及啓発を図っていく。	
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室		

■No. 20 犬・ねこ所有明示実施率

記載箇所	第 2 章第 1 節 野生生物の保護と管理 4. 2 個体識別措置の推進
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、平成 29 年度までに犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、データの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ります。(環境省)

a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
犬 66% ねこ 36%	犬 54% ねこ 32%	犬 33% ねこ 18%	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
平成 29 年度	平成 21 年 2 月	平成 15 年 7 月	犬 63% ねこ 77%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)			
	○ 目標達成に向け進捗		
	目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 18 年度に策定された動物愛護管理基本指針において、ペットの飼い主がそのペットが自己の所有であることを明示する措置を講ずることは、ペットの遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するとしており、平成 15 年度時点で所有明示措置の実施率は犬が 33%、ねこが 18%にとどまっていたが、必要性に関する意識啓発を行うなどにより、倍増を図ることを講ずるべき施策と位置付けている。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	引き続き、所有明示の必要性に関する普及啓発を図るとともに、関係団体と協力の下、公的機関によるデータの一元的管理体制の推進、マイクロチップの埋め込みにかかる講習会の実施、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備等を図っていく。		
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室		

■No. 21 植物遺伝資源の保存

記載箇所	第 2 章第 2 節 遺伝資源などの持続可能な利用 1. 2. 2 農林水産分野における遺伝資源の保存		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	植物遺伝資源の保存については、保存点数24万点(平成18年度末)を25万点(平成22年度)とします。(農林水産省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
保存点数 25 万点	保存点数 241, 507 点	保存点数 243, 463 点	-30%
平成 23 年 3 月	平成 20 年 10 月	平成 19 年 11 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☒ 目標達成に向け進捗		
	☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 20 年度は、5, 779 点の新規登録を行い、一方で、保存遺伝資源の精査により 7, 735 点を登録抹消したため、コレクション総数は 1, 956 点減少し、241, 507 点となった。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	特になし		
担当部局	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課		

■No. 22 環境試料タイムカプセル化

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 1. 2. 4 環境分野における遺伝資源の保存（環境試料のタイムカプセル化）		
数値目標に関する記載 （具体的施策）を抜粋	環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞及び体細胞を採取し、平成20年度より5年間で、500種類の絶滅危惧種の細胞の保存と重要種のDNAの解析を目指します。水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類を年間で10種類、5年間で50種類個体保存することを目指します。（環境省）		
a. 目標値 （別表記載の目標値）	b. 点検値	c. 当初値 （戦略策定時：19年11月）	d. 目標達成率（%） 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ （%）
目標年次 （別表記載の目標年次）	点検時期 （21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載）	当初値の把握時期 （目標設定時のベースデータの把握時期を記載）	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ （%）
絶滅危惧種 3,167 種 藻類 390 種 平成 25 年 3 月	絶滅危惧種 3,605 種 藻類 358 種 平成 21 年 3 月	絶滅危惧種 2,667 種 藻類 340 種 平成 20 年 4 月	絶滅危惧生物 188% 藻類 36%
達成状況の自己評価 （いずれかに○）	☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 （達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載）	平成20年度は、絶滅危惧生物（鳥類、ほ乳類）の細胞を938種類保存。また、藻類は、車軸藻類を中心に18種の保存を行った。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	今後も引き続き、絶滅危惧生物、藻類の細胞・遺伝子の事業を展開していく。		
担当部局	環境省 総合環境政策局 環境研究技術室		

■No. 23 微生物資源の保存

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 2. 2 微生物資源の保存		
数値目標に関する記載 （具体的施策）を抜粋	微生物資源の保存については、独立行政法人農業生物資源研究所の保存点数2.4万点（平成18年度末）を2.5万点（平成22年度）とします。（農林水産省）		
a. 目標値 （別表記載の目標値）	b. 点検値	c. 当初値 （戦略策定時：19年11月）	d. 目標達成率（%） 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ （%）
目標年次 （別表記載の目標年次）	点検時期 （21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載）	当初値の把握時期 （目標設定時のベースデータの把握時期を記載）	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ （%）
25,000 点 平成 22 年度	24,898 点 平成 20 年 10 月	24,988 点 平成 19 年 11 月	－75%
達成状況の自己評価 （いずれかに○）	☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 （達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載）	平成20年度は、1,666株の新規登録を行い、一方で、保存遺伝資源の精査により1,756株を登録抹消したため、コレクション総数は90株減少し、24,898株となった。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	特になし		
担当部局	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課		

■No. 24 廃棄物系バイオマス利活用率

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 3. 1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	わが国のバイオマスの賦存量及び利用率(2006年12月時点で把握できるデータに基づく)は、廃棄物系バイオマス(家畜排せつ物、下水汚泥、黒液、廃棄紙、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場など残材)は2億9,800万トン、利用率は72%(2010年目標80%)、未利用バイオマス(農作物非食用部、林地残材)は1,740万トン、利用率は22%(2010年目標25%)となっています。 バイオマスタウン構想の公表、バイオマスタウンの構築を関係省庁が一体となって着実に進めます(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時:19年11月) ※	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
7%増(80%) 平成22年	1%増(74%) 平成21年3月	—(73%) 平成19年11月	14%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	家畜排せつ物や食品廃棄物等の廃棄物系バイオマスの利用率は、バイオマス・ニッポン総合戦略を推進する関係府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)におけるバイオマス利活用に対する各種支援、食品リサイクル法等の個別リサイクル法の規制等により73%から74%へ増加し、着実に推進。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	今後、利用が不十分な家庭系生ごみ等の有効利用を図るため、課題となっている収集・運搬の効率化を図り、より一層バイオマス利活用を推進。 ※ 戦略策定時の当初値については、当時、把握可能な18年12月時点の利用率72%を記載していたが、本調査では、目標達成状況を踏まえ、平成19年11月の戦略策定時の利用率73%を当初値とした。		
担当部局	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課		

■No. 25 未利用バイオマス

記載箇所	第2章第2節 遺伝資源などの持続可能な利用 3. 1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	わが国のバイオマスの賦存量及び利用率(2006年12月時点で把握できるデータに基づく)は、廃棄物系バイオマス(家畜排せつ物、下水汚泥、黒液、廃棄紙、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場など残材)は2億9,800万トン、利用率は72%(2010年目標80%)、未利用バイオマス(農作物非食用部、林地残材)は1,740万トン、利用率は22%(2010年目標25%)となっています。 バイオマスタウン構想の公表、バイオマスタウンの構築を関係省庁が一体となって着実に進めます(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時:19年11月) ※	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)

	載)			
8 %増 (25%)	0.5%減 (17%)		－ (17.5%)	
平成 22 年	平成 21 年 3 月		平成 19 年 11 月	－ 7 %
達成状況の自己評価 (いずれかに○)		目標達成に向け進捗		
	○	目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	稲わら、林地残材等の未利用バイオマスの利用率は 17%へ低減。 これは、京都議定書目標達成計画に基づき 3.8%を森林による二酸化炭素吸収で賄うため、平成 19 年度から 6 年間にわたり、毎年 20 万ヘクタールの追加的な間伐を促進し、間伐材の絶対量が大幅に拡大することから、林地残材の賦存量が約 350 万トンから 800 万トンへ大幅に増加したため。 なお、林地残材の利用量は約 5.5 万トンから約 8.3 万トンへ伸びている。			
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	林地残材の発生量が増大する一方で、林地残材の利用率は、1%に過ぎずほとんど利用されていない状況であり、今後、収集・運搬コストの低減に向けた効率的な収集システムの確立、変換効率の向上に資する技術開発の促進によりバイオマスの利活用を推進。 ※ 戦略策定時の当初値については、当時、把握可能な 18 年 12 月時点の利用率 22% を記載していたが、本調査では、目標達成状況を踏まえ、平成 19 年 11 月の戦略策定時の利用率 17.5%を当初値とした。			
担当部局	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課			

■No. 26 バイオマスタウン構想

記載箇所	第 2 章第 2 節 遺伝資源などの持続可能な利用 3. 1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	バイオマスは、生物によって生産されるため、「広く、薄く」存在する特性を持ちます。バイオマスの利活用を推進するためには、この特性を踏まえ、地域で効率的にエネルギーや製品として利用する地域分散型の利用システムを構築することが重要です。このため、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携のもと、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」(廃棄物系バイオマスを炭素量換算で 90%以上又は未利用バイオマスを炭素量換算で 40%以上利活用することを目指す構想を作成し、取り組む地域)を推進しています。2010 年にはバイオマスタウンを 300 程度構築することを目指しています(2007 年 10 月末現在 102 地区)。 バイオマスタウン構想の公表、バイオマスタウンの構築を関係省庁が一体となって着実に進めます(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
196 増 (300 地区)	108 増 (212 地区 (213 市町村))	— (104 地区 (104 市町村))	55%
平成 22 年	平成 21 年 5 月末	平成 19 年 11 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗		
	目標達成に課題		

施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	地域バイオマス利活用交付金等により地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するとともに、シンポジウムやセミナー等による普及・啓発の実施、100名のバイオマスタウンアドバイザーを育成し、実効性のあるバイオマスタウン構築を推進。
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	平成21年3月に策定した「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき、地域において効率的かつ安定したバイオマス利活用を促進するとともに、市町村域を超えた広域的なバイオマス利活用の展開を図る。
担当部局	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

■No. 27 子どもパークレンジャー参加者数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。子どもパークレンジャー参加者数を平成17年度の840人から平成22年度には1,300人に増加させることを目標とします。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
1,300人／年 平成22年度	1,130人／年 平成20年度	840人／年 平成17年度	63%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☐ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	全国各地の国立公園などで、「レンジャー」(自然保護官)や「パークボランティア」の指導や協力のもと、子どもたちに国立公園などのパトロールや、動物や植物の簡単な調査を体験してもらい、自然とふれあい、環境の大切さや社会への貢献の心を育て、さらに、ビジターセンター等を拠点にして、自然観察会やクラフト工房など様々なイベントを開催した。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	子どもパークレンジャーに参加する人数は、天候等により年変動が考えられることから、今後も目標値以上の参加を得られるよう、活動を推進する。		
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室		

■No. 28 「生物多様性」の認識状況

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 普及広報と国民的参画の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」人は、平成16年4月に環境省が行った調査では全体の30.2%でしたが、その認知度を平成23年度末までに50%以上とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19年11月)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)

50%		調査中		30.2%			
平成 23 年度		年度内		平成 19 年 11 月		調査中	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)		○	目標達成に向け進捗				
			目標達成に課題				
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)		本件については、現在のところ数値が判明していないが、今年度内の調査を予定している。					
		生物多様性に関する国民の認知度の向上のため、以下の取組等を推進している。 ・生物多様性広報・参画推進委員会の設置（平成 20 年 9 月） ・生物多様性ホームページの開設（平成 20 年 10 月） ・生物多様性のコミュニケーションワードロゴ「地球のいのち、つないでいこう」の作成・普及（平成 20 年 11 月） ・地球いきもの応援団の発足（平成 20 年 11 月） ・国民の行動リストの公表（平成 21 年 3 月） ・国際生物多様性の日等における各種シンポジウム・イベントの開催 今後も、上記に関する取組の継続のほか、生物多様性地方総合展示会の開催等を通じて生物多様性の社会における主流化を推進していく。					
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性		生物多様性の社会における主流化に向け、消費者や企業等、さまざまな主体の取組を総合的に促進するための検討を継続する。					
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室						

■No. 29 生物多様性国家戦略認知度

記載箇所	第 2 章第 3 節 普及と実践		
	1. 1 普及広報と国民的参画の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	「生物多様性国家戦略」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」人は、平成 16 年 4 月に環境省が行った調査では 6.5%でしたが、その認知度を平成 23 年度末までに 15%以上とすることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
15%	調査中	6.5%	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
平成 23 年度	年度内	平成 19 年 11 月	調査中 %
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○ 目標達成に向け進捗		
	目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	本件については、現在のところ数値が判明していないが、今年度内の調査を予定している。 生物多様性国家戦略に関する国民の認知度の向上のため、以下の取組等を推進している。 ・第三次生物多様性国家戦略に関するパンフレットの作成・普及 ・政府広報番組における生物多様性及び生物多様性国家戦略の普及 ・生物多様性ホームページの開設(平成 20 年 10 月)		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	今後も、上記に関する取組の継続のほか、生物多様性国家戦略の法定化等について積極的に情報発信することを通じて生物多様性国家戦略の認知度の向上につなげていく。		
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室		

■No. 30 生物多様性新聞掲載数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 1. 1 普及広報と国民的参画の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成18年度で合計207件(朝日、毎日、読売)ですが、平成23年度には300件まで増加させることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値) 目標年次 (別表記載の目標年次)	b. 点検値 点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	c. 当初値 (戦略策定時:19年11月) 当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
300件 平成23年度	736件 平成20年度	207件 平成18年度	245%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☒ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成20年度は、ドイツにおいて生物多様性条約第9回締約国会議が開催され、次回開催が日本に決まったこと、生物多様性基本法が全会一致で可決・成立したことなどにより、国内における生物多様性をめぐる動きが活発化したため、メディアに取り上げられる機会が増加した。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	平成20年度において、既に目標を大幅に超えている。 平成22年度において、生物多様性条約第10回締約国会議が開催される。 以上の状況を踏まえ、現在の点検値からさらに約50%増加させ(当初目標の3.3倍)、1,000件に目標値を変更する。		
担当部局	環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室		

■No. 31 エコツアー総覧アクセス数

記載箇所	第2章第3節 普及と実践 3. 1 自然とのふれあい活動の推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策)を抜粋	環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。また、エコツーリズムへの取組やツアー、宿泊施設を紹介しているWEBサイト「エコツアー総覧」のアクセス数を平成18年度の831,208／年から平成22年度には1,250,000／年に増加させることを目標とします。(環境省)		
a. 目標値 (別表記載の目標値) 目標年次 (別表記載の目標年次)	b. 点検値 点検時期 (21年7月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	c. 当初値 (戦略策定時:19年11月) 当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	d. 目標達成率(%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
1,250,000件／年 平成22年度	1,282,362件／年 平成20年度	831,208件／年 平成18年度	108%
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☒ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		

施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 19 年 6 月にエコツーリズム推進法が制定され、エコツーリズムに関する一定のルールが確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及・啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の浸透が図られた。これにより、エコツアーに関する情報をもとめて WEB サイトのアクセス数が増加し、目標年次よりも早く、目標値を達成した。
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	WEB サイトのアクセス数は年々増加しているが、国内景気の長期低迷、地域格差と雇用不安の広がりなどにより観光利用者数が減少しており、今後アクセス数も減少することが予想される。そのため、現状のアクセス数を維持することを目標とし、WEB サイトのコンテンツの追加や見直しなどを検討する。
担当部局	環境省 自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室

■No. 32 子ども農山漁村交流プロジェクト

記載箇所	第 2 章第 5 節 情報整備・技術開発 2. 1 自然環境保全基礎調査などの推進		
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での 1 週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト～120 万人・自然の中での体験活動の推進～」を推進し、全国 2 万 3 千校（1 学年 120 万人を目標）で体験活動を展開することを目指し、今後 5 年間で受け入れ態勢の整備などを進めます。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）		
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%) 到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
23,000 校 平成 24 年 3 月	調査中 —	0 校 平成 19 年 11 月	調査中
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	☒ 目標達成に向け進捗 ☐ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	文部科学省では、全国の小学校の参加を目指して、この取組を行う小学校を農山漁村におけるふるさと生活体験推進校（モデル校）として指定し、活動費の支援を行っています。平成 20 年度は、178 校を指定しました。 農林水産省では、地域一体による安全・安心な受入体制の整備を全国的に図っていくために、受入モデル地域を核とした受入地域の整備に向けた総合的な支援、受入推進体制の整備等を行っています。平成 20 年度は、53 地域の受入モデル地域を選定しました。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	なし		
担当部局	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課		

■No. 33 1/25,000 植生図更新状況

記載箇所	第 2 章第 5 節 情報整備・技術開発 2. 1 自然環境保全基礎調査などの推進
数値目標に関する記載 (具体的施策) を抜粋	昭和 48 年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺 2 万 5 千分の 1 植生図については、国土の約 35%（平成 19 年 3 月現在）を整備している状況ですが、平成 24 年 3 月までに国土

		の約 6 割とするなど早期の全国整備を進めます。(環境省)	
a. 目標値 (別表記載の目標値)	b. 点検値	c. 当初値 (戦略策定時：19 年 11 月)	d. 目標達成率 (%) 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ (%)
目標年次 (別表記載の目標年次)	点検時期 (21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載)	当初値の把握時期 (目標設定時のベースデータの把握時期を記載)	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ (%)
60%	44%	40%	20%
平成 24 年 3 月	平成 21 年 4 月	平成 19 年 11 月	
達成状況の自己評価 (いずれかに○)	○	目標達成に向け進捗	
		目標達成に課題	
施策の達成状況の詳細 (達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載)	平成 21 年 4 月の時点で、植生図整備率は 44%を達成している。 1 年間では約 4 %の進捗実績なので、このままのペースで整備を進めていくと、平成 23 年度末での予想進捗率は 56%となる。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	1 年間の進捗実績は約 4 %に留まっている。平成 23 年度末目標である 60%を達成するためには、今後は予算を増額して年間進捗実績を 5 ～ 6 %にまで高める必要がある。		
担当部局	環境省 自然環境局 生物多様性センター		

■No. 34 CHM メタデータ数

記載箇所	第 2 章第 4 節 国際的取組 3. 7. 2 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム（CHM）		
数値目標に関する記載 （具体的施策）を抜粋	生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）については、登録されるメタデータの質量ともに大幅な充実にむけた取組を強化し、平成 24 年 3 月までに登録数を現在の約 2 倍（約 1,600 件）まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。（環境省）		
a. 目標値 （別表記載の目標値）	b. 点検値	c. 当初値 （戦略策定時：19 年 11 月）	d. 目標達成率（％） 獲得値を目標としている場合 $b/a \times 100$ （％）
目標年次 （別表記載の目標年次）	点検時期 （21 年 7 月以前で数値の把握が可能な最新の時期を記載）	当初値の把握時期 （目標設定時のベースデータの把握時期を記載）	到達値を目標としている場合 $b-c/a-c \times 100$ （％）
1,600 件	755 件	748 件	
平成 24 年 3 月	平成 21 年 7 月	平成 19 年 11 月	1％
達成状況の自己評価 （いずれかに○）	☐ 目標達成に向け進捗		
	☒ 目標達成に課題		
施策の達成状況の詳細 （達成の経過や背景を自己評価の根拠がわかるように記載）	環境省の実施した事業に係る生物多様性情報を中心に、平成 19 年 11 月以降新たに 7 件のメタデータを追加し、登録メタデータ数は 755 件となっている。平成 19 年 11 月以降、登録が滞っていたのは、登録情報の記載基準の見直しを行っていたためであったが、記載基準を本年 6 月に確定したため登録作業を再開した。		
施策・目標値の見直しの必要性及び見直しの方向性	登録数が大きく伸びない要因として、環境省以外の保有する生物多様性情報の登録が十分進んでいないことがあり、効果的に協力を求める必要がある。 また、今後地球観測グループ生物多様性ネットワーク日本委員会（J-BON）等との連携を視野に、収集・蓄積したアジア太平洋地域を含む生物多様性情報を統合的に管理、検索できるようなシステムとなるよう、構造やデータの仕様等を含め抜本的な検討が必要である。		
担当部局	環境省 自然環境局 生物多様性センター		

表3-2-1 具体的施策の実施状況の点検結果

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
第1章 国土空間的施策								
第1節 生態系ネットワークの形成								
1. 1 生態系ネットワークの形成								
1	○生態系ネットワークの計画手法や実現手法についての調査検討や、既存のネットワーク施策・事業の効果についての評価・検証を行い、地方公共団体や広域地方協議会、NGOなどへの構想・計画づくりに係る情報提供、普及啓発を進めることにより、全国、地方、都道府県、市町村などさまざまな空間レベルにおける生態系ネットワーク形成を促進します。(国土交通省、環境省、農林水産省)	○エコロジカル・ネットワークの形成に向けた計画の考え方等を整理するとともに、形成に関連する取組みを収集・整理し、形成への効果の検証等を実施。 ○平成20年度に有識者からなる「全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会」を設置し、全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想を検討した。	○持続可能な国土管理の実現に向けた多機能なエコロジカル・ネットワーク形成推進調査 ○国土生態系ネットワーク形成推進費	8 —	9 29	8 —	○エコロジカル・ネットワークの形成により向上が期待される機能等を明らかにすること等により、様々な空間レベルにおける生態系ネットワーク形成の促進等が必要。 ○地方公共団体等への更なる情報提供、普及啓発を行い、さまざまな空間レベルでの生態系ネットワーク形成の促進が必要。	国交省 環境省
2	○広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの具体的な図化を目指します。(環境省、国土交通省、農林水産省)	○関係省庁(環境省、国土交通省、農林水産省)連携の下、中部圏、四国圏について具体的な図化を含むエコロジカル・ネットワーク構想の策定のための調査検討を行った。 ○広域圏レベルにおけるエコロジカル・ネットワーク構想を策定する際の基本的考え方等を整理。	○広域圏におけるエコロジカル・ネットワーク形成のための調査 ○持続可能な国土管理の実現に向けた多機能なエコロジカル・ネットワーク形成推進調査	— 8	74 9	— 8	○他の広域圏の生態系ネットワークの具体的な図化等の促進。 ○広域圏のほか、都道府県、市町村レベルの生態系ネットワークの具体的な図化等を促進する必要。	環境省 国交省
3	○十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第1章2節の「重要地域の保全」に示す各施策により、保護地域の拡大、管理水準の向上を進めます。さらに、森林においては、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」についても設定を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○近郊緑地保全区域指定状況97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区指定状況3,456ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況2,106ha(平成20年3月) ○全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。	○緑地保全等統合事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助 ○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	10,355 の内数 483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	10,025 の内数 470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	9,863 の内数 457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。 ○引き続き災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
4	○緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置づけ、事業者による重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実行します。(国土交通省、農林水産省、環境省)	○緑の基本計画策定済み市町村 633市町村(平成20年3月) ○国が管理する1級水系のうち48水系で河川整備計画を策定し、その中で河川環境の整備と保全に関する事項を定めている。(平成21年4月1日現在)	○公園事業特定計画調査費	41,689 の内数	37,721 の内数	34,485 の内数	○緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定をより一層推進。 ○河川整備計画を策定していない水系についても引き続き策定を進めていく。	国交省
		○平成20年度に有識者からなる「全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会」を設置し、全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想を検討した。	○国土生態系ネットワーク形成推進費	—	29	—	○国土交通省、農水省との更なる連携による各種計画への位置付けが必要。	環境省
5	○第1章3節の「自然再生事業」をはじめ、4節から9節に示す各施策により、森林、農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を総合的に進めます。(環境省、国土交通省、農林水産省)	○平成21年7月現在、自然再生推進法に基づき、全国で20の自然再生事業実施計画が作成。 ○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施(平成21年7月現在、19地区で実施中)。	○(環境省)自然公園等事業費	11,767 の内数	11,767 の内数	11,048 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。	環境省
		○都市公園等整備面積113,207ha(平成20年3月) 近郊緑地保全区域の指定状況 97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区の指定状況 3,456ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況 2,106ha(平成20年3月) 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha(平成20年3月) 歴史的風土特別保存地区指定状況: 8,832ha(平成20年3月) 市民緑地の契約締結状況 76ha(平成20年3月) ○全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。	○都市公園・緑地保全等事業費補助 ○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費 ○港湾整備事業費	115,718 の内数 483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数 234,110 の内数	110,104 の内数 70,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数 227,950 の内数	105,071 の内数 457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数 219,500 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。 ○引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	国交省
		○京浜運河周辺において生物生息環境の把握を実施。 ○9地区で検討中。	○生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	—	200	434	○引き続き、生態系ネットワークに関する調査を実施。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
6	○「東アジア・オーストラリア地域フライングウェイ・パートナーシップ」に基づく渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワーク、国際サンゴ礁イニシアティブ(International Coral Reef Initiative、ICRI)による重要サンゴ礁ネットワークや国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やウミガメ類などの回遊ルートの保全に関連して国際的に議論されている海洋保護区のネットワークなどの強化に向けた国際協力を進めます。(環境省)[再掲(2章4節2. 1 0、3. 1、3. 2)]	○平成20年11月に東京で地域会合を開催し、平成22年度までにサンゴ礁ネットワーク戦略を策定することを合意するとともに、それまでの作業計画を決定した。 ○国内のネットワーク参加サイト間で、情報交換が図られたほか、国際的には、ツル類の越冬地分散に向けた協力や韓国におけるサイトの増加が見られた。	○アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業費 ○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ②アジア地域における生物多様性保全推進費	— 46 の内数	60 の内数 45 の内数	53 の内数 40 の内数	○作業計画に基づき重要サンゴ礁と海洋保護区のギャップ分析等を推進するとともに、地域会合での議論を重ね、戦略を策定する必要がある。 ○国内のネットワーク参加サイトの地元における認知度を高めるため、普及啓発の更なる強化が必要。	環境省

第2節 重要地域の保全

1. 1 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

7	○国土の生態系ネットワーク形成を促進するため、自然環境保全基礎調査や各種調査の結果などの科学的知見や既存の都道府県自然環境保全地域の指定状況などを踏まえ、全国的に生物多様性を保全するうえでの見地から配置や規模などについてレビューを行い、必要に応じて、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定又は拡張に向けた取組を進めます。(環境省)	○自然環境保全地域等を規定している自然環境保全法について、生物多様性保全等の観点からその施行状況に検討を加え、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案として第171回国会に提出、平成21年5月27日に成立、6月3日に公布された(平成22年4月施行予定)。	—	—	—	—	○改正自然環境保全法の内容を踏まえ、全国的な見地からレビューを行うために必要な調査や情報収集を進める。	環境省
8	○既存指定地域においては、モニタリングサイト1000などを活用して、地球温暖化による影響を含めた生態系の変化をモニタリングし、管理に必要なデータの蓄積を図ります。また、保全状況や利用状況などの現況把握を継続的に行うとともに、標識などの整備や巡視の強化などにより適正な管理を進めます。(環境省)[再掲(2章1節1. 2)(2章5節2. 2)(2章6節1. 1)]	○モニタリングサイト1000事業により、崎山湾自然環境保全地域では、温暖化による影響を含めたサンゴ礁生態系のモニタリングを、白神山地自然環境保全地域では陸生鳥類等のモニタリングを実施中。 既存指定地域について、継続的に利用状況等の把握に努めるとともに、標識の整備等を実施している。	○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費 ○平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	270 の内数	280 の内数	297 の内数	○既指定地域におけるモニタリング体制を検討・確立するとともに、引き続き、標識整備や巡視の強化等を通じて適正な管理を進める。	環境省

1. 2 都道府県自然環境保全地域

9	○地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全することは、国土全体を通じて多様な生態系を確保するうえで非常に重要であることから、都道府県と連携し、指定地域の生態系の保全状況などの把握に努めます。(環境省)	○都道府県の協力を得て、定期的に、都道府県自然環境保全地域の指定状況などを把握している。	—	—	—	—	○引き続き、都道府県の協力を得て、都道府県自然環境保全地域の指定状況などの把握に努める。	環境省
10	○今後とも、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行います。(環境省)	○都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行っている。	—	—	—	—	○引き続き、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行う。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 1 自然公園の指定など								
11	○自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、すべての国立・国定公園の指定状況について、5年を目途に全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立・国定公園の再編・再配置を進めます。その中で、特に優れた自然風景地の対象として「照葉樹林」「里地里山」「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。(環境省)	○平成19年度においては、調査の枠組を設計するための基礎的データを収集・整理し、「すぐれた風景地」の評価方法を策定した。 ○平成20年度には、その評価方法を踏まえて、風景、生物多様性等の観点から国立・国定公園の再評価や現地調査を実施し、試行的に重要地域を抽出した。また、調査結果に基づいて自然公園選定要領等の改正案を作成した。	○国立・国定公園総点検事業費	31	44	38	○重点地域のより詳細な調査が必要。	環境省
12	○自然林と自然草原(植生自然度9, 10)の極めて自然度の高い地域については、自然環境の保全を直接の目的とする国が指定する他の保護地域制度とあいまって、長期的に地方ごとにまとまりのある十分な広がりを持った地域を保護の対象とすることを目指し、優先度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図ります。(環境省)	○日光国立公園及び鳥海国定公園を拡張した。 ○鳥海国定公園の一部地域の保護規制計画を強化した。	—	—	—	—	○概ね5年ごとの点検を着実に実施することで、優先度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図る。	環境省
13	○海域については、海中公園地区の新規指定など、海域における国立・国定公園の保護を推進します。また、海中公園地区の選定要件について見直しを行うとともに、関係機関と調整を図りながら、同地区の区域の見直しや再配置、採捕を規制する指定動植物の見直しを行います。(環境省)	○小笠原国立公園において、海中公園地区の新規指定及び区域を行うための計画案を作成した。 ○海域公園地区制度の創設等を行う自然公園法の改正は国会において可決された。公園区域内外の海域で生物多様性の観点から重要な海域を抽出するための調査を行うとともに、海域公園地区の選定要件及び指定動植物について検討しているところ。	—	—	—	—	○概ね5年ごとの点検を着実に実施することで、優先度の高い地域から計画的に海中公園地区(海域公園地区)の新規指定や区域変更を行う。 海域公園地区の選定要件を定めるとともに、捕獲を規制する動植物を指定する。	環境省
14	○自然景観、野生動植物や生態系に関する調査・モニタリングを充実し、その結果を踏まえ、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画を見直し、きめ細かい公園管理を推進します。(環境省)	○日光国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、下北半島国定公園、鳥海国定公園、丹沢大山国定公園及び琵琶湖国定公園の公園区域または公園計画を変更した。	—	—	—	—	○自然景観、野生動植物や生態系に関するデータが不足しており、調査・モニタリングが必要。	環境省
15	○地域を代表する優れた自然の風景地として都道府県立自然公園を指定し適切に管理することは、身近な地域における生物多様性の保全や自然とのふれあいの場を提供するうえで重要です。今後とも都道府県による指定、管理に対して必要な助言を行います。(環境省)	○都道府県自然公園担当者会議等において、必要な助言を行った。	—	—	—	—	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 2 自然公園の保護管理								
16	○国立公園の保護管理にあたっては従来の自然保護官(レンジャー)に加えて、平成17年から自然保護官補佐(アクティブ・レンジャー)の配置を進めており、国立公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制を引き続き充実、強化するとともに、適正な保護管理を進めます。(環境省)	○自然保護官補佐(アクティブ・レンジャー)は、自然保護官(レンジャー)を補佐し、共に活動を展開することで、国立公園等と地域とのつながりが一層深まるなどの大きな成果を上げている。	○国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レンジャー)	244	244	230	○今後とも必要な現地職員の確保や対象能力の向上に努めていく。	環境省
17	○自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。(環境省)	○パークボランティアの活動を支援するとともに研修等を実施した。	○自然公園等利用ふれあい推進事業	5 の内数	4 の内数	3 の内数	○地域制の自然公園として、多くの関係者の協働による管理運営が必要であり、今後も自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図る。	環境省
18	○国立公園の管理については、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)により、高山植物の盗掘防止パトロール、植生回復作業や外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施し、管理水準の向上を図ります。(環境省)	○平成13年度から国立公園等において、野生生物の保護・保全、外来種対策、美化清掃や海岸漂着ゴミ対策等生物多様性の保全と国立公園の管理のグレードアップを図った。	○国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	300	288	270	○社会環境保全に対する国民からの要請や生物多様性への国民の関心の高まり拡充が必要。	環境省
19	○山岳環境等浄化・安全対策事業により、自然公園内に位置する山小屋などのし尿・排水処理施設の改善を図ります。また、山岳地域のし尿処理の先進的技術に関する実証実験を実施し、適切な情報提供を行います。(環境省)	○平成11年度から平成20年度まで山小屋等のし尿・排水施設を約90箇所以上を整備した。 ○対象技術の実証試験の実施状況は次の通り。 平成19年度：4技術、平成20年度：4技術、平成21年度：2技術(予定)	○山岳環境等浄化・安全対策事業費 ○環境技術実証事業	150 30	150 21	120 20	○中高年の登山者の増加に比例して遭難者が増加していること。また、依然としてし尿を未処理のまま放流・浸透している山小屋があることから拡充が必要。 ○セミナーの開催や展示会への出展など環境技術の普及に向けた取組を強化するとともに、実証試験数を増加させる方策を検討する必要がある。	環境省
20	○広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、各国立公園で管理運営体制の再構築に向けた取組を実施していきます。そのため、尾瀬、上信越高原などの各国立公園でモデル的取組を実施します。また、管理運営の一層の充実に向け、自然公園法の改正など必要な制度・体制の整備について検討を進めます。(環境省)	○平成20年度は、尾瀬、上信越高原等、7国立公園において、管理運営体制の再構築に向けたモデル事業を実施。	○広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	18 の内数	32 の内数	26 の内数	○引き続き、各地の国立公園においてモデル的な取組を実施する等、広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを推進。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
21	○地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、一定の管理能力を有する団体を公園管理団体として指定し、より実態に即したきめ細やかな管理を支援していきます。また、土地所有者による管理が不十分で風景・生態系などが荒廃した場所について公園管理団体と土地所有者間の風景地保護協定締結を推進し、団体の活動の場を増やすことにより、より一層の自然公園内の風景地の保全・管理を図ります。(環境省)	○平成21年5月に西表石垣国立公園の竹富島地域を活動地域とするNPO法人たきどうんを新たに公園管理団体に指定。全国の国立公園において5団体目。	○広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	18 の内数	32 の内数	26 の内数	○引き続き、公園管理団体の指定や風景地保護協定の締結促進に向けた取組を進める。	環境省
22	○国立公園の核心部でシカによる植生被害などが生じている地域においては、科学的データに基づく保護管理計画を策定し、植生防護柵の設置やシカの捕獲による個体数調整などの対策を順応的に実施していきます。(環境省)[再掲(2章1節2. 3)]	○知床国立公園、尾瀬国立公園、吉野熊野国立公園で植生防護柵や個体数調整を実施。南アルプス国立公園では、基本計画を策定。	○国立公園における大型獣との共生推進費	22	43	51	○自然公園法の改正により生態系維持回復事業が追加されたことから、対策の一層の推進を図る。	環境省
23	○国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事業を実施します。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、外来種の放出の規制について既に規制が行われている特別保護地区に加えて、特別地域についても検討します。国立公園内の法面緑化などに用いられる緑化植物種についても、外来植物の取扱方針を策定し、地域の生物多様性に配慮した緑化を推進していきます。(環境省)	○小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業を実施。 ○国立公園内の法面緑化植物については、自然公園における法面緑化指針(案)を策定し公開したところ。また、緑化に用いられる緑化植物の逸出や遺伝的影響等の基礎的調査を研究機関と共同で実施している。	○特定外来生物防除等推進事業(一部) ○公害防止等試験研究費(緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究)	349 の内数 —	328 の内数 15	327 の内数 12	○生態系へ悪影響を及ぼしている外来種の駆除を推進する。 ○法面緑化植物については、基礎的研究を継続して実施し、法面緑化指針(案)の補強を行う。	環境省
24	○自然公園内の自然環境が劣化している場所や生態系が分断されているような場所では、自然再生事業を推進していきます。(環境省)	○平成21年7月現在、自然再生推進法に基づき、全国で20の自然再生事業実施計画が作成。 ○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施(平成21年7月現在、19地区で実施中)。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。	環境省

2. 3 自然公園の利用の推進

25	○優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、自然観察会の実施やビジターセンターなどにおける自然環境保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさをパンフレットやホームページなどを活用して国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。(環境省)[再掲(2章3節3. 1)]	○国立公園などをフィールドに普及啓発活動を実施するとともに、国立公園に関するパンフレットやホームページの情報を新しくするなど、情報提供に努めた。	—	—	—	—	○ホームページに最新の情報を掲載するなど、公園利用者のニーズに応える情報の発信を図る。	環境省
----	---	--	---	---	---	---	---	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
26	○環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)[再掲(2章3節3. 1)]	○環境教育・環境学習の推進のため、エコツーリズムセミナー、フォーラムを開催し、エコツーリズムの取組を広めるためWebサイト「エコツアー総覧」の運営を行った。	○エコツーリズム総合推進事業	128 の内数	134 の内数	126 の内数	○自然とふれあい、自然の仕組みを学ぶことができる場として、利用の質の向上が必要。	環境省
27	○自然公園法に基づく利用調整地区の指定や利用誘導などによる利用の分散、平準化のための対策を検討、実施します。(環境省)[再掲(2章3節3. 1)]	○尾瀬国立公園において、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」を策定するなど管理手法を検討。 ○知床国立公園の知床五湖において、ガイドツアーの試験実施など管理手法を検討。 ○大台ヶ原において利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施。	○国立公園内生物多様性保全対策費	28	30	30	○引き続き各種調査・モニタリングを実施し、管理手法の確立や管理体制の強化を図る。	環境省
28	○利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)[再掲(2章3節3. 2)]	○湿原における木道の敷設、立入禁止柵の設置等を国立・国定公園にて実施。	○国立公園等整備費 自然環境整備交付金	8,723 の内数	8,312 の内数	7,773 の内数	○利用者の集中により、環境保全上及び利用上の様々な問題を抱えている地区において、自然環境の特性を踏まえた安全かつ快適な利用、生態系保全のための整備を重点的に実施する必要がある。	環境省
29	○国立・国定公園内の利用の集中する場所でマイカー規制の取組を支援することで、渋滞などによる影響の緩和やマイカーによる二酸化炭素の排出を抑制し、より自然環境に配慮した自然公園の利用を推進します。(環境省)	○平成20年度は、全国17国立公園の26地区において、マイカー規制等の自動車利用適正化対策が実施された。	—	—	—	—	○引き続き、自動車利用適正化対策の支援等を実施。	環境省
30	○自然への理解を深め、適正な利用を進める観点から自然とのふれあいの場の整備を図ります。(環境省)	○平成19年度から平成21年度にかけて、29国立公園及び54国定公園で整備を実施。	○国立公園等整備費 自然環境整備交付金	8,723 の内数	8,312 の内数	7,773 の内数	○誰もが快適に自然の魅力を享受できるよう、利用拠点施設のユニバーサルデザイン化を推進する必要がある。	環境省

2. 4 自然公園の整備

31	○国立公園においては、特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域において、山岳地域の安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗掘箇所の修復、植生復元など)、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、優れた自然環境を有する自然公園や文化財などを有機的に結ぶ長距離自然歩道などについての重点的な整備を実施するとともに、自然とのふれあいの推進や自然情報を提供する施設の充実を図ります。(環境省)[再掲(2章3節3. 2)]	○平成19年度から平成21年度にかけて、29国立公園で整備を実施。	○国立公園等整備費	7,286 の内数	6,912 の内数	6,415 の内数	○誰もが快適に自然の魅力を享受できるよう、利用拠点施設のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、利用者が集中する地区において、安全かつ快適な利用、生態系保全のための整備を図る必要ある。	環境省
----	---	-----------------------------------	-----------	--------------	--------------	--------------	---	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
32	○自然生態系が消失・変容した箇所において、森林・湿原・干潟・藻場などの自然環境の再生・修復を実施します。(環境省)[再掲(2章3節3. 2)]	○平成21年7月現在、自然再生推進法に基づき、全国で20の自然再生事業実施計画が作成。 ○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施(平成21年7月現在、19地区で実施中)。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。	環境省
33	○国定公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、自然環境整備交付金により支援します。(環境省)[再掲(2章3節3. 2)]	○都道府県への交付実績 平成19年度:39都道府県 平成20年度:36都道府県 平成21年度:40都道府県	○自然環境整備交付金	7,286 の内数	6,912 の内数	6,415 の内数	○自然環境整備計画を策定していない県もあることから、当該交付金事業の周知を強化する必要がある。	環境省

3. 1 鳥獣保護区[再掲(2章1節2. 1)]

34	○鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。その際、鳥獣の生息状況や生息環境などに関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、そのような地域に鳥獣保護区を優先的に指定していきます。また、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域における自然環境の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。(環境省)[再掲(2章1節2. 1)]	○平成20年度は海鳥類の重要な繁殖地である小笠原諸島の西之島をはじめ3箇所の国指定鳥獣保護区を新規指定し、合計69箇所を指定している。 ○平成21年度も引き続き新規指定等を行うべく、利害関係者との調整を行っている。	○国指定鳥獣保護区管理強化費の一部	30 の内数	35 の内数	37 の内数	—	環境省
35	○渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進めることによって渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めることが重要であり、必要に応じて自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、今後とも指定の推進を図ります。(環境省)[再掲(2章1節2. 1)]	○平成20年度は化女沼、大山上池・下池を新規指定し、集団渡来地の国指定鳥獣保護区は28箇所となっている。	○ラムサール条約湿地の登録促進調査事業	—	—	7	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
36	○鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などの管理を実施するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、保護管理方針を示すマスタープランを策定し、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌などの施設の設置、湖沼などの水質改善などの施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行い、野生鳥獣の生息環境の改善を図ります。(環境省)[再掲(2章1節2. 1)]	○国指定鳥獣保護区において定期的な巡視や生息状況の調査等を行うとともに、マスタープランを策定し適切な管理を実施。 ○また、鳥獣の生息環境の悪化が著しい4箇所の国指定鳥獣保護区において保全事業を実施。	○国指定鳥獣保護区管理強化費の一部 ○国指定鳥獣保護区管理指針検討調査事業 ○自然公園等事業費の一部	30 の内数 5 11,767 の内数	35 の内数 5 11,401 の内数	37 の内数 — 11,048 の内数	—	環境省

4. 1 生息地等保護区

37	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。(環境省)	○地方環境事務所を通じて、新規指定候補地に関する情報収集を実施。	—	—	—	—	○新指定に向けて生息情報の収集や関係者との合意形成を進める必要がある。	環境省
38	○生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切に管理するとともに、生息・生育環境の維持・改善に努めます。(環境省)	○引き続き、全国9箇所の生息地等保護区において、巡視や生息状況調査等を実施。	○希少野生動植物種生息地等保護区管理費	15	15	14	—	環境省

5. 1. 1 指定と保存管理

39	○わが国の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観や自然地域を対象として、自然的名勝・天然記念物の指定を推進します。(文部科学省)	○自然的名勝の指定件数 平成19年度:0件、平成20年度:1件 天然記念物の指定件数 平成19年度:4件、平成20年度:0件	○文化財の保存・活用の推進	95 の内数	96 の内数	113 の内数	○文化財保護の観点から、自然的名勝・天然記念物の指定を推進しつつ、生物多様性に係る関係機関との連携をしていくことが必要。	文科省
----	---	---	---------------	-----------	-----------	------------	--	-----

5. 1. 2 保存管理計画と復元・再生

40	○指定された地域については、地域の自然を踏まえた文化的な遺産として地方公共団体などと連携し、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、適切な風致の多様性と生物の多様性保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	○国庫補助金交付実績(平成19年度) 交付件数 447件 の内数 交付金額 5,430百万円 の内数	○有形文化財等の保存整備等(記念物関係)	5,151 の内数	5,733 の内数	6,155 の内数	○文化財保存の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関との連携をしていくことが必要。	文科省
----	--	---	----------------------	--------------	--------------	--------------	--	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
5. 1. 3 活用								
41	○適切な活用を進める観点から、地方公共団体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、地域資源としての整備、公開などに関する地方公共団体などの事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	○国庫補助金交付実績(平成19年度) 交付件数 347件 の内数 交付金額 5,121百万円 の内数	○有形文化財等の保存整備等 (保存整備・登録記念物保存整備・史跡等総合整備活用推進事業・天然記念物再生事業)	4,857 の内数	5,396 の内数	5,828 の内数	○文化財保存の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関との連携をしていくことが必要。	文科省
5. 2 文化的景観								
42	○自然と人間とが関わりながら育まれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて価値が高い文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進します。(文部科学省)	○文化的景観の選定件数 平成19年度:3件、平成20年度:8件	○有形文化財等の保存整備等 (文化的景観関係)	100 の内数	80 の内数	120 の内数	○文化財保護の観点から、文化的景観の選定を推進しつつ、生物多様性に係る関係機関との連携をしていくことが必要。	文科省
43	○文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	○国庫補助金交付実績(平成19年度) 交付件数 27件 の内数 交付金額 41百万円 の内数	○有形文化財等の保存整備等 (文化的景観関係)	100 の内数	80 の内数	120 の内数	○文化財保存の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関との連携をしていくことが必要。	文科省
44	○文化的景観の普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	○国庫補助金交付実績(平成19年度) 交付件数 27件 の内数 交付金額 41百万円 の内数	○有形文化財等の保存整備等 (文化的景観関係)	100 の内数	80 の内数	120 の内数	○文化財保存の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関との連携をしていくことが必要。	文科省
6. 1 保護林、保安林								
45	○保護林においては、設定目的に応じ自然の推移にゆだねた管理などを行うとともに、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うほか、新たな設定を推進するなど引き続き貴重な自然環境の適切な保全・管理に努めます。(農林水産省)	○平成19年度に新たに8箇所の保護林を設定。また、1箇所の保護林を拡張。 ○また、モニタリング調査を実施するとともに、調査結果に応じて植生回復措置等の必要な措置を講じた。 ○保護林設定面積 約78万ha(841箇所)	○保護林保全緊急対策事業 ○保護林等森林資源管理強化対策 ○保護林拡充緊急対策事業	94 388 の内数	91 358 の内数 29	90 333 の内数 29	○保護林の設定及び適切な保全・管理の推進	農水省
46	○緑の回廊では、人工林の抜き伐りにより、希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施業のほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを引き続き実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新たな設定を推進します。(農林水産省)	○緑の回廊の設定に向けて調査を実施。 また、野生動植物の生息・生育実態を把握するモニタリング調査を実施したほか、野生動植物に配慮した森林施業等を実施。 緑の回廊設定面積 約51万ha(24箇所)	○緑の回廊整備特別対策事業 ○保護林拡充緊急対策	227 —	201 29	200 29	○緑の回廊の設定及び適切な保全・管理の推進	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
47	○水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、平成30年度末の計画量である1,245万haに基づき、保安林としての指定を計画的に推進します。なお、平成18年度末現在の保安林の指定面積は1,176万haとなっています。(農林水産省)	○保安林の指定:平成18年度末 1,176万ha → 平成19年度末 1,188万ha	○保安林整備事業委託費等	616	647	642	○今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。	農水省

7. 1 緑地保全地域など

48	○行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、都市における生物の生息地の核などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地保全地区などの指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	近郊緑地保全区域指定状況97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区指定状況3,456ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況2,106ha(平成20年3月)	○緑地保全等統合事業費補助、緑地環境総合支援事業費補助	10,355 の内数	10,025 の内数	9,863 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省
49	○首都圏及び近畿圏については、それぞれの「都市環境インフラのグランドデザイン」※1に位置づけられた保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	○保全すべき区域について、地域ごとに調査・検討を実施。近畿圏では、和泉葛城近郊緑地保全区域の拡大指定。また、緑地保全の必要が特に著しい地区について、近郊緑地特別保全地区を指定。	○大都市圏政策の推進に必要な経費近郊緑地における管理活動推進のための経費	42 の内数	27 の内数	36 の内数	○保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	国交省
50	○多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)	○制度の活用に向けた普及推進を図っているところ。	—	—	—	—	○引き続き活用化に向けて普及推進を図る。	国交省

8. 1 ラムサール条約湿地

51	○ラムサール条約第9回締約国会議(平成17年)に合わせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地や、新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、第11回締約国会議(2011年(平成23年)開催予定)までに国内の条約湿地を新たに10か所増やすことを目指します。(環境省)[再掲(2章4節2. 2)]	○第11回締約国会議に向けて、最新の知見に基づく候補地リストの更新等を実施するとともに、登録に向けた利害関係者との調整を行う。	○ラムサール条約湿地の登録促進調査事業	—	—	7	○候補地リストの更新等に向けた情報収集及び既存候補地に関する関係者との合意形成。	環境省
----	--	---	---------------------	---	---	---	--	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
52	○条約締結国会議の決議などに則し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、環境学習、普及啓発などを関係する地方公共団体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)を図っていきます。(環境省、国土交通省)[再掲(2章4節2. 2)]	○モニタリング調査の結果、RIS(ラムサール情報票)の整備が進んでおり、湿地を有する地元においては「世界湿地の日」における普及啓発活動やNGOによる環境教育活動が行われているほか、釧路湿原をはじめ、自然再生事業の行われている湿地も存在する。	○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ②アジア地域における生物多様性保全推進費	46 の内数	45 の内数	40 の内数	○現在の取組を継続する必要がある。	環境省
		○釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河岸の再生等の実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	国交省

9. 1 世界自然遺産

53	○屋久島、白神山地及び知床については、地方公共団体などと連携・協力のもとに策定した世界遺産地域に関する管理計画に基づき、モニタリング調査や巡視を行うとともに、「自然公園法」、「自然環境保全法」、「森林生態系保護地域」及び「文化財保護法」などにより、適切な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省、文部科学省)[再掲(2章4節2. 4)]	○各地域について、植生、希少野生動物、野生動物による食害、利用状況などに関するモニタリング調査を実施。特に白神山地においては、ブナの損傷事案を受けて巡視の強化を実施。 ○生物多様性を確保するため、「自然公園法」及び「自然環境保全法」を改正。	○世界遺産地域の順応的保全管理費 ○世界自然遺産地域保全対策費	— 16 の内数	— 15 の内数	48 の内数 —	○引き続き、各種保護担保制度の適切な運用が必要。 —	環境省 農水省
		○屋久島山岳部の入り込み者の増加や縄文杉剥離被害を受けて、監視や巡視を強化するとともに、植生の回復措置を実施。 ○ヤクシカによる被害状況やヤクシカの生息状況等を調査するとともに、シカ防護柵の設置による下層植生等の回復状況について調査する予定。	○世界遺産保全緊急対策 ○天然生林管理水準確保緊急対策事業 ○森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業費 ○野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業	79 の内数 179 の内数 30 の内数 —	107 の内数 179 の内数 28 の内数 —	106 の内数 178 の内数 26 の内数 105 の内数		

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
54	○世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制を構築します。(環境省、農林水産省)[再掲(2章6節1. 1)]	○知床では、知床世界遺産地域科学委員会において、気候変動が及ぼす影響を把握するモニタリングの体制、調査項目等について検討中。 ○白神山地では、気候変動がブナ林に及ぼす影響を把握するモニタリング手法を開発。 ○屋久島では、科学的な知見に基づく保全管理を行うため、平成21年6月に屋久島世界遺産地域科学委員会を設置予定。	○世界自然遺産地域の順応的保全管理費 ○世界自然遺産地域保全対策費	— —	— 15 の内数	48 の内数 —	○気候変動の影響など遺産価値に対する長期的な影響を早期に把握し、適応策をとるため、継続的なモニタリングの実施が可能となる財源の確保が必要。	環境省
			○森林環境保全総合対策事業の内数(平成21年度)(林野庁)	—	—	158 の内数	○気候変動の影響など遺産価値に対する長期的な影響を早期に把握し、適応策をとるため、継続的なモニタリングの実施が可能となる財源の確保が必要。	農水省
55	○知床においては、既に設置された知床世界自然遺産地域科学委員会からの助言を踏まえ、今後も科学的知見に基づく適切な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省)	○多利用型統合的の海域管理計画(平成19年)の策定や知床世界遺産地域管理計画の見直し作業における科学的助言の反映。 ○シカの保護管理、河川工作物の改修など保全管理施策の実施における科学的助言の反映。	○世界遺産地域の順応的保全管理費 ○世界自然遺産地域保全対策費 ○知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費 ○国立公園等における大型獣との共生推進費	— 16 の内数 64	— 15 の内数 59	48 の内数 —	○引き続き、科学委員会からの科学的助言を踏まえて、適切な保全管理を実施することが必要。	環境省
			○世界遺産保全緊急対策事業 ○天然生林管理水準確保緊急対策	22 の内数 79 179	44 の内数 107 179	51 の内数 106 178		農水省
56	○屋久島及び白神山地においても、管理体制と科学的知見に基づく保全管理の充実を図ります。(環境省、農林水産省)	○屋久島について、科学委員会の立ち上げに向けた関係者との調整を進め、平成21年6月に立ち上げを予定。 ○白神山地について、地域連絡会議やその幹事会を開催し、科学委員会の立ち上げを視野に、管理のあり方について調整中。	○世界遺産地域の順応的保全管理費 ○世界自然遺産地域保全対策費	— 16 の内数	— 15 の内数	48 の内数 —	○早期に順応的保全管理体制を構築し、平成24年の定期報告に向けて必要となる検討を進める	環境省
			○世界遺産保全緊急対策事業 ○天然生林管理水準確保緊急対策	79 179	107 179	106 178		農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
57	○知床については、平成18年11月に策定した知床半島エゾシカ保護管理計画及び平成19年策定の多利用型統合的・海域管理計画に加え、河川工作物のサケ科魚類などに対する影響評価及び改良手法などの検討結果も踏まえて、新たな「知床世界自然遺産地域管理計画」を策定し、海と陸の統合的管理の実現を図り同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めます。(環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省)	○「知床世界自然遺産地域管理計画」案を策定中 ○知床世界自然遺産地域科学委員会・河川工作物WGにより魚類の生息環境に配慮した改良が適当であると判断された河川工作物について、現在策定手続き中の「知床世界自然遺産地域管理計画」で河川環境の保全として改良の実施を位置づける予定。 治水事業としての砂防えん堤については羅臼川の砂防えん堤1基が対象であり平成20年度より事業着手済みである。	○世界遺産地域の順応的保全管理費 ○知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費	— 64	— 59	48 の内数 —	○引き続き、IUCNの保全状況調査における勧告事項への適切な対応が必要。平成24年までに一定の成果を得て世界遺産センターに報告しなければならない。	環境省
			○砂防事業費	—	135,847 の内数	128,889 の内数	○当該砂防えん堤の改良は平成23年度完了予定。	国交省
			○世界遺産保全緊急対策事業 ○天然生林管理水準確保緊急対策	79 179	107 179	106 178		農水省
58	○知床について、平成16年12月に策定した「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」及び平成17年9月に策定した「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」に基づく取組などを実施し、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルールの普及を進め、必要に応じて一定の制限を設けるとともに、様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。(環境省、農林水産省)	○地元で検討会を開催し、知床五湖の利用適正化について、検討している。知床五湖において、ガイドツアーの試験実施。	○国立公園内生物多様性保全対策費	28	30	30	○必要に応じて利用調整地区制度を活用するなどして、利用の適正化を図る。	環境省
59	○知床の調査研究や利用者のための情報提供などの拠点として「知床世界遺産センター(仮称)」を整備します。(環境省)	○「知床世界遺産センター」及び「知床世界遺産ルサフィールドハウス」の整備し、それぞれ平成21年4月、6月に開館し、調査研究や利用者のための情報提供などの拠点として活用。	○知床世界遺産センター整備事業費	345	358	—	○保全管理、情報発信、調査研究の拠点となるよう、関係者が連携した魅力的な運営が必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
10. 1 生物圏保存地域								
64	○既存の4地域については、自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取りまとめた「MAB生物圏保存地域カタログ」の第2版が平成19年に作成されていますが、今後とも適正な保全・管理を推進するとともに、モニタリングを継続し、その成果を公表し、生物多様性の保全と持続的発展のために活用します。(文部科学省、環境省)	○日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会人間と生物圏(MAB)計画分科会を開催した。	—	—	—	—	○引き続き検討をおこなう。	文科省
65	○世界的な潮流を踏まえ、新規指定候補地の選定など生物圏保存地域の仕組みを活用する新たな施策の展開について検討を進めます。(文部科学省、環境省)[再掲(2章4節3. 3)]	○日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会人間と生物圏(MAB)計画分科会を開催した。	—	—	—	—	○引き続き検討をおこなう。	文科省

第3節 自然再生

1. 1 自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積

66	○森吉山麓高原における森林の再生、阿蘇における草原の再生、神於山における里山の再生、くぬぎ山における平地林の再生、釧路湿原やサロベツにおける湿原の再生、樫野川河口域における干潟、石西礁湖におけるサンゴ群集の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	○平成21年7月現在、自然再生推進法に基づき、全国で20の自然再生事業実施計画が作成。 ○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施(平成21年7月現在、19地区で実施中)。 ○埼玉県くぬぎ山地区において、自然再生協議会を設置し地域の多様な主体が参加。 ○釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河岸の再生等の実施。	○自然公園等事業費 ○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	11,767 の内数 483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	11,401 の内数 470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	11,048 の内数 457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き自然再生推進法に基づく自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。 ○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を実施。	環境省 国交省
----	---	---	---	---	---	---	--	-----------------------

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
67	○自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、自然再生に係る技術的知見を蓄積します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	○自然再生専門家会議での実施計画の審議のほか、自然再生協議会情報連絡会議や自然再生専門家会議現地調査を実施し、事業の進め方やモニタリング手法等についての意見や情報 ○モデル地区において専門家の意見を得つつ課題解決策を検討するとともに、コンクールの開催による優良事例の紹介、技術研修会等を実施。 ○これまで取り組んできた自然再生事業における科学的知見等の集積を実施。	○自然再生活動推進費	50 の内数	39 の内数	35 の内数	○引き続き情報収集に努めることが必要。	環境省
			○景観・自然環境保全形成支援事業のうち農村自然再生活動高度化事業	229 の内数	183 の内数	152 の内数	○取組団体間のネットワーク化により、技術情報の交換等を通じて取組を浸透させる必要。	農水省
			○国土基盤河川事業費	483,932 の内数	470,681 の内数	457,456 の内数	○引き続き自然再生事業の進捗を通じて得られた科学的知見の的確な集積とその体系化の検討を実施。	国交省
			○地域河川事業費	189,721 の内数	176,703 の内数	166,787 の内数		
68	○自然再生事業において想定される様々な効果について、適切に評価する手法を整備するため、自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備します。(環境省)	○平成19年度に自然再生事業の評価手法に関する検討業務を実施し、これまでの情報の整理や自然再生事業の評価のあり方の検討を実施。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○引き続き必要な検討を実施することが必要。	環境省

1. 2 自然再生に関する普及啓発の推進

69	○自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、今後5年間で自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに10か所増やすことを目指します。(環境省)	○自然再生推進法に基づき、2つの自然再生協議会が設立(平成21年7月現在、累計で21協議会が設立)。	○自然再生活動推進費	50 の内数	39 の内数	35 の内数	○自然再生推進法の普及啓発を引き続き実施し、自然再生協議会の設立を促進することが必要。	環境省
----	---	--	------------	-----------	-----------	-----------	---	-----

2. 1 全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

70	○全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	○平成19年度から、広域的視点に基づく自然再生推進のあり方についての検討業務を実施し、基礎的情報収集のあり方や、自然環境の状態を把握する手法の検討等を実施。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○我が国の生物多様性総合評価、生態系ネットワーク構想の具体的進展を踏まえて、引き続き取組を進めることが必要。	環境省
----	---	--	-----------	---------------	---------------	---------------	--	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
71	○これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的な分析評価を基に、自然再生の必要性が高い地域を明らかにするための検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	○平成19年度から、広域的視点に基づく自然再生推進のあり方についての検討業務を実施し、基礎的情報収集のあり方や、自然環境の状態を把握する手法の検討等を実施。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○我が国の生物多様性総合評価、生態系ネットワーク構想の具体的進展を踏まえて、引き続き取組を進めることが必要。	環境省

2. 2 民間団体など及び民有地において実施する自然再生活動への支援

72	○民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組む場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していきます。(環境省)	○平成20年度に、自然再生に取り組む際に活用可能な事業制度や具体的な取組事例等を掲載したパンフレット「自然再生を進めるために」を作成し配布。	○自然再生活動推進費	50 の内数	39 の内数	35 の内数	○引き続き事例等の収集・紹介を行うほか、より効果的な手法も検討することが必要。	環境省
----	--	--	------------	-----------	-----------	-----------	---	-----

2. 3 自然再生推進法施行状況の検証及び自然再生基本方針の見直し

73	○自然再生推進法の施行後5年の経過を受けて、関係省庁を構成員とする自然再生推進会議の場を活用し、この法律の施行状況について検証、検討を加え、その結果に基づいてより効果的な事業推進のために必要な措置を講じます。また、これと併せて自然再生基本方針の見直しを行います。(環境省、農林水産省、国土交通省)	○平成20年3月27日に自然再生推進会議を開催し、法律の施行状況を検証し、必要な措置を決定。また、平成20年10月31日に自然再生基本方針の一部変更を閣議決定。 ○埼玉県くぬぎ山地区において、自然再生協議会を設置し地域の多様な主体が参加。	—	—	—	—	○法施行状況の検討結果及び自然再生基本方針の変更に沿って着実な推進を図ることが必要。 —	環境省 国交省
			—	—	—	—		

第4節 農林水産業

1. 1 農林水産業と生物多様性

74	○地域別の生物多様性保全の取組 農林水産業・農山漁村と生物多様性を取り巻く状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施策を総合的に推進します。(農林水産省)	—	—	—	—	—	—	農水省
----	--	---	---	---	---	---	---	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
75	○森・川・海を通じた生物多様性保全の推進 「森は海の恋人」と呼ばれるように、森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能などを有するとともに、栄養塩類などを、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給し、里海の生き物である海藻や植物プランクトンを育てるなど、生物多様性に寄与しています。また、田園地域・里地里山における生産活動も農薬・肥料を適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能です。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要があり、森・川・海を通じた生物多様性保全を推進します。(農林水産省)	○平成20年度は、46都道府県で間伐や広葉樹林の造成等を実施。	○水産基盤整備事業費	144,148 の内数	133,937 の内数	119,860 の内数	○平成21年度は、46都道府県で実施中であり、今後も良好な漁場環境の保全を図るための森林整備を引き続き推進。	農水省
76	○遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進(第2章第1節、第2節に詳述) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進と遺伝子組換え農作物などの規制によるわが国の生物多様性の確保を図ります。(農林水産省)	○カルタヘナ法に基づき、科学的な評価を行い、遺伝子組換え農作物などの使用を承認。 未承認の遺伝子組換え農作物が我が国に流入しないよう水際での検査を実施。	○遺伝子組換え農作物リスク管理強化事業委託費	—	—	—	○海外における遺伝子組換え農作物の開発・栽培状況の的確な把握や水際検査に必要な検出手法の開発等を行うとともに審査体制の充実・強化を図る。	農水省
77	○農林水産分野における地球環境保全への貢献(第2章第4節に詳述) 国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)	平成20年11月の国際熱帯木材機関(ITTO)第44回理事会、平成21年4月の国連森林フォーラム第8回会合(UNF8)、平成19年11月及び平成21年5月のアジア森林パートナーシップ(AFP)実施促進会合などの国際対話において、持続可能な森林経営の推進、違法伐採対策、森林減少・劣化の抑制などに関する議論に貢献。	—	—	—	—	○気候変動、生物多様性、砂漠化の問題を含め、森林に関連する国際的な議論の動向を見極めつつ、世界規模での持続可能な森林経営の実現に向けて、引き続き国際的な議論に貢献していく。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
78	○農林水産業の生物多様性指標の開発(第2章第5節に詳述) 農林水産業が立脚する生物多様性保全は、国民に安全で良質な農林水産物を安定的に提供するためにも必要不可欠です。しかしながら、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行っているものの、その効果を定量的に把握することが可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進するうえで、指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。(農林水産省)	○平成20年度より委託プロジェクト研究「農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発」(平成20年度～24年度)を開始し、農業生態系が異なる全国の8地区毎に、天敵などを中心に農業に有用な生物多様性の指標選抜を開始した。平成20年11月にシンポジウムを開催し、半年間の成果を発表した。 ○平成20年度は我が国沿岸の5海域で、指標開発のための基礎調査を実施した。	○農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発 ○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち漁場環境・生物多様性評価手法開発事業	—	228	218	○平成21年度末までに指標の候補となる生物種の選抜を終了し、その成果をCOP10で発信する。 平成24年度末までに最終的な指標およびその評価手法を開発し、マニュアル化する。その後現地での実証を経て、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施に活用するとともに、農林水産業が生物多様性に果たす役割を国内外に発信する。 ○平成24年度まで事業を継続。	農水省
				—	59	49		

第5節 森林

1. 1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方

79	○森林・林業基本計画において、「水土保全林」、「森林と人との共生林」並びに「資源の循環利用林」の3区分の望ましい森林の姿を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じてそれぞれの望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全を推進します。(農林水産省)	○平成21年4月1日を始期とする全国森林計画を平成20年10月21日に閣議決定し、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施策の方針等を明示。	—	—	—	—	—	農水省
80	○3区分の望ましい森林の姿への誘導への考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じて、それぞれの誘導への考え方に基づいた森林の整備及び保全を推進します。(農林水産省)	○平成21年4月1日を始期とする森林整備保全事業計画を平成21年4月24日に閣議決定し、今後5年間に実施する事業の目標を「安心」「共生」「循環」及び森林を支える基盤である「活力」として、3区分に即し設定。	—	—	—	—	—	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 2 多様な森林づくりの推進								
81	○広葉樹林化・針広混交林化、長伐期化などによる多様な森林に向けた整備を推進するため、森林所有者などが施業を選択する際の目安となるよう、施業方法の提示や効率的な施業技術の体系的な普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成や対象適地の選定などの取組の推進とその全国的な普及を図るとともに、帯状又は群状の伐採などの効率的な施業を推進します。また、森林所有者の負担の軽減を図るため、造林・保育の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着を図ります。(農林水産省)	○長伐期や複層林等の施業技術を森林施業研修により普及。 ○造林の低コスト化技術等を造林・間伐研修により普及。	○森林技術総合研修所に必要な経費 ○森林環境保全整備事業	104 の内数 35,467	106 の内数 28,996	94 の内数 27,506	○研修の一層の充実を図る。	農水省
82	○林道などの路網と高性能林業機械の一体的な組合せによる低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着を推進します。(農林水産省)	○全国で12箇所のモデル林を設定 低コスト作業路の設計、施業技術を低コスト作業路企画者及び技術者養成研修により普及。 ○路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システム構築に必要な知識を普及する低コスト作業システム推進研修を準備中。	○低コスト作業システム構築事業 ○森林技術総合研修所に必要な経費	－ 104 の内数	201 106 の内数	153 94 の内数	○引き続き低コスト作業システム構築事業の推進。 ○研修の一層の充実を図る。	農水省
83	○路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、作業道及び作業路の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工すべての段階での周囲の環境との調和を図ります。(農林水産省)	○林道、作業道及び作業路を整備	○森林整備事業	170,356 の内数	162,635 の内数	161,735 の内数	○引き続き林道、作業道及び作業路の整備を推進。	農水省
84	○計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、林業事業体などによる森林施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」、森林所有者などによる森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」などの地域における活動を確保するための支援措置を実施します。(農林水産省)	○全国6ブロックににおいて担当者会議を開催するとともに、都道府県、市町村においては地域説明会等を開催、本制度の普及・定着を図ることで森林施業の集約化や森林施業の実施の促進に努めている。	○森林整備・保全費 森林整備地域活動支援交付金	7,453	7,247	5,347	○関係都道府県と連携のもと更なる本制度の普及・定着及び森林施業の集約化や森林施業の実施を促進する。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
85	○国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林については、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業体による施業などの集約化や間伐の効果的な実施を促進します。これによっても適時かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広混交林化などを推進します。(農林水産省)	○過密針葉樹単層林の整備を推進するため、保育事業の対象年齢を引き上げ、治山事業による森林整備を積極的に推進。	○治山事業費	112,012 の内数	105,250 の内数	99,190 の内数	○引き続き、機能が低下した保安林の整備等を推進する。	農水省
86	○植栽が行われない伐採跡地については、その新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するための対策を推進します。(農林水産省)	—	○特定森林造成事業	315	244	210	○造林未済地の解消及び新たな造林未済地の発生抑制を図る	農水省
87	○将来の森林、林業及び木材産業の発展の可能性の基礎となる研究・技術開発及び林木育種並びにそれらの成果の計画的かつ効果的な普及などを図るため、適切で効率的な森林の整備及び保全、木材産業の競争力の強化などに向け、達成目標などを明確化した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」に基づいて、国、独立行政法人が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業などとの産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発を効率的かつ効果的に推進します。(農林水産省)	○事例集の作成に向けて作業中。	—	—	—	—	○広混交林化等の施業事例を収集し、事例集の作成に取り組む。	農水省
88	○研究・技術開発の成果の移転を行い、地域が一体となった森林の整備及び保全や林業生産活動を促進するため、地域におけるまとめ役となる指導的林業者や施業の集約化に取り組む林業事業体を対象とした重点的な普及などを、林業普及指導事業を通じて効率的かつ効果的に推進します。(農林水産省)	○森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業の推進。	○林業普及指導事業交付金	—	520	—	—	農水省
89	○必要な優良種苗の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を実施します。(農林水産省)	—	—	—	—	—	○林業種苗法による特別母樹林及び種苗の配布区制度を推進する。	農水省
90	○平成19年に策定された「林木育種戦略」に基づき、将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくため、必要な遺伝的特性を持つ品種、国土保全、水源かん養などに資する品種など国民のニーズに対応した新品種の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及を図ります。(農林水産省)	○国土保全、水源かん養及び自然環境保全機能向上に資する品種の開発などを実施。	○独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数	10,317 の内数	10,180 の内数	10,124 の内数	—	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
91	○絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全を図るとともに、林木の新品種の開発に不可欠な育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源などを確保し、その有効活用を図るため、それら林木遺伝資源の収集・保存、特性評価、情報管理及び配布を行います。(農林水産省)	○育種素材として価値の高いものや絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の探索・収集、増殖・保存、特性評価、情報管理及び配布を実施。	○独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数	10,317 の内数	10,180 の内数	10,124 の内数	—	農水省
92	○水源の森づくりなどの森林整備のための社会的コスト負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税・課徴金などの活用、上下流間の協力による基金の造成や分収林契約、森林空間利用などへの利用料金の徴収、ボランティア活動による対応などのさまざまなものがありますが、今後、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、社会経済情勢の変化なども踏まえ、国民の理解を得つつ、地域の状況にも対応して的確に選択していくことについてさらなる検討を行います。(農林水産省)	—	—	—	—	—	—	農水省
93	○京都議定書目標達成計画における森林吸収量の目標である1,300万t-C(炭素トン)程度を確保するため、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全などの推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくりの推進などの総合的な取組を、政府、地方公共団体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)[再掲(2章6節1. 1)]	○平成19年度の間伐実施量:52万ha	—	—	—	—	—	農水省
94	○森林及び木材利用が地球温暖化の防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討などに積極的に参画します。(農林水産省)[再掲(2章6節1. 1)]	○平成20年に指標の改定作業を完了し、当初の67指標は54指標に簡素化。	—	—	—	—	○同プロセスの事務局国である我が国が主導し、参加各国と第2回概要レポートの作成する。第2回国別森林レポート(我が国分)の作成する。	農水省

1. 3「美しい森林づくり推進国民運動」の推進

95	○所有者への施策提案などによる施業の集約化、高性能林業機械と路網整備の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着、流通の効率化や製材・加工の大規模化などを推進することによって、品質・性能の確かな木材製品の安定供給に向けた木材の生産・流通体制の構造改革を図ります。(関係省庁)	—	○木材安定供給圏域システムモデル事業((10箇所(当初計画))	—	256	256	○木材安定供給圏域システムモデル事業の推進	農水省
----	--	---	---------------------------------	---	-----	-----	-----------------------	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
96	○住宅分野、エネルギー分野、公共工事などでの木材利用の推進を図ります。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成と拡大、木の良さの普及などの取組を推進します。(関係省庁)	○平成19・20年度に地域材を使ったマンションの内装材等について35件の開発支援等を実施。((10箇所(当初計画))	○森林・林業・木材産業づくり交付金 ○住宅分野への地域材供給支援事業 ○住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業	9,756 の内数 209 —	9,692 の内数 250 —	13,222 の内数 — 290	○木材利用及び木材産業体制整備推進。 住宅分野において地域材のシェアを拡大することが必要。	農水省
97	○U・J・Iターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図ります。また、今後増加する定年退職者などのふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進めます。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図ります。(関係省庁)	○地域林業に関する情報提供や森林施業等の技術・知識に関する研修等の実施により、定年退職したUターン森林所有者等を支援するUターン森林所有者再チャレンジ支援事業を実施中。	○林業後継者活動支援事業	96,659 千円 の内数	90,539 千円 の内数	90,539 千円 の内数	○Uターン者等の地域定着促進が必要。	農水省
98	○優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、これらを幅広く活用した新たな産業の創出や魅力ある地域づくり、山村地域の生活基盤の整備や定住者の受入体制の整備などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。(関係省庁)	○平成20年度 60プランを支援。	○山村再生総合対策事業	—	300	295	○山村再生総合対策事業を推進。	農水省
99	○企業やNPO、都市住民などによるボランティアな森林づくりを促進するとともに、森林環境教育や森林セラピー、身近な里山林の保全・利用活動などを通じた国民の森林に対する理解の醸成などを図ることによって、森林整備・保全への幅広い参画を進めます。(関係省庁)	○平成20年度 60プランを支援。	○山村再生総合対策事業	—	300	295	○山村再生総合対策事業を推進。	農水省
100	○森林所有者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域ごとに効率的な森林経営を推進します。(関係省庁)	—	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	—	168	128	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業の推進。	農水省

1. 4 森林の適切な保全・管理の推進

101	○特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進(平成30年度末計画量1,245万ha)します。また、保安林の機能の十分な保全を図るため、衛星デジタル画像などを活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層推進します。(農林水産省)	○保安林の指定:平成18年度末 1,176万ha → 平成19年度末 1,188万ha 衛星デジタル画像などを活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体制を整備。	○保安林整備事業委託費等	616	647	642	○公益的機能の発揮が特に要請される森林について計画的な保安林の指定を推進するとともに、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理することで保安林の適切な管理を一層推進する。	農水省
-----	--	---	--------------	-----	-----	-----	--	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
102	○豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木などによる山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置などを推進するとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林などにおいて、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進し、森林を適切に保全します。(農林水産省)	○治山事業により山地災害から保全される森林の面積(66千ha)。	○治山事業費	112,012	105,250	99,190	○荒廃地等の復旧整備等を実施することにより、今後とも引き続き森林の保全を確保する。	農水省
103	○松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき松林などの重点化、地域の自主的な活動との連携協力及びナラ枯れ対策の推進など、森林病虫害防除対策を一層推進するとともに、林野火災の予防などにより森林の保全を適切に行います。また、病虫害に対して抵抗性を有する品種の開発及び開発した品種の普及を促進します。(農林水産省)	○マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発を推進。(メモ入れ)	○抵抗性品種等緊急対策事業の内数	48 の内数	48 の内数	48 の内数	—	農水省

1. 5 野生鳥獣による森林被害対策の推進

104	○野生鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)[再掲(2章1節2. 3)]	○国有林において平成21年度に8箇所モデル地域を設定。	○林・林業・木材産業づくり交付金【野生鳥獣被害防除事業】 ○野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業	975 の内数	9,691 の内数	1,322 の内数	○野生鳥獣との棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPO等と連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息環境の整備と鳥獣の個体数管理等の総合的な対策をモデル的に実施する。	農水省
105	○関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)[再掲(2章1節2. 3)]	○国有林において平成21年度に8箇所モデル地域を設定。	○野生鳥獣被害広域防除対策推進調査事業 ○野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業	— —	15 —	10 —	○野生鳥獣との棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPO等と連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息環境の整備と鳥獣の個体数管理等の総合的な対策をモデル的に実施する。	農水省

1. 6 担い手の確保・育成、都市と山村の交流・定住の促進

106	○森林の保全・整備に意欲を有する若者を対象に「緑の雇用担い手対策事業」を実施し、新規就業者の確保・育成に取り組めます。(農林水産省)	○平成20年度 60プランを支援。	○山村再生総合対策事業	—	300	295	○山村再生総合対策事業を推進。	農水省
107	○基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの未利用資源を活用した産業の育成、山村や林家の貴重な収入源である特産林産物の生産基盤の高度化、特産物の開発など森林資源を活かした新たなビジネス(森業・山業)の創出などによる多様な就業機会の確保を図ります。(農林水産省)	○平成20年度 60プランを支援。	○山村再生総合対策事業	—	300	295	○山村再生総合対策事業を推進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
108	○用排水施設などの生活環境施設の整備の推進、都市と山村とが連携して行う意欲的・先導的な取組の支援、山村活性化に資する人材育成などを実施します。(農林水産省)	○平成20年度 60プランを支援。	○山村再生総合対策事業	—	300	295	○山村再生総合対策事業を推進。	農水省
109	○山村の魅力を活かした森林体験や教育関係機関との連携による森林環境教育、森林を活用した健康づくりを促進します。(農林水産省)	○平成20年度 60プランを支援。	○山村再生総合対策事業	—	300	295	○山村再生総合対策事業を推進。	農水省

1. 7 施業現場における生物多様性への配慮

110	○森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林認証の取得など現場での取組事例を紹介し、森林施業の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。(農林水産省)	○伐採可能な材積の上限を見直し(平成18年度算定方法見直し)。択伐による伐採を行う場合の更新期間を見直し(平成18年度期間の見直し)。	—	—	—	—	—	農水省
-----	---	---	---	---	---	---	---	-----

1. 8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

111	○企業やNPOなどによる森林の整備・保全活動を促すため、活動内容の企画・提案、サポート体制の整備、活動の評価手法の開発や評価結果の活用、フィールドや技術などの各種情報収集・提供など企業などが森林づくりに参加しやすい環境を整備します。(農林水産省)	—	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	—	168	128	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業を推進。	農水省
112	○国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林」の設定、自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承に貢献するための国民参加による「木の文化を支える森づくり」などを推進します。(農林水産省)	○「ふれあいの森」の区域設定実績150箇所(平成20年度末現在) 「法人の森林」の設定実績475箇所(平成20年度末現在)。 「木の文化を支える森づくり」の設定実績20箇所(平成20年度末現在)。	—	—	—	—	○引き続き「ふれあいの森」「法人の森林」の設定及び「木の文化を支える森づくり」を推進する。	農水省
113	○全国植樹祭、緑の募金などの国土緑化運動や「みどりの日」(5月4日)、「みどりの月間」(4月15日～5月14日)を中心とした上下流の連携による地域の緑化活動の一層の展開を図ります。(農林水産省)	—	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業の一部	—	168	128	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業を推進。	農水省
114	○自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に結成された全国各地の「緑の少年団」などの活動を核とした次代を担う子どもたちに対する森林の重要性の普及啓発を図ります。(農林水産省)	—	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業の一部	—	168	128	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業を推進。	農水省
115	○巨樹・古木林や、里山林などの市民に身近な森林・樹木の適切な保全・管理のために必要な技術の開発と普及啓発を推進します。(農林水産省)	—	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業の一部	—	168	128	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業を推進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 9 森林環境教育・森林とのふれあいなどの充実								
116	○森林環境教育を推進するために必要な人材の育成や普及啓発などを推進します。(農林水産省)	○全国約800の森林組合、47都道府県の教育委員会へ配布数。 森林環境教育研修により、森林環境教育に必要な知識及び技術を有する人材の育成等を実施。	○森林環境教育推進総合対策事業 ○森林技術総合研修所に必要な経費	16 104 の内数	14 106 の内数	11 94 の内数	○森林環境教育推進総合対策事業を推進。 ○研修の一層の充実を図る。	農水省
117	○国有林野においては、学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定や、森林管理局・署による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。(農林水産省)	○全国13地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施。 ○「遊々の森」の協定締結実績151箇所(平成20年度末現在) ○教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数11万人(平成19年度実績) ○「ふれあいの森」の区域設定実績150箇所(平成20年度末現在) ○平成21年度は「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国」を開催予定。	○森林・林業体験交流促進対策	—	—	73	○引き続き森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」、「ふれあいの森」の設定等を推進する。	農水省
118	○森林の有する多面的機能や森林の現況などに関する情報を、各種メディアを通じて広くPRし、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。(農林水産省)	○美しい森林づくり活動推進事業。	—	—	252	182	○美しい森林づくり推進国民運動を支援する。	農水省
1. 10 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展								
119	○施業の集約化などを通じて、国産材を低コストで生産し、安定的に供給できる体制の整備を推進します。(農林水産省)	—	○木材安定供給圏域システムモデル事業	—	256	256	○木材安定供給圏域システムモデル事業の推進。	農水省
120	○製材・加工体制の大規模化などを推進するとともに、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化を推進します。(農林水産省)	○平成19・20年度に木材加工流通施設等98箇所の整備等を実施。	○森林・林業・木材産業づくり交付金	9,756 の内数	9,692 の内数	13,222 の内数	○木材利用及び木材産業体制整備推進。 大型製材工場等を中心とした加工流通体制の整備に加え、中小製材工場と中核工場との連携や、外材から国産材への転換等を推進することが必要。	農水省
121	○企業、生活者などのターゲットに応じた戦略的な普及や木質バイオマスの総合的な利用などを推進します。(農林水産省)	—	○森林・林業・木材産業づくり交付金	—	9,692 の内数	13,222 の内数	○木材利用及び木材産業体制整備推進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 1.1 保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進								
122	○多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効率的な間伐の推進を図るほか、針葉樹人工林において天然力を活用した広葉樹の導入を進めるための抜き伐りを行い針広混交林へ誘導するなど、多様な森林の整備を推進します。(農林水産省)	○計画的かつ効率的な間伐を実施するほか、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業等を実施。	○国有林野森林整備事業費	62,147 の内数	63,523 の内数	63,892 の内数	○間伐等、森林整備事業の推進。 引き続き多様な森林の整備を推進。	農水省
123	○国有林野は国土保全、水源かん養などを図るうえで重要な位置にあり、国有林野面積の約9割にあたる669万ha(平成18年度末)が保安林に指定されており、指定目的の達成のためこれらの適切な保全管理を行います。(農林水産省)	○過密針葉樹単層林の整備を推進するため、保育事業の対象年齢を引き上げ、治山事業による森林整備を積極的に推進。	○国有林野内直轄治山事業費	31,160 の内数	31,160 の内数	23,369 の内数	○引き続き、機能が低下した保安林の整備等を推進する。	農水省
124	○「森林整備保全事業計画」に基づき、国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。(農林水産省)	○治山事業により山地災害から保全される森林の面積66千ha(内数)。	○国有林野内直轄治山事業費	31,160 の内数	31,160 の内数	23,369 の内数	○荒地地等の復旧整備等を実施することにより、今後とも引き続き森林の保全を確保する。	農水省
125	○地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷プロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するように存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元する「綾の照葉樹林プロジェクト」など地域の自然環境保全のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)	○7森林管理局で実施。	○自然再生推進モデル事業	246	221	208	○地域住民や自然保護団体等と協働したモデルプロジェクトの推進。	農水省
126	○京都東山の世界文化遺産の背景林であるアカマツ林や九州で薪炭林として整備されていた広葉樹林など里山林の整備・保全を推進します。(農林水産省)	○京都東山の国有林において、マツクイムシ被害木の伐倒駆除及びアカマツの更新を実施。	○世界遺産保全緊急対策	79	107	106	—	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
127	○国有林野には原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されており、このような特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。また、設定後の保護林の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、植生の回復やシカなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。(農林水産省)	○平成19年度に新たに8箇所の保護林を設定。また、1箇所の保護林を拡張。 また、モニタリング調査を実施するとともに、調査結果に応じて植生回復措置等の必要な措置を講じた。 保護林設定面積 約78万ha(841箇所)	○保護林保全緊急対策事業 ○保護林等森林資源管理強化対策 ○保護林拡充緊急対策事業	94 388 の内数 —	91 358 の内数 29	90 333 の内数 29	○保護林の設定及び適切な保全・管理の推進。	農水省
128	○保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施策を行うとともに、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がりを確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し設定するよう努めます。(農林水産省)	○緑の回廊の設定に向けて調査を実施。 また、野生動植物の生息・生育実態を把握するモニタリング調査を実施したほか、野生動植物に配慮した森林施策等を実施。 緑の回廊設定面積 約51万ha(24箇所)	○緑の回廊整備特別対策事業 ○保護林拡充緊急対策	227 —	201 29	200 29	○緑の回廊の設定及び適切な保全・管理の推進。	農水省
129	○貴重な野生動植物の保護などを進めるため、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握のための巡視、生息・生育環境の維持、整備に必要な森林などの保護管理手法の調査や具体的な森林の取扱方針の設定、また生息・生育環境の維持・整備などを進めます。(農林水産省)	○国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施。	○希少野生動植物種保護管理事業 ○保護林等森林資源管理強化対策	102 388 の内数	96 358 の内数	93 333 の内数	○希少野生動植物種の保護管理の推進。	農水省
130	○森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止を図るとともに、森林の利用者の指導などを行うため、日常の森林巡視のほか、鳥獣保護区域内の狩猟などの違法行為あるいは高山植物の盗掘の防止など、貴重な動植物の保護を目的としたパトロールを実施します。(農林水産省)	○森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止および森林利用者への指導の実施。 国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種を対象に、巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施。	○森林保全管理等に必要な経費	—	1,664 の内数	1,791 の内数	○森林保全管理等の推進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
131	○世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行います。(農林水産省)	○世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による、人為による植生荒廃のおそれのある箇所の巡視やマナーの啓発活動の実施。	○天然生林管理水準確保緊急対策	179	179	178	○グリーンサポートスタッフによるきめ細かな森林の保全管理の推進。	農水省
132	○木材などの林産物については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めることを基本として、自然環境の保全などに十分な配慮を行いながら、木材など林産物の持続的・計画的な供給に努めます。(農林水産省)	○国有林の収穫量720万m3(平成19年度)。	—	—	—	—	○引き続き自然環境の保全等に配慮した、林産物の持続的・計画的な供給を実施する。	農水省
133	○国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、庁舎や内装の木造化・木質化を推進するとともに、併せて合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の使用を推進します。(農林水産省)	○森林土木工事における木材使用量68千m3(平成20年度実績)。	—	—	—	—	○引き続き、森林土木工事における合法性・持続可能性が証明された木材利用、庁舎や内装の木造化・木質化を推進する。	農水省
134	○自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進します。(農林水産省)	○「ふれあいの森」の区域設定実績150箇所(平成20年度末現在)。	—	—	—	—	○引き続き「ふれあいの森」の設定を推進する。	農水省
135	○分収林制度を利用して、企業が社会に貢献するとともに社員教育や顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定を推進します。(農林水産省)	○「法人の森林」設定実績475箇所(平成20年度末現在)。	—	—	—	—	○引き続き「法人の森」の設定を推進する。	農水省
136	○歴史的に重要な木造建造物や、伝統工芸などの次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、国民の参加による「木の文化を支える森づくり」を推進します。(農林水産省)	○「木の文化を支える森づくり」の設定実績20箇所(平成20年度末現在)。	—	—	—	—	○引き続き「木の文化を支える森づくり」を推進する。	農水省
137	○学校と森林管理署とが協定を結び、さまざまな自然体験や自然学習を進めていただく「遊々の森」の設定を推進します。(農林水産省)	○全国13地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ○「遊々の森」の協定締結実績151箇所(平成20年度末現在)	○森林・林業体験交流促進対策	—	—	73	○引き続き森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」の設定を推進する。	農水省
138	○「レクリエーションの森」については、これからも利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして活用いただくために、リフレッシュ対策を進めていきます。(農林水産省)	—	○森林空間総合利用事業の内数	103 の内数	103 の内数	87 の内数	○引き続き利用者ニーズに対応したリフレッシュ対策を推進する。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
139	○「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。(農林水産省)	○全国11箇所の「森林環境保全ふれあいセンター」において取組を実施。	○自然再生推進モデル事業	246	221	208	○「森林環境保全ふれあいセンター」の取組の推進。	農水省
1. 12 森林資源のモニタリングの推進								
140	○全国約15,700点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫被害などに係る調査を継続的に実施します。(農林水産省) [再掲(2章5節2. 7)]	○平成20年度をもって全国2巡目の調査が終了。	○地域森林計画編成事業費補助金のうち森林資源モニタリング調査費 ○国有林森林計画等経費のうち森林資源モニタリング調査	209 —	209 157	209 150	—	農水省
141	○二巡目までの結果などに基づき、モントリオール・プロセスの「基準・指標」に対応した「2009年第2回国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省) [再掲(2章5節2. 7)]	○モントリオール・プロセス2009年第2回国別レポート原案作成中。	○森林資源調査データによる動態変化解析事業	86	86	83	○調査結果の集計方法や時系列分析の手法等を確定する。	農水省
142	○森林資源モニタリング調査結果や衛星画像などを用いた森林の動態解析手法を開発します。(農林水産省)	○森林資源モニタリング調査の調査結果について全国的な集計・解析を実施。	○森林資源調査データによる動態変化解析事業	86	86	83	—	農水省
143	○森林空間データや森林資源モニタリング調査結果などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省) [再掲(2章5節2. 7)]	○森林資源モニタリング調査の調査結果をフリーソフトのGoogleEarthで表示可能な形式(KML)に出力またはより詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。	○森林資源調査データによる動態変化解析事業 ○森林GIS活用体制整備事業	86 166	86 166	83 166	—	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
144	○自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000など、他の全国レベルの調査と情報の相互利用を図ることについても検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)[再掲(2章5節2. 7)]	○平成21年度の自然環境保全基礎調査は、縮尺1/25,000の植生図作成業務と、特定哺乳類の全国的な生息状況及び生息個体数を把握する哺乳類生息状況調査等を実施。	○自然環境保全調査費	297 の内数	332 の内数	312 の内数	○自然環境保全基礎調査については、平成22年度から第8回の調査期がスタートするため、平成21年度にこれまでの自然環境保全基礎調査の成果をとりまとめ、第8回調査の実施に向けた課題を抽出する。	環境省
		○全国レベルの調査の、調査間でのデータの相互利用を図るため、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の森林調査において得られたデータのGIS化による情報の整備を実施。	○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	270 の内数	280 の内数	297 の内数	○モニタリングサイト1000森林調査については、データのフォーマットを統一した上で、各調査間でデータの相互提供を行うことが必要。	
		○河川水辺の国勢調査で得られたデータについて、一般の方々に提供できるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めており、河川水辺の国勢調査の結果については、HP上に公開している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○河川管理者や市民が利用しやすい調査結果の公表方法を検討するとともに、これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に引き続き反映させる。	国交省
1. 13 世界の持続可能な森林経営の推進								
145	○すべての森林の持続可能な経営の推進を目的として設立された国連森林フォーラム(UNFF)などの国際対話に積極的に参画します。(外務省、農林水産省、環境省)	○平成20年11月の国際熱帯木材機関(ITTO)第44回理事会、平成21年4月の国連森林フォーラム第8回会合(UNFF8)、平成19年11月及び平成21年5月のアジア森林パートナーシップ(AFPP)実施促進会合などの国際対話において、持続可能な森林経営の推進、違法伐採対策、森林減少・劣化の抑制などに関する議論に貢献。	—	—	—	—	○気候変動、生物多様性、砂漠化の問題を含め、森林に関連する国際的な議論の動向を見極めつつ、世界規模での持続可能な森林経営の実現に向けて、引き続き国際的な議論に貢献していく。	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
146	○森林の減少・劣化の主要な要因のひとつとなっている違法伐採問題については、G8を初めとする国際的な議論の場で重要性を主張し、国際的な取組を喚起します。(外務省、農林水産省、環境省)	○違法伐採問題に関する国際的な議論を促進すべく、木材生産国・消費国政府、国際機関、NPO及び業界団体の代表者の参加を得て、平成20年3月に第2回違法伐採国際専門家会議を東京において主催。また、北海道洞爺湖サミットに向けて、議長国である我が国の主導の下、G8森林専門家による違法伐採報告書を取りまとめ、平成20年5月のG8環境大臣会合に提出。平成20年7月に開催された北海道洞爺湖サミットの首脳宣言では、G8首脳が違法伐採及び関連取引を抑制することの緊急の必要性を認識し、適当な場合には、G8森林専門家の違法伐採報告書に掲げられた選択肢をフォローアップすることによって一致。	—	—	—	—	○北海道洞爺湖サミットの成果をも踏まえ、また、気候変動、生物多様性、砂漠化の問題を含め、森林に関連する国際的な議論の動向を見極めつつ、適切な文脈の中で違法伐採問題への取組の重要性を引き続き主張していく。	外務省
			—	—	—	—	○国際機関等との連携の下、途上国における持続可能な森林経営推進のための課題等について検討を行う。	農水省
147	○途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間の支援を推進します。(外務省、環境省、農林水産省)	○ブラジル「アマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS衛星画像の利用プロジェクト」、インドネシア「森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火災予防プロジェクト」、ケニア「半乾燥地社会林業強化プロジェクト」、「環太平洋地域C&I・森林認証」(以上技術協力)、インド「ウッタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減計画」(133.45億円)、チュニジア「総合植林計画(Ⅱ)」(31.28億円)(以上円借款)などを実施。 また、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じ、平成20年度には、森林保全等を目的としたプロジェクト21件(約558万ドル)を支援。 ○2次元バーコードによる木材トレーサビリティ技術の実証調査をインドネシアとの二国間協力で実施。 ○ITTOを通じ、12ヶ国において違法伐採対策事業を実施。	○ITTO任意拠出金 (外務省分) ※※	515 ※※	512 ※※	467 ※※	○途上国の森林保全に資する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間支援を引き続き実施する。	外務省
			○木材追跡システム 実証調査 ○ITTO事業費(農林水産省分)	— 116	32 113	30 126	○途上国の森林保全に資する支援を、二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間支援を引き続き実施する。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
148	○モントリオール・プロセスについては、発足以来カナダが事務局を務めてきましたが、平成19年1月からわが国が事務局を務めることとなり、わが国は事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮して、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進します。(農林水産省)[再掲(2章4節3. 4)]	○平成20年に指標の改定作業を完了し、当初の67指標は54指標に簡素化。 ○平成21年10月の世界林業会議での公表に向けて、モントリオールプロセス2009年概要レポート、第2回国別レポートを作成中。	—	—	—	—	○事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けて、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進する。	農水省
149	○熱帯林などの適正な保全と利用、緑の再生など開発途上国などの持続可能な森林経営の取組に対し、林木育種に関する技術協力に取り組みます。(農林水産省)	—	—	—	—	—	—	農水省

第6節 田園地域・里地里山

1. 1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

150	○農薬・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要であり、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を図ります。(農林水産省)	○農林水産省の補助事業について、平成17年度以降可能なものから要件化等の関連付けを行った。平成21年度の関連付け事業は54事業。	—	—	—	—	○引き続き事業の関連付けを拡大する。	農水省
151	○農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査をしたうえで登録されており、さらに環境への影響が生じないよう、農薬ごとに農薬使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図ります。(農林水産省)	○各検査結果に基づき、適切な農薬使用基準を定め登録している。また、農薬危害防止運動や研修会・講習会等を毎年実施し、農薬の適正使用の推進を図っている。	○食の安全・安心確保交付金のうち ○農薬の適正使用等の総合的な推進	2,513 の内数	2,345 の内数	2,314 の内数	○農薬登録に当たっては、我が国の営農形態等を踏まえ、環境への影響が生じないよう、引き続き農薬使用基準を適切に設定するとともに、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の適正使用指導を推進。	農水省
152	○農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。(環境省)[再掲(2章1節3. 2)]	○農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成20年度に新たに39農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。平成22年度までに累計300農薬についての基準値を設定するという政策目標に対して、平成19年度までに17農薬であったものが平成20年度で39農薬と加速化していることから、所期の効果が発揮されている。	—	—	—	—	○水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準に関しては、設定作業を引き続き積極的に行っていく必要がある。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
153	○農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、その手法を確立します。(環境省) [再掲(2章1節3. 2)]	○農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入について、諸外国の制度等について情報収集を行った。また一定の指標種生物に関し、陸域生態系へのリスク評価・管理に係る基礎的知見を取得・収集した。	○環境政策基盤整備費	—	46	45	○農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入手法の検討に当たり、諸外国の制度等の情報収集や指標種に関する基礎的知見について、情報収集・取得を一層精緻に努めるとともに我が国の環境での適合について検討する必要がある。	環境省
154	○たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、地域でまとまりをもって、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上低減するなどの先進的な取組を推進します。(農林水産省)	○平成19年度に支援制度を創設し、平成20年度は、全国で2,577の活動組織が、66千haの農地を対象に、化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動の取組を展開。	○農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動支援	2,986	2,986	2,986	○農地・水・環境保全向上対策については、引き続き、対策を着実に推進するとともに、地方説明会や全国シンポジウムの開催、ホームページの活用等を通じ、施策の浸透を図ることが必要。	農水省
155	○化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものはぐむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)	○地域における有機農業の振興を目的としたモデルタウン事業について、平成20年度は45箇所、平成21年度は49箇所を採択。	○有機農業総合支援	54	457	452	○有機農業の推進に関する基本方針の中で、目標の一つとして定めた「平成23年度までに50%以上の地方公共団体において有機農業の推進体制の整備」の目標達成のため、モデルタウンの取組等についての情報発信が必要。	農水省
156	○以上のような、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うと同時に、安全かつ良質な農産物を供給するためには、農薬・肥料などの適時・適正な使用を含む農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」であるGAP手法の導入が有効であり、今後これを推進します。現状ではGAP手法に取り組んでいる産地や農業者の数が限定されていることから、まずは基礎的な事項について、一定の作物ごとに汎用性の高く、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき項目も取り入れたGAP手法のモデル(基礎GAP)などを活用して、GAP手法自体の普及を図ります。(農林水産省)	○平成23年度までに2千産地にGAPを導入することを目標として推進。平成20年7月時点で1,138産地で導入済み。	○先進的総合生産工程管理体制構築事業	—	808	633	○今後は、現在、多様なGAPが存在していることによる農業者等の負担等を踏まえ①各GAPに共通して求められる取組の整理・標準化、②GAP指導者の育成、③よりきめ細かい工程管理の導入に対する支援等を通じて、GAPの取組の更なる拡大、消費者・実需者ニーズを踏まえた取組内容の向上を図る必要。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
157	○エコファーマー認定件数は平成18年9月現在で111,273件となっていますが、平成21年度末までに200,000件とすることを目標とします。(農林水産省)	○認定件数は平成21年3月末現在で185,807件となり、年度末の目標174,719件を上回っている。	—	—	—	—	○エコファーマーの導入計画の達成状況の検証。 ○エコファーマーの全国的なネットワークを構築し、情報の共有、相互研鑽による技術の向上、流通業界や消費者等との交流による環境保全型農業への理解の促進を進める。	農水省

1. 2 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進

158	○土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来のたい肥や食品循環資源由来のたい肥の利用の促進など土づくりに取り組むとともに、土壌・作物診断に基づき、たい肥などの有機質資材に含まれる肥料成分を勘案した合理的な施肥を推進し、土壌微生物の生息数、多様性など土壌の生物学的性質を維持・向上させることなどにより、地力の維持・増進に努めます。(農林水産省)	○「今後の環境保全型農業に関する検討会」及び「土壌管理のあり方に関する意見交換会」を開催し、農地土壌が有する公益的機能と土壌管理のあり方及び環境保全を重視した農法への転換を促進させるための施策のあり方について今後の展開方向を取りまとめ、地力増進基本指針に反映。	○有機農業総合支援対策(土づくり対策推進事業、土づくり対策施設整備事業)	—	457 の内数	452 の内数	○耕種農家と畜産農家等のさらなる連携の強化が必要。	農水省
159	○土壌の肥沃度や土壌病害の発生・抑止、物質循環に大きな関わりを持つ土壌微生物について、農業生産への活用を図るため、それらの働きの解明などの基盤技術の開発を推進します。(農林水産省)	○平成18年度より委託プロジェクト研究「土壌微生物相の解明による土壌生物性の解析技術の開発」(平成18年度～22年度)を開始し、土壌中のDNAの解析手法を取り入れた土壌微生物の多様性の調査手法を開発し、土壌微生物解析マニュアルを平成20年に作成。	○土壌微生物相の解明による土壌生物性の解析技術の開発	139	111	108	○作物生産性と土壌微生物多様性との関連の解明等に基づき、土壌の生物性を評価するための基盤技術を平成23年までに開発する。	農水省
160	○病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理(IPM)を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。(農林水産省)	○有識者による検討会を立ち上げ、IPMの具体的な推進方針等について取りまとめ、平成17年9月にIPM実践指針を公表。平成20年10月までに主要11作物のIPM実践指標のモデルを公表。 また、病害虫・雑草を適時的確に防除しつつ、必要以上の農薬使用を控えていることへの消費者や流通関係者への理解を促進することも重要と考え、平成19年度から4回のリスクコミュニケーションを開催。	○IPM技術評価基準策定・情報提供事業	112	103	75	○近年問題となっている、農業に抵抗性を発達させた病害虫を対象として、農業に頼らない防除体系の確立が必要。また、効率的・効果的な防除を実施するため適切な発生調査、発生予察の手法の確立が必要。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
161	○このほかにも、冬期湛水をはじめ生きものをはぐくむさまざまな農業技術が見られることから、これらの技術に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努めます。(農林水産省)	○平成19年度環境保全型農業推進コンクールにおいては、マガン等の越冬地でありラムサール条約の登録湿地である宮城県「蕪栗沼・周辺水田」における、収穫後の水田を渡り鳥の休息地として活用するための、不耕起栽培・化学合成農薬・化学肥料不使用を組み合わせた水稻栽培技術の取り組みについて農林水産大臣賞を授与。 ○平成21年度からエコファーマーネットワークの構築に取り組む。	○有機農業総合支援対策のうち有機農業等指導推進事業の内数 ○施肥体系緊急転換対策のうちエコファーマーネットワーク整備事業	—	52	52	○環境保全型農業推進コンクールにおける、有機農業や生物多様性保全の取組に係る応募者の拡大。 ○エコファーマーネットワークの核となるエコファーマーの参加、ネットワークの拡大と自律的な運営の確立。	農水省
162	○以上のような生物多様性保全をより重視した農業技術の普及を推進します。(農林水産省)	○「協同農業普及事業の運営に関する指針」(農林水産大臣告示)において、普及指導活動の基本的な課題として、環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援を位置付け。これを受けて、全ての都道府県が、「協同農業普及事業の実施に関する方針」において、有機農業の推進やIPMの実践等を普及指導活動の課題として位置付けており、当該方針に基づいて、普及指導員が生物多様性保全をより重視した農業技術の普及を推進。 ○普及指導員を対象とした「環境保全型農業支援研修」「有機農業普及支援研修」等を実施。	○協同農業普及事業交付金 ○農業普及技術対策事務費 ○革新的農業技術習得研修委託事業 ○革新的農業技術習得支援事業委託費	3,597 の内数 41 の内数 24 の内数 —	3,597 の内数 38 の内数 — 21 の内数	3,597 の内数 35 の内数 — 18 の内数	○引き続き、普及指導活動の課題として環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援を位置付け、普及指導員による技術の普及に向けた取組を行うとともに、研修の実施による普及指導員の技術力・指導力の向上を推進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁	
				平成19	平成20	平成21			
1. 3 鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進									
163	○農地に隣接した藪の刈払いなど里地里山の整備・保全の推進、生息環境にも配慮した針広混交林化、広葉樹林化などの森林の整備・保全活動を推進するほか、捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、防護柵の設置、耕作放棄地の解消、狩猟鳥獣の有効利用など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化を図ります。(農林水産省、環境省)	○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	○鳥獣害防止総合対策事業	190	2,800	2,800	○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	農水省	
		○鳥獣の生息環境管理の手法等について、モデル地域での調査及びガイドラインの作成を実施するとともに、鳥獣保護管理に係る担い手の確保のため、鳥獣保護管理に係る人材育成事業を推進。	○特定鳥獣等保護管理実態調査	48	40	41			—
			○鳥獣保護管理に係る人材育成事業	34	50	40			
1. 4 水田や水路、ため池などの水と生態系のネットワークの保全の推進									
164	○森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」の整備を行うなど、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を支援します。(農林水産省)	○地域の要望に応じて、農業用水路などに水の流れを再生するための取組を支援。 ○生物多様性保全の視点を取り入れた、より質の高い環境配慮の取組を行うため、生物多様性に配慮した整備計画の策定手法や生物多様性の保全管理手法について検討中。	○地域水ネットワーク再生事業 ○農村環境保全調査のうち生物多様性保全手法確立調査	— 290 の内数	300 317 の内数	120 196 の内数	○地域ニーズの把握とさらなる広報の強化が必要。	農水省	
1. 5 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興									
165	○適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域などへの支援を行うとともに、農地・農業用水などの資源と環境の良好な保全と質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動に対する支援、棚田の保全や自然再生活動を行っているNPOなどに対する支援や普及啓発、住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動へ支援します。(農林水産省)	○グラウンドワーク活動団体の設立支援、および活動団体の登録制度運用によるネットワークの構築と連携を図っている企業とNPOとの連携意向調査を実施したり企業参加をテーマとした研修会を開催するなどグラウンドワーク活動への企業の参加促進を図っているところ。 ○平成19年度に支援制度を創設し、平成20年度は、全国で1万9千の活動組織が136万haの農地を対象に農地・農業用水等の保全を図る共同活動に取り組み、2千6百の活動組織が6万6千の農地を対象に先進的な営農活動に取り組んでいる。	○グラウンドワーク推進支援事業 ○農地・水・環境保全向上対策	56 30,286	44 30,186	41 27,704	○グラウンドワーク活動団体のネットワークの活用と強化、活動団体の活動基盤の強化、企業参加のさらなる促進。 ○農地・水・環境保全向上対策については、引き続き、対策を着実に推進するとともに、地方説明会や全国シンポジウムの開催、ホームページの活用等を通じ、施策の浸透を図ることが必要。	農水省	

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
166	○農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民に理解を促進し、グリーン・ツーリズムなど都市と農村の交流や定住を促進するほか、地域資源を活用した魅力ある交流拠点の整備への支援を推進します。(農林水産省)	○平成20年度においては、7地区における取組を支援した。	○広域連携共生・対流等整備交付金	500	480	192	—	農水省
167	○グリーン・ツーリズム施設の年間のべ宿泊者数については平成18年度の795万人となっていますが、平成21年度には880万人とすることを目標とします。(農林水産省)	○平成20年度グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数の実績は、844万人となり目標値に対し84.1%となっている。	—	—	—	—	○目標達成に向けて、関連事業の推進を図る。	農水省

1. 6 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進

168	○生物多様性保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進します。(農林水産省)[再掲(2章3節3. 2)]	○9地区で検討中。	○生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	—	200	434	—	農水省
169	○有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・導入に向けた支援や、水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。(農林水産省)	○「協同農業普及事業の運営に関する指針」(農林水産大臣告示)において、普及指導活動の基本的な課題として、環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援を位置付け。これを受けて、全ての都道府県が、「協同農業普及事業の実施に関する方針」において、有機農業の推進やIPMの実践等を普及指導活動の課題として位置付けており、当該方針に基づいて、普及指導員が生物多様性保全をより重視した農業技術の普及を推進。 ○普及指導員を対象とした「環境保全型農業支援研修」「有機農業普及支援研修」等を実施。 ○平成13年度以降、水田や水路での「田んぼの生きもの調査」を、延べ2,340地区で実施。	○協同農業普及事業交付金 ○農業普及技術対策事務費 ○革新的農業技術習得研修委託事業 ○革新的農業技術習得支援事業委託費 ○広域農業基盤整備管理調査のうち農業基盤管理調査の一部	3,597の内数 41の内数 24の内数 —	3,597の内数 38の内数 — 21の内数	3,597の内数 35の内数 — 18の内数	○引き続き、普及指導活動の課題として環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援を位置付け、普及指導員による技術の普及に向けた取組を行うとともに、研修の実施による普及指導員の技術力・指導力の向上を推進。 ○「田んぼの生きもの調査」への地域住民等の更なる参加の促進を図ることが必要。	農水省
170	○都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供するという役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものやふれあえる空間を提供するという役割についても認識されており、こうしたことを踏まえ、都市農業の振興を通じ、身近に生きものやふれあえる空間づくりを推進します。(農林水産省)[再掲(2章3節3. 2)]	○平成19年度から体験農園の全国的な拡大に向けた取組を支援しているほか、都市農業の振興及び都市農地の保全のためのモデル的な取組7地区を採択し支援。	○広域連携共生・対流等対策交付金の一部	800の内数	973の内数	638の内数	○都市農業が持つショーウィンドー的機能(都市住民が農業・農村に関心を持つための導入的な役割)を促進するとともに、都市農業の活性化を図ることが必要。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
171	○水田や水路などの水辺環境を遊びの場、学びの場として位置付け、農村地域における自然環境や野生生物の情報を把握するため実施している「田んぼの生きもの調査」の充実・強化を図ります。(農林水産省、環境省)[再掲(2章3節3. 1)]	○平成13年度以降、水田や水路での「田んぼの生きもの調査」を、延べ2,340地区で実施し、平成20年度からは、これまでの魚とカエルを対象とした調査に加え、新たに水生昆虫調査を追加。	○広域農業基盤整備管理調査のうち農業基盤管理調査の一部	433 の内数	412 の内数	407 の内数	○「田んぼの生きもの調査」への地域住民等の更なる参加の促進を図ることが必要。	農水省
172	○里地里山保全再生モデル事業(平成16年度～)を通じて、行政、専門家、住民、NPOなどの多様な主体が協働して里地里山の保全・利用を図るための実践的手法や体制、里地里山での環境学習のあり方について検討し、その結果を全国に発信・普及します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	○4地域で平成18年度までに地域の里地里山保全活動のアクションプランである「地域戦略」を策定し、ホームページにより公表した。	○里地里山保全再生モデル事業費	48	—	—	○平成19年度に事業終了。	環境省
173	○生物多様性、景観、文化、資源利用、国土保全、地域活動などのさまざまな観点から将来に引き継ぎたい重要里地里山を300か所程度を目標として選定するとともに、その地域における具体的な取組を広く国民に周知します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○未来に引き継ぎたい里地里山における取組を対象に幅広く調査・分析を行っている。	○SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	—	126 の内数	92 の内数	○他地域の参考となる特徴的な取組事例を収集し、COP10を契機として、技術支援・情報発信を実施することが必要。なお、重要里地里山300の選定については取りやめた。	環境省
174	○里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する枠組みを構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○里地里山保全再生モデル事業の成果を踏まえ、里地里山における自然資源の新たな利活用方策及び多様な主体の参加促進方策の検討を行うためのアンケート調査を行った。	○SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	—	126 の内数	92 の内数	○アンケート調査を踏まえ、自然資源の管理・利活用方策を検討し、COP10を契機として、現地において適用するための試行を行う。また、多様な主体の参加促進方策を検討し、現地において実施する。	環境省
175	○里地里山の保全再生活動の担い手育成の支援として、活動団体や活動場所の紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣、技術研修を実施します。(環境省)	○活動団体及び活動場所の紹介、人材登録・派遣を行うインターネットウェブサイトを整備・運営したほか、研修会、セミナーを開催した。	○里地里山・里親プラン事業費 ○SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	32 —	— 126 の内数	— 92 の内数	○インターネットウェブサイトにより引き続き情報発信を実施。なお、平成21年度にシンポジウム開催などの普及啓発的な事業を取りやめた。	環境省
176	○里地里山の保全・利用のあり方を全国に発信・普及する中で、不法投棄などの生物の生息・生育環境を悪化させる行為を防止するための意識向上を図るとともに、不法投棄の防止に向けて地方公共団体などとの情報交換・相互協力のネットワークを強化します。(環境省)	○不法投棄等の未然・拡大防止対策を強化するため、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設定する等、国、都道府県や市民等が連携して不法投棄等の撲滅に向けた取組を実施している。	○産業廃棄物適正処理推進費	6,021 の内数	6,030 の内数	5,730 の内数	○不法投棄等の一層の未然・拡大防止を図るため、例えば、衛星を活用した取組を進めるなど、監視活動の強化等に努めることが必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 7 草地の整備・保全・利用の推進								
177	○生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を維持するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について支援を行います。(農林水産省)	○草地の整備改良や関連施設の一体的整備を20年度に146地区、平成21年度に全国で156地区採択し実施。 ○強い農業づくり交付金において未利用地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備を実施。	○草地畜産基盤整備事業費 ○強い農業づくり交付金	13,418 の内数 34,067 の内数	14,390 の内数 24,914 の内数	12,131 の内数 24,416 の内数	—	農水省
178	○草地における生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るため、例えば阿蘇の草原においては、①多様な動植物が生息・生育できる草原環境の保全と再生、②理解・愛着を持つ人々を増やす草原環境学習の推進します。また、牧野の保全に配慮した土地利用と管理の推進を図るため、草地の整備・保全・利用に向けた取組を進めます。(環境省、農林水産省)	○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施しており、阿蘇において、二次的草原の保全と再生を目的とした事業を実施(平成21年7月現在、全国19地区で実施中)。 ○阿蘇草原では、平成21年3月に環境省が「阿蘇草原自然再生事業草地保全・再生事業実施計画」を作成。	○(環境省)自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。	環境省
		○放牧地の基盤整備、牧柵、給水施設等の整備を実施。 ○強い農業づくり交付金において未利用地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備を実施。	○草地畜産基盤整備事業費 ○強い農業づくり交付金	13,418 の内数 34,067 の内数	14,390 の内数 24,914 の内数	12,131 の内数 24,416 の内数	—	農水省
1. 8 里山林の整備・保全・利用活動の推進								
179	○林業の振興を図る中で多様な生物の生息・生育環境を保全します。(農林水産省)	○国有林において平成21年度に8箇所モデル地域を設定。	○野生鳥獣被害広域防除対策推進調査事業 ○野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業	—	15	10	○野生鳥獣との棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPO等と連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息環境の整備と鳥獣の個体数管理等の総合的な対策をモデル的に実施する。	農水省
180	○地域とボランティア、NPOなどとの連携による植栽、下刈、間伐、里山林の多面的利用にむけた整備活動などを通じた国民参加の森林づくり活動を推進します。(農林水産省)	○森林所有者と協定を締結したNPO等が、間伐を中心に下刈、除伐、枝打等の森林整備を実施。	—	—	—	—	—	農水省
181	○森林と親しみ生物多様性保全に対する認識と理解を深め自然との共生のあり方を学ぶ取組の推進、都市と山村との交流活動を行う森林ボランティア団体などへの支援などにより、里山林の整備活動の重要性への理解を広めます。(農林水産省)	○森林所有者と協定を締結したNPO等が、間伐を中心に下刈、除伐、枝打等の森林整備を実施。	—	—	—	—	—	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		

第7節 都市

1. 1 緑の基本計画

182	○未策定市町村における緑の基本計画の策定の推進を図るとともに、既に策定済みの市町村についても、策定後一定期間が経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進めます。(国土交通省)	○緑の基本計画策定済み市町村 633市町村(平成20年3月)。	○公園事業特定計画調査費	41,689 の内数	37,721 の内数	34,485 の内数	○緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定をより一層推進。	国交省
183	○緑の基本計画の実現を図るため、引き続き、緑地環境整備総合支援事業や緑化重点地区整備事業などにより、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区などにおける緑化の推進や緑地の保全を進めます。(国土交通省)	都市公園等整備面積113,207ha(平成20年3月) 近郊緑地保全区域の指定状況 97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区の指定状況 3,456ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況 2,106ha(平成20年3月) 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha(平成20年3月) 歴史的風土特別保存地区指定状況: 8,832ha(平成20年3月) 市民緑地の契約締結状況 76ha(平成20年3月)	○都市公園・緑地保全等事業費補助	115,718 の内数	110,104 の内数	105,071 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省

2. 1 都市公園の整備

184	○都市緑化植物園、環境ふれあい公園などについて、国営公園を含む拠点相互間のネットワークを強化し、「みどり」の活動拠点としての多面的な機能を高めていきます。(国土交通省)	○国営公園事業及び都市公園事業により、「みどり」の活動拠点としての機能を持つ都市公園整備を推進。 (平成19年度末都市公園等整備面積: 113,207ha)	○国営公園整備費 ○都市公園事業費補助 ○都市公園防災事業費補助	24,737 の内数 41,689 の内数 27,085 の内数	23,112 の内数 37,721 の内数 27,250 の内数	21,147 の内数 34,485 の内数 27,657 の内数	○引き続き「みどり」の活動拠点としての多面的な機能を持つ都市公園の整備を推進することが必要。	国交省
185	○埋立造成地や工場などからの大規模な土地利用転換地などの自然的な環境を積極的に創出すべき地域などにおいて、自然再生緑地整備事業の推進により、干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進します。(国土交通省)	○自然再生緑地整備事業を含む都市公園事業により、生物多様性の確保に資する自然的環境基盤の整備を推進。 (平成19年度末都市公園等整備面積: 113,207ha)	○都市公園事業費補助	41,689 の内数	37,721 の内数	34,485 の内数	○生物多様性の確保に資する自然再生緑地整備事業を引き続き推進することが必要。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
186	○都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地保全事業などを総合的に支援します。(国土交通省)	○都市公園等整備面積113,207ha(平成20年3月) ○近郊緑地保全区域の指定状況 97,072ha(平成20年3月) ○近郊緑地特別保全地区の指定状況 3,456ha(平成20年3月) ○特別緑地保全地区の指定状況 2,106ha(平成20年3月) ○歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha(平成20年3月) ○歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha(平成20年3月) ○市民緑地の契約締結状況 76ha(平成20年3月)	○緑地環境整備総合支援事業費補助	5,369 の内数	5,314 の内数	5,458 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省

2. 2 道路整備における生物多様性の保全への配慮

187	○道路においても、『緑』を道路空間の主要構成要素として位置付けて、積極的に緑化を図るなど、生物多様性の保全に資する取組を進めます。(国土交通省)	○道路のり面、植樹帯、中央分離帯等において、緑化を推進。	○道路事業費	2,154,829 ※ の内数	2,086,360 ※ の内数	1,746,636 ※ の内数	○引き続き緑化を推進。 ※この他に、平成19年度、平成20年度は地方道路整備臨時交付金がある。また、平成21年度には地域活力基盤創造交付金があり、地方の要望に応じて、道路整備に充てることができる。	国交省
188	○道路のり面、インターチェンジなどのオープンスペースを活用し、多様な生物の生息・生育空間の創出を図ります。(国土交通省)	○生物の生息・生育空間の創出を図るため、緑化の推進などを実施。	○道路事業費	2,154,829 ※ の内数	2,086,360 ※ の内数	1,746,636 ※ の内数	○引き続き、緑化を推進するなど、生物の生息・生育空間の創出を図る。 ※この他に、平成19年度、平成20年度は地方道路整備臨時交付金がある。また、平成21年度には地域活力基盤創造交付金があり、地方の要望に応じて、道路整備に充てることができる。	国交省
189	○引き続き、ビオトープの創出など、生物多様性の保全に配慮した取組を進めます。(国土交通省)	○ビオトープの創出など、生物多様性の保全に配慮した取組を実施。	○道路事業費	2,154,829 ※ の内数	2,086,360 ※ の内数	1,746,636 ※ の内数	○引き続き、ビオトープの創出など、生物多様性の保全に配慮した取組を進める。 ※この他に、平成19年度、平成20年度は地方道路整備臨時交付金がある。また、平成21年度には地域活力基盤創造交付金があり、地方の要望に応じて、道路整備に充てることができる。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 3 下水道事業における生物多様性の保全への取組								
190	○過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の棲み場を提供し、自然を呼び戻します。(国土交通省)	○新世代下水道支援事業制度の水環境創造事業によるせせらぎ水路の整備や下水処理水の修景用水等への再利用等により、潤いのあるオープンスペースの創出を促進している。	○下水道事業費(内数)	696,288 の内数	662,042 の内数	632,772 の内数	○水辺整備における住民との連携を進めつつ、引き続き施策を推進していく。	国交省
191	○生態系への配慮が必要な水域において、なじみ放流(放流先の生態などに配慮(水質、水温、発泡防止)した下水処理水の放流形態(自然浄化、貯留池、浸透など))などを推進します。(国土交通省)	○必要に応じて塩素消毒から紫外線消毒やオゾン消毒への切り替えを行うなどの事業を推進している。	○下水道事業費(内数)	696,288 の内数	662,042 の内数	632,772 の内数	○引き続き放流先の生態系へ配慮した処理方式・放流形態の実施を推進。	国交省
192	○下水道の整備による公共用水域の水質保全だけでなく、「水環境改善緊急行動計画」による河川事業と連携した水質改善、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する高度処理を推進します。(国土交通省)	○平成19年末高度処理実施率25.1%	○下水道事業費(内数)	696,288 の内数	662,042 の内数	632,772 の内数	○引き続き下水処理場の高度処理化を推進。	国交省
193	○新世代下水道支援事業制度の活用による、下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)	○雨水・下水処理水の再利用や雨水貯留浸透を促進するため、新世代下水道支援事業制度の水環境創造事業により再生水供給施設や雨水貯留浸透施設の設置を促進している。	○下水道事業費(内数)	696,288 の内数	662,042 の内数	632,772 の内数	○雨水・下水処理水の再利用や雨水貯留浸透施設の設置について、引き続き促進を図る。	国交省
2. 4 緑地保全地域、特別緑地保全地区								
194	○行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、国庫補助を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	近郊緑地保全区域の指定状況 97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区の指定状況 3,456ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況 2,106ha(平成20年3月)	○緑地保全等統合事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助	10,355 の内数	10,025 の内数	9,863 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省
195	○生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然的環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。(国土交通省)	○制度の活用に向けた普及推進を図っているところ。	○緑地保全等統合事業費補助、緑地環境総合支援事業費補助	10,355 の内数	10,025 の内数	9,863 の内数	○引き続き活用化に向けて普及推進を図る。	国交省
196	○多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)	○制度の活用に向けた普及推進を図っているところ。	○緑地環境整備総合支援事業費補助	—	—	—	○引き続き活用化に向けて普及推進を図る。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
197	○都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地保全事業などを総合的に支援します。(国土交通省)	都市公園等整備面積113,207ha(平成20年3月) 近郊緑地保全区域の指定状況 97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区の指定状況 3,456ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況 2,106ha(平成20年3月) 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha(平成20年3月) 歴史的風土特別保存地区指定状況: 8,832ha(平成20年3月) 市民緑地の契約締結状況 76ha(平成20年3月)	○緑地環境整備総合支援事業費補助	5,369 の内数	5,314 の内数	5,458 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省

2. 5 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区

198	○行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全区域などの指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	近郊緑地保全区域指定状況 97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,456ha(平成20年3月)	○緑地保全等統合事業費補助、緑地環境総合支援事業費補助	10,355 の内数	10,025 の内数	9,863 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省
199	○首都圏及び近畿圏については、それぞれの「都市環境インフラのグランドデザイン」に位置づけられた保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	○保全すべき区域について、地域ごとに調査・検討を実施。近畿圏では、和泉葛城近郊緑地保全区域の拡大指定。また、緑地保全の必要が特に著しい地区について、近郊緑地特別保全地区を指定。	○大都市圏政策の推進に必要な経費 ○近郊緑地における管理活動推進のための経費	42 の内数 —	27 の内数 —	36 の内数 —	○保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	国交省
200	○都市における水と緑のネットワーク形成を推進のため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地保全事業などを総合的に支援します。(国土交通省)	都市公園等整備面積113,207ha(平成20年3月) 近郊緑地保全区域の指定状況 97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区の指定状況 3,456ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況 2,106ha(平成20年3月) 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha(平成20年3月) 歴史的風土特別保存地区指定状況: 8,832ha(平成20年3月) 市民緑地の契約締結状況 76ha(平成20年3月)	○緑地環境整備総合支援事業費補助	5,369 の内数	5,314 の内数	5,458 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 6 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区								
201	○都市における水と緑のネットワークを形成するため地方公共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、保全などを推進する施設の整備に対し、適正な補助を行います。(国土交通省)	○古都指定状況:京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、櫻井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市(8市1町1村) 歴史的風土保存区域指定状況: 22,487ha 歴史的風土特別保存地区指定状況: 8,832ha (平成20年3月)	○古都保存統合事業費補助	4,986 の内数	4,711 の内数	4,405 の内数	○平成16年の都市緑地法及び都市公園法改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る制度の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要。	国交省
202	○都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、古都保存事業などを総合的に支援します。(国土交通省)	都市公園等整備面積113,207ha(平成20年3月) 近郊緑地保全区域の指定状況 97,072ha(平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区の指定状況 3,456ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況 2,106ha(平成20年3月) 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha(平成20年3月) 歴史的風土特別保存地区指定状況: 8,832ha(平成20年3月) 市民緑地の契約締結状況 76ha(平成20年3月)	○緑地環境整備総合支援事業費補助	5,369 の内数	5,314 の内数	5,458 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省
2. 7 風致地区								
203	○風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度的確な運用を図り、指定の促進を図るための取組を進めます。(国土交通省)	○風致地区指定状況 169,589ha(平成20年3月)	—	—	—	—	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省
2. 8 市民緑地								
204	○平地林や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生育・生息域の保全・再生・創出を推進します。(国土交通省)	○緑地協定締結件数 1,823件(平成20年3月) 市民緑地の契約締結状況 約77ha(平成20年3月) 保存樹指定本数 70,753本(平成20年3月) 保存樹林指定件数 8,761件(平成20年3月)	○緑地環境整備総合支援事業費補助	5,369 の内数	5,314 の内数	5,458 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 9 生産緑地地区								
205	○都市においても農地は生物の生息・生育環境として評価することができるため、今後も生産緑地地区制度の的確な運用を図ります。(国土交通省)	○生産緑地地区指定面積 14,454ha(平成20年3月)	—	—	—	—	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省
2. 10 屋敷林、雑木林などの保全								
206	○市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な緑地についても、特別緑地保全地区や市民緑地の活用を推進し、土地所有者の意向に適切に対処しつつ、その保全を図ります。(国土交通省)	○緑地協定締結件数 1,823件(平成20年3月) 市民緑地の契約締結状況 約77ha(平成20年3月) 保存樹指定本数 70,753本(平成20年3月) 保存樹林指定件数 8,761件(平成20年3月)	○緑地環境整備総合支援事業費補助	5,369 の内数	5,314 の内数	5,458 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省
2. 11 民有地における緑の創出、屋上緑化・壁面緑化の推進								
207	○緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度などの制度については、民有地の緑化を推進するために有効な制度であることから、制度の普及に努めます。(国土交通省)	○緑化地域指定状況 2地区(2市)(平成21年4月) ○緑化施設整備計画認定状況 22件(平成20年3月)	○緑化施設整備計画認定制度において、緑化施設にかかる固定資産税の特例措置	—	—	—	○制度のより一層の運用に向けて普及に努める。	国交省
208	○屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。(国土交通省)[再掲(2章6節1. 1)]	○屋上緑化面積 194ha(平成20年3月) ○壁面緑化面積 17ha(平成20年3月)	○緑化施設整備計画認定制度において、緑化施設にかかる固定資産税の特例措置	—	—	—	○熱環境改善効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	国交省
3. 1 緑に関する普及啓発の推進								
209	○全国「みどりの愛護」のつどいについては、従来国営公園を会場としていましたが、全国の都市公園を会場とした開催方式とし、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。(国土交通省)	○平成20年度実施状況 ①第19回全国「みどりの愛護」のつどい(平成20年4月19日山口県立維新百年記念公園(山口県)) ②第25回全国都市緑化フェア／花と緑のシンフォニーぐんま2008(平成20年3月29日～6月8日(群馬県、前橋市、高崎市))	—	—	—	—	○緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	国交省
210	○開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すため、都市開発における緑地の評価制度を創設します。(国土交通省)	○平成19年度より試行的実施を開始。トライアル認定件数8件(平成20年3月)	—	—	—	—	○制度の運用へ向けた体制等の検討を進める。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
211	○緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。(国土交通省)	○都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人による緑化支援活動に関する環境整備、同公益法人や各自治体や企業の実施している緑化推進に関する取組についての事例等を紹介。	—	—	—	—	○緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	国交省

3. 2 下水道における生物多様性の保全に関する普及啓発

212	○地域住民や教育関係者、NPOと連携し、多様な生態系の生育・生息場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、住民への理解に努めていきます。(国土交通省)	○平成20年度より有識者による懇談会を設置し環境教育の進め方について検討中。	○下水道事業調査費	—	755 の内数	560 の内数	—	国交省
-----	--	--	-----------	---	------------	------------	---	-----

第8節 河川・湿原など

1. 1 多自然川づくり

213	○多自然型川づくりとして集計された施工延長は直轄、補助を合わせて約3,200km(平成16年度まで)に達しており、新たに多自然川づくりとしてその推進を図っていきます。(国土交通省)	○全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。 平成17年度に「多自然型川づくりレビュー委員会」を設立し、これまでの多自然型川づくりの取組と課題について整理し、今後「多自然川づくり」と名称を変え、より一層河川環境の保全と創出に向けた取組の推進を図ることとし、平成18年10月には「多自然川づくり基本指針」を策定した。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	国交省
214	○これまでに見られた課題の残る川づくりを解消させていくために以下のような施策に取り組んでいきます。(国土交通省)	○全国の河川整備事業を対象として、施策の観点を踏まえて事業に取り組んでいるところ。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	国交省
215	○川づくり全体の水準を向上させていくためには、次のような方向で取り組んでいきます。(国土交通省)	○多自然川づくりの計画・設計技術の向上の為、平成20年3月に「中小河川に関する河道計画の技術基準」を発出するなど全国の河川整備事業を対象として、各施策に取り組んでいるところ。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 2 自然再生事業								
216	○失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。(国土交通省)	○釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河岸の再生等の実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	国交省
217	○事業の計画・実施にあたっては、地域のNGOや関係団体、学識者などと広範かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意のもとで事業を進めていきます。(国土交通省)	○全国の河川整備事業を対象として、施策の観点を踏まえて事業に取り組んでいるところ。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	国交省
218	○自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。(国土交通省)	○全国の河川整備事業を対象として、施策の観点を踏まえて事業に取り組んでいるところ。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	国交省
219	○現在実施している、湿地環境の再生(釧路川[北海道])、河口干潟の復元(鵜川[北海道]、荒川[東京都]、木曽三川[三重県])、蛇行河川の復元(釧路川[北海道])、湖岸環境の再生(霞ヶ浦[茨城県])、礫河原の再生(多摩川[東京都])などについても以上の点に留意して完了を目指していきます。(国土交通省)	○釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河岸の再生等の実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	国交省
1. 3. 1 河川の上下流の連続性の確保								
220	○河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川の広い範囲で産卵場、生育場及び索餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりにも取り組んでいきます。(国土交通省)	○全国の河川において、魚類等の遡上・降下環境の改善を図る「魚がのぼりやすい川づくり」を実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、より一層生物の生息・生育空間の保全・復元を図ることが必要。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 3. 2 河川と流域との連続性の確保								
221	○魚道や切り欠きの設置などによる河川に流入 出する水路との落差の解消、高水敷の切り下げ による小支川の再自然化などにより、河川と流域 の水路、池、沼、田んぼなどの水域の連続性の 確保に努め、関係機関が連携して、流域全体とし て連続性(いわゆるエコロジカルネットワーク)を 改善していきます。(国土交通省、農林水産省、環 境省)	○河川と周辺地域(水路、池、田んぼ などの水域)の連続性を改善するた め、樋門・樋管等の構造的な課題につ いて改善策を検討している。 ○関係省庁(環境省、国土交通省、農 林水産省)連携の下、中部圏、四国圏 について具体的な図化を含むエコロジ カル・ネットワーク構想の策定のため の調査検討を行った。	○国土基盤河川事 業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事 業費 ○広域圏におけるエ コロジカル・ネット ワーク形成のための 調査	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数 —	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数 74	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数 —	○関係機関との連携により流域 全体としての連続性を改善するこ とが必要。 ○他の広域圏のほか、都道府 県、市町村レベルの生態系ネット ワークの具体的な図化等を促進 する必要。	国交省 農水省
1. 4 ダム整備などにあたっての環境配慮[再掲(2章7節2. 1)]								
222	○ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十 分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行う とともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響 の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多 様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能 な限り回避・低減できるように努めていきます。ま た、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響 評価に反映させるよう努めていきます。(国土交通 省)[再掲(2章7節2. 1)]	○現在事業中の全てのダムにおいて、 自然環境に与える影響を可能な限り回 避・低減できるよう適切な措置を実施。	—	—	—	—	—	国交省
223	○水源地域の自然環境の保全を進めるため、水 源地域ビジョンなどに基づいて、地域の環境保全 や流域における源流域と下流域との交流などを 推進していきます。(国土交通省)	○水源地域の自然環境の保全を進め るため、平成13年に「水源地域ビジョ ン」を創設し、現在103ダム(平成21年3 月)で策定している。	○国土基盤河川事 業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事 業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○今後も引き続き水源地域ビジョ ンを推進。	国交省
1. 5 溪流・斜面などにおける土砂災害対策にあたっての環境配慮								
224	○都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーン ベルトとして一連の樹林帯を整備することや荒廃 地における樹林帯の整備など緑化対策を推進す ることにより、土砂災害に対する安全性を高める とともに、ビオトープ空間の保全・再生・創出など 良好な景観の保全に寄与します。また、都市域に おける急傾斜地は貴重な緑地であり生物の生息 環境となっているため、急傾斜地崩壊対策事業で は、既存植生を残した緑の斜面工法の積極的な 導入や緩衝樹林帯の整備を図るため、緑あふれ る斜面対策を推進します。(国土交通省)	○六甲山系等で山腹工や砂防林の整 備、既存樹木を活かした斜面整備等によ るグリーンベルト整備を実施中。	○砂防事業費 ○急傾斜地崩壊対 策事業費 ○総合流域防災事 業費	140,465 の内数 21,025 の内数 122,615 の内数	135,847 の内数 20,207 の内数 56,987 の内数	128,889 の内数 19,114 の内数 56,284 の内数	○災害に対する安全性を向上し つつ、地域における住民、関係団 体及び地方公共団体等と十分連 携し、一層の生物多様性の保全・ 復元を図ることが必要。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
225	○優れた自然環境や社会的環境を持つ地域にある溪流において、良好な緑地と水辺の空間を確保することにより、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復などを図るため、水と緑豊かな溪流砂防事業などを推進します。(国土交通省)	○それぞれの溪流毎に自然的、社会的条件を踏まえて、個々の溪流の特色を生かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを実施中。	○砂防事業費	140,465 の内数	135,847 の内数	128,889 の内数	○災害に対する安全性を向上しつつ、地域における住民、関係団体及び地方公共団体等と十分連携し、一層の生物多様性の保全・復元を図ることが必要。	国交省
226	○豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため有害な土砂を止めるとともに、平常時の溪流環境の連続性及び、土砂移動によりつちかわれる生物の生息・生育環境を保全するため、透過型砂防堰堤の整備や既設砂防堰堤の透過型化を、渓岸侵食の防止に配慮しつつ進めます。(国土交通省)	○土砂管理上の問題が顕在化している流域において、透過型砂防えん堤等の整備を実施中。	○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	140,465 の内数 122,615 の内数	135,847 の内数 56,987 の内数	128,889 の内数 56,284 の内数	○透過型砂防堰堤等の生物多様性に及ぼす効果を把握し、効率的な事業の実施を図ることが必要。	国交省

1. 6 山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理

227	○河川・溪流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理について取り組みます。(国土交通省、農林水産省)	○河川・溪流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費 ○海岸事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 — 69,164 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 — 66,825 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数 64,592 の内数	○技術開発を推進するとともに、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。	国交省
228	○下流に被害を及ぼす土砂の生産抑制、捕捉を図りつつ、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推進します。また、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組合せにより、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進することにより可能な限り長くダムの機能を維持し、適正に土砂を下流に供給することで安全や環境を確保します。(国土交通省)	○適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過型化を推進するとともに、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組合せにより、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 —	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 —	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○砂防堰堤の透過型化を推進するとともに、各種対策の組合せによる施設の機能維持と安全や環境の確保を引き続き推進する。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
229	○これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による溪流・河川・海岸を通じた土砂の流れの健全度評価、土砂移動を追跡し地形の変化を推定できる流砂や漂砂などのシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。(農林水産省、国土交通省)	○土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、シミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を推進している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費 ○海岸事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 — 69,164 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 — 66,825 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数 64,592 の内数	○土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、将来予測など実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を引き続き推進する。	国交省

1. 7 湿地の指定・保全

230	○国立・国定公園の総点検事業(平成19年度～)により、生物多様性の保全の観点も踏まえ、評価方法を見直し、湧水地群やため池群、清流と一体となった自然地域などで特徴的な湿地や優れた景観を有する湿原について、国立・国定公園として評価しうるものがあるか検討を進めていきます。(環境省)	○平成19年度においては、調査の枠組を設計するための基礎的データを収集・整理し、「すぐれた風景地」の評価方法を策定した。 平成20年度には、その評価方法を踏まえて、風景、生物多様性等の観点から国立・国定公園の再評価や現地調査を実施し、試行的に重要地域を抽出した。	○国立・国定公園の総点検事業	31	44	38	○重点地域のより詳細な調査をし、国立・国定公園をして評価しうるものがあるかを検討することが必要。	環境省
231	○国立公園内において、土砂の流入などによる乾燥化や外来種の侵入が深刻な影響を及ぼしている釧路、サロベツなどの湿原などにおいては、自然再生事業などを活用して湿原生態系の保全・再生に取り組みます。(環境省、国土交通省、農林水産省)	○平成21年7月現在、釧路湿原では6つ、上サロベツでは2つの自然再生事業実施計画が作成。 ○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施しており、釧路及びサロベツで湿原生態系の保全再生を目的とした事業を実施(平成21年7月現在、全国19地区で実施中)。 ○釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河岸の再生等の実施。	○(環境省)自然公園等事業費 ○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	11,767 の内数 483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	11,401 の内数 470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	11,048 の内数 457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。 ○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	環境省 国交省
232	○重要湿地500のうち、保護地域化が必要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区、自然公園への指定、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進めます。(環境省)	○点検において、重要湿地の公園区域編入は実施しなかったが、引き続き検討を図っている。 ○ラムサール条約第11回締約国会議に向けて、最新の知見に基づく候補地リストの更新等を実施するとともに、登録に向けた利害関係者との調整を行う。	— ○ラムサール条約湿地の登録促進調査事業	— —	— —	— 7	○概ね5年ごとに実施する点検において、必要に応じて重要湿地を自然公園区域へ編入する。 ○候補地リストの更新等に向けた情報収集及び既存候補地に関する関係者との合意形成	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
233	○渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地については、湿地間のネットワークの構築及び維持を通じて、保全や地域住民への普及啓発を図ります。(環境省)	○国内のネットワーク参加サイト間で、情報交換が図られたほか、国際的には、ツル類の越冬地分散に向けた協力や韓国におけるサイトの増加が見られた。	○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ②アジア地域における生物多様性保全推進費	46 の内数	45 の内数	40 の内数	○国内のネットワーク参加サイトの地元における認知度を高めるため、普及啓発の更なる強化が必要。	環境省
234	○モニタリングサイト1000などを活用して重要湿地の生態系変化、保全状況を把握します。(環境省)	○重要湿地500指定地のうち、153か所にモニタリングサイト1000の調査サイトを設置し、調査を実施している。	○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	270 の内数	280 の内数	297 の内数	○モニタリングサイト1000陸水域調査において、生態系の異変を的確に捉える効果的な調査方法を検討しており、平成21年度には試行調査を開始。	環境省

1. 8 内水面における漁場の保全[再掲(1章9節2. 9)]

235	○漁場の耕うんや水田・用水路の活用などにより、コイ、フナ、ウナギ、ヨシなどの水産動植物の生息生育環境を改善します。(農林水産省)[再掲(1章9節2. 9)]	○排砂や簡易な工作による魚道の機能維持、付着堆積物の除去による天然産卵床の機能維持活動、河川清掃といった生育環境改善の活動を行った。	○健全な内水面生態系復元等推進事業のうち河川流域振興活動実践事業	—	44 の内数	44 の内数	○水産動植物の生息生育環境を改善するため、引き続き、河川清掃、魚道の機能維持、天然産卵床の機能維持活動といった取り組みが必要。	農水省
236	○生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除や、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。(農林水産省)[再掲(1章9節2. 9)]	○カワウについては、飛来数や営巣地の調査、花火や爆音等による追い払い、銃器等による駆除を行わない、外来魚については、刺網、投網、池干し等において駆除を行った。	○健全な内水面生態系復元等推進事業のうち緊急・広域外来魚等対策事業	170	170	200	○現行の取り組みを引き続き行うとともに、カワウの漁業被害防止技術の開発事例であるドライアイスを活用した繁殖抑制や、電気ショックによる外来魚駆除といった先駆的な手法による駆除対策が必要。	農水省
237	○産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。(農林水産省)[再掲(1章9節2. 9)]	○種苗生産施設の整備を行うとともに、河川利用者や地域住民等に生態系保全及び漁場利用のルール等の講習会や種苗放流体験の啓発普及活動を行った。	○健全な内水面生態系復元等推進事業のうち河川流域振興活動実践事業 ○強い水産業づくり交付金のうち資源増養殖目標	— 751 の内数	44 の内数 354 の内数	44 の内数 747 の内数	○内水面の生物多様性を保全するため、引き続き、種苗生産施設を整備するとともに河川利用者や地域住民等に生態系保全等に関する啓発普及活動を行うことが必要。	農水省

1. 9 河川・湿原などにおける外来種対策

238	○近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。(国土交通省、環境省)	○河川管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うなどの取組が継続的に実施されている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○外来種の侵入を未然に防止することが重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。 ○引き続き関係省庁と連携しつつ調査を進めるとともに、これまでに得られた知見を地方自治体等へ普及させてゆく。	国交省 環境省
		○オオクチバス等防除モデル事業の実施や河川における外来植物、外来貝類等の分布及び被害状況について情報収集を行った。	○外来生物対策管理事業費(一部) ○特定外来生物防除等推進事業(一部)	54 の内数 349 の内数	49 の内数 328 の内数	29 の内数 327 の内数		

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 1. 1 水生生物の保全に配慮した水質目標の設定及びその達成								
239	○国が指定する類型指定が未了の水域については、対象水域の情報を収集・整理したうえで、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っていきます。(環境省)[再掲(2章1節3. 2)]	○平成21年3月の告示において、新たに13水域の類型指定を行った。また、平成21年7月の水環境部会において、さらに11水系の類型指定に関する第3次報告を行う。	○水質環境基準検討調査費	131 の内数	139 の内数	91 の内数	○汽水域に関する情報等、類型指定体系を充実させるための情報の収集が必要である。	環境省
240	○水生生物の保全に係る環境基準に関する類型指定水域は平成19年11月現在4水域ですが、平成23年度末には40水域とすることを目標とします。(環境省)	○平成21年3月の告示において、新たに13水域の類型指定を行った。また、平成21年7月の水環境部会において、さらに11水系の類型指定に関する第3次報告を行う。	○水質環境基準検討調査費	131 の内数	139 の内数	91 の内数	○汽水域に関する情報等、類型指定体系を充実させるための情報の収集が必要である。	環境省
241	○「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知(平成18年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。(環境省)[再掲(2章1節3. 2)]	○7府県において水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定が行われた。	○水質環境基準検討調査費	131 の内数	139 の内数	91 の内数	○類型指定の更なる普及を図る。	環境省
242	○毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。(環境省)[再掲(2章1節3. 2)]	○文献調査と魚類毒性試験を実施する。	○水質環境基準検討調査費	131 の内数	139 の内数	91 の内数	○新たな水質環境基準策定のため毒性試験の充実が必要である。	環境省
243	○水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に 応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。(環境省)[再掲(2章1節3. 2)]	○排水規制について、平成23年の暫定基準の見直しに向け、知見の集積に努めているところ。 また、平成20年11月に常時監視の結果を取りまとめた「平成19年度公共用水域水質測定結果」を公表。	○水質環境情報高度利用システム推進	28	26	18	○排水規制について、平成23年度に暫定排水基準の見直しが必要である。 また、公表資料及びホームページ上の公開を迅速かつ的確に行うことも必要である。	環境省
244	○「今後の河川水質管理の指標について(案)」に基づき、河川における生物の生息・生育・繁殖環境の指標である「豊かな生態系の確保」の視点から調査を実施していきます。(国土交通省)	○平成17年より「豊かな生態系の確保」の視点からの水質調査を実施、結果を公表。	○国土基盤河川事業費	483,932 の内数	470,681 の内数	457,456 の内数	○調査結果に基づき、河川水質管理の活用を図る。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 1. 2 水質浄化対策								
245	○引き続き、下水道などによるし尿、生活排水対策など各種汚水処理を実施します。(環境省、国土交通省、農林水産省)	○現地調査や文献調査により、生活排水対策の事例、定量的な効果及び住民のニーズ等の基礎情報の収集を実施している。 ○平成19年度末 汚水処理人口普及率 83.7% 下水道処理人口普及率 71.7% ○農業集落排水事業が昭和58年度に制度化されて以来、平成19年度までに全国約5,000地区で農業集落排水施設が整備された。 平成20年度は全国435箇所で開催している。	○生活排水対策推進費 ①生活排水対策取組促進 ○下水道事業費(内数) ○農業集落排水事業 ○村づくり交付金の一部 ○地域再生基盤強化交付金の一部	4 696,288 の内数 18,846 25,000 の内数 141,833 の内数	4 662,042 の内数 17,666 29,560 の内数 144,608 の内数	8 632,772 の内数 12,456 19,535 の内数 144,608 の内数	○これまで収集した基礎情報を基に、一般家庭を対象とした生活排水対策に取り組むインセンティブを引き出すための教育教材を作成する。 ○引き続き、都道府県構想などに基づき、適切な汚水処理整備を推進。 ○本事業による農業集落排水施設の整備は着実に進んでおり、汚水処理普及人口は増加しているものの、依然として都市部と農村部における整備格差が著しく、また、地方財政が厳しく公共事業予算が縮減傾向にあることから、今後も効率的、効果的に事業の推進を図る必要がある。	環境省 <

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
249	○平成12年度を目標とする第1期計画(清流ルネッサンス21)の対象河川など30か所においては、水質の改善などにより、仁淀川支川の宇治川のように生物の生息・生育環境が改善されアユが戻った事例や、松江市松江堀川のように都市内の水辺の再生により新たに観光資源を生み出した例などが報告されています。平成13年度及び14年度には第2期計画(清流ルネッサンスⅡ)の対象河川など34か所を選定しており、関係者と連携しながら、引き続き積極的に取組を推進していきます。(国土交通省)	○水環境改善緊急行動計画等に基づき、河川・湖沼・ダム貯水池及びその流域において、関係機関と連携して水質改善のための取り組みを実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費 ○下水道事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数 696,288 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数 662,042 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数 632,772 の内数	○引き続き河川浄化施設や下水道施設の整備等による水質浄化対策を行うことにより、河川・湖沼・ダム貯水池の水質改善を図る。	国交省
250	○農業用排水路などから河川・湖沼などへ排出される汚濁負荷量を削減する対策として、水路内における水質浄化施設整備や、農業排水を再利用することにより、水稻の生育による吸収や水田の持つ脱窒作用などにより汚濁負荷量を削減する循環かんがい施設の整備などを引き続き推進していきます。(農林水産省)	○水質保全施設の整備を平成19年度までに全国35地区で実施。平成20年度は、2地区で実施している。	○水質保全対策事業(一般型)の一部	90	70	21	○農業用排水路等から公共用水域へ排出される排水の水質を浄化する取組みは進んでいるものの、農地のような面源からの排水に対する水質保全対策の推進を今後図る必要がある。	農水省
251	○従来水質保全対策に加え、近年においても水質改善の状況が芳しくない湖沼を取り上げ、平成19年度から、湖沼の自然環境と地域とのつながりを再生し、生態系の保全・再生、水質改善を図るといった新たな取組を、霞ヶ浦や印旛沼において試行します。(国土交通省)	○霞ヶ浦等において、沈水植物の再生等を活用した水質改善対策を試行。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費	483,932 の内数 189,721 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数	○引き続き、湖沼等における新たな水質改善の取り組みを推進。	国交省
252	○閉鎖性水域などの水質改善を図るため、湖沼における水位操作や水辺エコトーンの再生を実施し、総合的に湖沼やダム貯水池などの水質改善に取り組んでいきます。(国土交通省)	○霞ヶ浦等において、沈水植物の再生等を活用した水質改善対策を試行。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費	483,932 の内数 189,721 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数	○引き続き、湖沼等における新たな水質改善の取り組みを推進。	国交省
253	○地下水浸透規制、地下水採取規制、モニタリング、雨水浸透施設の設置促進などによる地下水保全対策を引き続き実施するとともに、地域における地下水や湧水の保全・復活活動を推進するための取組を進めます。(国土交通省、環境省)	○新世代下水道支援事業制度の水環境創造事業により雨水浸透施設の設置を促進している。 ○流域貯留浸透事業により、雨水を一時的に貯留する施設を整備するほか、雨水浸透施設の設置を促進している。 ○硝酸性窒素・亜硝酸性窒素については、モデル事業を行い、窒素負荷低減対策・効果的な浄化対策を検討中。湧水保全・復活活動については、平成21年度に「湧水保全ガイドライン」を作成し、地方自治体等に配布予定。	○下水道事業費(内数) ○地域河川事業費 ○硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査 ○湧水復活・保全活動支援の推進調査	696,288 の内数 189,721 の内数 — 15	662,042 の内数 176,703 の内数 11 12	632,772 の内数 166,787 の内数 15 14	○雨水浸透施設の設置について、引き続き促進を図る。 ○雨水浸透施設の設置について、引き続き促進を図る。 ○硝酸性窒素・亜硝酸性窒素については、汚染原因が多岐にわたるため、地域特性等を踏まえ、効率的・効果的に対策推進計画をたてる必要がある。湧水についてはまちづくり等と連携し、湧水保全・復活活動を実施し、健全な水循環の一環として行っていく必要がある。	国交省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 1. 3 ダム貯水池における水質保全対策								
254	○冷水放流に対する対策として、貯水池内の任意の水深から取水できる選択取水設備を設置し、流入水温に近い水温層を選んで下流に放流します。(国土交通省)	○選択取水設備を設置したダムにおいて適切に運用し、冷水放流対策を行った。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○今後も引き続き、選択取水設備等を設置し、冷水放流対策を促進する。	国交省
255	○濁水の長期化に対して、適切な濁度の層の水を選んで放流できる選択取水設備や洪水の終了により濁度が低くなった流入水を貯水池を迂回させて下流へ直接流す清水バイパスの設置、運用などにより、濁水の放流期間の短縮に努めています。(国土交通省)	○選択取水設備や清水バイパスを設置したダムにおいて適切に運用し、濁水放流期間の短縮に努めた。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○今後も引き続き、選択取水設備や濁水バイパス等を整備し、冷水放流対策を促進する。	国交省
256	○富栄養化対策として、貯水池内から空気を吹き上げ、表層と下層の水を混合させ水温を下げるとともに、水の対流を発生させる曝気循環装置などの設備を設置、運用し、プランクトンの増殖の抑制を図っていきます。(国土交通省、農林水産省)	○曝気循環装置等を設置したダムにおいて適切に運用し、富栄養化防止に努めた。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○今後も引き続き、曝気循環装置等の設備を設置し、富栄養化対策を促進する。	国交省
2. 2. 1 正常流量の設定								
257	○一級水系において、これまで(平成19年7月現在)、基本方針を策定した73水系のうち、61水系で正常流量を設定し、新規水利権許可の判断基準やダム施設などからの補給流量の根拠などとして利用しています。また、正常流量を確保していくために、ダムなどの既存施設の有効活用や水利用の合理化などを検討していきます。(国土交通省)	○平成21年3月現在、一級水系109水系の河川整備基本方針が策定され、その内、95水系で正常流量を設定。	○国土基盤河川事業費	483,932 の内数	470,681 の内数	457,456 の内数	○正常流量を確保していくために、ダムなどの既存施設の有効活用や水利用の合理化などについて、引き続き検討	国交省
2. 2. 2 水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復								
258	○清流回復の一例として、信濃川中流域では、夏期の水温上昇の防止、秋期のサケの遡上に配慮した試験放流を実施し、これによりサケの遡上が復活するなどの効果を確認しています。引き続き、水利権更新の機会などをとらえ、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組んでいきます。(国土交通省)	○昭和63年より発電水利権者の協力を得て取組を開始して以降、平成19年度末時点で約5,200kmの区間において流況が回復している。	—	—	—	—	—	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 2. 3 環境用水の導水による水路の清流の復活								
259	○これまで、各地で浄化用水の導入などが検討・実施されてきていましたが、平成17年より全国7モデル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水源、水質などを調査するとともに、その結果に基づき、平常時の流量回復、水質改善のための水路の整備、維持管理及び活用方策などについての検討を進めています。また、「環境用水に係る水利許可使用許可の取扱いについて」(平成18年3月)により、河川の流水を使用して環境用水を通水使用する場合に必要な、河川法上の取扱いに関する基準が明確化されており、地域の特徴に応じた清流の再生が期待されています。(国土交通省)	○地域の水環境改善のため、下水道再生水、雨水貯留水、地下水などを利用した清流回復、水質改善のための方策については「都市の水辺整備ガイドブック」を平成21年2月に通知したところ。環境用水の水利使用については、各地での要望に対し、実現に向けて河川管理者と要望者との間で調整中。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費 ○下水道事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数 696,288 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数 662,042 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数 632,772 の内数	—	国交省
260	○農業水利施設を有効活用し、環境用水などを導水することにより、地域の清流を再生させる取組を支援します。(農林水産省)	○地域の要望に応じて、農業用水路などに水の流れを再生するための取組を支援。	○地域水ネットワーク再生事業	—	300	120	○環境用水は、平成18年にその水利権の扱いが定められたところであり、取得事例・先行事例等も未だ少ないことから、啓発資料の整備などにより、水利権取得の取組みの推進を図る必要がある。	農水省
2. 3 ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善								
261	○ダムの弾力的管理試験による河川環境改善に向けた取組を進めるとともに、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとします。(国土交通省)	○平成20年度においては、全国の計20ダムで弾力的管理試験を実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○ダム下流河川の環境改善に向け、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとなるよう引き続き検討。	国交省
3. 1 住民との連携・協働による川づくり								
262	○引き続き、住民との連携・協働による、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組などを進めていきます。(国土交通省)	○釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河岸の再生等の実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	国交省
4. 1 「子どもの水辺」再発見プロジェクト								
263	○子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、引き続き「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進めていきます。(国土交通省、文部科学省、環境省)[再掲(2章3節3. 1、4. 2)]	○河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成20年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所282箇所となっている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服し、地域のニーズに即したハード・ソフト対策により支援することで河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
4. 2 市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進								
264	○全国の市民団体及びその協議会などと連携し、川での体験活動を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開しています。特に、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身に付けた指導者を養成する「指導者養成」、安全は自分で確保するものという観点から危機管理の基礎知識を体験学習を通して学ぶ「子どもの水辺安全講座」、川で学ぶ体験活動の意義を確認し全国の川で活動する人たちが交流を深める場を提供する「普及啓発活動」を推進していきます。(国土交通省)	○各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため啓発、情報提供等を実施している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。	国交省
265	○国土交通省では、インターネットや携帯端末によるリアルタイムの雨量・河川の水位などの情報を提供しています。また、急な増水による河川水難事故を防止するため、緊急的に取組事項などをまとめたアクションプランを作成し、関係機関と連携した取組を推進するとともに、川の安全利用に関するリーフレットなどによる啓発などを実施していきます。(国土交通省)	○各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため啓発、情報提供等を実施している。 46都道府県において「川の防災情報」(http://www.river.go.jp/)上で河川防災情報等のデータ提供を実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費 ○海岸事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数 69,164 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数 66,825 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数 64,592 の内数	○引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。 ○また、全ての都道府県において「川の防災情報」(http://www.river.go.jp/)上で河川防災情報等のデータ提供を実施。	国交省
4. 3 こどもホタレンジャー								
266	○次世代を担う子どもたちが、身近な水環境への関心を高める機会として、「こどもホタレンジャー」の顕著な活動に対する表彰及び活動報告会により、これらの活動事例が、各地域で取り組まれている水環境保全活動の一層の啓発となるよう引き続きこどもホタレンジャーの取組を推進していきます。(環境省)	○毎年3月に活動事例について表彰。 平成20年度は環境大臣賞2団体、優秀賞3団体、特別賞2団体を決定し、表彰した。	○水環境保全活動の普及支援事業	26 の内数	26 の内数	20 の内数	○ホタレンジャー活動により得られるデータを行政施策の活動指標として利用する方法の更なる検討が必要である。	環境省
5. 1 河川水辺の国勢調査								
267	○河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用していきます。(国土交通省)	○魚介類、底生生物、植物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・哺乳類の調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○河川管理者や市民が利用しやすい調査結果の公表方法を検討するとともに、これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に引き続き反映させる。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
268	○全国の水辺の国勢調査の情報すべてを迅速に把握でき、全国的な分布の分析や、時系列的な傾向の把握のスピードが格段にレベルアップすることや、河川環境に関する多面的な分析が可能になること、情報公開に迅速に対応できることなど、河川水辺の国勢調査で得られた膨大なデータの整理・分析・活用をより効率的に行うとともに、当該情報を一般の多くの方々に提供することが可能となるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めていきます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を推進します。(国土交通省、環境省、農林水産省)[再掲(2章5節2. 8)]	○河川水辺の国勢調査の結果については、HP上に公開している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○河川管理者や市民が利用しやすい調査結果の公表方法を検討するとともに、これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に引き続き反映させる。	国交省
269	○平成19年3月に河川水辺の国勢調査のマニュアルを改定し、基本調査のうち、魚類調査、底生動物調査についてはおおむね5年、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類など調査についてはおおむね10年でこれらの調査を1巡できるように進めるとともに、重点的かつ緊急的に把握する必要がある基礎情報を収集整備する「テーマ調査」、国民の水辺環境への関心と理解を深めるため流域の市民団体などからの調査協力により実施する「モニター調査」を導入しました。今後、改定されたマニュアルに従い、さらなる充実した調査を進めていきます。(国土交通省)	○魚介類、底生生物、植物、鳥類、陸上昆虫、両生類・爬虫類・哺乳類の調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○河川管理者や市民が利用しやすい調査結果の公表方法を検討するとともに、これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に引き続き反映させる。	国交省
5. 2 河川生態学術研究								
270	○フィールドには、流況が比較的安定している多摩川、流量変動の大きい千曲川、流送土砂量が多く美しい砂州が形成されている木津川、河川激甚災害対策特別緊急事業により大規模な改修が行われてた北川、自然復元型川づくりによって河道の蛇行再生を実施している標津川、広大なヨシ原や河口部の汽水域などの環境を有する岩木川の6河川が対象とされてきました。今後も、現地調査をベースにした、共同研究を進めます。(国土交通省)	○標津川、岩木川、多摩川、千曲川、木津川、北川・五ヶ瀬川の6河川をフィールドとし、現地調査をベースとした研究が進められている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に広く反映させることが必要。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
5. 3 自然共生研究センター								
271	○現在までに、魚類の生息場所と生息環境について、生息量は水際の植生よりも淵や早瀬などの河床形態に大きく依存しており、そのため河川改修においては瀬・淵構造を考慮することが重要であることや、外来植物の繁茂が在来種を減少させるとともに種数も減少させており、河原植物に影響を与えることなどを確認しています。引き続き、さまざまな河川の復元工法による効果を検証していきます。(国土交通省)	○さまざまな河川の復元工法による効果の検証を実施。	—	—	—	—	○引き続き、さまざまな河川の復元工法による効果を検証を推進。	国交省
5. 4 水生生物調査								
272	○市民一般の河川環境への関心を高める機会として、引き続き住民との協働による水生生物調査を実施していきます。(国土交通省、環境省)[再掲(2章3節3. 1)]	○住民と協働し、毎年7～8月に水生生物調査を実施し、結果について公表。 ○毎年全国水生生物調査を実施し、結果について公表。	○国土基盤河川事業費	483,932 の内数	470,681 の内数	457,456 の内数	○引き続き、河川等における水生生物調査を実施。 ○水生生物調査に利用するパンフレット、下敷きの見直しを行う。	国交省 環境省

第9節 沿岸・海洋

1. 1 科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全

273	○藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実に努めるとともに、主にわが国の200海里域内における海洋生物の生息状況など海洋生物多様性に関するさまざまな情報の収集整備を図ります。(環境省)	○自然環境保全基礎調査の調査結果は、干潟については平成19年度に、藻場については平成20年度に取りまとめを行った。 ○平成21年4月現在、国内の磯、アマモ場及び藻場にモニタリングサイト1000の調査サイトを各6か所ずつ、干潟に131か所、サンゴ礁域及び高緯度サンゴ群集域に計24か所設置し、調査を実施。	○自然環境保全調基礎査費 ○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数 270 の内数	332 の内数 280 の内数	312 の内数 297 の内数	○自然環境保全基礎調査については、平成22年度から第8回の調査期がスタートするため、平成21年度にこれまでの自然環境保全基礎調査の成果をとりまとめ、第8回調査の実施に向けた課題を抽出する。 モニタリングサイト1000については、必要に応じ、適宜調査サイトの見直し・追加を行う。また、調査精度の確保のため各調査サイト間における生物種の同定の精度管理が必要。	環境省
274	○海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進め、それらを踏まえて、沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進します。(環境省、関係省庁)	○平成20年度は、「海洋自然環境情報図」を作成するデータベースを作るためのメタデータベースを作成した。 ○海岸周辺の生物の生息・生育環境に配慮した海岸保全施設の整備、固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るための海岸環境整備事業等を推進。	○海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費 ○海岸事業費	— 69,164 の内数	20 66,825 の内数	18 64,592 の内数	○海洋に関するデータは地形・海流等環境に関するものから生物にいたるまで多種多様にわたるため、その中から「海洋自然環境情報図」を作成するために使用できるデータを取捨選択していくことが必要である。 ○今後も引き続き各施策の推進を図る。	環境省 国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 2 海洋生物多様性の保全のための保護区								
275	○順応的管理の考え方のもとに漁業者の自主規制を基本として漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す知床世界自然遺産地域海域管理計画の事例なども参考にしつつ、漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく海域保護区のあり方について検討を行います。(環境省)	○海洋保護区のあり方に関する検討に向けて、国内外の海洋生物多様性の保全状況、関連制度等に関する調査を実施。	○海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	0	20	18	○海洋基本法の枠組を活用し、関係省庁による海洋保護区のあり方の明確化のための検討を推進する。	環境省
276	○国立・国定公園の総点検事業(平成19年度～)により、生物多様性保全の観点なども踏まえ、優れた海域の評価方法を見直し、関係機関と調整を図りながら、海域における国立・国定公園の指定・再配置や海中公園地区の指定区域見直しを進めるとともに、必要に応じて海域の適正な保全及び利用を進めるために自然公園法を見直します。また、海中公園地区については、捕獲規制の対象となる種を見直し、保全を推進します。(環境省)	○総点検事業により、海域の評価方法を確立。良好な資質があるにもかかわらず国立・国定公園に指定されていない地域や指定状況が適正でない地域を抽出。 ○自然公園法を改正し、海中だけでなく海上も保全対象となる海域公園地区制度を新設。 海中公園地区にかわる海域公園地区制度の創設に併せて、同地区の選定要件や捕獲規制対象種の見直し作業に着手。	○国立・国定公園総点検事業費 ○海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	30 —	44 10	37 6	○総点検事業により抽出された地域について、必要に応じて、概ね5年ごとに行われる点検などによって、海域公園地区の新規指定や区域変更などを行う。 ○海域公園地区の選定要件を策定。公園毎に捕獲規制対象種を順次決定する。	環境省
277	○国立公園内で白化現象やオニヒトデの発生などによりサンゴ礁生態系が劣化している海域においては、オニヒトデの駆除やサンゴ群集の修復などを行うほか、ウミガメの産卵地となっている砂浜においては海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動など、国立公園において、積極的に海洋生態系の保全・再生、管理に取り組みます。(環境省)	○グリーンワーカー事業において、平成20年度は3国立公園でサンゴ礁保全事業やオニヒトデの駆除事業を行い、サンゴ礁生態系の保全を図った。補正予算において、17国立公園29地区で「国立公園クリーンアップ推進事業」を実施した。	○国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	300	288	270	—	環境省
278	○国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催するとともに、国立公園における海域の適正な保全と利用のあり方について検討し、パンフレット、ホームページなどを通じて、必要な情報を提供し、海域利用の普及啓発を推進します。(環境省)	○平成19年度に海域レクリエーション利用の現状、それに伴う課題を抽出した。	○海域国立公園保全強化方策検討事業費	15	—	—	—	環境省
279	○海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源対策を行うために、関係機関との調整・連携を図りながら、必要な対策を検討します。(環境省、関係省庁)	○平成19年度に、海砂利採取や陸域からの土砂流入の事例を収集した。	○海域国立公園保全強化方策検討事業費	15	—	—	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
280	○順応的管理を通じて、海洋の生物多様性の保全・回復と水産資源の持続可能な利用を図るため、各種保護区の拡充や連携の強化をはじめ、必要な施策について、海洋基本法の枠組みも活用して、関係省庁が連携して検討します。(環境省、関係省庁)	○海洋保護区のあり方に関する検討に向けて、国内外の海洋生物多様性の保全状況、関連制度等に関する調査を実施。 ○平成21年6月に自然公園法及び自然環境保全法の一部改正を行い、海中だけではなく海域全体を保全対象とした「海域公園地区」や「海域特別地区」制度を創設した。	○海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	0	20	18	○海洋基本法の枠組を活用し、関係省庁による海洋保護区のあり方の明確化のための検討を推進する。	環境省
281	○鳥獣保護区及び同特別保護地区について、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域における自然環境の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。(環境省)	○平成20年度は海鳥類の重要な繁殖地である小笠原諸島の西之島をはじめ3箇所の国指定鳥獣保護区を新規指定し、合計69箇所を指定している。平成21年度も引き続き新規指定等を行うべく、利害関係者との調整を行っている。	○国指定鳥獣保護区管理強化費の一部	30 の内数	35 の内数	37 の内数	○国指定鳥獣保護区の指定にあたり、利害関係者や関係機関との調整を進める必要がある。	環境省

1. 3 藻場・干潟の保全・再生

282	○自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して、藻場・干潟に関する情報整備を進めます。(環境省)	○自然環境保全基礎調査の調査結果は、干潟については平成19年度に、藻場については平成20年度に取りまとめを行った。 ○平成21年4月現在、国内の藻場にモニタリングサイト1000の調査サイトを6か所、干潟に131か所設置し、調査を実施。	○自然環境保全基礎調査費 ○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数 270 の内数	332 の内数 280 の内数	312 の内数 297 の内数	○自然環境保全基礎調査については、平成22年度から第8回の調査期がスタートするため、平成21年度にこれまでの自然環境保全基礎調査の成果をとりまとめ、第8回調査の実施に向けた課題を抽出する。 ○モニタリングサイト1000については、必要に応じ、適宜調査サイトの見直し・追加を行う。また、調査精度の確保のため各調査サイト間における生物種の同定の精度管理が必要。	環境省
283	○「1. 2 海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を図ります。(環境省)	○自然公園法を改正し、海中だけでなく干潟も保全対象となる海域公園地区制度を創設した。	—	—	—	—	○自然公園法の改正により創設された海域公園地区の指定などを行い、干潟などの保全を進める。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
284	○宮城県での蒲生干潟において干潟の再生を実施しており、これを含め引き続き国立・国定公園内及び国指定鳥獣保護区内における干潟の自然再生を推進します。(環境省)	○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施しており、蒲生干潟で干潟の再生を目的とした事業を実施(平成21年5月現在、全国19地区で実施中)。なお、平成20年3月に宮城県が「蒲生干潟自然再生事業干潟・砂浜の修復実施計画」を作成。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。	環境省
285	○海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備をおおむね5千ha実施します。(農林水産省)[再掲(同節2. 1)]	○平成19年度から平成20年度の2ヶ年間で2,585haを整備。	○水産基盤整備事業費	144,148 の内数	133,937 の内数	119,860 の内数	○他の水産関連施策との連携を強化し、より効率的かつ効果的に整備を促進する必要がある。	農水省
286	○港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋め戻しを推進します。(国土交通省)[再掲(同節4. 1)]	○浚渫土砂を有効活用し、堺泉北港や広島港等において干潟の創出、東京湾や三河湾において深掘跡の埋め戻しを実施。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続き浚渫土砂を有効活用した干潟・藻場の再生、深掘跡の埋め戻しを推進。	国交省
287	○生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。(農林水産省)[再掲(同節2. 1)]	○農業集落排水事業が昭和58年度に制度化されて以来、平成19年度までに全国約5,000地区で農業集落排水施設が整備された。平成20年度は全国435箇所で行っている。	○農業集落排水事業 ○村づくり交付金の一部 ○地域再生基盤強化交付金の一部	18,846 25,000 の内数 141,833 の内数	17,666 29,560 の内数 144,608 の内数	12,456 19,535 の内数 144,608 の内数	○本事業による農業集落排水施設の整備は着実に進んでおり、汚水処理普及人口は増加しているものの、依然として都市部と農村部における整備格差が著しく、また、地方財政が厳しく公共事業予算が縮減傾向にあることから、今後も効率的、効果的に事業の推進を図る必要がある。	農水省
288	○漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、NPOなどが自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進します。(農林水産省)[再掲(同節2. 1)]	○アンケートや実態調査で得られた情報をHP等で公表。 ○効率的なリサイクル技術の開発のため、検討会を数回にわたり開催。	○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち ○漁場環境保全活動促進事業費 ○漁場漂流・漂着物対策推進事業費	— 64	13 64	6 60	○漁協等が行う海浜等の清掃活動等の取り組み状況の把握やその効率的な取り組みに向けた検討や漂流・漂着物のリサイクルの推進及び漁業者が回収したゴミの処理への支援の拡充が必要。	農水省
289	○赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。(農林水産省)[再掲(同節2. 1)]	○海洋環境の変動と新奇有害赤潮との関係解明、広域な海域におけるモニタリング調査等、赤潮・貧酸素水塊の防止・防除に資する研究・調査を実施。	○水産物安定供給対策事業委託費	95	94	77	○引き続き、赤潮・貧酸素水塊の防止・防除に資する研究・調査を実施していくことが必要。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
290	○漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成24年3月までにおおむね25万haを実施します。(農林水産省)[再掲(同節2. 1)]	○平成19年度から平成20年度の2ヶ年間で15.5万haを整備。	○水産基盤整備事業費	144,148 の内数	133,937 の内数	119,860 の内数	○他の水産関連施策との連携を強化し、より効率的かつ効果的に整備を促進する必要がある。	農水省
1. 4 サンゴ礁の保全・再生								
291	○平成20年を国際サンゴ礁年とすることがICRIにおいて決定されたことを踏まえ、多様な主体の参加を得てサンゴ礁保全の普及啓発を行います。(環境省)	○平成20年6月にサンゴ礁フェスティバルを開催したほか、多様な主体の連携の場として推進委員会等を開催し、サンゴ礁に関する普及啓発に努めた。	○アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業費	49 の内数	60 の内数	—	○サンゴ礁の重要性及び危機的状況については、引き続き普及啓発が必要。	環境省
292	○既存の指針や活動状況を踏まえ、保護区の設定、保全・再生のあり方、病気への対応、利用ルール、モニタリングなどの課題に関して、今後5年を目処に多様な主体の参加によるわが国のサンゴ礁保全行動計画を策定します。(環境省)	○サンゴ礁保全行動計画策定会議及び分科会を開催し、サンゴ礁の価値評価を行うとともに、保全のあり方について検討をした。	○サンゴ礁保全行動計画策定事業費	20	19	17	○多様な主体の参加による行動計画の策定と、重要サンゴ礁地域についてはより具体的な管理計画の検討が必要。	環境省
293	○自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して、サンゴ礁に関する情報整備を進めます。(環境省)	○自然環境保全基礎調査の調査結果は、干潟については平成19年度に、藻場については平成20年度に取りまとめを行った。 ○平成21年4月現在、国内のサンゴ礁域及び高緯度サンゴ群集域にモニタリングサイト1000の調査サイトを計24か所設置し、調査を実施。	○自然環境保全調査費 ○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数 270 の内数	332 の内数 280 の内数	312 の内数 297 の内数	○自然環境保全基礎調査については、平成22年度から第8回の調査期がスタートするため、平成21年度にこれまでの自然環境保全基礎調査の成果をとりまとめ、第8回調査の実施に向けた課題を抽出する。 ○モニタリングサイト1000については、調査精度の確保のため、各調査サイト間におけるスポットチェック法に関する精度管理が必要。	環境省
294	○「1. 2海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、サンゴ礁の保全を図ります。(環境省)	○自然公園法を改正し、海域においても利用調整地区の導入が可能となった。	—	—	—	—	○自然公園法の改正において創設された海域における利用調整地区制度により、サンゴ礁の保全を図る。	環境省
295	○沖縄県の石西礁湖、高知県の竜串、徳島県の竹ヶ島においてサンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。(環境省)	○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施しており、石西礁湖、竜串、竹ヶ島でサンゴ群集の再生を目的とした事業を実施(平成21年7月現在、全国19地区で実施中)。 ○なお、石西礁湖では、平成20年6月に環境省が「石西礁湖自然再生事業環境省事業実施計画」を作成。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
296	○沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。(農林水産省)	○沖縄県及び奄美群島において、圃場勾配修正や沈砂池の整備等による耕土流出防止対策を、平成19年度までに48地区で実施済。平成20年度は、30地区で実施している。	○水質保全対策事業(耕土流出防止型)	1,784	1,820	2,050	○耕土流出を防止するため、種々のハード対策を実施しているところであるが、今後はこれらを補完するようなソフト対策の推進を図る必要がある。	農水省
297	○沖縄における赤土等の発生源での流出防止を推進するため、赤土等流出状況の把握、流出防止技術の検討及び流域協議会による普及啓発活動などの調査研究事業などを実施します。(内閣府)	①赤土等に係る環境保全目標(案)の策定及びモデル海域に堆積した赤土等の浄化能力の把握。 ②農地カルテシステム及び対策技術の適用実証の実施。 ③8つの流域協議会の設立支援等。	○沖縄における赤土等の発生源対策推進事業	196	196	193	○赤土等の流出防止対策を総合的・計画的に実施するため、「赤土等に係る環境保全目標(案)」と流出源毎の流出量から算出される県全体の赤土等流出削減目標量に基づき、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」の策定及び農地カルテシステムの整備及び対策技術・実施体制の確立。	内閣府
298	○ICRIのサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対するサンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討します。(環境省)[再掲(2章6節1. 1)]	○地球環境研究総合推進費により、地球温暖化に伴う海水温上昇及び海洋酸性化がサンゴに与える影響に関する研究を推進している。	○地球環境研究総合推進費	2,960 の内数	3,197 の内数	3,955 の内数	○気候変動のサンゴ礁への影響に関する知見の蓄積を踏まえ、回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討する必要がある。	環境省
299	○サンゴの生育条件として厳しく、サンゴの減少が危惧される沖ノ鳥島を対象に、現地状況の把握や種苗生産技術の検討を行い、サンゴ増養殖手法ガイドラインを作成することによって、広くその他の海域にも適用できるサンゴ増養殖技術の開発を行います。(農林水産省)	○サンゴの大規模な種苗生産手法として、有性生殖法による沖ノ鳥島のサンゴ増養殖技術の開発を実施し、一定の効果があることを確認。 ○事業で得られた知見を踏まえ、サンゴの増養殖技術にかかるガイドラインを平成21年3月に取りまとめ。	○生育環境が厳しい条件下における増養殖技術開発調査事業(～平成20年度) ○厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業(平成21年度～)	243 —	227 —	290 —	○平成21年度以降は、平成20年度までの調査において対象とした種と異なるサンゴの種を対象にして増殖技術の開発に取り組むとともに、効率よくサンゴを移植できる増殖基盤の開発等に着手。	農水省

1. 5 島嶼(とうしょ)生態系の保全

300	○種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している種については、トキ、ツシマヤマネコについて飼育下繁殖個体群の確立・野生復帰に向けた取組を強化するほか、ヤンバルクイナについて平成20年度より本格的な飼育下繁殖の取組を開始するなど、引き続き事業の充実・強化を図ります。(環境省)	○トキについては平成20年9月に10羽放鳥を実施した。ツシマヤマネコについては、飼育下繁殖個体群の確立・野生復帰に向けた生息環境の整備等の取組を強化する。ヤンバルクイナについては、平成20・21年度に飼育下繁殖施設を設置し、平成21年度より飼育下繁殖・野生復帰に向けた取組を本格化。	○希少野生動物野生順化特別事業	82	80	90	○飼育下繁殖や野生復帰のための知見と技術の集積が必要。	環境省
-----	--	---	-----------------	----	----	----	-----------------------------	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
301	○北海道の利尻島や天売島、石川県の七ツ島などの、特に海鳥の繁殖地として重要な離島において、引き続きこれらの生息環境の保全を図ります。(環境省)	○種の保存法の保護増殖事業計画の策定されている海鳥3種(アホウドリ、ウミガラス、エトビリカ)について、繁殖地の保全に係る各種保護増殖事業を実施。	○特定野生生物保護対策費	109 の内数	107 の内数	114 の内数	○引き続き、専門家や関係機関と連携し、生息状況のモニタリングや繁殖地の保全、普及啓発等の実施が必要。	環境省
302	○最新のレッドリストにおいて特に保護の優先度が高いとされた種について、詳細に情報収集を実施し、種の保存法に基づく対応を含め、状況に応じた適切な対応を行います。(環境省)	○平成20年度にレッドリストの中から絶滅のおそれのある野生動植物種を9種指定。	○希少野生動植物種保存対策推進費	9	9	13 の内数	○絶滅のおそれのある種に関する継続的な調査や情報収集が必要。	環境省
303	○絶滅のおそれのあるわが国固有の野生動植物種のうち、特に生息環境の悪化が懸念される島嶼地域や里地里山に生息・生育する種を中心に、その生息状況などについての総合点検及び緊急対策事業を実施します。また、現在38種について実施している保護増殖事業についても、その実施状況などを総合的に点検・評価し、効率的な事業の推進についての検討を行います。(環境省)	○平成20年度に島嶼地域や里地里山に生息・生育する絶滅のおそれのある種の生息状況等について総合点検を実施。	○希少固有動植物等保全特別総合点検事業	—	18	25	○総合点検で抽出された種の緊急対策事業の実施が必要。また効率的に保護増殖事業を行うための総合点検を実施する。	環境省
304	○小笠原において海洋島に残された固有種・希少種及び独特の生態系の保全並びに外来種に攪乱された生態系の健全化を実施しており、これを含め引き続き自然公園内における海洋島独特の島嶼生態系の自然再生事業を推進します。(環境省)	○環境省では多様な生態系において自然再生事業を実施しており、小笠原で固有種・希少種の保全、外来種の駆除等を目的とした事業を実施(平成21年7月現在、全国19箇所で開催中)。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。	環境省
305	○奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマングースについて、平成26年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めます。(環境省、農林水産省)	○捕獲効率(単位努力当たりの捕獲数)の低下などから、これまでの防除事業の成果によりマングースの生息密度が低下していると考えられる。あわせて、より効率的な捕獲のため、マングース探索犬の育成・訓練等を実施。	○特定外来生物防除等推進事業(一部)	349 の内数	328 の内数	327 の内数	○引き続き捕獲を実施するとともに、事業の進捗に伴う生息密度の低下に対応した効率的な捕獲技術の開発を進める。	環境省
306	○利尻、礼文島において、オオハングンソウなどの外来植物の除去などを引き続き実施します。(環境省)	○継続して事業を実施している。なお、同様の事業は、11の国立公園で実施している。	○国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	300	288	270	○自然公園法の改正により生態系維持回復事業が追加されたことから、対策の一層の推進を図る。	環境省

[illegible]

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
309	○「琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)」については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。(環境省、農林水産省、文部科学省)[再掲(1章2節9. 1)(2章4節2. 4)]	○海外専門家の意見を踏まえつつ、琉球諸島のもつ世界自然遺産としての価値(顕著な普遍的価値を整理。その価値と同類の価値を有する可能性のある海外の世界遺産地域・保護区との比較検討を実施。 ○重要地域の保護措置の拡充については、関係者と調整しつつ、国立公園の指定に向け検討中。	○世界自然遺産登録推進調査費 ○世界自然遺産候補地検討調査費 ○奄美地域国立公園指定推進調査費	— 26 の内数 —	— 25 の内数 —	30 の内数 — 24	○世界遺産の価値と林業をはじめとする地域の産業との共存を図ることが必要。	環境省

1. 6 海洋生物の保護・管理

310	○引き続き、モニタリングサイト1000など各種調査の実施により、ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生息状況をはじめ、幅広く海洋の生態系に関する情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づく適切な海洋生物の保全のための取組を進めます。(環境省、農林水産省)	○平成21年4月現在、ウミガメの産卵地に41か所、海鳥の生息地である小島嶼に30か所の調査サイトを設置し、調査を実施。	○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	270 の内数	280 の内数	297 の内数	○必要に応じ、適宜調査サイトの見直し・追加を行う。また、ウミガメ調査では各調査サイトにおける調査員の後継者育成が、海鳥調査では各種海鳥の生態に合わせた調査マニュアルの作成が必要。	環境省
311	○野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、保全・管理手法の開発を行います。(農林水産省)[再掲(同節2. 7)]	○希少水生生物の資源状況調査データの総合的分析を行うとともに、対象の希少水生生物を選定し、その保全手法の開発を実施した。	○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち希少水生生物保全事業	—	13	11	○引き続き、希少水生生物の資源状況調査データの総合的分析及び保全手法の開発を実施するとともに、かかる手法についての実証試験等を行なう。	農水省
312	○サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)[再掲(同節2. 7)]	○平成21年にFAOに対してサメ・海鳥に関する国内行動計画を提出するとともに、サメ評価レポートを提出。その作成に必要な国内の動向調査等、検討会を実施した。	○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち海洋生物多様性国際動向調査事業	—	14	12	○引き続きサメ・海鳥等の偶発的捕獲に関する調査を実施するとともに国内行動計画等の実施状況について評価・見直しを行い、偶発的捕獲を削減。	農水省
313	○希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあっても、生物多様性を配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)[再掲(同節2. 8)]	○トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を実施した。	○有害生物漁業被害防止総合対策事業	—	890 の内数	890 の内数	○引き続き、トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を実施するとともに、より効果的な手法等について検討を行なう。	農水省
314	○鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)[再掲(同節2. 8)]	○鯨類の個体数及び捕食の実態について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)において、科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努めた。	○鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金 ○鯨資源調査等対策推進費	537 404	537 404	794 404	○各種調査の充実により科学的知見を更に蓄積し、海洋生物資源の持続的利用に対する国際的理解の醸成に努める。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 1 漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進								
315	○海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備をおおむね5千ha実施します。(農林水産省)[再掲(同節1. 3)]	○平成19年度から平成20年度の2ヶ年間で2,585haを整備。	○水産基盤整備事業費	144,148 の内数	133,937 の内数	119,860 の内数	○他の水産関連施策との連携を強化し、より効率的かつ効果的に整備を促進する必要がある。	農水省
316	○生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。(農林水産省)[再掲(同節1. 3)]	○農業集落排水事業が昭和58年度に制度化されて以来、平成19年度までに国約5,000地区で農業集落排水施設が整備された。 平成20年度は全国435箇所で開催している。	○農業集落排水事業 ○村づくり交付金の一部 ○地域再生基盤強化交付金の一部	18,846 25,000 の内数 141,833 の内数	17,666 29,560 の内数 144,608 の内数	12,456 19,535 の内数 144,608 の内数	○本事業による農業集落排水施設の整備は着実に進んでおり、汚水処理普及人口は増加しているものの、依然として都市部と農村部における整備格差が著しく、また、地方財政が厳しく公共事業予算が縮減傾向にあることから、今後も効率的、効果的に事業の推進を図る必要がある。	農水省
317	○漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、NPOなどが自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進します。(農林水産省)[再掲(同節1. 3)]	○アンケートや実態調査で得られた情報をHP等で公表。 ○効率的なリサイクル技術の開発のため、検討会を数回にわたり開催。	○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち ○漁場環境保全活動促進事業費 ○漁場漂流・漂着物対策推進事業費	— 64	13 64	6 60	○漁協等が行う海浜等の清掃活動等の取り組み状況の把握やその効率的な取り組みに向けた検討や漂流・漂着物のリサイクルの推進及び漁業者が回収したゴミの処理への支援の拡充が必要。	農水省
318	○赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。(農林水産省)[再掲(同節1. 3)]	○海洋環境の変動と新奇有害赤潮との関係解明、広域な海域におけるモニタリング調査等、赤潮・貧酸素水塊の防止・防除に資する研究・調査を実施。	○水産物安定供給対策事業委託費	95	94	77	○引き続き、赤潮・貧酸素水塊の防止・防除に資する研究・調査を実施していくことが必要。	農水省
319	○漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成24年3月までにおおむね25万haを実施します。(農林水産省)[再掲(同節1. 3)]	○平成19年度から平成20年度の2ヶ年間で15.5万haを整備。	○水産基盤整備事業費	144,148 の内数	133,937 の内数	119,860 の内数	○他の水産関連施策との連携を強化し、より効率的かつ効果的に整備を促進する必要がある。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進								
320	○漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進します。平成24年3月までに、おおむね7万5千haの魚礁や増養殖場を整備するほか、漁場の効用回復に資するたい積物の除去などをおおむね25万ha実施します。(農林水産省)	○平成19年度から平成20年度の2ヶ年間で、魚礁や増養殖場を2.0万ha、たい積物の除去などを15.5万ha整備。	○水産基盤整備事業費	144,148 の内数	133,937 の内数	119,860 の内数	○他の水産関連施策との連携を強化し、より効率的かつ効果的に整備を促進する必要がある。	農水省
321	○力強い産地づくりを推進するべく、水産物流通拠点や中核的に生産活動や操業準備活動などが行われる地区を対象として、そこで取り扱われる水産物の衛生管理対策などに必要な施設整備を重点的に推進することとしており、漁港の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするように努めるとともに、事業の実施にあたっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸など魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩和するための海浜などの整備を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりを積極的に推進します。(農林水産省)	○平成19年度は32地区、平成20年度は31地区で事業を実施。	○水産基盤整備事業費	144,148 の内数	133,937 の内数	119,860 の内数	○本事業のさらなる活用を図るため、地方公共団体等に対する事業のPR強化が必要。	農水省
322	○漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。具体的には、平成24年3月までに漁村の漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率をおおむね60%まで推進します。(農林水産省)	○漁村の漁業集落排水処理の整備を行うことにより、漁村の処理人口比率は平成19年3月末時点で43%(実績値)である。(平成20年度末実績値は集計中)	○漁村づくり総合整備事業費	14,779 の内数	11,831 の内数	11,370 の内数	○漁村の処理人口比率のおおむね60%を目標に整備を進めていく。	農水省
2. 3 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進								
323	○豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図ります。(農林水産省)[再掲(2章3節3. 1)]	○モデル事業を19年度7地区、20年度15地区で実施。モデル事業の円滑な実施をサポート。	○漁村地域力向上事業費	75	103	104	○地域主導の活力ある漁村づくり	農水省
324	○国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。(農林水産省)[再掲(2章3節3. 2)]	○モデル事業を平成19年度7地区、平成20年度15地区で実施。モデル事業の円滑な実施をサポート。	○漁村地域力向上事業費	75	103	104	○地域主導の活力ある漁村づくりの誘発	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進								
325	○水産資源について調査船による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進します。(農林水産省)	○我が国周辺水域の水産資源のうち、52魚種84系群について資源評価を実施。また、国際的な海洋生物資源である、かつお・まぐろ類、さけ・ます類についての資源調査研究を実施。	○我が国周辺水域資源調査推進事業費 ○国際資源対策推進事業費	2,566	2,569	2,503	○引き続き調査を行い、資源の動向把握、評価を実施する。	農水省
326	○資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理については、わが国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除に取り組みます。(農林水産省)	○主な取り組みとして、平成20年の中西部太平洋まぐろ類条約(WCPFC)年次会合でメバチの漁獲を削減する措置、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)年次会合でクロマグロの漁獲枠を削減する保存管理措置が決定。	—	—	—	—	○マグロ類の適切な持続的利用・管理を行うため、統一的な資源管理措置の導入や、横断的IUUリスト・正規許可船リストの作成等に取り組む必要がある。	農水省
327	○鯨類資源についても、科学研究に基づく保存と持続的利用を国際的に確立させるよう努めます。(農林水産省)	○鯨類の個体数及び捕食の実態について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)において、科学的情報に基づく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努めた。	○鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金 ○鯨資源調査等対策推進費	537 404	537 404	794 404	○各種調査の充実により科学的知見を更に蓄積し、海洋生物資源の持続的利用に対する国際的理解の醸成に努める。	農水省
328	○資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やトリポール、ネムリ針などの混獲回避に向けた取組を進めるとともに、漁業活動による海洋生物の多様性の保全と持続的利用が可能なことなどを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図ります。(農林水産省)	○まぐろ類地域漁業管理機関の保存管理措置に従った海鳥の混獲回避措置(トリポールの使用等)を導入。さらに混獲回避装置の改良に向けて、実証試験中。	○国際資源対策推進事業費の内数	953	945	898	○引き続き調査研究を進め、漁業活動による海洋生物の多様性の保全と持続的利用が可能なことなどを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図ります。	農水省
329	○わが国漁船による操業の確保や資源の持続的利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度47協定以上に維持・増大します。(農林水産省)	○平成21年6月末現在、二国間・多国間による漁業協定数は、47協定から51協定に増大。	—	—	—	—	○我が国漁船による操業の確保や資源の持続的利用と適切な管理を図るため、引き続き、漁業協定数の維持増大に努める。	農水省
2. 5 資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入								
330	○平成9年からは主要な魚種に対して漁獲可能量(TAC)を設定し、平成14年からは、緊急に資源回復が必要な魚種やそれらを対象とした漁業種類を対象として減船・休漁の漁獲努力量削減や、種苗放流、漁場環境改善の取組を総合的に推進する政策として資源回復計画を引き続き推進するとともに、回復目標を達成した資源に対して、その水準の維持安定及び合理的な利用について、関係者の共通認識のもとに計画的に推進する「ポスト資源回復計画」の導入を進めます。(農林水産省)	○主要魚種を対象に漁獲可能量制度を実施。 ○資源回復計画については、全国で65計画を実施中(平成21年6月1日現在)。 ○資源回復計画に基づく回復措置の有効性を検討するため、ポスト資源回復計画移行調査を実施。	○資源管理体制・機能強化総合対策費 ○強い水産業づくり交付金 ○資源回復等推進支援事業(～平成20年) ○省エネ対応・資源回復等推進支援事業(経平成21年)	261 8,762 1,506 —	262 7,730 1,430 —	282 7,674 1,648 —	○引き続き、漁獲可能量の適切な設定・管理及び資源回復計画の取組の推進を図るとともに、ポスト資源回復計画移行調査を通じ取組の有効性について評価した上で、ポスト資源回復計画の導入を推進する。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
331	○生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、民間における取組を促進します。(農林水産省)	○政策情報誌や白書においてエコラベルの動き等を紹介するなど、その普及促進に協力した。	—	—	—	—	○今後とも、消費者への情報提供等を通じて、我が国水産物の消費拡大に資する観点から、必要な協力を行う。	農水省
2. 6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産								
332	○放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進します。(農林水産省)	○全国40都道府県で策定されている栽培漁業基本計画において、生態系に配慮した種苗放流に努めることが記載されており、生態系に配慮した種苗放流の取組が推進されている。	○沿岸漁場整備開発方針に基づく栽培漁業基本方針	—	—	—	○本年度末に策定する第6次栽培漁業基本方針においても、生態系に配慮した種苗放流の推進の必要性を明記する予定。	農水省
333	○養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。(農林水産省)	○海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合は平成20年1月に7割5分に達した。	○持続的養殖生産・供給推進事業	4	—	—	○平成23年度の目標値を当初の7割から8割に変更し、引き続き計画策定を促進。	農水省
334	○炭素や窒素などの安定的物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立を図るほか、低環境負荷飼料の開発を推進します。(農林水産省)	○複合養殖や飼料に配合する魚粉の代替原料の影響に関する飼育試験を行った。	○持続的養殖生産・供給推進事業	24	—	—	○ナマコ類といった新しい養殖種を利用した複合養殖や低魚粉飼料の実用化に向けた取組が必要。	農水省
335	○さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。(農林水産省)	○各道県に対し、放流数を毎年一定あるいは削減することで北太平洋の生態系に影響を与えないように指導。 また、ふ化放流のための人工授精については、河川系群を維持するために、同一河川に遡上した親魚を使用し、さらに多様性を保つため、雄親魚の使用率を定めた受精を推進。 なお、天然魚との共存については、現在サケ親魚の遡上が見られなくなった上流域にさけ稚魚の輸送放流を実施。	○広域連携さけ・ます資源造成推進事業 ○強い水産業づくり交付金 ○(独)水産総合研究センター運営費	619 8,762 の内数 14,669 の内数	619 7,730 の内数 14,563 の内数	619 7,730 の内数 14,563 の内数	○民間ふ化場の種苗生産については、資源量が多い場合は生物多様性に配慮したふ化事業が実施されているが、資源量が少ない場合には他河川由来の稚魚を放流することが一部の民間ふ化場において見受けられる。このため、資源の安定が生物多様性の見地からも重要と捉え、さけます資源の維持・安定を目的に、効率的・効果的なふ化放流事業を推進する。 また、天然魚との共存に向けた放流技術の高度化については、本年度輸送放流を実施したことから、今後は河川環境等のモニタリングを行いながら、回帰親魚を確認する予定。 なお、排水処理施設については、民間ふ化場にも導入されつつあり、今後も普及促進を図りたい。	農水省
336	○平成23年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成18年の6割から7割に推進します。(農林水産省)	○平成20年1月時点で7割5分に達している。	○持続的養殖生産・供給推進事業	4	—	—	○平成23年度の目標値を当初の7割から8割に変更し、引き続き計画策定を促進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 7 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性の保全の推進								
337	○野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、保全・管理手法の開発を行います。(農林水産省)[再掲(同節1. 6)]	○希少水生生物の資源状況調査データの総合的分析を行うとともに、対象の希少水生生物を選定し、その保全手法の開発を実施した。	○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち希少水生生物保全事業	—	13	11	○引き続き、希少水生生物の資源状況調査データの総合的分析及び保全手法の開発を実施するとともに、かかる手法についての実証試験等を行なう。	農水省
338	○サメ、海鳥、ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)[再掲(同節1. 6)]	○平成21年にFAOに対してサメ・海鳥に関する国内行動計画を提出するとともに、サメ評価レポートを提出。その作成に必要な国内の動向調査等、検討会を実施した。	○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち海洋生物多様性国際動向調査事業	—	14	12	○引き続きサメ・海鳥等の偶発的捕獲に関する調査を実施するとともに国内行動計画等の実施状況について評価・見直しを行い、偶発的捕獲を削減。	農水省
2. 8 野生生物による漁業被害防止対策の推進								
339	○環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に外来魚やカワウの食害防止に向けた効果的な駆除などの適切な対策を講じます。(農林水産省)	○カワウについては、飛来数や営巣地の調査、花火や爆音等による追い払い、銃器等による駆除を行わない、外来魚については、刺網、投網、池干し等において駆除を行った。	○健全な内水面生態系復元等推進事業のうち緊急・広域外来魚等対策事業	170	170	200	○現行の取り組みを引き続き行うとともに、カワウの漁業被害防止技術の開発事例であるドライアイスを活用した繁殖抑制や、電気ショックによる外来魚駆除といった先駆的な手法による駆除対策が必要。	農水省
340	○希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあっても、生物多様性の保全に配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)[再掲(同節1. 6)]	○トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を実施した。	○有害生物漁業被害防止総合対策事業	—	890 の内数	890 の内数	○引き続き、トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を実施するとともに、より効果的な手法等について検討を行なう。	農水省
341	○鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)[再掲(同節1. 6)]	○鯨類の個体数について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)において、科学的情報に基づく鯨類の持続可能な利用の考えが理解されるよう努力しています。	○鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金 ○鯨資源調査等対策推進費	537 404	537 404	794 404	○各種調査の充実により科学的知見を更に蓄積し、海洋生物資源の持続的利用に対する国際的理解の醸成に努めていきます。	農水省
2. 9 生物多様性に配慮した内水面漁業の推進[再掲(1章8節1. 8)]								
342	○漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによりコイ、フナ、ウナギ、ヨシなどの水産動植物の生息生育環境を改善します。(農林水産省)[再掲(1章8節1. 8)]	○排砂や簡易な工作による魚道の機能維持、付着堆積物の除去による天然産卵床の機能維持活動、河川清掃といった生育環境改善の活動を行った。	○健全な内水面生態系復元等推進事業のうち河川流域振興活動実践事業	—	44 の内数	44 の内数	○水産動植物の生息生育環境を改善するため、引き続き、河川清掃、魚道の機能維持、天然産卵床の機能維持活動といった取り組みが必要。	農水省
343	○生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除や、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。(農林水産省)[再掲(1章8節1. 8)]	○カワウについては、飛来数や営巣地の調査、花火や爆音等による追い払い、銃器等による駆除を行わない、外来魚については、刺網、投網、池干し等において駆除を行った。	○健全な内水面生態系復元等推進事業のうち緊急・広域外来魚等対策事業	170	170	200	○現行の取り組みを引き続き行うとともに、カワウの漁業被害防止技術の開発事例であるドライアイスを活用した繁殖抑制や、電気ショックによる外来魚駆除といった先駆的な手法による駆除対策が必要。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
344	○産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。(農林水産省)[再掲(1章8節1.8)]	○種苗生産施設の整備を行うとともに、河川利用者や地域住民等に生態系保全及び漁場利用のルール等の講習会や種苗放流体験の啓発普及活動を行った。	○健全な内水面生態系復元等推進事業のうち河川流域振興活動実践事業 ○強い水産業づくり交付金のうち資源増養殖目標	— 751 の内数	44 の内数 354 の内数	44 の内数 747 の内数	○内水面の生物多様性を保全するため、引き続き、種苗生産施設を整備するとともに河川利用者や地域住民等に生態系保全等に関する啓発普及活動を行うことが必要。	農水省
3. 1 海岸環境の保全・再生・創出								
345	○海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。(国土交通省)	○「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進。	○海岸事業費(国土交通省分)	49,826 の内数	48,190 の内数	46,627 の内数	○地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を引き続き推進。	国交省
346	○養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。(農林水産省、国土交通省)	○海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を推進。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を引き続き推進。	国交省
347	○「渚の創生」事業などにおいて、河口、河道、ダムにたい積している土砂、砂防設備に異常にたい積している土砂、漁港、港湾のたい積土砂や海岸にたい積している土砂などを、侵食が進んでいる海岸へ流用(サンドバイパス)を行うなど、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ります。(農林水産省、国土交通省)	○「渚の創生」事業として、平成20年度までに19箇所を実施地区として選定し、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図る。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を引き続き推進。	国交省
348	○ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアジサシ、チドリ類などの野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸を形成するエコ・コースト事業を推進します。(農林水産省、国土交通省)	○エコ・コースト事業として、平成20年度までに50箇所を実施地区として選定し、海生生物や野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸等において、施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸を形成する。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○海生生物や野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸等において、施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸の形成を引き続き推進。	国交省
349	○ウミガメの産卵地などの海浜については、必要に応じて、自然公園法に基づく特別地域内において、許可を受けなければ車馬等の使用をしてはならない区域を指定することなどにより、その保全を図ります。(環境省)	○特に必要がなかったため、乗入れ規制地区の新規指定は行っていない。	—	—	—	—	○今後も点検などにより、必要に応じて乗入れ規制地区を指定する。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
350	○海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方式」から、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の再生、海岸へのアクセス向上などの点で環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換をより一層推進します。(農林水産省、国土交通省)	○海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方式」から、環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換をより一層推進。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方式」から、環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を引き続き推進。	国交省
351	○すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上、施設のバリアフリー化、植栽や遊歩道の設置などの海岸の利用の増進に資する施設や周辺環境の整備を進めるとともに、海岸及びその周辺で行われるさまざまな施策との一層の連携を推進します。例えば、砂浜の保全など侵食対策などを行う海岸事業と、飛砂・潮風などの被害を防止するための森林造成を行う治山事業を一体的に実施することにより、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり(自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」)を推進します。(農林水産省、国土交通省)	○自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)として、平成20年度までに25箇所を実施地区として選定し、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり(自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」)を推進。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり(自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」)を引き続き推進。	国交省
352	○文部科学省所管の教育関連施設や各種環境教育プログラムと連携し、環境教育の場として利用しやすく、世代間の交流の場となる海岸づくり(いきいき・海の子・浜づくり)を推進します。(農林水産省、国土交通省)	○「いきいき・海の子・浜づくり」として、平成20年度までに32箇所を実施地区として選定し、環境教育の場として利用しやすく、世代間の交流の場となる海岸づくりを推進。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○環境教育の場として利用しやすく、世代間の交流の場となる海岸づくりを引き続き推進。	国交省
353	○海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やボランティア、NGOなどの協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。さらに、こうした地域住民との連携を図り、海岸愛護活動の実施や環境教育の充実に努めることとしています。具体的には、エコ・コースト事業においては、今後、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を進めることとしています。(農林水産省、国土交通省)	○アンケートや実態調査で得られた情報をHP等で公表。 ○エコ・コースト事業として、平成20年度までに50箇所を実施地区として選定し、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を推進。	○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち漁場環境保全活動促進事業費 ○海岸事業費	— 69,164 の内数	13 66,825 の内数	6 64,592 の内数	○漁協等が行う海浜等の清掃活動等の取り組み状況の把握やその効率的な取り組みに向けた検討への支援の拡充が必要。 ○計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を引き続き推進。	農水省 国交省
354	○大規模な漂着ごみは、海岸堤防・砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により処理を進めます。(農林水産省、国土交通省)	○平成20年度に、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を拡充。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○海岸保全施設の機能阻害の原因となる海岸漂着ゴミについて、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業による処理を引き続き推進。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
355	○漂着状況の調査と地域特性を踏まえた対策を検討するため、漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査を実施しています。漂着したごみの分類、漂着経路や発生源の推定を行うとともに、地元のボランティアの参加方法など効果的・効率的な清掃処理処分方法、当該海浜でごみが漂着する状況をモニタリングし、漂着メカニズムの解析や効果的な清掃の頻度、方法などの検討を行います。また、各検討会を実施するほか、NGOなどとの意見交換を行い、関係者間の連携の推進及び効果的な対策検討に活用します。また、海岸保全区域外に漂着したごみを処理する市町村に対する支援を実施しています。(環境省)	○7県11海岸のモデル地域において、漂着ごみの実態を把握し、効率的・効果的な回収・処理方法、今後の漂流漂着ゴミ対策のあり方を検討。	○環境保全調査費等委託費	350	350	187	○漂着ごみの更なる実態把握と効果的・効果的な削減方策及び今後の漂流漂着ゴミ対策のあり方の更なる検討が必要。	環境省
356	○国立公園内の海岸については、地域住民の協力のもと、グリーンワーカー事業による清掃作業、漂着ごみの除去作業などを実施します。(環境省)	○特に、緊急的に対応が必要な17国立公園の29地区で実施した。	○国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	300	288	270	○海岸漂着ゴミは社会問題化しており経常のグリーンワーカー事業の拡充が必要。	環境省
357	○安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する研究機関も含め推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めます。例えば、海岸省庁においては、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(農林水産省、国土交通省)	○海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討を実施。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討を引き続き推進。	国交省
358	○地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)[再掲(2章6節1. 1)]	○審議会等において、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方等を検討。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇に対応するための施策の検討を引き続き推進	国交省
359	○これらの各種施策を通じて、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を、今後とも引き続き行います。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○海岸における生物多様性の確保に向けた取組を実施。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き推進。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
4. 1 港湾環境の保全・再生・創出								
360	○海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進します。(国土交通省)	○東京港や大阪港等において汚泥の浚渫を実施。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続き海底に堆積した汚泥の浚渫を推進。	国交省
361	○港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成、深掘跡の埋め戻しを推進します。(国土交通省)[再掲(同節1. 3)]	○浚渫土砂を有効活用し、堺泉北港や広島港等において干潟の創出、東京湾や三河湾において深掘跡の埋め戻しを実施。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続き浚渫土砂を有効活用した干潟・藻場の再生、深掘跡の埋め戻しを推進。	国交省
362	○リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施します。(国土交通省)	○リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験施設を整備し、モニタリングを実施中。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続きリサイクル材の干潟造成への活用に向けた検討を実施。	国交省
363	○広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行います。(国土交通省)	○瀬戸内海において、浚渫土砂の広域利用を調整する枠組みとして協議会を設置。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続き浚渫土砂の広域利用について検討を実施。	国交省
364	○多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進します。(国土交通省)	○横浜港や仙台塩釜港等において港湾緑地の整備を実施。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続き多様な生物の生息空間、住民が自然に親しめる空間となる港湾緑地の整備を推進。	国交省
5. 1 海上における活動に起因する汚染対策								
365	○バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、環境省、外務省)[再掲(2章4節2. 9)]	○我が国は、条約発効に向けた議論に積極的に参加し、条約実施のためのガイドラインについて、14本すべてが平成20年の第58回海洋環境保護委員会までに採択された。 [再掲(2章1節3. 1)、(438)] ○我が国が有するバラスト水装置に関連する知見や提案等を積極的に国際会議にて行っている。	— ○環境保全調査費	— —	— 7 の内数	— 3 の内数	○バラスト水処理システムの開発状況等から、IMOでは適用期日の見直しについて審議中。今後も、発効に向けた議論に引き続き積極的に参加。 (バラスト水についての「今後の課題・見直しの方向性」に関する記述はいずれも同じ) ○各国の協力の下、生態系破壊の現状について、より詳細な調査を実施し、バラスト水による生態系破壊のメカニズムの解明を目指す。	国交省 環境省
366	○条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。(環境省、国土交通省)[再掲(2章4節2. 9)]	○平成20年1月から、バラスト水処理装置の条約基準適合確認のため、事前承認制度の運用を開始した。 [再掲(2章4節2. 9)] ○バラスト水に含まれる外来生物を殺滅する装置について、環境影響に対する項目について国内事前審査を実施しており、ガイドラインの要件に適合した装置が開発されつつある。	— ○環境保全調査費	— 9 の内数	— 9 の内数	— 9 の内数	○バラスト水処理システムの開発状況等から、IMOでは適用期日の見直しについて審議中。今後も、発効に向けた議論に引き続き積極的に参加。 ○バラスト水処理装置の開発について、ガイドラインを充実させることにより、早期条約締結を目指す。	国交省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
5. 2 海域における水質浄化対策								
367	○「海域浄化対策事業」、「海域環境創造・自然再生等事業」により、汚染の著しい海域などにおいて、その原因となっているヘドロなどの除去、覆砂及び放置座礁船の処理などを行うことにより、海域における水質浄化対策を実施していきます。 (国土交通省)	○汚泥浚渫、覆砂、干潟の創出。放置座礁船処理など、水質浄化対策を実施。 (国土交通省)	○港湾整備事業費 ○海岸事業費(国土交通省 河川局所管分)	234,110 の内数 24,220 の内数	227,950 の内数 23,410 の内数	219,500 の内数 22,637 の内数	○引き続き「海域浄化対策事業」、「海域環境創造・自然再生等事業」により、海域における水質浄化対策を推進。	国交省
5. 3 閉鎖性海域の水環境保全								
368	○モデル海域での水質・生物調査や市民参加型のモニタリングなどを実施するとともに、「里海」づくりマニュアルの作成、シンポジウムなど広報を通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。(環境省)	○地方公共団体が参画する里海の創生にむけた活動の支援を着実に実施している。地域における里海づくり支援のため、マニュアルの作成を推進している。	○里海創生支援事業	—	25	21	○人手が加わることで高い生産性及び生物多様性の保全が図られる里海の創生、保全に向けて、里海の創生に係る地元の活動の支援の継続、マニュアルの策定と普及及び活動間の情報共有の充実を進展させていくとともに、アジアに向け「里海」の概念を情報発信する必要がある。	環境省
369	○東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、平成21年度を目標年度とした第6次水質総量規制を着実に実施し、汚濁負荷量の削減や干潟の保全・再生などの施策を推進します。また、外海水の及ぼす影響など汚濁メカニズムを調査するとともに、今後の閉鎖性海域の環境改善対策を総合的に推進していくため、水域ごとの長期目標を設定するなど中長期ビジョンの策定に取り組んでいます。(環境省)	○平成18年11月に策定した第6次総量削減基本方針に基づき関係都府県により策定された総量削減計画に基づき、各種施策が推進されている。また、第7次水質総量削減の在り方について、平成21年2月に中央環境審議会に諮問した。	○次期水質総量削減における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査 ○豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査	68	63	76	○6次にわたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているが、依然、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、閉鎖性海域の水環境を改善するための、より効果的な対策の在り方について検討し、第7次水質総量削減対策に反映していく必要がある。	環境省
370	○水質環境改善のための行動計画が策定されている海域については、行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを行います。 (国土交通省)	○毎年、各湾における行動計画の進捗状況についてフォローアップを実施している。	—	—	—	—	○引き続き行動計画の着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを実施。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
371	○都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、「東京湾再生のための行動計画」、「大阪湾再生行動計画」及び「伊勢湾再生行動計画」に基づき、各種施策を推進します。また、「広島湾再生行動計画」に基づき各種施策を推進するとともに、水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、海の再生プロジェクトを展開していきます。(内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省)	○各湾域において多様な主体が参画する再生推進会議を設立し、策定した行動計画に基づき、水質環境改善に向けた陸域負荷削減、海域環境改善、干潟等浅海域整備、水質モニタリング等の取組を実施中。 ・東京湾：平成14年2月再生推進会議設立、平成15年3月行動計画策定、平成19年3月第1回中間評価実施 ・大阪湾：平成15年5月再生推進会議設立、平成16年3月行動計画策定、平成20年3月第1回中間評価実施 ・伊勢湾：平成18年2月再生推進会議設立、平成18年3月行動計画策定、平成19年2月第1回中間評価実施 ・広島湾：平成18年3月再生推進会議設立、平成19年3月行動計画策定	○各省庁及び関係自治体の環境関係予算	左記 予算 の内数	左記 予算 の内数	左記 予算 の内数	○長期的取組が必要な湾域全体の水質環境改善に向けた取組は着実に進めつつ、地域住民の関心が高く、効果が体感・実感可能なエリアにおける取組に重点化。	内閣官 房
		○水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海」の再生を図る。地方公共団体を含む関係者が連携して、その水質を改善するための行動計画を策定し、陸域負荷削減、海域環境改善、モニタリング等の施策を推進している。東京湾においては平成18年度、大阪湾においては平成19年度に第一回中間評価を実施している。また、他の閉鎖性海域に海の再生を展開するために海の再生全国会議を開催している。	○船舶交通安全及海上治安対策費	18 ※モニタ リング (海上保 安庁海 洋情報 部)等	18 ※モニタ リング (海上保 安庁海 洋情報 部)等	18 ※モニタ リング (海上保 安庁海 洋情報 部)等	○各海域において行動計画に基づく施策を推進しているものの、閉鎖性海域全体としての水質改善効果が短期間では現れにくい。今後は、住民の関心が高く施策効果を身近に体感・実感できるエリアの再生に重点的に取り組んでいく。	国交省
372	○平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員会報告を踏まえ、魚類・貝類の減少要因の解明、貧酸素水塊への対策オプションの検討及び総合調査推進計画の策定による各調査機関間の連携協力の促進に取り組んでいきます。(環境省)	○平成21年度までの3年間での計画を予定しており、3年目の調査を実施するとともに、最終取りまとめに向けた検討を行っている。	○有明海・八代海水環境調査 ○有明海・八代海総合調査推進費 ○有明海・八代海再生重点課題対策調査 ○有明海・八代海再生フォローアップ調査	131	130	130	○有明海及び八代海を再生するためには、生態系のメカニズムを理解した上で、土木工学的な手法に加えて、生態系の機能の活用や生物の種の多様性の維持の観点を取り入れつつ、長期的な視点から両海域の生態系の保全・回復を検討していく必要がある。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		

第2章 横断的・基礎的施策

第1節 野生生物の保護と管理

1. 1 レッドリスト

373	○レッドリストについては、平成24年頃を目途に、それぞれの種の最新の生息状況や絶滅確率などを踏まえ、掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加など、内容の見直しを行います。(環境省)	○平成20年度は見直し作業方法やスケジュール等について議論を実施。	○希少野生動植物種保存対策推進費	9	9	13	○専門家や学会と連携して見直し作業を実施することが必要。	環境省
374	○レッドデータブック(レッドリストに基づき生息状況などを取りまとめ編集した書物)については、上記のレッドリスト見直しを行った後、速やかに、各種の最新の生息状況などを取りまとめ、改訂を行います。(環境省)	○現在レッドリストの見直し作業を実施している。	○希少野生動植物種保存対策推進費	9	9	13の内数	○レッドリストの見直しをスケジュール通り実施し、その後、速やかにレッドデータブックを公表する。	環境省
375	○レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種を中心に、その的確な保護対策が講ぜられるように、関係行政機関、地方公共団体、民間団体、専門研究者などとの連携を図り、生息状況や生息環境などの継続的なモニタリングを行います。(環境省)	○島嶼、里地里山の希少野生動植物について、生息状況等の緊急点検事業を実施。また、レッドリストの第3次の見直しに着手し、専門的研究者等と連携し、希少野生動植物の状況の把握に努めている。	○希少固有動植物等保全総合点検事業費	—	18	25	○関係機関や専門家と連携し、継続的なモニタリング体制を構築することが必要。	環境省

1. 2 希少野生動植物種の保存

376	○レッドリスト見直しによって絶滅のおそれのある種とされたもののうち、人為の影響により、その存続に支障を来すほど個体数が著しく少なくなっている種など、法律による規制などの対応が必要な種を選定し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定します。具体的には、特に脊椎動物ではもっとも絶滅のおそれの高い絶滅危惧ⅠA類に判定された種について、維管束植物、昆虫類では絶滅のおそれが高い絶滅危惧Ⅰ類に判定された種のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種について、優先的に指定を検討することとし、新たに15種程度の指定を目指します(環境省)	○平成20年7月22日の閣議決定により「オガサワラハンミョウ」「オガサワラシジミ」等、小笠原諸島に生息・生育する動植物9種が新たに国内希少野生動植物種に指定された。	○希少野生動植物種保存対策推進費	9	9	13の内数	○引き続き絶滅のおそれのある種に関する継続的な調査や情報収集を行い、国内希少野生動植物種に指定することが必要。	環境省
377	○絶滅のおそれのあるわが国固有の野生動植物種について、生息状況などについての総合点検を実施します。特に生息環境の悪化が懸念される島嶼地域及び里地里山に生息・生育する種については、重点的な点検と対策を行います。また、現在実施している38種の保護増殖事業についても、その実施状況などを点検・評価し、効率的な事業の推進についての検討を行います。(環境省)	○平成20年度に島嶼地域や里地里山に生息・生育する絶滅のおそれのある種の生息状況等について総合点検を実施。	○希少固有動植物等保全特別総合点検事業	—	18	25	○総合点検で抽出された種の緊急対策事業の実施が必要。また効率的に保護増殖事業を行うための総合点検を実施する。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
378	○国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、個体の繁殖の促進及び生息地などの整備の事業を推進することが必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、これらの事業を実施します。(環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省)	○平成20年度に新たに9種の保護増殖事業計画を策定。	○特定野生生物保護対策費	109	107	113	○引き続き絶滅のおそれのある種に関する継続的な調査や情報収集を行い、国内希少野生動植物種に指定し、保護増殖事業計画を策定することが必要。	環境省
		○公園緑地における外来植物に関する生態系に配慮した適切な取扱いの考え方や方向性について整理。	—	10	—	—	○具体的な手法等を含めた指針等の策定に向けた検討を行う。	国交省
379	○レッドリストの普及啓発に努めます。(環境省)	○レッドリストについては、HPに掲載するとともに、第3次の見直しに着手。	—	—	—	—	○地方環境事務所や地方公共団体等と連携した普及啓発が必要。	環境省
380	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。(環境省)	○地方環境事務所を通じて、新規指定候補地に関する情報収集を実施。	—	—	—	—	○新指定に向けて生息情報の収集や関係者との合意形成を進める必要がある。	環境省
381	○地区ごとに定めている保護の指針に従い、生息地等保護区を適切に管理するとともに、生息・生育環境の維持・改善に努めます。(環境省)	○引き続き、全国9箇所の生息地等保護区において、巡視や生息状況調査等を実施。	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	15	15	14	—	環境省
382	○生物多様性総合評価により選定される重要地域(生物多様性ホットスポット)については、自然再生や里地里山保全・再生、希少種の保護増殖、特定鳥獣の保護管理、外来種の防除など各種事業により、可能な限り各省、自治体、NGO、企業などとの連携も図りながら、その保全と回復に努めます。(環境省)	○平成20年度に生物多様性総合評価を開始し、生物多様性の状況や生物多様性指標の検討等を実施。ホットスポットについては、今後検討を進める予定。	○生物多様性総合評価推進費	—	24	40	—	環境省
383	○高山地域や沿岸地域など、地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域における希少野生動植物種の生息・生育状況の変化については、モニタリング1000なども活用して、重点的な注視を続けます。(環境省)[再掲(1章2節1. 1)(2章5節2. 2)(2章6節1. 1)]	○平成21年4月現在、高山地域に5か所、サンゴ礁を含む沿岸地域など地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域に調査サイトを214か所設置し、調査を実施(高山帯については、平成21年度に2箇所ですべて試行調査を実施予定)。	○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	270 の内数	280 の内数	297 の内数	○必要に応じ、適宜調査サイトの見直し・追加を行う。また、調査精度の確保のため各調査サイト間における生物種の同定の精度管理が必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
384	○「保護林」において、希少な野生動植物の生息・生育環境を保護するとともに、「緑の回廊」において、人工林の抜き伐りによる希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施策などのほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを実施します。また、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを進めます。(農林水産省)	○保護林:平成20年4月1日現在841箇所、約78万ha ○緑の回廊:平成20年4月1日現在24箇所、約51万ha	○保護林保全緊急対策事業 ○保護林等森林資源管理強化対策 ○保護林拡充緊急対策事業 ○緑の回廊整備特別対策事業 ○希少野生動植物種保護管理事業	94 388 の内数 — 227 102	91 358 の内数 29 201 96	90 333 の内数 29 200 93	○希少野生動植物等の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備の推進。	農水省
385	○ジュゴンについては、引き続き、生息環境のモニタリングや漁業者との共生に向けた取組を進めます。(環境省)	○ジュゴンについては、引き続き漁業者等の地域住民との共生に向けた取組を実施。	○ジュゴン保護対策特別事業	—	16	15	○漁業者の地域住民等との共生に向けた、保全への理解の増進、自主的な取組の推進が必要。	環境省

1. 3 生息域外保全

386	○動物園及び植物園など、関係者との連携を深め、本来の生息域内における保全施策だけでは種を存続させることが難しいと思われる希少野生動植物種を選定するとともに、その中でも特に必要性が認められる種に対してはモデル事業を実施するなど、生息域外保全の取組を強化します。(環境省、関係省庁)	○平成20年度に「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を策定し、動物4種、植物4種について生息域外保全モデル事業を実施。	○希少固有動植物野生回復促進特別事業の一部	23 の内数	23 の内数	22 の内数	○生息域外から野生復帰するにあたり、判断基準の整理・関係者の合意形成が必要。	環境省
387	○トキについては、飼育下での繁殖を進め、飼育個体群の充実を図るとともに、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適した環境を整えたうえで野生復帰を図ることとしており、早ければ平成20年度にも試験放鳥に着手し、平成27年頃に小佐渡東部地域(新潟県佐渡島の一部)に60羽程度を定着させることを目標に取組を進めます。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○整備計画策定中。 ○農村地域の多様な生物の生息環境全体を向上させる技術について検討中。 ○国府川水系において河川の自然再生を実施。 ○平成19年にトキ野生復帰ステーションを開設し、野生順化訓練を開始した。 佐渡トキ保護センターにおける人工繁殖の取り組みにより、飼育下のトキは110羽を越えている(平成21年3月現在)。 平成20年9月には10羽のトキを放鳥し、野生下において現在8羽のトキを確認している。	○生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業 ○農村環境保全調査のうち生息環境向上技術調査 ○地域河川事業費 ○トキ生息環境保護推進協力費 ○特定野生生物保護対策費の一部 ○希少野生動物野生順化特別事業費の一部	— 290 の内数 189,721 の内数 18 109 の内数 82 の内数	200 317 の内数 176,703 の内数 23 107 の内数 80 の内数	434 196 の内数 166,787 の内数 24 114 の内数 90 の内数	— ○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。 ○平成20年9月に10羽のトキを放鳥したが、群れでの行動や野生下での繁殖行動には至っていない状況である。今年度には第2回目の放鳥を実施する予定であり、第1回目の放鳥結果を踏まえ、引き続き県・市・関係省庁と連携を密にしながら、佐渡への定着に向けた取り組みを進める。	農水省 国交省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
388	○ツシマヤマネコについては、(社)日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進し、遺伝的多様性に配慮した持続可能な飼育下個体群を確立するとともに、平成16年度策定の「再導入基本構想」を踏まえて平成23年に野生順化訓練を開始することを目標に、野生復帰に向けた取組を強化します。(環境省)	○(社)日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進するとともに、野生復帰に向けて生息環境の整備等を実施。	○希少野生動物野生順化特別事業費の一部	82 の内数	80 の内数	90 の内数	○地域住民と連携したツシマヤマネコの生息環境の整備の取組の継続・強化が必要。	環境省
389	○ヤンバルクイナについては、平成20年度より本格的な飼育下繁殖を開始し、飼育下繁殖技術の確立や、飼育下における生態的知見の把握、一定規模の飼育下個体群の維持を図ります。(環境省)	○平成20・21年度に飼育下繁殖施設を設置し、平成21年度より飼育下繁殖・野生復帰に向けた取組を本格化。	○希少野生動物野生順化特別事業費の一部	82 の内数	80 の内数	90 の内数	○飼育下繁殖技術の確立。外来種の防除等による生息域内における種の減少要因の除去が必要。	環境省
390	○絶滅のおそれのある植物種については、新宿御苑において温室などを活用した栽培を行っていますが、今後さらに取組を強化し、平成23年度に完成予定の新温室を拠点として、絶滅危惧植物の系統保存、保護増殖及び展示を進めていく予定です。(環境省)	○絶滅のおそれのある植物種の個体及びその栽培管理等に関する情報の収集を実施。平成20年度からは種子の長期保存を開始し、(社)日本植物園協会及び各植物園と連携して取り組んでいる。	○希少固有動植物野生回復促進特別事業	23 の内数	22 の内数	22 の内数	○維管束植物については1,690種が絶滅のおそれのある種とされており、効果的かつ効率的に取り組む必要があることから、植物園などとの連携の強化が必要。特に、種及び種内多様性の減少リスクの回避のために効果的である種子保存については、重点的に取り組む。	環境省

2. 1 鳥獣保護区の指定と管理[再掲(1章2節3. 1)]

391	○鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。その際、鳥獣の生息状況や生息環境などに関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、そのような地域に鳥獣保護区を優先的に指定していきます。また、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域における自然環境の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。(環境省)[再掲(1章2節3. 1)]	○平成20年度は小笠原諸島の西之島をはじめ3箇所の国指定鳥獣保護区を新規指定し、合計69箇所を指定している。平成21年度も引き続き新規指定等を行うべく、利害関係者との調整を行っている。	○国指定鳥獣保護区管理強化費の一部	30 の内数	35 の内数	37 の内数	○国指定鳥獣保護区の指定にあたり、利害関係者や関係機関との調整を進める必要がある。	環境省
-----	--	--	-------------------	-----------	-----------	-----------	---	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
392	○渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進めることによって渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めることが重要であり、必要に応じて自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、今後とも指定の推進を図ります。(環境省)[再掲(1章2節3. 1)]	○平成20年度は化女沼、大山上池・下池を新規指定し、集団渡来地の国指定鳥獣保護区は28箇所となっている。	○国指定鳥獣保護区管理強化費の一部	30 の内数	35 の内数	37 の内数	○国指定鳥獣保護区の指定にあたり、利害関係者や関係機関との調整を進める必要がある。	環境省
393	○鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などの管理を実施するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、保護管理方針を示すマスタープランを策定し、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保護及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌などの施設の設置、土砂の除去や水質改善などの施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行い、野生鳥獣の生息環境の改善を図ります。(環境省)[再掲(1章2節3. 1)]	○国指定鳥獣保護区において定期的な巡視や生息状況の調査等を行うとともに、マスタープランを策定し適切な管理を実施。 ○また、鳥獣の生息環境の悪化が著しい4箇所の国指定鳥獣保護区において保全事業を実施。	○国指定鳥獣保護区管理強化費の一部 ○国指定鳥獣保護区管理指針検討調査事業 ○自然公園等事業費の一部	30 の内数 5 11,767 の内数	35 の内数 5 11,401 の内数	37 の内数 — 11,048 の内数	—	環境省

2. 2 野生鳥獣の捕獲の規制

394	○鳥獣の適正な生息数を維持するために一定の区域に入猟する狩猟者の数を調整する入猟者承認制度を活用して、鳥獣の保護管理の一層の推進を図ります。(環境省)	○基本指針に基づき、各都道府県において状況に応じて適宜活用を推進するために指導を実施。	—	—	—	—	—	環境省
395	○休猟区であってもシカやイノシシなどの特定の鳥獣を捕獲できることとした休猟区における特例制度が有効に活用され、狩猟を活用した鳥獣の個体数管理が推進されるよう努めます。(環境省)	○都道府県の状況に応じて策定される特定計画において、適切に活用されている。	—	—	—	—	—	環境省
396	○鳥獣によって被害を受けている農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため、網・わな猟免許を分離して創設した網猟免許・わな猟免許の制度を活用して、鳥獣の保護管理の担い手の確保に努めます。(環境省、農林水産省)	○各地方公共団体においてわな猟免許の取得を推進するよう指導。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。	— ○鳥獣害防止総合対策事業	— 190	— 2,800	— 2,800	— ○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	環境省 農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
397	○猟法規制の遵守徹底を図り、錯誤捕獲の防止などわなによる適正な捕獲や狩猟などに伴う危険防止を推進します。(環境省)	○狩猟開始前等に各都道府県及び関係団体を通じて指導。	—	—	—	—	—	環境省
398	○狩猟鳥獣などの生息状況をモニタリングし、定期的に狩猟鳥獣の指定を見直します。(環境省)	○狩猟鳥獣等のモニタリング調査を定期的実施。	○特定鳥獣等保護管理実態調査	48	40	41	—	環境省
399	○有害鳥獣による被害防止を効率的かつ適正に行うため、鳥獣保護員については、適切な人選・配置及び計画的な研修などを推進し、これまで以上の効果的な活動が行われるよう努めます。(環境省)	○都道府県の状況に応じて適宜対応。	—	—	—	—	—	環境省

2. 3 科学的・計画的な保護管理

400	○野生鳥獣の生息状況の効果的・効率的なモニタリング、保護管理の中核的な担い手の確保や育成、個体数調整、緩衝帯の設置など生息環境管理、防護柵の設置や作物残渣の除去など被害防止について、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。(環境省、農林水産省)	○鳥獣の生息環境管理の手法等について、モデル地域での調査及びガイドラインの作成を実施するとともに、鳥獣保護管理に係る担い手の確保のため、鳥獣保護管理に係る人材育成事業を推進。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	○特定鳥獣等保護管理実態調査 ○鳥獣保護管理に係る人材育成事業 ○鳥獣害防止総合対策事業	48	40	41	—	環境省
				34	50	40	—	
				190	2,800	2,800	○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	
401	○シカやイノシシのように、生息数や分布域が著しく増加して農林水産業被害や生態系の攪乱などの問題が生じている種については、特定計画に基づいて実施される、捕獲などによる個体数調整、被害防止施設の設置や生息環境の整備などの総合的な対策の推進をさらに科学的、計画的に進めます。(環境省、農林水産省)	○最新の知見に基づき、特定計画技術マニュアルを改訂中。都道府県を指導し、特定鳥獣保護管理計画の作成を推進。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	○特定鳥獣等保護管理実態調査 ○鳥獣害防止総合対策事業	48	40	41	—	環境省
				190	2,800	2,800	○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
402	○カワウやクマなど都道府県を越えて広域に移動する野生鳥獣については、国及び関係都道府県が特定計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理の指針を作成するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係都道府県で整合性が図られた保護管理を推進します。(環境省、農林水産省)	○一部地域でツキノワグマの広域保護管理指針を作成。また、ニホンジカ等について広域保護管理指針の作成に向け検討中。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	○広域分布型鳥獣保護管理対策事業	54	56	45	—	環境省
			○鳥獣害防止総合対策事業	190	2,800	2,800	○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	農水省
403	○南アルプス国立公園、霧島屋久国立公園などでシカによる自然植生衰退などの生態系や景観への悪影響が生じており、それを抑制するため、科学的データに基づく保護管理計画を作成し、植生防護柵の設置や個体数調整などの個体数管理を順応的に実施していきます。(環境省)[再掲(1章2節2. 2)]	○知床国立公園、尾瀬国立公園、吉野熊野国立公園で植生防護柵や個体数調整を実施。南アルプス国立公園では、基本計画を策定。	○国立公園における大型獣との共生推進費	22	43	51	○自然公園法の改正により生態系維持回復事業が追加されたことから、対策の一層の推進を図る。	環境省
404	○蓋付き容器を利用するなどのカラスの生活環境への被害の対処方法などについての普及啓発を進めます。(環境省)	○カラス対策マニュアル等による普及啓発を実施。	—	—	—	—	—	環境省
405	○関係各方面の意見も参考としつつ、特定計画の作成を促進するとともに、改訂した特定計画技術マニュアルで計画の円滑な実施を支援します。特定計画の作成数を平成24年までに170とすることを目標とします。(環境省)	○最新の知見に基づき、特定計画技術マニュアルを改訂中。都道府県を指導し、特定鳥獣保護管理計画の作成を推進。	○特定鳥獣等保護管理実態調査	48	40	41	—	環境省
406	○鳥獣被害への対応に従事する鳥獣の保護管理の担い手を確保するため、鳥獣保護管理に関する専門家や高い技術を有する者を登録・活用する人材登録制度の構築を進めます。(環境省、農林水産省)	○平成20年度から鳥獣保護管理に係る人材の募集を実施。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	○鳥獣保護管理に係る人材育成事業	34	50	40	○登録者数の増加。	環境省
			○鳥獣害防止総合対策事業	190	2,800	2,800	○被害対策のアドバイザーとして専門家を農林水産省に登録し、被害現場に紹介する取組を推進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
407	○平成18年に鳥獣保護法を改正し、網・わな猟免許を、網猟免許及びわな猟免許に分割したことを踏まえ、鳥獣によって被害を受けている農家自身によるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進します。(環境省、農林水産省)	○各地方公共団体においてわな猟免許の取得を推進するよう指導。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	— ○鳥獣害防止総合対策事業	— 190	— 2,800	— 2,800	— ○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、捕獲の担い手の育成を図るため、引き続き、鳥獣害防止総合対策事業で農業者による狩猟免許の取得、箱わなの導入等を推進。	環境省 農水省
408	○狩猟については、野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び活用を図るとともに、狩猟の危険防止、捕獲された個体の有効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。(環境省、農林水産省)	○平成20年度から鳥獣保護管理に係る人材の募集を実施するとともに、地方公共団体の職員であって狩猟免許を所持する者を対象とした研修を実施した。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	○鳥獣保護管理に係る人材育成事業 ○鳥獣害防止総合対策事業	34 190	50 2,800	40 2,800	○登録者数の増加。 ○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、捕獲の担い手の育成を図るため、引き続き、鳥獣害防止総合対策事業で農業者による狩猟免許の取得、箱わなの導入等を推進。	環境省 農水省
409	○市町村内の捕獲の担い手のみでは捕獲隊の編成が困難な場合などにおいては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成する必要があるため、関係機関・団体と連携して、その実施体制の整備を図ります。(環境省、農林水産省)	○基本指針に基づき、都道府県に対し広域的な捕獲隊の設置を指導。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	— ○鳥獣害防止総合対策事業	— 190	— 2,800	— 2,800	— ○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	環境省 農水省
410	○野生鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)[再掲(1章5節1.5)]	○国有林において、平成21年度に8箇所モデル地域を設定。	○森林・林業・木材産業づくり交付金【野生鳥獣被害防除事業】 ○野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業		9,691 の内数	13,222 の内数 105	○野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業の推進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
411	○関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)[再掲(1章5節1. 5)]	○国有林において、平成21年度に8箇所モデル地域を設定。	○森林・林業・木材産業づくり交付金【野生鳥獣被害防除事業】 ○野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業		9,691 の内数	13,222 の内数 105	○野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業の推進。	農水省
412	○これらの施策の推進にあたっては、関連する施策と連携を図りながら一体的な効果が得られるように進めます。(環境省、農林水産省)	○基本指針等に基づき、各都道府県等と連携。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣被害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	— ○鳥獣被害防止総合対策事業	— 190	— 2,800	— 2,800	— ○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	環境省 農水省

2. 4 野生鳥獣の生息状況などの調査・研究

413	○自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、その一環として主要な野生鳥獣の全国的な生息情報の収集整備に努めます。特に、シカやクマをはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物について、速報性を重視した重点的な全国個体数推定及びその経年変動に関する調査を推進します。(環境省)[再掲(2章5節2. 1)]	○特定哺乳類に関する既存の生息情報を収集し、全国個体数推定のための解析を実施。	○自然環境保全基礎調査費	297	332	250	○精度の高い生息情報収集体制の構築と適切な全国個体数推定手法の開発。	環境省
414	○狩猟者又は鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報として収集します。(環境省)	○都道府県を通じ狩猟及び許可捕獲にかかる捕獲位置情報を収集。	○野生鳥獣情報整備事業費の一部	62 の内数	61 の内数	53 の内数	—	環境省
415	○GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの充実に努めます。(環境省)	○捕獲位置情報を地図上に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成20年度に開発。	○野生鳥獣情報整備事業費の一部	—	61 の内数	—	—	環境省
416	○特に農作物や生態系に被害を及ぼしている野生鳥獣については、それらの被害を防止し、野生鳥獣を適切に管理するため、その個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法、被害防止技術などに関する調査・研究を進めます。(環境省、農林水産省)	○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣被害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	○鳥獣被害防止総合対策事業	190	2,800	2,800	○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
417	○渡り鳥の保護については、干潟や湖沼などの生息環境の現況を把握するため、引き続き鳥類観測ステーションにおける標識調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施するほか、生態系総合監視システム(モニタリングサイト1000)事業の一環として、主要な渡来地におけるガン・カモ類やシギ・チドリ類の生息調査などのモニタリング調査を実施します。これら野生鳥獣の保護管理に関する調査研究については、民間団体などとの連携を通じて効果的な実施を図ります。(環境省)	○標識調査は継続して調査を実施しており、データが蓄積されている。 平成20年度に、第40回目となるガン・カモ類の生息調査を実施。昨年度とほぼ同数の全国約9,000地点において、約4千人の協力を得て調査を実施。 平成21年4月現在、日本全国にガン・カモ類調査サイトを81か所、シギ・チドリ類調査サイトを123か所設置し、調査を実施。	○鳥獣等保護事業委託費 ○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	40 270 の内数	40 280 の内数	32 297 の内数	○標識調査については鳥の移動や寿命等の情報の収集に留まらず、モニタリング調査としての位置づけ等調査及び解析方法を充実していくことが必要。 ○モニタリングサイト1000については、確認個体数の多い地点を新たに調査サイトに選定するなど、調査サイトの見直し・追加を行うことが必要。また、調査の継続性担保のため各調査サイトにおける調査員の後継者を育成することが必要。	環境省

2. 5 違法捕獲の防止など

418	○愛がん飼養のための捕獲許可を平成19年作成の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき捕獲の方法、区域などについて適正に推進します。(環境省)	○都道府県主催の鳥獣ブロック会議や環境省主催の鳥獣行政担当者会議等で愛がん飼養の捕獲許可等について適正化を指導。	○輸入鳥獣適正管理推進費	21	7	—	—	環境省
419	○鳥獣保護員を活用し警察や自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取締りの強化を推進します。(環境省)	○オオルリ、キビタキの識別マニュアルを作成。	○輸入鳥獣適正管理推進費	21	7	—	—	環境省
420	○愛がん飼養制度の現状を踏まえたその必要性について検討を行います。(環境省)	○NPOが開催する野鳥密猟対策シンポジウムに出席し、施策を説明し、密猟の情報収集を実施。	○輸入鳥獣適正管理推進費	21	7	—	—	環境省

2. 6 野生鳥獣の救護体制など

421	○北海道において鉛中毒で保護収容されたオオワシ・オジロワシは平成10年の26羽をピークに平成17年には1羽となるなど、大型猛禽類の鉛中毒発生状況は減少傾向にあります。引き続き、傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により自然界に排出された鉛やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努めるとともに、水鳥や大型猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣保護法に基づく指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域の指定を促進するとともに、狩猟などにおいて捕獲された鳥獣の死体の放置の禁止を徹底します。(環境省)	○基本指針に基づき都道府県に指定猟法禁止区域の指定の促進を指導するとともに、大型猛禽類等の鉛の影響についてのモニタリングを実施している。	○特定鳥獣等保護管理実態調査	48	40	41	—	環境省
422	○今後とも、地方公共団体と連携しつつ、民間の協力も得て、傷病鳥獣救護の受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制整備を進めます。また、救護によって得られた情報を化学物質などによる野生鳥獣への影響の把握などに活用します。(環境省)	○基本指針に基づき都道府県に指定猟法禁止区域の指定の促進を指導するとともに、大型猛禽類等の鉛の影響についてモニタリングを実施している。	○特定鳥獣等保護管理実態調査	48	40	41	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
423	○水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)	○水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施。	○水鳥救護研修センター維持費	6	8	8	—	環境省

2. 7 普及啓発など

424	○鳥獣の保護管理に関しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加も求められるため、鳥獣とふれあう機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生態系・農林水産業などに係る被害の実態などについての情報提供などを通じて、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を積極的に行います。(環境省、農林水産省)	○基本指針やホームページ等において、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を実施。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	— ○鳥獣害防止総合対策事業	— 190	— 2,800	— 2,800	— ○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	環境省 農水省
425	○野生鳥獣の適切な保護管理の推進については、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、その充実強化に努めます。(環境省、農林水産省)	○基本指針等に基づき指導を行うとともに、担当者会議等を通じた意見交換、情報収集等を実施。 ○鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止計画を728市町村が作成済み(平成21年5月末)。被害防止計画に基づく取組を鳥獣害防止総合対策事業(平成21年補正後予算額32億円)により、総合的に支援。	— ○鳥獣害防止総合対策事業	— 190	— 2,800	— 2,800	— ○鳥獣被害防止特措法により、市町村における被害防止計画の作成の促進を図り、引き続き、鳥獣被害対策の取組を支援。	環境省 農水省

2. 8 鳥インフルエンザなど

426	○渡り鳥など野鳥がウイルスを伝播している可能性があるとの指摘を踏まえ、国内の野生鳥獣の保護管理及びウイルスの感染経路究明に資するため、渡り鳥の飛来状況に合わせて渡り鳥など野鳥を捕獲して、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を確認するモニタリングを強化します。(環境省)	○施策の概要のとおり、適切に実施中。	○野生鳥獣感染症情報整備事業	37	37	46	—	環境省
427	○高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現地に派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するためウイルス保有状況調査を実施します。(環境省)	○施策の概要のとおり、適切に実施中。	○野生鳥獣感染症情報整備事業	37	37	46	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
428	○渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。(環境省)	○これまでにカモ類122羽、ハクチョウ類25羽に衛星発信機を装着し、ロシア、中国、韓国との間の飛来経路に関する情報を得た。 今後も情報の収集を継続して行う。	○渡り鳥の飛来経路の解明事業費	19	25	24	—	環境省
429	○鳥インフルエンザ以外の西ナイル熱やQ熱などの人獣共通感染症のマニュアルを取りまとめるとともに、都道府県からの情報提供を含め監視の強化に努めます。(環境省)	○厚生労働省、農林水産省とともに人獣共通感染症に関する情報交換及び都道府県への人獣共通感染症への対応に関する通知を発出。	○野生鳥獣感染症情報整備事業	37	37	46	—	環境省
3. 1 外来種、遺伝子組換え生物等								
430	○特定外来生物の輸入、飼養などの規制など、外来生物法の適切な施行を通じ、農林水産業や生態系などへの影響の防止を図るとともに、外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。(環境省、農林水産省、文部科学省)	○外来生物法の施行により、特定外来生物に係る輸入や飼養等の規制を行った。また、外来生物法ウェブサイトや国際シンポジウム(CSIAM 2008、国際生物多様性の日シンポジウム2009)等を通じて外来生物問題に係る普及啓発を進めた。	○外来生物対策管理事業費(一部) ○外来生物飼養等情報データベースシステム構築費 ○外来生物対策管理事業地方事務費	54 — —	49 30 42	29 15 41	○引き続き外来生物法の適切な運用を行うとともに、防除に関する情報を中心に、ウェブサイト等を通じた情報提供や普及啓発を進める。	環境省
431	○奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマングースについて、平成26年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。(環境省、農林水産省)	○ジャワマングースの防除では、捕獲効率(単位努力当たりの捕獲数)の低下などから、これまでの防除事業の成果によりマングースの生息密度が低下していると考えられる。あわせて、より効率的な捕獲のため、マングース探索犬の育成・訓練等を実施。(再掲) 防除モデル事業では、防除技術の開発、地域の実施体制作りなどを実施。	○特定外来生物防除等推進事業(一部)	349 の内数	328 の内数	327 の内数	○ジャワマングースについては、引き続き捕獲を実施するとともに、事業の進捗に伴う生息密度の低下に対応した効率的な捕獲技術の開発を進める。(再掲) また、防除モデル事業を進め、その成果を地方公共団体等に普及する。	環境省
432	○外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。(農林水産省)	○平成19年度から5年計画で進めており、外来魚の駆除手法として、電気ショッカー、カゴ網、吸引機による産卵床の破壊等が提案された。	○健全な内水面生態系復元等推進事業のうち外来魚抑制管理技術開発事業	22	22	20	○更なるデータの蓄積や駆除手法の組み合わせ等による最適な攻略手法及び外来魚駆除効果の評価手法を確立するための調査研究が必要。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
433	○小笠原諸島、南西諸島などの島嶼など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討します。(環境省)	○小笠原諸島について、外来種の侵入・拡散を防止する方策を検討中しているところ。世界遺産の推薦の際に提出する管理計画において、対策の方向性を整理しているところ。	○世界自然遺産登録推進調査費 ○世界自然遺産候補地検討調査費	— 26 の内数	— 25 の内数	30 の内数 —	○島民の生活に直接関係する取り組みであることから、地域連絡会議が主体となって、対策の方向性に添った具体的な対策の実施について検討を進める必要がある。	環境省
		○奄美大島、沖縄本島やんばる地域においてジャワマングースの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業を実施。 また、緑化に用いられる外来植物については、自然公園における法面緑化指針(案)において特別の配慮を払うよう明記。	○特定外来生物防除等推進事業(一部)	349 の内数	328 の内数	327 の内数	○自然公園法の改正により生態系維持回復事業が追加されたことから、対策の一層の推進を図る。	
434	○国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物の取扱いの基本的考え方などを整理し、外来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	○国立公園内の法面緑化植物については、自然公園における法面緑化指針(案)を策定し公開したところ。また、緑化に用いられる緑化植物の逸出や遺伝的影響等の基礎的調査を研究機関と共同で実施している。	○公害防止等試験研究費(緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究)	—	15	12	○法面緑化植物については、基礎的研究を継続して実施し、法面緑化指針(案)の充実を図る。	環境省
		○近年、生物多様性の保全に資する工種・工法の採用が必要となってきたことから、実効性の高い各種事例の抽出や研究成果を検証・分析・整理することにより、国土保全効果と生物多様性の保全効果を両立し得る最適な治山対策手法を開発し、効果的・効率的な治山事業の推進と生物多様性の保全を図るための調査を行う。	○平成19、20年度は生物多様性の保全に資する治山対策の実施に当たって必要となる環境調査手法や工種・工法の事例調査及び研究成果の検証・分析・整理等を実施した。	39 (39,230)	39 (39,230)	26 (26,345)	○当該調査については平成21年度まで継続することし、調査終了後は生物多様性保全に資する治山対策手法等の指針を策定するものである。	農水省
		○公園緑地における外来植物に関する生態系に配慮した適切な取扱いの考え方や方向性について整理。 ○特定外来種生物防除に関する告示を踏まえた管理を実施。	○道路事業費	2,154,829 ※ の内数	2,086,360 ※ の内数	1,746,636 ※ の内数	○具体的な手法等を含めた指針等の策定に向けた検討を行う。 引き続き、特定外来種生物防除に関する告示を踏まえた管理を行う。 ※この他に、平成19、20年度は地方道路整備臨時交付金がある。また、平成21年度には地域活力基盤創造交付金があり、地方の要望に応じて、道路整備に充てることができる。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
435	○また、例えば外来の牧草など、外来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。(環境省)	○緑化に用いられる緑化植物の逸出や遺伝的影響等の基礎的調査を研究機関と共同で実施している。	○公害防止等試験研究費(緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究)	—	15	12	○引き続き緑化植物の逸出や遺伝的影響等の基礎的調査を行い、知見の収集に努める。	環境省
436	○アレチウリなど、近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。(国土交通省)	○河川管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うなどの取組が継続的に実施されている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○外来種の侵入を未然に防止することが重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。	国交省
437	○資材や生物に付着して非意図的に侵入する昆虫などの外来種による影響の防止対策を検討します。カエルツボカビについては、わが国の両生類に対する影響についての調査を進め、対応を検討します。(環境省)	○非意図的に導入された外来種について、情報収集に取り組んだ。カエルツボカビについては遺伝学的検査や菌株の分離培養試験を通じ調査を実施。	○外来生物対策管理事業費(一部) ○外来生物戦略調査事業費	54 0	49 9	29 11	○引き続き非意図的に導入される外来種や感染症について調査を継続、知見を収集し対応を検討する。	環境省
438	○バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、環境省、外務省)	○我が国は、条約発効に向けた議論に積極的に参加し、条約実施のためのガイドラインについて、14本すべてが平成20年の第58回海洋環境保護委員会までに採択された。 [再掲(1章9節5. 1)、(365)]	—	—	—	—	○バラスト水処理システムの開発状況等から、IMOでは適用期日の見直しについて審議中。今後も、発効に向けた議論に引き続き積極的に参加。(バラスト水についての「今後の課題・見直しの方向性」に関する記述はいずれも同じ)	国交省
439	○カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図っていきます。(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	○遺伝子組換え生物等の第一種使用(拡散防止措置を執らない使用)について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じる可能性の有無を検討。その意見を基に平成20年度末までに137件の遺伝子組換え生物の第一種使用規程を承認した。 また、第二種使用については生物多様性影響を防止するため使用者に対して適切な拡散防止措置を執ることを求めているところである。拡散防止措置が定められていない場合は主務大臣の確認を受けた上で、当該拡散防止措置を執ることとしている。(平成20年度末までの確認件数:研究開発分野:853件、農林水産分野:96件、医薬品等分野:109件、鉱工業分野:686件)	○遺伝子組換え生物対策事業費(一部)	55 の内数	50 の内数	34 の内数	○引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	文科省 農水省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
440	○最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの集積に努めます。(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	○遺伝子組換え生物の最新の動向・リスク評価等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境中における遺伝子組換え生物の状況を把握していく観点から、遺伝子組換えナタネの分布状況を調査すること等により、科学的知見の集積を行った。	○遺伝子組換え生物対策事業費(一部)	55 の内数	50 の内数	34 の内数	○引き続き遺伝子組換え生物の情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の集積に努める。	農水省 環境省
441	○カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物に関する普及啓発を図っていきます。(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	○日本版バイオセーフティクリアリングハウス(J-BOH)にて、施行状況の点検を含めたカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。 また各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	○遺伝子組換え生物対策事業費(一部)	55 の内数	50 の内数	34 の内数	○引き続き日本版バイオセーフティクリアリングハウス(J-BOH)や各省ホームページ等を通じて情報提供を行い、法や遺伝子組換え生物に関する普及啓発を図る。	文科省 農水省 環境省

3. 2 化学物質など非生物的要因

442	○化学物質審査規制法に基づく化学物質の審査において、生態系への影響を考慮する観点から動植物への毒性を考慮した審査を実施します。難分解性があり、かつ、動植物への毒性があると判定された化学物質については、「第三種監視化学物質」に指定し、製造・輸入事業者に製造・輸入実績数量の届出を求め、十分な監視を行います。平成19年11月現在ノニルフェノールなどの61物質が第三種監視化学物質に指定されています。また、高次捕食動物である鳥類に対する長期毒性の疑いの有無を判断するための予備試験方法の開発及び、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関(QSAR)の開発を行います。(環境省)	○平成21年6月現在、124物質を第三種監視化学物質に指定し、製造・輸入実績数量の届出等必要な措置を講じている。 ○鳥類の長期毒性試験の予備試験として開発した繁殖照明条件下6週間投与試験の妥当性に関する検討を進めるとともに、平成20年度は第一種監視化学物質3物質について本試験を実施した。 ○平成21年3月に、QSARモデルである生態毒性予測システム「KATE」のインターネット版の更新を行うとともに、スタンダード版を公開した。	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費 ○監視化学物質生態毒性予備試験等実施事業 ○生態毒性簡易推計手法開発調査	445 の内数 21 110	437 の内数 40 102	433 の内数 36 77	○平成21年5月公布の改正化審法における優先評価化学物質等を指定するにあたり、動植物への毒性を考慮したリスク評価手法を開発する。 ○鳥類の繁殖照明条件下6週間投与試験の結果に基づき、長期毒性に係る有害性調査指示及び第一種特定化学物質への指定に関する検討を進める。 ○生態影響に係る安全性情報を収集しQSARの推計式へ反映することにより、推計対象の拡充及び推計精度の向上を進める。	環境省
443	○水質、底質、生物(貝類、魚類及び鳥類)及び大気の大媒体について化学物質残留性を把握するための調査などを行うとともに、生態面への影響の観点を含めて相対的に環境リスクの高い化学物質をスクリーニングする、環境リスク初期評価を引き続き実施します。平成19年11月現在で116物質の環境リスク初期評価がなされたところで。(環境省、農林水産省)	○平成21年6月現在、250の化学物質について、生態面への影響の観点からのリスク初期評価結果がとりまとめられている。	○化学物質の環境リスク評価推進費(平成21年度は、化学物質の環境リスク基礎情報検討調査費、化学物質初期リスク評価・手法開発事業費)	223	209	152	○引き続きリスク初期評価手法の改善等が必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
444	○化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する対応として、野生生物の観察及び魚介類への影響について調査を行います。各地域で実施されている学校における自然観察学習など既存の活動をネットワーク化し、さらに、観察対象生物や観察項目に関する情報などをある程度共通化して情報を集約することにより、地域レベルでの継続的な野生生物観察の推進ばかりでなく、専門家によるフィールド調査についても推進します。(環境省、農林水産省)	○化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する対応として、野生生物への影響や基盤的研究を実施する他、子殿を対象とした野生生物の観察会を実施。その他OECDへのテストガイドライン化に向けた取組の推進など国際協力を継続して実施。 ○内分泌かく乱物質による海産生物への再生産影響試験法の開発、内分泌かく乱物質による魚介類への影響実態調査を実施した。(平成19年度)	○環境汚染等健康影響基礎調査費 ○漁場環境の化学物質リスク対策推進委託事業(平成19年度のみ)	460 158の内数	420 —	267 —	○今後とも継続して実施。 ○海産生物に対する内分泌かく乱物質の調査は平成19年度で終了。	環境省 農水省
445	○水生生物の保全に係る環境基準について、国が類型指定する水域で類型指定未了のものについては、対象水域の情報を収集・整理したうえで、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っていきます。(環境省)[再掲(1章8節2. 1. 1)]	○平成21年3月の告示において、新たに13水域の類型指定を行った。また、平成21年7月の水環境部会において、さらに11水系の類型指定に関する第3次報告を行う。	○水質環境基準検討調査費	131の内数	139の内数	91の内数	○汽水域に関する情報等、類型指定体系を充実させるための情報の収集が必要である。	環境省
446	○「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知(平成18年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。(環境省)[再掲(1章8節2. 1. 1)]	○7府県において水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定が行われた。	○水質環境基準検討調査費	131の内数	139の内数	91の内数	○類型指定の更なる普及を図る。	環境省
447	○水生生物の保全に係る環境基準について、毒性値が高いとされる物質について必要な科学知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。(環境省)[再掲(1章8節2. 1. 1)]	○文献調査と魚類毒性試験を実施する。	○水質環境基準検討調査費	131の内数	139の内数	91の内数	○新たな水質環境基準策定のため毒性試験の充実が必要である。	環境省
448	○水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。(環境省)[再掲(1章8節2. 1. 1)]	○排水規制について、平成23年の暫定基準の見直しに向け、知見の集積に努めているところ。 また、平成20年11月に常時監視の結果を取りまとめた「平成19年度公共用水域水質測定結果」を公表。	○水質環境情報高度利用システム推進	28	26	18	○排水規制について、平成23年度に暫定排水基準の見直しが必要である。 また、公表資料及びホームページ上の公開を迅速かつ的確に行うことも必要である。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
449	○河川において、内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されているダイオキシン類について、それぞれ「水環境における内分泌かく乱化学物質に関する実態調査結果」(平成14年12月)、「河川、湖沼等におけるダイオキシン類常時監視マニュアル(案)」(平成17年3月)に基づき、引き続き調査結果に応じ適切にモニタリングを行います。また、「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」(平成19年7月)、「底質のダイオキシン類対策技術資料集(案)」(平成19年4月)を取りまとめたところ、汚染された河川の底質対策を促進します。(国土交通省)	○内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質、ダイオキシン類について調査を実施するとともに、調査関係マニュアル及び底質ダイオキシン類対策マニュアルについて必要な改定を実施。	○国土基盤河川事業費	483,932 の内数	470,681 の内数	457,456 の内数	○引き続き、内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質、ダイオキシン類について調査を実施し、対策を推進する。	国交省
450	○農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。(環境省)[再掲(1章6節1. 1)]	○農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成20年度に新たに39農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。平成22年度までに累計300農薬についての基準値を設定するという政策目標に対して、平成19年度までに17農薬であったものが平成20年度で39農薬と加速化していることから、所期の効果が発揮されている。	—	—	—	—	○水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準に関しては、設定作業を引き続き積極的に行っていく必要がある。	環境省
451	○農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、その手法を確立します。(環境省)[再掲(1章6節1. 1)]	○農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入について、諸外国の制度等について情報収集を行った。また一定の指標種生物に関し、陸域生態系へのリスク評価・管理に係る基礎的知見を取得・収集した。	○環境政策基盤整備費	—	46	45	○農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入手法の検討に当たり、諸外国の制度等の情報収集や指標種に関する基礎的知見について、情報収集・取得を一層精緻に努めるとともに我が国の環境での適合について検討する必要がある。	環境省
452	○光害対策ガイドラインに沿った対策が取られるよう、ガイドラインの普及啓発を図ります。(環境省)	○地方公共団体へガイドラインを普及啓発するとともに、全国星空継続観察や「星空の街・あおぞらの街全国大会」を通じ、光害についての意識啓発を毎年継続して実施している。	○大気生活環境の質に関する調査	10	10	10	○引き続き、地方公共団体へガイドラインを普及啓発するとともに、全国星空継続観察や「星空の街・あおぞらの街全国大会」を通じ、光害についての意識啓発を継続して実施していく。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
453	○光害対策ガイドラインの内容は、照明関連技術の向上などに基づき見直されるべきものであることから、必要に応じて逐次ガイドラインを見直し、その充実を図っていきます。(環境省)	○専門家へのヒアリング等を通じ、照明関連技術の開発状況や、国際照明委員会(OIE)の動きについて、把握するようにしている。	—	—	—	—	○引き続き、企業における技術開発の状況や、諸外国の動向の把握に努めていく。	環境省
4. 1 動物の適正飼養の推進								
454	○動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底などを行うことにより、動物の遺棄及び虐待の防止を図ります。また、動物取扱業者については、標識などの掲示、動物販売時における動物の特性及び状態などに関する事前説明の着実な実施などにより、一層の適正化を推進します。(環境省)	○普及啓発のためのポスター、パンフレット等を作成し、都道府県等を通じて配付を行っている他、適正飼養のための講習会を開催する等、関係自治体や業界団体等を通じて適正飼養の周知等に関する種々の取組を進めている。	○飼養動物との共生 基盤強化事業	23 の内数	26 の内数	25 の内数	○今後とも適正飼養に係る講習会や各種普及啓発を推進していくことにより、動物愛護思想のさらなる高揚を図っていく必要がある。	環境省
455	○みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、平成29年度までに都道府県などにおける犬及びねこの引取り数を半減させるとともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。(環境省)	○犬ねこの避妊、去勢頭数は増加傾向にある。また、犬ねこの引取り数は34万頭(平成19年度)で、平成16年度と比べて39%減少しており、飼養を希望する者への譲渡等の頭数は増加している。殺処分率も94%(平成16年度)から89%(平成19年度)に減少している。	○調査連絡事務費 ○動物収容譲渡対策施設整備補助	6 —	4 —	8 100	○自治体における収容動物譲渡にかかる施設整備の補助や講習会の継続的な実施等により、引き続き譲渡の推進を図る取組の支援が必要。	環境省
4. 2 個体識別措置の推進								
456	○所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、平成29年度までに犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、データの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ります。(環境省)	○所有明示の措置の実施率は、平成15年と比べて犬は33%から54%に、ねこは18%から32%に増加している。マイクロチップの登録数も、平成18年の62,799匹から217,375匹に増加している。	○個体識別措置推進事業 ○マイクロチップ普及推進モデル事業	29 —	26 —	— 10	○所有明示措置の実施率の目標達成に向け、自治体や獣医師会等の関係者とも連携して、一般飼養者に向けた継続的な普及啓発、モデル的な普及事業を継続していくことが必要。	環境省
4. 3 総合的な普及啓発								
457	○国及び地方公共団体は、関係団体などと連携しつつ、学校、地域、家庭などにおいて、動物愛護週間行事や適正飼養講習会などの実施、各種普及啓発資料の作成、配布などにより、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動などを実施するとともに、動物愛護推進員などの地域の人材の育成などに努めます。(環境省)	○動物愛護週間では全国101の関係自治体が222の動物愛護週間行事を開催した。動物愛護推進員は45の関係自治体で計2,317名となり委嘱数は年々増加している。	○動物の適正飼養推進事業 ○飼養動物との共生 基盤強化事業	9 23 の内数	7 26 の内数	— 25 の内数	○虐待防止や遺棄等の防止のために、動物愛護週間行事や各種普及啓発資料等を通じて、動物愛護に関する広報活動を継続して実施していくとともに、動物愛護推進員の更なる育成が必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		

第2節 遺伝資源などの持続可能な利用

1. 1. 1 医療分野での利用

458	○日本人の主要な疾患患者(認知症、がん、糖尿病、高血圧、ぜんそく)の遺伝子と健常人の遺伝子との違いを解析し、疾患との関連性が高い遺伝子を選別しつつ、それらの機能解析を行っています。(厚生労働省)	○これまでにパーキンソン病に対する遺伝子治療の実施により運動機能の改善がみられるなどの研究成果を得ている。	○厚生労働科学研究費補助金の一部	42,789 の内数	42,765 の内数	48,353 の内数	○引き続き、関連の研究事業を推進する。	厚労省
459	○今後とも、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止に努めるとともに、遺伝子組換え技術を応用した医薬品の品質、有効性及び安全性を確保します。(厚生労働省)	○医薬品の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。	—	—	—	—	○引き続き、医薬品の分野においても遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の確保を図っていくこととする。	厚労省
460	○厚生労働省関係の独立行政法人医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物などの積極的な収集、保存を行っており、また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っています。(厚生労働省)	○引き続き、事業を実施している。	○厚生労働科学研究費補助金の一部	42,789 の内数	42,765 の内数	48,353 の内数	○引き続き、事業を実施する。	厚労省

1. 1. 2 農林水産分野での遺伝資源の利用

461	○食料、環境、エネルギー問題の解決に関係する遺伝子の単離、遺伝子地図上での位置の特定、遺伝子の機能の解明を進めます。(農林水産省)	○農業上重要な遺伝子の単離・機能解明や育種を効率的に進められるDNAマーカーの開発に向け研究を推進しているところであり、これまでに種子幅を決定する遺伝子や草型に関する遺伝子等を単離したところ。	○「新農業展開ゲノムプロジェクト」研究委託費	—	4,004 の内数	3,965 の内数	○早急な食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物開発に向け、有用遺伝子の単離、機能解明の加速が不可欠。	農水省
462	○これまで未開発である、遺伝子を染色体上の目的とする位置に導入する技術や導入した遺伝子の発現をコントロールする技術、ソルガムなどバイオマスに資する作物の形質転換技術の開発など、単離した遺伝子を操作し、その機能を最大限に活用するための技術を開発します。(農林水産省)	○遺伝子組換え技術の開発のため、カサネの培養条件や形質転換条件の検討を行っているところ。	○「新農業展開ゲノムプロジェクト」研究委託費	—	4,004 の内数	3,965 の内数	○遺伝子組換え作物の国民理解に向けたコミュニケーション活動の充実。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
463	○農業上重要と考えられる有用形質の機能を遺伝子レベルで解明し、超多収作物や不良環境耐性作物など、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するような機能を有する作物を開発するとともに、動物や昆虫のゲノム情報を活用した有用物質生産技術の確立などを行い、新産業の創出を目指します。(農林水産省)	○遺伝子組換え技術やDNAマーカー育種技術を用いて、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するような機能を有する作物の開発に向けた研究を推進中。 また、医療用モデルブタについては組換え体が誕生したところ。一方、カイコを用いた有用タンパク質生産については、医療用検査薬等の生産に向け、民間企業とともに実用化に向けた取組を進めているところ。	○「新農業展開ゲノムプロジェクト」研究委託費 ○「アグリ・ゲノム研究の総合的な推進」研究委託費	3,239 の内数	4,446 の内数	4,405 の内数	○遺伝子組換え作物の国民理解に向けたコミュニケーション活動の充実。	農水省
464	○農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発などへの利用を推進します。(農林水産省)	○農業生物資源ジーンバンクでは、植物遺伝資源を平成20年度においては1.5万点程度を公的研究機関、都道府県、大学、民間企業に配布するなど広く利用された。 ○平成20年度より実施されている新農業展開ゲノムプロジェクトにおいても作出された完全長cDNA・突然変異体等のゲノムリソースの管理・提供を図りつつ、新たなリソース開発に取り組むとともに、産学官連携を図りつつ、研究での利用を推進。	○農業生物資源研究所運営費交付金 ○新農業展開プロジェクト推進費	7,526 の内数 —	7,209 の内数 4,004 の内数	7,210 の内数 3,965 の内数	○農業生物資源ジーンバンクにおいては、利用者の利便性を考慮した遺伝資源の一層の質的・量的な充実と公開を図る。 ○新農業展開ゲノムプロジェクトにおいては、付加価値の高い有用リソースの充実・整備や利用システム整備・改良に取り組み、さらなる利用促進を図る。	農水省

1. 1. 3 食品分野での遺伝資源の利用

465	○遺伝子組換え食品などに関して、今後とも関係機関などにおいて適宜検査を行っていきます。また、遺伝子組換え技術の進歩に対応して順次見直しを行っており、このため、検査方法については、適宜改正します。(厚生労働省)	○遺伝子組換え食品検査数 平成19年度:1,760件 平成20年度:1,461件(計画数・実施数は集計中) 平成21年度:1,018件(計画数)	○輸入食品の監視体制等の強化	1,890 の内数	2,132 の内数	2,620 の内数	—	厚労省
466	○遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、当該食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究を今後とも行います。(厚生労働省)	○平成20年6月18日付け食安発第0618001号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について(一部改正)」を发出。 バイオテクノロジー応用食品等の安全性確保について調査研究依頼。	○モダンバイオテクノロジー応用食品の安全性確保に関する研究	—	50	67	—	厚労省
467	○コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会において、遺伝子組換え動物由来食品、栄養又は健康に資する遺伝子組換え植物由来食品、輸出国では承認されているが輸入国では承認されていない遺伝子組換え植物が微量に存在する場合の安全性評価などについて検討が行われており、平成21年のコーデックス総会までに最終報告書を提出することとされています。(厚生労働省)	○平成20年の第32回コーデックス総会において原案通り採択された。	○バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議開催費	50	34	—	○目的を達成したため、今後は事業を実施しない。なお、当初、平成20年まで会議が行われる予定であったが、平成20年のコーデックス総会で原案が採択されたので平成20年は会議を行わなかった。	厚労省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 1. 4 工業分野での遺伝資源の利用								
468	○植物による工業原料や、高タンパク質などの有用物質生産(モノづくり)に必要な基盤技術を開発し、植物機能を活用したモノづくり技術の基盤を構築します。(経済産業省)	○高病原性鳥インフルエンザワクチン候補抗原成分を産生するジャガイモの作出、水耕法によるジャガイモの大量生産等に成功している。	○ものづくり産業振興費	1,040	1,040	1,040	○完全人工環境下での栽培技術の向上に加え、遺伝子組換え植物の普及促進のために、遺伝子組換え体の安全性評価・国民理解の促進等が必要。	経産省
469	○微生物を活用した効率的な有用物質生産プロセス(モノづくり)や生物反応のための基盤技術を開発するとともに、微生物を活用した廃水・廃棄物などの環境バイオ処理技術を高度化させます。(経済産業省)	○既存のセルロース分解酵素に比べて桁違いの活性を有する酵素-たんぱく質複合体をコリネ型細菌を使って生産する技術や商業用厨房から発生するオイルを効率よく分解する技術を開発した。	○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	1,381	1,604	545	○省エネルギー環境調和型の循環産業システム構築のためには、更に技術開発が必要であり、ゲノム情報等、これまでに蓄積してきたバイオ関連技術を実用化に結びつけるため、本施策を着実・効率的に実施する必要がある。	経産省
1. 1. 5 研究基盤としての遺伝資源の利用								
470	○各種遺伝資源に関する情報の総合的な収集・発信などを行う情報・システム研究機構国立遺伝学研究所「生物遺伝資源情報総合センター」、及び理化学研究所バイオリソースセンターにおける収集、保存などの体制整備を行うとともに、平成14年度よりは、国家的視野に立ち、わが国の知的基盤を10年後に世界最高レベルにすることを目標にした「知的基盤整備計画」(平成13年8月 科学技術・学術審議会)を踏まえ、各専門機関と中核機関のネットワークで構成される遺伝資源のナショナルセンター的機能を整備し、国内における遺伝資源の収集・保存・提供体制などを一層充実します。(文部科学省)	○プロジェクト実施機関における体制の整備も進み、生物遺伝資源の収集が着実に実施されている。例えば、平成20年度には、マウスが3,261系統→3,885系統、シロイヌナズナが544,235系統→570,399系統と着実に保存系統数も増やしており、順調に進捗。	○ナショナルバイオリソースプロジェクト ○独立行政法人理化学研究所運営費交付金	1,776 2,393	1,400 3,181	1,368 3,166	○プロジェクト実施機関における体制の整備の一層の推進と、生物遺伝資源の着実な収集を実施する。	文科省
1. 2. 1 医療分野における遺伝資源の保存								
471	○独立行政法人医薬基盤研究所には、遺伝子バンク、細胞バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源研究センター及び霊長類医科学研究センターがあり、(財)ヒューマンサイエンス振興財団(HS財団)と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。(厚生労働省)	○引き続き、事業を実施している。	○厚生労働科学研究費補助金の一部	42,789 の内数	42,765 の内数	48,353 の内数	○引き続き、事業を実施する。	厚労省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19 の内数	平成20 の内数	平成21 の内数		
472	○医薬基盤研究所はマスターバンクとして生物資源の収集と標準化を行い、多数のストックを作成し、資料をHS財団に送付しています。HS財団では、この資料を培養することなど必要な手順を経て、各研究機関に分譲しています。医薬基盤研究所の遺伝子バンクでは、サルのDNAを中心に研究資源として収集し、研究者に提供しています。同研究所の細胞バンクでは、ヒト培養細胞を収集し、標準化(細菌などの混入がないか、他の組織の細胞が混在していないかなどを検査)して、研究者に提供しています。同研究所の実験用小動物バンクでは、新たな疾患モデル動物も含めた実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報の発信を行っています。引き続き、このような研究者への生物資源の供給を行います。(厚生労働省)	○引き続き、事業を実施している。	○厚生労働科学研究費補助金の一部	42,789 の内数	42,765 の内数	48,353 の内数	○引き続き、事業を実施する。	厚労省
473	○薬用植物に関しては、医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関(平成16年度:世界63か国、415機関)と種子交換を引き続き行っています。(厚生労働省)	○引き続き、事業を実施している。	○独立行政法人医薬基盤研究所運営交付金の一部	11,333 の内数	11,283 の内数	11,152 の内数	○引き続き、事業を実施する。	厚労省
474	○国立感染症研究所では、病原性微生物の収集、保管、国内外の関係研究機関との情報交換を引き続き行っています。(厚生労働省)	○引き続き、事業を実施している。	○国立感染症研究所の試験研究に必要な経費の一部	2,118 の内数	2,309 の内数	2,384 の内数	○引き続き、事業を実施する。	厚労省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 2. 2 農林水産分野における遺伝資源の保存								
475	○新しい品種の育成など研究に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図ります。(農林水産省)	○食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在(平成20年10月)までに、国内外の植物遺伝資源24万点、微生物2.4万点、動物954点、DNA27.7万点を保存し、試験研究(育種を含む)又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等ほか、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進。また、保有遺伝資源の利用促進を図るため、平成20年度には、来歴・特性情報を集積・公開し、利用者ニーズを考慮した遺伝資源のWeb検索システムの構築と配布規程の見直しなどを実施した。	○農業生物資源研究所運営費交付金	7,526 の内数	7,209 の内数	7,210 の内数	○引き続き、食料・農業上の開発及び利用等に貢献する遺伝資源の収集受入、増殖保存、特性評価、配布、情報管理に取り組む。利用者の利便性を考慮した遺伝資源の一層の質的・量的な充実と公開を図る。	農水省
476	○景観保全などの森林に対する要請が高まる中で、必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発などを推進します。(農林水産省)	○森林・林業に関するジーンバンク事業を実施。	○独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数	10,317 の内数	10,180 の内数	10,124 の内数	—	農水省
477	○植物遺伝資源の保存については、保存点数24万点(平成18年度末)を25万点(平成22年度)とします。(農林水産省)	○食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在(平成20年10月)までに、国内外の植物遺伝資源24万点、微生物2.4万点、動物954点、DNA27.7万点を保存し、試験研究(育種を含む)又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等ほか、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進。また、保有遺伝資源の利用促進を図るため、平成20年度には、来歴・特性情報を集積・公開し、利用者ニーズを考慮した遺伝資源のWeb検索システムの構築と配布規程の見直しなどを実施した。	○農業生物資源研究所運営費交付金	7,526 の内数	7,209 の内数	7,210 の内数	○引き続き、食料・農業上の開発及び利用等に貢献する遺伝資源の収集受入、増殖保存、特性評価、配布、情報管理に取り組む。利用者の利便性を考慮した遺伝資源の一層の質的・量的な充実と公開を図る。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
478	○ジーンバンク事業の一環として、貴重な遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の多様性の保全と利用のための国際的な共同研究を行うほか、FAOへの資金拠出やJICAのプロジェクトなどの国際的な取組に参加し、生物多様性の保存に貢献します。(農林水産省、外務省)	○現在、FAOトラストファンドプロジェクトのリーダーを現地事務局に派遣し、アジア諸国のプロジェクトへの協力を要請、情報共有システムのネットワーク化を図るとともに、検索機能の強化等システムの高度化を図るため活動中。 ○農業生物資源ジーンバンク事業においては、毎年数名程度研修生を受け入れている。 ○「インドネシア生物学研究センターの標本管理体制及び生物多様性保全のための研究機能向上」を実施。	○FAOトラストファンド事業「アジアにおける植物遺伝資源の保全と持続的利用の強化のための能力開発と地域協力」、 ○農業生物資源研究所運営費交付金 ※※	— 7,526 の内数 ※※	53 7,209 の内数 ※※	46 7,210 の内数 ※※	○FAOトラストファンドプロジェクトについては、6月末に第1回地域国会合及び現地技術者を養成する研修を開催。ジーンバンク専門家により今後の活動について協議。 ○農業生物資源ジーンバンク事業においては、引き続き、植物遺伝資源に関してアジア諸国を中心に研究協力・共同調査を進めるほか、管理・研究における能力向上に貢献する。 ○途上国の生物多様性保全に資する支援を、JICAプロジェクトなどにより引き続き実施する。	農水省 外務省
479	○広汎かつ多様な遺伝資源の所在情報などについては、情報・システム研究機構国立遺伝学研究所「生物遺伝資源情報総合センター」においてデータベース化を引き続き行っています。このほか、平成13年1月には、理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンターが設置され、マウスやシロイヌナズナなどの実験モデル動植物、微生物、遺伝子材料、培養細胞の収集・保存・提供体制などの整備を引き続き進めています。(文部科学省)	○プロジェクト実施機関における体制の整備も進み、生物遺伝資源の収集が着実に実施されている。例えば、平成20年度には、マウスが3,261系統→3,885系統、シロイヌナズナが544,235系統→570,399系統と着実に保存系統数も増やしており、順調に進捗。	○ナショナルバイオリソースプロジェクト ○独立行政法人理化学研究所運営費交付金	1,776 2,393	1,400 3,181	1,368 3,166	○プロジェクト実施機関における体制の整備の一層の推進と、生物遺伝資源の着実な収集を実施する。	文科省
1. 2. 4 環境分野における遺伝資源の保存(環境資料のタイムカプセル化)[再掲(2章4節3. 5)]								
480	○環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞及び体細胞を採取し、平成20年度より5年間で、500種類の絶滅危惧種の細胞の保存と重要種のDNAの解析を目指します。水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類を年間で10種類、5年間で50種類個体保存することを目指します。(環境省)[再掲(2章4節3. 5)]	○平成20年度は絶滅危惧生物(鳥類18種、ほ乳類6種、魚類4種)の細胞を保存した。また、藻類では、車軸藻、淡水産紅藻などの藻類の保存と生息地調査を行った。	○環境試料タイムカプセル化事業	79	80	84	○より効果的な保存技術の研究を進める。	環境省
481	○特に、多くの鳥類の夏期営巣地となるシベリア地域における、わが国で確立しつつある超低温保存技術の適応可能性について、現地で調査し、国際標準化の検討を行います。(環境省)[再掲(2章4節3. 5)]	○国際標準化を図るため、今年度中にアジア各国との国際ワークショップを開催する予定。	○環境試料タイムカプセル化事業	79	80	84	○絶滅危惧鳥類の国際的な細胞・遺伝子長期保存に関するネットワークの構築を目指す。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 1 微生物資源の利用								
482	○独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていきます。(経済産業省)	○具体的な進捗状況については、483及び484を参照。	○独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,588 の内数 運営費 交付金	7,467 の内数 運営費 交付金	7,393 の内数 運営費 交付金	○生物多様性条約ABS作業部会で検討されている国際的枠組(International Regime)が実施に移されれば、それに沿った対応が必要。	経産省
483	○独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、インドネシア(平成14年)、ベトナム(平成16年)、ミャンマー(平成16年)、タイ(平成17年)、中国(平成17年)、モンゴル(平成18年)の6か国の政府機関及び傘下の研究機関との間で、信頼関係を築きつつ、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施しています。これにより、資源保有国に遺伝資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、わが国の企業に遺伝資源の利用の機会を引き続き提供していきます。(経済産業省)	○20年度新たにブルネイの政府機関との協力関係を構築した。 インドネシア、ベトナム、タイ、中国、モンゴルとは協力関係を継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。	○独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,588 の内数 運営費 交付金	7,467 の内数 運営費 交付金	7,393 の内数 運営費 交付金	○ベトナム及びモンゴルに関しては、利用に関する技術移転がまだ十分ではないため、今後も引き続き行っていく。インドネシア、タイ、中国については、十分な技術を有するため、生物遺伝資源機関同士の関係を醸成していく。	経産省
484	○独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立(平成16年)し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、人材育成、保存されている遺伝資源の共有化などの取組を引き続き実施していきます。(経済産業省)	○定期的にアジア・コンソーシアム会合を開催し、左記取組を実現するため個別のタスクフォースを設立し、情報交換を行っている。	○独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,588 の内数 運営費 交付金	7,467 の内数 運営費 交付金	7,393 の内数 運営費 交付金	○遺伝資源機関とのネットワークの構築及び保存されている遺伝資源の共有化については、検討メンバー国間において試行段階であり、順次アジア・コンソーシアム参加国全体へ拡大していく予定。	経産省
2. 2 微生物資源の保存								
485	○農林水産業や工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類同定のための学術的分析を進めます。また、研究、産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用の基盤を整備します。(経済産業省、文部科学省、農林水産省)	○品質管理の促進及びrDNAデータ付加率の向上を行っている。	○独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,588 の内数 運営費 交付金	7,467 の内数 運営費 交付金	7,393 の内数 運営費 交付金	○微生物資源の学術的分析、収集、提供を更に進める。	経産省
486	○日本国内におけるBRC(生物遺伝資源機関)連携のために、国内BRC24機関(平成18年度末現在)でオンラインカタログを作成し、ネットワーク上での連携を進めています。(経済産業省、文部科学省、農林水産省)	○6機関での連携を実施し、利用者の検索が可能。	○独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,588 の内数 運営費 交付金	7,467 の内数 運営費 交付金	7,393 の内数 運営費 交付金	○国内BRC24機関の連携に向けて整備を進める。	経産省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
487	○平成18年度までに独立行政法人製品評価技術基盤機構に約4万株の微生物及び4.2万個の微生物由来のDNAクローンを保存し、研究開発や産業利用のため提供を行っています。(経済産業省)	○4万株以上の微生物及び7万個以上の微生物由来DNAクローンを保存し、研究開発や産業利用のための分譲を行っている。	○独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	7,588 の内数 運営費 交付金	7,467 の内数 運営費 交付金	7,393 の内数 運営費 交付金	○微生物株及び微生物由来DNAクローンの収集及び提供を更に進める。	経産省
488	○微生物資源の保存については、独立行政法人農業生物資源研究所の保存点数2.4万点(平成18年度末)を2.5万点(平成22年度)とします。(農林水産省)	○食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在(平成20年10月)までに、国内外の植物遺伝資源24万点、微生物2.4万点、動物954点、DNA27.7万点を保存し、試験研究(育種を含む)又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等ほか、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進。また、保有遺伝資源の利用促進を図るため、平成20年度には、来歴・特性情報を集積・公開し、利用者ニーズを考慮した遺伝資源のWeb検索システムの構築と配布規程の見直しなどを実施した。	○農業生物資源研究所運営費交付金	7,526 の内数	7,209 の内数	7,210 の内数	○引き続き、食料・農業上の開発及び利用等に貢献する遺伝資源の収集受入、増殖保存、特性評価、配布、情報管理に取り組む。利用者の利便性を考慮した遺伝資源の一層の質的・量的な充実と公開を図る。	農水省

3. 1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進

489	○バイオマスタウン構想の公表、バイオマスタウンの構築を関係省庁が一体となって着実に進めます(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○平成21年5月末現在、212地区(213市町村)がバイオマスタウン構想を策定・公表。 平成21年3月にバイオマスタウン構想の一層の普及と構想の着実な実施を図るため、「バイオマスタウン加速化戦略」を策定。 全国に100名のバイオマスタウンアドバイザーを育成。	○環境バイオマス総合対策推進事業	337	352	309	○バイオマスタウン加速化戦略に基づき、地域において効率的かつ安定したバイオマス利活用を促進するとともに、市町村域を超えた広域的なバイオマス利活用を展開し、平成22年度までにバイオマスタウン構想を300地区とする目標達成を目指す。	農水省
490	○バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設などの一体的な整備、モデルプランの作成などを実施し、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援します。(農林水産省)	○バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想の実現・実践、バイオマスタウンの形成に向けた施設整備について支援し、目標の達成に向けて寄与。	○地域バイオマス利活用交付金	14,346	11,129	11,164	○バイオマスタウン構想の実現に向け、さらなる加速化が必要。	農水省
491	○循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)	○循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化などを行う施設の整備を推進するための支援を着実に実施。	○循環型社会形成推進交付金	46,000 の内数	49,132 の内数	53,272 の内数	○循環型社会形成推進交付金による市町村への支援を継続。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
3. 2 国産バイオ燃料の推進								
492	○平成19年度より、原料調達からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した大規模実証事業を進め、平成23年度に単年度5万キロリットルのバイオ燃料の生産を目指します。(農林水産省)	○国産バイオ燃料の本格的な導入に向けて、バイオエタノール製造施設等の整備に着手。本年度中に施設整備を完了させ、バイオエタノールの本格製造を開始。	○バイオ燃料地域利用モデル実証事業	8,544	2,921	2,914	○食料供給と両立する稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用していく必要。	農水省
493	○平成19年度より、資源作物の育成と低コスト栽培、稲わらや木質バイオマスなどの非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノール生産する技術など低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発などを行います。(農林水産省)	○「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」や「ソフトセルロース利活用技術確立事業」、「森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業」等を用いて、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発などを実施中。	○地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 ○ソフトセルロース利活用技術確立事業 ○森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業	1,500 — —	1,450 3,237 1,200	1,414 2,467 750	○食料供給と両立しながらバイオ燃料生産を実施していく必要があるため、引き続き、特に非食用資源を原料としたバイオ燃料生産を推進していく必要がある。	農水省
494	○バイオ燃料の技術開発に向けた計画の策定・協議会の設置により、食糧と競合しないセルロース系エタノールなどの生産技術開発を図るとともに、バイオ燃料の利用について、「安心・安全・公正」といった原則にのっとり、品質確保や徴税公平性のための制度面の整備を進めます。また、アジア諸国での研究開発を視野に入れつつ、バイオ燃料製造のみならず、セルロース系バイオマスから化学汎用製品の製造、プロパノール、ブタノール製造の技術開発を行い、バイオマス資源の総合利活用を進めます。(経済産業省)	○バイオ燃料技術革新協議会を設置し、「バイオ燃料技術革新計画」としてとりまとめ、セルロース系エタノール製造に関する技術開発を推進している。また、揮発油等の品質の確保等に関する法律を整備し、新たに税制を整備した。	○バイオ由来燃料導入促進税制 ETBE関税無税化措置 ○バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発 セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業	875 —	2,800 —	3,640 7.8	○措置済み	経産省
495	○平成19年度より宮古島及び大都市圏などにおいてバイオエタノール3%混合ガソリン(E3)などの大規模実証を各省と連携して着実に進めています。また、建築発生木材を利用した国産バイオ燃料製造設備の拡充などへの支援を進めています。エタノール10%混合ガソリン(E10)への対応促進のために必要な技術開発などを行います。(環境省)	○バイオ燃料の普及拡大に向けて、「エコ燃料実用化地域システム実証事業」により、バイオエタノール3%混合ガソリン(E3)などの大規模実証を実施しているほか、「エコ燃料利用促進補助事業」や、「高濃度バイオ燃料実証事業」等を実施中。	○エコ燃料実用化地域システム実証事業 ○エコ燃料利用促進補助事業 ○高濃度バイオ燃料実証事業	2,780 800 —	2,300 800 —	1,710 500 151	○食料供給と競合しないバイオ燃料の導入を拡大していく必要があるため、引き続き、廃棄物系バイオマス等を原料としたバイオ燃料の普及を推進していく必要がある。	環境省
496	○循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオディーゼル燃料化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)	○循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオディーゼル燃料化などを行う施設の整備を推進するための支援を着実に実施。	○循環型社会形成推進交付金	46,000 の内数	49,132 の内数	53,272 の内数	○循環型社会形成推進交付金による市町村への支援を継続。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
第3節 普及と実践								
1. 1 普及広報と国民的参画の推進								
497	○各界に広く参加を呼びかけて、生物多様性保全に関する取組を飛躍的に進めるための提言を行い、自ら推進役を担う有識者などによって構成される官民パートナーシップ組織を設置し、生物多様性の保全の意義、重要性などを分かりやすく国民に伝え、社会に浸透させることを通じ、各主体の取組を推進します。(環境省)	○平成20年度に有識者等からなる「生物多様性広報・参画推進委員会」を設置。 生物多様性のコミュニケーションワードを「地球のいのち、つないでいこう」に決定。 著名人による広報組織「地球いきもの応援団」を設置。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 ○第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	— —	50 の内数 —	24 の内数 42 の内数	○「生物多様性広報・参画推進委員会」における参画手法の検討、コミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」の普及及び「地球いきもの応援団」の拡充等が必要。	環境省
498	○生物多様性の重要性を一般の人々の生活や企業活動の中に浸透させていくため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動を展開するとともに、生物多様性に関するイベントなどを開催することにより、市民レベルでの関心を盛り上げます。(環境省)	○企業、マスコミ等との連携により、さまざまな広報活動を展開したほか、国連大学等との連携による国際生物多様性の日シンポジウム等を開催。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 ○生物多様性国際対話推進費 ○第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	— — —	50 の内数 10 —	24 の内数 12 42 の内数	○企業、マスコミ等との連携によるさらなる広報の強化が必要。	環境省
499	○地域における生物多様性の保全について、国民ひとりひとりの自主的な行動を促すような具体的な提案を行います。(環境省)	○国民一人ひとりが生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」を公表。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 ○第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	— —	50 の内数 —	24 の内数 42 の内数	○「国民の行動リスト」の普及及びリストを活用した広報の強化等が必要。	環境省
500	○「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」人は、平成16年4月に環境省が行った調査では全体の30.2%でしたが、その認知度を平成23年度末までに50%以上とすることを目標とします。(環境省)	○生物多様性のコミュニケーションワードを「地球のいのち、つないでいこう」に決定。 ○著名人による広報組織「地球いきもの応援団」を設置。 ○国民一人ひとりが生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」を公表。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 ○第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	— —	50 の内数 —	24 の内数 42 の内数	○「生物多様性」という言葉の認知度をあげるだけでなく、国民の理解を深める方策も必要。	環境省
501	○「生物多様性国家戦略」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」人は、平成16年4月に環境省が行った調査では6.5%でしたが、その認知度を平成23年度末までに15%以上とすることを目標とします。(環境省)	○ホームページに国家戦略を公開したほか、戦略内容を平易に解説したパンフレット等を配布。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 ○第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	— —	50 の内数 —	24 の内数 42 の内数	○「生物多様性国家戦略」という言葉の認知度をあげるだけでなく、国民の理解を深める方策も必要。	環境省
502	○「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成18年度で合計207件(朝日、毎日、読売)ですが、平成23年度には300件まで増加させることを目標とします。(環境省)	○メディアプロモートの展開。コミュニケーションワード及び地球いきもの応援団等を活用。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	— —	50 の内数 —	24 の内数 42 の内数	○「生物多様性」という言葉の頻度の増加だけでなく、国民の理解を深める方策も必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
503	○地方公共団体が、地域の自然的社会的条件に応じた率先行動、国の施策に準じた施策、それぞれの地域における企業や国民などの取組の指針作成、その他独自の施策を主体的に行えるよう、地方公共団体版生物多様性戦略の作成や地方公共団体における既存の計画・制度への生物多様性の保全に関する視点の反映・内部化のための手引などを策定するとともに、地域におけるさまざまな取組事例の紹介を行います。(環境省)	○都道府県等にヒアリング調査を行い、生物多様性地域戦略のための手引きの素案を作成、平成21年度中に公表予定。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	—	50 の内数	24 の内数	○生物多様性地域戦略の手引きの策定後は、その普及啓発に努めるとともに、生物多様性の重要性を地方公共団体に認識してもらい、早期の地域戦略策定を促す必要がある。	環境省
504	○例えば、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定するとともに、先進的な取組事例などの紹介を行います。(環境省)[再掲(同節2. 1)]	○生物多様性企業活動ガイドライン検討会を設け、意見を聞きながら、民間参画ガイドラインの策定を進めており、取りまとめた案に対するパブリックコメントを実施。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	—	50 の内数	24 の内数	○民間参画ガイドライン策定後は、当ガイドラインの普及促進及びフォローアップ等を実施していくことが必要。	環境省
505	○生物多様性の保全に配慮した農林水産業の普及・啓発など、さまざまな主体の自主的な行動を促すための仕組みを検討します。(環境省、農林水産省)	○生物多様性企業活動ガイドライン検討会を設け、意見を聞きながら、民間参画ガイドラインの策定を進めており、取りまとめた案に対するパブリックコメントを実施。 ○平成21年度にネットワークの核となるエコファーマーの参加を推進。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 ○施肥体系緊急転換対策のうちエコファーマーネットワーク整備事業	—	50 の内数	24 の内数 20	○民間参画ガイドライン策定後は、当ガイドラインの普及促進及びフォローアップ等を実施していくことが必要。 ○エコファーマーネットワークの核となるエコファーマーの参加、ネットワークの拡大と自律的な運営の確立。	環境省 農水省
506	○各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)[再掲(同節4. 2)]	○東京に設置した「地球環境パートナーシッププラザ」及び、全国7カ所(北海道、東北、中部、近畿、中国、四国、九州)に設置した「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域レベルでのパートナーシップ促進のための取組を実施。具体的には、ホームページ、メルマガによる情報発信、環境政策についての情報、意見交換会を実施している。	○「環境パートナーシップ推進費」 「地方環境パートナーシップ推進費」	183	174	172	○様々な主体の特性を生かしたパートナーシップによる持続可能な地域づくりを進めていくにあたっては、NPO・企業等のパートナーシップ形成能力の向上、プラザ/地方EPOの機能強化、パートナーシップ事業の形成・普及が課題。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
507	○生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、温暖化の影響による身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。また身近な生きものに着目したモニタリング制度を検討します。(環境省)[再掲(2章5節2. 1)(2章6節1. 1)]	○より参加者を増やすため、平成21年度調査の開始に合わせ、6月から対象種を増やすとともに、公式サイトをリニューアルさせた。また、自然観察会などの地方イベントも各地で開催し、特に地方での普及に努めている。	○温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業委託業務費	—	100	100	○平成20年度の実施状況を踏まえ、今年度課題点の改善などに努めたが、今後も必要に応じて、見直しを行い、広報・普及活動を積極的に行う予定である。	環境省
508	○多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。(国土交通省)	○国が管理する一級水系のうち48水系で河川整備計画を策定し、その中で河川環境の整備と保全に関する事項を定めている。(平成21年4月1日現在) 全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○河川整備計画を策定していない水系についても引き続き策定を進めていく。 ○引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	国交省
509	○「2 経済的措置」、「3 自然とのふれあい」、「4 教育・学習」、「5 人材の育成」に示した施策を通じ、国だけでなく、地方公共団体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○「生物多様性広報・参画推進委員会」を設置して、多様な主体が自主的に取り組むため、国民への「生物多様性」の普及・理解の促進方法を検討。 ○都道府県等にヒアリング調査を行い地域戦略素案を作成、21年度中に手引きを策定し公表予定。 ○アドバイザーの派遣等を行い、エコツーリズムを推進する地域を支援した。 ○AAA推進事業に位置付けられた各種施策を関係府省等と連携して実施。 ○各地において、地方公共団体、市民等と連携した河川管理を行い、除草や外来種対策等を実施している。 ○一般の市民を対象に、NPO等との協働により、「海辺の自然学校」を平成19年度52件、平成20年度39件開催し、環境保全・環境教育の推進を図っている。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 ○第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費 ○エコツーリズム総合推進事業 — ○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費 ○港湾整備事業費	— — 128 の内数 — 483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数 234,110 の内数	50 の内数 — 134 の内数 — 470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数 227,950	24 の内数 42 の内数 126 の内数 — 457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数 219,500 の内数	○多様な主体で構成される「生物多様性広報・参画推進委員会」での議論を深めていく、各主体は何をすべきかを提示していくことが必要。 ○生物多様性の重要性を地方公共団体に認識してもらい、早期の地域戦略策定を促す必要がある。 ○引き続き実施。 ○引き続き多様な主体が連携した河川管理を推進する。 ○引き続きNPOや地方自治体等との連携を強化し、「海辺の自然学校」の開催を推進。	環境省 国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 1 経済的措置								
510	○地域の住民などと野生動植物との軋轢が生じている場合、外来種が地域の生態系や住民生活に多大な影響を与えている場合、生態系ネットワークの要となる地域の保全・再生などが必要な場合など、国土の生物多様性の保全のために地域が主体的に行う取組を支援する方策について検討します。(環境省)	○生物多様性保全推進支援事業を実施し、地域(協議会)が主体的に行う取組みを、協議会の運営から事業まで支援している。	○生物多様性保全推進支援事業費	—	100	130	○海域の保全及び生態系ネットワークの形成促進をメニューに加えるなど、我が国における生物多様性の保全再生に係る取組の一層の推進を図ることが必要。	環境省
511	○経済的措置の中でも、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間により自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、諸外国における事例も含め、幅広く情報を収集することなどを通じて、民間における取組の促進を図ります。(環境省)	○「生物多様性広報・参画推進委員会」を設置して、多様な主体が自主的に取り組むため、国民への「生物多様性」の普及・理解の促進方法を検討。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 ○第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	— —	50 の内数 —	24 の内数 42 の内数	○多様な主体で構成される「生物多様性広報・参画推進委員会」での議論を深めていく、各主体は何をすべきかを提示していくことが必要。	環境省
512	○例えば、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定するとともに、先進的な取組事例などの紹介を行います。(環境省)[再掲(同節1. 1)]	○生物多様性企業活動ガイドライン検討会を設け、意見を聞きながら、民間参画ガイドラインの策定を進めており、取りまとめた案に対するパブリックコメントを実施。	○「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	—	50 の内数	24 の内数	○民間参画ガイドライン策定後は、当ガイドラインの普及促進及びフォローアップ等を実施していくことが必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
513	○都市公園など事業、緑地環境整備総合支援事業、緑化対策事業などに対する補助や自然環境整備交付金を活用した地域整備事業の促進を行います。(国土交通省、農林水産省、環境省)	○都市公園等整備面積 113,207ha (平成20年3月) 近郊緑地特別保全地区指定状況 3,256ha(平成20年3月) 〃 土地買入実績 563ha(平成20年3月) 特別緑地保全地区の指定状況 2,106ha(平成20年3月) 〃 土地買入実績 601ha(平成20年3月) 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,832ha(平成20年3月) 〃 土地買入実績 756ha(平成20年3月)	○都市公園・緑地保全等事業費補助	115,718 の内数	110,104 の内数	105,071 の内数	○緑地の保全等の地方公共団体の取組みに対し、引き続き財政的支援を行う。	国交省
		○都道府県への交付実績 平成19年度:39都道府県 平成20年度:36都道府県 平成21年度:40都道府県	○自然環境整備交付金	1,437	1,400	1,358	○自然環境整備計画を策定していない県もあることから、当該交付金事業の周知を強化する必要がある。	環境省
514	○「地球環境基金」、「河川整備基金(せせらぎ・ふれあい基金)」、「緑と水の森林基金」による民間団体の環境保全活動への支援を行います。(環境省、国土交通省、農林水産省)	○平成20年度は、205件、総額約7億2千万円の助成が行われた。 ○環境整備対策部門についてH214件、平成20年度4件、平成19年度7件を助成。 ○目標200億円に対し、現在までの基金造成額は173.5億円[平成18年6月30日現在]。	—	—	—	—	引き続き実施。	環境省
			—	—	—	—	引き続き、支援を推進。	国交省
			—	—	—	—	—	農水省
515	○生物多様性の保全をはじめ自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置が講じられています。(環境省、農林水産省)	○引き続き講じられている。	—	—	—	—	○特定公益増進法人に係る優遇措置は、公益法人改革により、新法に基づく公益法人等に係る優遇措置に移行。	環境省
516	○自然公園法、都市緑地法をはじめ、生物多様性の保全に資する保護地域制度に関する法律では、規制により生じた損失を土地所有者などに補償する制度が設けられています。また、自然公園など、特別緑地保全地区などでは民有地の買入れの制度があります。(環境省、国土交通省)	○平成18年度から20年度において、国指定名蔵アンパル鳥獣保護区内の民有地を買上げた。	○特定民有地買上事業	101	101	244	○国立公園等のうち、自然環境保全上重要な地域内に所在する民有地買上げを促進し、これら地域の保護管理の強化を図る。	環境省
		○近郊緑地特別保全地区指定状況 3,256ha、近郊緑地特別保全地区土地買入実績563ha、特別緑地保全地区の指定状況2,106ha、特別緑地保全地区土地買入実績601ha(以上、平成20年3月)	○緑地保全等統合事業費補助、緑地環境総合支援事業費補助	10,355 の内数	10,025 の内数	9,863 の内数	○緑地の保全等の地方公共団体等の取組みに対し、引き続き財政的支援を行う。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
517	○国民からの寄付金を用いて、自然保護のために自然の豊かな民有地を買い入れて管理を行い、保全を図っていかうとするナショナル・トラスト活動や、社団法人ゴルファーの緑化推進協力会による緑化事業など、国民及び企業など事業者の善意の寄付が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。(環境省)	○「ナショナル・トラストの手引き」改訂版、企業遊休地等を活用したナショナル・トラスト活動の推進のためのリーフレット等、普及啓発のための資料を作成、配布した。 ナショナル・トラスト活動等の民間団体等による自然環境保全活動の促進に関する調査検討を実施している(継続中)。	○自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査費	—	—	4	○ナショナル・トラスト活動等の民間団体等による自然環境保全活動の促進策について引き続き検討。	環境省
518	○社団法人国土緑化推進機構や都道府県緑化推進委員会は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき「緑の募金」運動を行っており、その募金を活用して森林の整備、緑化を推進します。(農林水産省)	—	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業の一部	—	168	128	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業を推進。	農水省

3. 1 自然とのふれあい活動の推進

519	○優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。(環境省)[再掲(1章2節2. 3)]	○国立公園などをフィールドに普及啓発活動を実施するとともに、国立公園に関するパンフレットやホームページの情報を新しくするなど、情報提供に努めた。	—	—	—	—	○ホームページに最新の情報を掲載するなど、公園利用者のニーズに応える情報の発信を図る。	環境省
520	○環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。また、エコツーリズムへの取組やツアー、宿泊施設を照会しているWEBサイト「エコツアー総覧」のアクセス数を平成18年度の831,208／年から平成22年度には1,250,000／年に増加させることを目標とします。(環境省)[再掲(1章2節2. 3)]	○環境教育・環境学習の推進のため、エコツーリズムセミナー、フォーラムを開催し、エコツーリズムの取組を広めるためWebサイト「エコツアー総覧」の運営を行った。	○エコツーリズム総合推進事業	128 の内数	134 の内数	126 の内数	○質の高いエコツーリズムを普及させるため、優れた取組を分析し、広く国民に提供していくことが必要。	環境省
521	○自然公園法に基づく利用調整地区の指定や利用誘導などによる利用の分散、平準化のための対策を検討、実施します。(環境省)[再掲(1章2節2. 3)]	○尾瀬国立公園において、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」を策定するなど管理手法を検討。 知床国立公園の知床五湖において、ガイドツアーの試験実施など管理手法を検討。 ○大台ヶ原において利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施。	○国立公園内生物多様性保全対策費	28	30	30	○引き続き各種調査・モニタリングを実施し、管理手法の確立や管理体制の強化を図る。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
522	○子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。子どもパークレンジャー参加者数を平成17年度の840人から平成22年度には1,300人に増加させることを目標とします。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)[再掲(同節4. 2)]	○国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を実施し、Webサイトで情報発信を行った。	○子どもパークレンジャー事業費 ○「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	11 —	— 26 の内数	— 21 の内数	○自然とのふれあいは、自然の恩恵や自然と人との関わりなどさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長のため、子どもたちが自然にふれあう機会は減少しているため、広く機会を提供していくことが必要。	環境省
523	○自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。(環境省)	○パークボランティアの活動を支援するとともに研修等を実施した。	○自然公園等利用ふれあい推進事業	5 の内数	4 の内数	3 の内数	○自然とのふれあい活動の推進のため、自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することが必要。	環境省
524	○「みどりの月間」「自然に親しむ運動」「全国・自然歩道を歩こう月間」などを通じて、自然観察会など全国各地で自然とふれあうための各種活動を実施し、インターネットによる自然ふれあい施設や体験活動のイベント情報の配信と合わせて、自然とのふれあいの機会をより一層増やします。(環境省、国土交通省)	○自然とふれあうための活動を実施するとともに、情報収集を行い、Webサイトでの情報発信、長距離自然歩道のマップ作成を実施	○自然ふれあい体験学習等事業	4	4	4	○エコツーリズムを推進し自然とのふれあいの場を増やすことで、自然環境への関心を高めていくことが必要。	環境省
525	○国立公園などのさまざまな自然情報を幅広く提供するホームページ「インターネット自然研究所」において、コンテンツの追加や見直しなど必要なバージョンアップを図り、自然とのふれあいの推進に貢献します。(環境省)	○平成19年度末にコンテンツの見直しを行い、ニーズの高いコンテンツに重点的に絞ったサイト構成に整理した他、既存コンテンツについても適宜修正・内容追加等を実施。	○インターネット自然研究所バージョンアップ事業費	79	50	50	○生物多様性情報システム(J-IBIS)等のシステムとともに、今後アジア太平洋地域を含む生物多様性情報を統合的に管理、提供できるようなシステムとなるよう検討する必要がある。	環境省
526	○子どもたちに入門的な森林体験活動の機会を提供する「森の子くらぶ活動」の促進、森林での体験活動の場となる森林の整備、関連施設の整備、人材の育成や学校林の整備・活用など森林・林業体験活動の受入体制の整備や普及啓発活動などを実施します。(農林水産省、文部科学省)[再掲(同節3. 2)]	○平成21年度は「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国を開催予定。	—	—	—	—	—	農水省
527	○自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に結成された「緑の少年団」の活動を促進します。(農林水産省)	—	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業の一部	—	168	128	○地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業を推進。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
528	○国有林野においては「遊々の森」などの制度を活用し、森林環境教育の取組を推進します。(農林水産省)	○全国13地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ○「遊々の森」の協定締結実績151箇所(平成20年度末現在)	○森林・林業体験交流促進対策	—	—	73	○引き続き森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、森林環境教育の取組を推進する。	農水省
529	○水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性の保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。(農林水産省)[再掲(1章6節1.6)]	○平成13年度以降、水田や水路での「田んぼの生きもの調査」を、延べ2,340地区で実施。	○広域農業基盤整備管理調査のうち農業基盤管理調査の一部	433 の内数	412 の内数	407 の内数	○「田んぼの生きもの調査」への地域住民等の更なる参加の促進を図ることが必要。	農水省
530	○生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園においては、引き続き市民参加などにより、その環境の整備・保全に取り組むとともに、こうした貴重な自然環境や地域の歴史文化などについての体験学習プログラムを提供するなど、地域社会における環境負荷の小さい持続可能な循環型社会の形成に向けた国民の環境配慮行動の拠点としての活用を推進します。(国土交通省)	○生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、貴重な自然環境や地域の歴史文化等についての体験学習プログラムの提供等を実施。	○国営公園整備費 ○国営公園維持管理費	24,737 11,362	23,117 11,532	21,147 11,589	○現行の取組の継続・拡充を図る。	国交省
531	○都市公園などでは、地域のNPOや学校などとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多数実施しており、引き続き、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していきます。(国土交通省)	—	—	—	—	—	○引き続き、都市公園において、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していくことが必要。	国交省
532	○都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置づけ、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用していきます。(国土交通省)	○平成20年度より有識者による懇談会を設置し環境教育の進め方について検討中。	○下水道事業調査費	—	755 の内数	560 の内数	—	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
533	○都心部に位置する国民公園(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑)の広大な緑地は、環境教育、環境学習にとって格好のフィールドで、いずれの公園も多くの歴史的遺構や文化財を有しており、歴史的な学習の場としても適していることから、自然を活かした環境学習や文化的な関わりを踏まえた環境教育を推進していきます。特に、平成18年度に開園100周年を迎えた新宿御苑では、平成19年2月にリニューアルオープンした「母と子の森」を活用し、自然資源を活かした新たな環境教育プログラムの提供を推進していきます。(環境省)	○皇居外苑において、苑内標識類の現況調査を実施した。 ○新宿御苑において、環境教育プログラムの一環として「母と子の森」で親子を対象とした自然教室を2ヶ月に1回程度、外部団体との共催行事を年に数回開催。また、ボランティアによるガイドを月2回実施している。各プログラムには、毎回60名程度の参加がある。 ○京都御苑において、京都近郊の雑木林をモデルとして整備された「母と子の森」やビオトープとして整備された「トンボ池」なども活用しながら、京都御苑に生息している野鳥や植物などの動植物を観察するプログラムなどを年5回程度実施している。プログラムには、毎回100名程度の参加がある。	—	—	—	—	○新宿御苑において、ホームページの内容の拡充等情報発信能力の強化が必要。 「母と子の森」を維持管理していくための生態的管理の考え方の一部を組み込んだ環境教育プログラムの提供を検討する。	環境省
534	○川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもの水辺」再発見プロジェクト)を行います。(国土交通省)[再掲(1章8節4. 1)(同節4. 2)]	○河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成20年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所282箇所となっている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服し、地域のニーズに即したハード・ソフト対策により支援することで河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	国交省
535	○子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を活かした環境教育プログラムを作成し、インターネットで公開するなど、その取組に対して積極的な支援を行います。(国土交通省)	○河川の特性や海外の先進的な環境学習システム、プログラム(米国のプロジェクトWET)等を踏まえた環境学習プログラムの開発を検討している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○学校教育の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要。	国交省
536	○河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、参加型の水生生物調査を引き続き実施します。(環境省、国土交通省)[再掲(1章8節5. 4)]	○毎年全国水生生物調査を実施し、結果について公表。 ○住民と協働し、毎年7～8月に水生生物調査を実施し、結果について公表。	— ○国土基盤河川事業費	— 483,932 の内数	— 470,681 の内数	— 457,456 の内数	○水生生物調査に利用するパンフレット、下敷きの見直しを行う。 ○引き続き、河川等における水生生物調査を実施。	環境省 国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
537	○豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図ります。 (農林水産省)[再掲(1章9節2. 3)]	○モデル事業を19年度7地区、20年度15地区で実施。モデル事業の円滑な実施をサポート。	○漁村地域力向上事業費	75	103	104	○地域主導の活力ある漁村づくりの誘発。	農水省
538	○海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を自治体やNPOなどと連携しながら全国各地で展開します。 (国土交通省)	○NPO等との協働により、「海辺の自然学校」を平成19年度52件、平成20年度39件開催し、環境保全・環境教育の推進を図っている。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続きNPOや地方自治体等との連携を強化し、「海辺の自然学校」の開催を推進。	国交省
539	○「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト～120万人・自然の中での体験活動の推進～」を推進し、全国2万3千校(1学年120万人を目標)で体験活動を展開することを目指し、今後5年間で受け入れ態勢の整備などを進めます。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)[再掲(同節4. 2)]	○初年度の平成20年度は文部科学省が指定した178校が活動を実施。 ○平成20年度受入モデル地域での実績は、323校約2万人の受入実績があった。	○豊かな体験活動推進事業	—	972	1,050	—	文科省
			○平成20年度は広域連携共生・対流等対策交付金の内数	—	637 の内数	640	—	農水省
			○平成21年度から子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業	—	—	—		
540	○子どもたちの豊かな人間性をはぐむため、関係省庁の連携のもと、地域の関係機関・団体などがネットワークを構築し、協働して多様かつ継続的な体験活動を推進します。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省)	○平成20年度において、自然体験活動指導者養成事業156回、小学校自然体験活動プログラム開発事業31件、青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト31件を採択した。	○初等中等教育等振興費	246	264	203	○引き続き実施。	文科省
		○各地において、地方公共団体、市民等と連携した河川管理を行い、除草や外来種対策等を実施している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○引き続き多様な主体が連携した河川管理を推進する。	国交省
		○一般の市民を対象に、NPO等との協働により、「海辺の自然学校」を平成19年度52件、平成20年度39件開催し、環境保全・環境教育の推進を図っている。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950	219,500 の内数	○引き続きNPOや地方自治体等との連携を強化し、「海辺の自然学校」の開催を推進。	

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
541	○青少年の意欲や社会性をはぐくみ、環境教育・環境学習の礎となる自然体験活動を推進するため、幼少期における自然体験、夏休み中のサマーキャンプ、少年の長期自然体験活動における青年リーダーの育成など、青少年の発達段階に応じた自然体験活動を推進します。(文部科学省)	○平成20年度において、自然体験活動指導者養成事業156回、小学校自然体験活動プログラム開発事業31件、青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト31件を採択した。	○初等中等教育等振興費	246	264	203	○引き続き実施。	文科省
542	○独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立青少年教育施設において、プランクトンなどの観察を行う湖水調査、河川の水質調査、動植物の観察などの体験活動を通じた環境学習の機会を青少年に提供します。(文部科学省)	○独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28箇所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」による助成等を通して、青少年に体験活動を通じた環境学習等の機会を提供した。	○独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	10,913 の内数	10,477 の内数	10,138 の内数	○引き続き実施。	文科省
543	○エコツーリズムに関する特に優れた取組の表彰や全国セミナーを開催し、地域資源の活用方法や保全などに係るノウハウの蓄積と共有化を図ります。(環境省)	○全国セミナー、エコツーリズム大賞の表彰を実施し、Webサイトでその情報を配信した。	○エコツーリズム総合推進事業	128 の内数	134 の内数	126 の内数	○優れたエコツーリズムを表彰することで、広く国民に周知し、エコツーリズムに対する関心を高めていくことが必要。	環境省
544	○平成20年4月施行のエコツーリズム推進法の理念と趣旨の普及・啓発について、立ち上がりの5年間として全国的に展開するとともに、エコツーリズムを推進する地域に対して支援を図り、法に基づく地域ごとの「全体構想」策定の取組支援を図るための施策を講じます。(環境省)	○アドバイザーの派遣等を行い、エコツーリズムを推進する地域を支援した。	○エコツーリズム総合推進事業	128 の内数	134 の内数	126 の内数	○エコツーリズムを推進する地域を支援するため、人材を育成し活動を活性化することが必要。	環境省
545	○旅行者の好みに応じたエコツアーを紹介するWebサイトの運営により国内向けに情報を提供しつつ、その英語版サイトを新設し、美しい日本の自然の魅力を世界へ発信します。(環境省)	○エコツアーリズムを普及させるため、Webサイトを運営し、取組を広く紹介した。	○エコツーリズム総合推進事業	128 の内数	134 の内数	126 の内数	○エコツーリズムを普及していくためには、様々なエコツアー、宿泊施設を紹介し、国民に情報を提供していくことが必要。	環境省
546	○自然とふれあい、その仕組みを理解する活動の一環として、水辺を散策するためのフットパスを整備するなど、自然保護に配慮した観光の推進を図ります。(国土交通省)	○平成21年度から新たに地域と連携した川づくり計画である「かわまちづくり支援制度」を創設。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○水辺を散策するためのフットパスを整備するなど、自然保護に配慮した観光の推進が必要。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
547	○緑豊かな農山漁村でゆとりある休暇を楽しむグリーン・ツーリズムを通じて、農林漁業体験や農山漁村での各種生活体験を推進するため、各種体験活動を指導するインストラクター(体験指導者)や地域を分かりやすく紹介するエスコーター(地域案内人)、体験活動の企画、調整などを行うコーディネーター(企画立案者)などのグリーン・ツーリズムインストラクターの育成を引き続き実施します。(農林水産省)	○平成20年度においては、1,184名に対し研修を実施。	○広域連携共生・対流等対策交付金	800 の内数	973 の内数	638 の内数	○当該研修については、補助事業ではなく、研修実施団体の自主事業として継続することとした。	農水省
548	○インターネットのホームページを活用して、グリーン・ツーリズムや農山漁村の情報をはじめ、各種農林漁業体験メニュー、農林漁家民宿などの情報を都市住民に提供するとともに、各種メディアの活用や大都市圏でのグリーン・ツーリズムフェアの開催など農山漁村との出会いの場を提供します。(農林水産省)	○都市と農山漁村の共生・対流に優れた取組を広く普及するため、取組を行っている団体や個人をオーラーイ！ニッポン大賞として表彰し、webサイト等により情報を発信。余暇法による農林漁業体験民宿について547戸を登録し情報を発信。	○賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業	—	68,330	51,525	○国民的運動から具体的な人等の流れが必要となるため、民間企業等と連携しグリーン・ツーリズム商品の開発・販売における環境整備を図り、共生・対流の拡大を図る。	農水省

3. 2 自然とのふれあいの場の提供

549	○国立公園においては、特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、山岳地域の安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗掘箇所の修復、植生復元など)、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、国内外からの利用者がわが国を代表する優れた自然景観にふれあうため、国立公園の主要な歩道を対象として、安全対策の実施、眺望地点の整備などを含めた景観歩道整備、優れた自然環境を有する自然公園や文化財などを有機的に結ぶ長距離自然歩道などについて、重点的な整備を実施します。(環境省)[再掲(1章2節2. 4)]	○平成19年度から平成21年度にかけて、29国立公園で整備を実施。	○国立公園等整備費	7,286 の内数	6,912 の内数	6,415 の内数	○誰もが快適に自然の魅力を享受できるよう、利用拠点施設のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、利用者が集中する地区において、安全かつ快適な利用、生態系保全のための整備を図る必要がある。	環境省
550	○国立公園内で、自然生態系が消失・変容した箇所において、湿原・干潟・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生を実施します。(環境省)[再掲(1章2節2. 4)]	○環境省では多様な生態系を対象に自然再生事業を実施(平成21年7月現在、全国19地区で実施中)。	○自然公園等事業費	11,767 の内数	11,401 の内数	11,048 の内数	○引き続き自然再生事業の着実な推進を図ることが必要。	環境省
551	○国定公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、自然環境整備交付金により支援します。(環境省)[再掲(1章2節2. 4)]	○都道府県への交付実績 平成19年度:39都道府県 平成20年度:36都道府県 平成21年度:40都道府県	○自然環境整備交付金	1,437	1,400	1,358	○自然環境整備計画を策定していない県もあることから、当該交付金事業の周知を強化する必要がある。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
552	○国立公園内で、利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)[再掲(1章2節2. 3)]	○平成19年度から平成21年度にかけて、29国立公園で整備を実施。	○国立公園等整備費	7,286 の内数	6,912 の内数	6,415 の内数	○利用者の集中により、環境保全上及び利用上の様々な問題を抱えている地区において、自然環境の特性を踏まえた安全かつ快適な利用、生態系保全のための整備を重点的に必要ある。	環境省
553	○体験活動の場となる森林の整備、関連施設の整備、学校林の整備・活用など森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)[再掲(同節3. 1)]	○平成21年度は「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin四国」を開催予定。	—	—	—	—	—	農水省
554	○生物多様性の保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性の保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進します。(農林水産省)[再掲(1章6節1. 6)]	○9地区で検討中。	○生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	—	200	434	—	農水省
555	○都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進します。(農林水産省)[再掲(1章6節1. 6)]	○平成19年度から体験農園の全国的な拡大に向けた取組を支援しているほか、都市農業の振興及び都市農地の保全のためのモデル的な取組7地区を採択し支援。	○広域連携共生・対流等対策交付金の一部	800 の内数	973 の内数	638 の内数	○都市農業が持つショーウィンドー的機能(都市住民が農業・農村に関心を持つための導入的な役割)を促進するとともに、都市農業の活性化を図ることが必要。	農水省
556	○体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設など、環境学習の活動拠点施設を備える都市緑化植物園や環境ふれあい公園などの都市公園などの整備を推進します。(国土交通省)	○国営公園事業及び都市公園事業により、環境学習の活動拠点施設を備える都市公園整備を推進(平成19年度末都市公園等整備面積:113,207ha)	○国営公園整備費 ○都市公園事業費補助	24,737 の内数 41,689 の内数	23,112 の内数 37,721 の内数	21,147 の内数 34,485 の内数	○引き続き、環境学習の活動拠点施設を備える都市公園等の整備の推進が必要。	国交省
557	○都市公園以外の緑地においても、市民緑地や条例に基づいて設置・公開される緑地などを積極的に活用し、環境教育・環境学習の場が創出されるよう支援します。(国土交通省)	○市民緑地の契約締結状況 約77ha(平成20年3月)	○緑地環境整備総合支援事業費補助	5,369 の内数	5,314 の内数	5,458 の内数	○緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	国交省
558	○国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。(農林水産省)[再掲(1章9節2. 3)]	○モデル事業を19年度7地区、20年度15地区で実施。モデル事業の円滑な実施をサポート。	○漁村地域力向上事業費	75	103	104	○地域主導の活力ある漁村づくりの誘発。	農水省
559	○必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、できるだけ改変しないようにするとともに、改変する場合でも最低限の改変にとどめ、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	○全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
560	○河川などが子どもたちの身近な遊び場、教育の場となるように河川管理者、地方公共団体、教育関係者、市民団体などから構成される推進協議会を設置し、地域と一体となって、水辺に近づける河岸整備、遊歩道の整備、瀬や淵・せせらぎの創出など、水辺の整備など(水辺の楽校プロジェクト)を実施します。(国土交通省)	○河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成20年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所282箇所となっている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服し、地域のニーズに即したハード・ソフト対策により支援することで河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	国交省
561	○魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流ネットワークを構築し、その交流拠点として、また地域づくりの核となる水辺プラザ整備のため、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場整備などを実施します。(国土交通省)	○平成21年度から新たに地域と連携した川づくり計画である「かわまちづくり支援制度」を創設。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○地域づくりの核となる水辺整備のため、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場整備などを実施することが必要。	国交省
562	○河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢化の割合が著しく高い地域などにおいて、水辺にアプローチしやすいスロープや手すり付きの階段、緩傾斜堤防の整備などバリアフリー化を実現し、高齢者、障害者、子どもなどを含むすべての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出します。(国土交通省)	○平成21年度から新たに地域と連携した川づくり計画である「かわまちづくり支援制度」を創設。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○すべての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出することが必要。	国交省
563	○河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備(ふるさとの川整備事業)を行います。(国土交通省)	○平成21年度から新たに地域と連携した川づくり計画である「かわまちづくり支援制度」を創設。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備が必要。	国交省
564	○大都市などの中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況などから見て、沿川における市街地の整備と併せて事業を実施することが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修(マイタウン・マイリバー整備事業)を行います。(国土交通省)	○沿川における市街地の整備と併せ、水辺環境の向上に配慮した河川改修を推進。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○沿川における市街地の整備と併せて事業を実施することが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修が必要。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19 の内数	平成20 の内数	平成21 の内数		
565	○優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの溪流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備、又は、景観・親水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境の再生を目的として、水と緑豊かな溪流砂防事業などを推進します。(国土交通省)	○それぞれの溪流毎に自然的、社会的条件を踏まえて、個々の溪流の特色を生かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを実施中。	○砂防事業費	140,465 の内数	135,847 の内数	128,889 の内数	○災害に対する安全性を向上しつつ、地域における住民、関係団体及び地方公共団体等と十分連携し、一層の生物多様性の保全・復元を図ることが必要。	国交省
566	○堤防の治水機能の維持、増進などに役立つ樹林帯については、自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験といったレクリエーション利用に配慮した整備を行います。(国土交通省)	○全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○引き続き、災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、多自然川づくりを実施。	国交省
567	○港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場ともなる海浜などの整備を行っています。(国土交通省)	○市民の環境学習の機会を提供できるよう、NPO等と協働し当該施策を推進している。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○広報・広聴活動の更なる強化により、より多くの市民の参画を目指す。	国交省
568	○海岸保全施設の整備にあたっては、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護の推進、また植栽や遊歩道の設置に加え施設のバリアフリー化など周辺環境の整備を行うことにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進します。具体例としては、砂浜の保全など侵食対策などを行う海岸事業と、飛砂・潮風などの被害を防止するための森林造成を行う林野庁所管の治山事業を一体的に実施することにより、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり(自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出))を進めます。(農林水産省、国土交通省)	○海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護の推進、また植栽や遊歩道の設置に加え施設のバリアフリー化など周辺環境の整備を行うことにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進。自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)として、平成20年度までに25箇所を実施地区として選定。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護の推進、また植栽や遊歩道の設置に加え施設のバリアフリー化など周辺環境の整備を行うことにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを引き続き推進。	国交省
569	○良好な海岸の自然環境を活用し、国土交通省、農林水産省及び文部科学省が連携して、安全で利用しやすく、世代間の交流の場ともなる海岸づくり(いきいき・海の子・浜づくり)を進めます。(農林水産省、国土交通省)	○「いきいき・海の子・浜づくり」として、平成20年度までに32箇所を実施地区として選定し、良好な海岸の自然環境を活用し、国土交通省、農林水産省及び文部科学省が連携して、安全で利用しやすく、世代間の交流の場ともなる海岸づくりを推進。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○良好な海岸の自然環境を活用し、国土交通省、農林水産省及び文部科学省が連携して、安全で利用しやすく、世代間の交流の場ともなる海岸づくりを引き続き推進。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
570	○長距離自然歩道は、各路線の計画策定から長期間経過し、災害や開発などによる分断、公共交通機関や新たな魅力資源などの状況の変化により利用の実態に合わなくなっている路線もあることから、地域の実態に合わせた路線計画の見直しを行うとともに、自然環境整備交付金の活用により、利用の魅力を高めていくための整備を着実に推進します。(環境省)	○九州自然歩道(長崎県)の路線変更など、地域の実態に合わせた路線計画の見直しを実施。 ○長距離自然歩道整備を実施している都道府県への交付実績 平成19年度:21都県 平成20年度:27都府県 平成21年度:28都府県(予定)	○自然環境整備交付金	1,437 の内数	1,400 の内数	1,358 の内数	○地域の実態に合わせた路線計画の見直しを行うとともに、魅力ある長距離自然歩道整備に向け、自然環境整備交付金の活用を周知していく必要がある。	環境省

4. 1 学校教育

571	○アメリカ合衆国の提唱する「環境のための地球規模の学習及び観測(GLOBE)計画」に参加し、GLOBE協力校の指定を行います。(文部科学省)	○地球観測プログラム(GLOBE)協力校の指定及び連絡協議会等の実施。	○環境教育実践普及事業	34	20	19	○引き続き実施予定。	文科省
572	○環境学習フェアを開催するなど、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換などを行います。(文部科学省)	○環境省との連携・協力により平成20年度は福島で環境学習フェアを開催。	○環境教育実践普及事業	34	20	19	○引き続き実施予定。	文科省
573	○NPOなどの外部人材の効果的な活用のあり方や方策などについて研究を行い、その成果の普及を図ります。(文部科学省)	○5地域13校で実施、指定は平成19年度まで。	○環境教育実践普及事業	12	—	—	○平成19年度で事業終了。	文科省
574	○国連持続可能な開発のための教育(ESD)10年」や社会の変化に対応した新しい環境教育のあり方を模索し、その実行を促進するための調査研究などを実施します。(文部科学省)	○持続可能な開発のための教育(ESD)を7地域で実施。	○新しい環境教育の在り方に関する調査研究	50	30	60	○引き続き実施予定。	文科省
575	○自然の中での長期宿泊活動などをはじめとした様々な体験活動を推進します。(文部科学省)	○初年度の平成20年度は文部科学省が指定した178校が活動を実施。(文部科学省)	○豊かな体験活動推進事業	—	972	1,050	—	文科省
576	○環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を行い、整備された施設を環境教育にも活用します。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)	○太陽光発電の設置や校庭の芝生化、ビオトープなどの整備について、エコスクールパイロット・モデル事業として平成20年度に104校を認定。 ○平成20年度末現在、17校のモデル校を採択し、11校が完成した。	○公立学校施設整備費 ○学校エコ改修と環境教育事業	114,021,000 の内数 1,800	114,971,000 の内数 820	114,971,000 の内数 320	○環境教育の教材として、利用がより一層促進されるよう取り組む。 ○平成21年度において、3校の採択を予定している。	文科省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
577	○環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省)[再掲(同節5. 1)]	○環境省との連携・協力により、教員等をはじめとする環境教育指導者に対する講習会を開催。 ○毎年7月～翌年3月の間に、2・3日の日程で、地方環境事務所の管轄ブロックごとに研修を行っている。	○環境教育・環境学習指導者要請基礎講座 ○環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業	6 10	6 9	6 8	○引き続き実施予定。 ○文部科学省との連携を強化し、学校教員の参加者の増加を図るとともに、更なる研修内容の充実を図る。 平成21年度に関しては、平成21年7月～22年3月の間に、2・3日の日程で、地方環境事務所の管轄ブロックごとに研修を行う予定。	文科省 環境省
578	○都道府県教育委員会などの指導主事、教員などを対象に学校における環境教育に関する指導者の養成を目的とした研修を実施します。(文部科学省)[再掲(同節5. 1)]	○全国2ブロックで開催(東部・西部)。	○独立行政法人教員研修センター運営費交付金	1,511 の内数	1,439 の内数	1,381 の内数	○引き続き実施予定。	文科省
579	○学校における環境教育の意義と役割などについての解説や環境教育の実践例などを掲載した教師用指導資料を作成しています。(文部科学省、環境省)	○普及用リーフレットの作成・配布。 ○「授業に活かす環境教育－ひとめでわかる学年別・教科別ガイド－」を各都道府県市町村に配布。また、追加希望の自治体の教育機関への配布。	○環境教育・環境学習指導者要請基礎講座 ○発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究	6 －	6 16	6 －	○引き続き実施予定。 ○平成20年度で事業終了	文科省 環境省
4. 2 学校外での取組、生涯学習								
580	○社会教育活動の一環として、地域住民のボランティア活動を推進するなど、環境問題を含めさまざまな地域課題に関する地域の学習活動を支援していきます。(文部科学省)	○それぞれの地域の課題に応じて、例えば川や海の清掃活動や現地調査などの環境美化学習活動が実施された。	○生涯学習振興費	624	268	－	○平成20年度で事業終了	文科省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
581	○動植物園、水族館、自然系博物館などについては、今後とも、人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、知的好奇心・探求心を刺激することができるような場として、博物館活動の充実を図ります。(文部科学省)	○国立科学博物館においては、調査研究や標本資料の収集を通じて蓄積した知的・物的資源を活用して、人々の科学リテラシーの向上に資する事業を実施。また、全国科学系博物館の学芸員を対象とした専門的研修、標本資料の貸出、地域博物館等と連携したイベント等の企画・実施等を実施。 ○文部科学省においては、平成21年度より新たに館種を超えた博物館のネットワークを図るための事業を実施することにより、本年度は5箇所程度を委託予定。	○独立行政法人国立科学博物館運営費交付金 ○図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業	3,222 の内数	3,125 の内数	3,120 の内数	○国立科学博物館の活動の充実、科学系博物館のネットワークの強化に向けて引き続き取り組むことが必要。 ○全国的な普及・啓発をはかるため拡充することが必要。	文科省
582	○天然記念物の活用施設などの整備など、環境学習の機会に繋げるためにも、地方公共団体などと連携して天然記念物を活用した学習活動を促進するための支援を継続していきます。(文部科学省)	○国庫補助金交付実績(平成19年度) 交付件数 347件 の内数 交付金額 5,121百万円 の内数	○有形文化財等の保存整備等 (保存整備・登録記念物保存整備・史跡等総合整備活用推進事業・天然記念物再生事業)	4,857 の内数	5,396 の内数	5,828 の内数	○文化財保存の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関との連携をしていくことが必要。	文科省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
583	○子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)[再掲(同節3. 1)]	○平成20年度において、自然体験活動指導者養成事業156回、小学校自然体験活動プログラム開発事業31件、青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト31件を採択した。	○初等中等教育等振興費	246	264	203	○引き続き実施。	文科省
		○河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成20年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所282箇所となっている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○引き続き多様な主体が連携した河川管理を推進する。	国交省
		○NPO等との協働により、「海辺の自然学校」を平成19年度52件、平成20年度39件開催し、環境保全・環境教育の推進を図っている。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950	219,500 の内数	○引き続きNPOや地方自治体等との連携を強化し、「海辺の自然学校」の開催を推進。	
		○国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を実施し、Webサイトで情報発信を行った。	○子どもパークレンジャー事業費 ○「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	11 —	— 26 の内数	— 21 の内数	○自然とのふれあいは、自然の恩恵や自然と人との関わりなどさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長のため、子どもたちが自然にふれあう機会は減少しているため、広く機会を提供していくことが必要。	環境省
584	○「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト～120万人・自然の中での体験活動の推進～」を推進し、全国2万3千校(1学年120万人を目標)で体験活動を展開することを目指し、今後5年間で受け入れ態勢の整備などを進めます。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)[再掲(同節3. 1)]	[再掲(同節3. 1)] ○平成20年度受入モデル地域での実績は、323校約2万人の受入実績があった。	[再掲(同節3. 1)] ○平成20年度は広域連携共生・対流等対策交付金の内数 ○平成21年度から子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業	[再掲(同節3. 1)] — —	[再掲(同節3. 1)] 637 の内数 —	[再掲(同節3. 1)] 640 —	[再掲(同節3. 1)] —	文科省 農水省
585	○子どもたちの自主的な環境学習・環境保全活動を支援する「こどもエコクラブ事業」などを実施します。(環境省)	○地方自治体や支援企業との協働により、教材提供や全国フェスティバル等を実施。 平成21年3月末の登録クラブ数 4,125(クラブ)、メンバー数 184,708(人)	○こどもエコクラブ事業	88	77	77	○こどもエコクラブ地方事務局を全市区町村の半数を目標に設置する。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
586	○環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を収集し、広く提供します。(環境省)	○自治体・企業・NPO団体など、多方向からの情報・教材・学習プログラムをウェブサイト上にデータデース化し提供。	○環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業	10	10	10	○学校教育での更なる利活用に向けて、教育委員会への周知を進める。	環境省
587	○学校・企業・マスコミなど、さまざまな主体が連携し、地域社会に密着した普及型環境教育を推進します。(環境省)	○学校・企業・マスコミなど、さまざまな主体が連携し、地域社会に密着した普及型環境教育を推進するために設置された、地域の行政・学校・企業等による推進委員会を開催し、推進委員会における議論も踏まえ、独自の内容で取り組んだ環境教育の成果を地方新聞に掲載した。	○地域のメディアと企業等との連携による環境教育促進事業	—	11	—	○平成20年度で事業終了。	環境省
588	○地域に根差したESDを実践するモデル地域における地域版教材やプログラムの作成、成果の発信などを行い、地域に根ざしたESDを全国に普及します。(環境省)	○平成18～20年度の3年間、全国14地域におけるモデル的な取組を支援し、その成果をヒント集として取りまとめてHPで公開している。	○地域におけるESDの取組強化推進事業	42	23	31	○地域におけるESDを推進するため、3年間のモデル的取組の成果を踏まえて、ESDにつながる活動を可視化するESD実施団体登録制度の多様な分野や立場の関係者を連携させるESDコーディネーター育成のあり方について検討するとともに、地方ブロックごとのESD関係者のネットワーク化するESD推進フォーラムを展開する。	環境省
589	○さまざまなフィールドでの活用を想定した幼児向け環境教育プログラムを開発し、幼稚園や保育所への普及を図ります。(環境省)	○未就学児が保護者とともに身近な環境問題に関心が持てるように、映像等を活用した環境教育プログラムを一部保育所と連携して実施している。	○21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト等の一部	—	28 の内数	25 の内数	○未就学児のみならず、その兄弟でもある小学校低学年を含めた、家族全体での環境配慮行動に繋がるような展開をする必要がある。	環境省
590	○放課後などにおける子どもの学習活動に活用することを目的とした環境教育教材を作成し、地域のさまざまな主体の参画を得て、放課後などにおける環境教育・学習を実施します。(環境省)	○文部科学省担当部局と連携し、全国の放課後子ども教室を対象に環境教育を実施し、講師派遣、プログラムキットを配布した。	○21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	—	28	25	○多様な環境テーマの教育プログラム充実を図る。	環境省
591	○各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)[再掲(同節1. 1)]	○東京に設置した「地球環境パートナーシッププラザ」及び、全国7カ所(北海道、東北、中部、近畿、中国、四国、九州)に設置した「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域レベルでのパートナーシップ促進のための取組を実施。具体的には、ホームページ、メルマガによる情報発信、環境政策についての情報、意見交換会を実施している。	○「環境パートナーシップ推進費」 ○「地方環境パートナーシップ推進費」	183	174	172	○様々な主体の特性を生かしたパートナーシップによる持続可能な地域づくりを進めていくにあたっては、NPO・企業等のパートナーシップ形成能力の向上、プラザ／地方EPOの機能強化、パートナーシップ事業の形成・普及が課題。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
592	○川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもの水辺」再発見プロジェクト)を行います。(国土交通省)[再掲(1章8節4. 1)(同節4. 2)]	○河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成20年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所282箇所となっている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○砂防事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 140,465 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 135,847 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 128,889 の内数 56,284 の内数	○河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服し、地域のニーズに即したハード・ソフト対策により支援することで河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	国交省

5. 1 人材の育成

593	○パークボランティアなどの養成、ビジターセンターをはじめとする自然ふれあい施設の自然学習指導者や自治体職員などに対する企画や解説技術の向上を図るための研修のほか、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドなどプロとして活躍できる人材を育成します。(環境省)	○自然ふれあい施設の自然学習指導者や自治体職員などに対する企画や解説技術の向上を図るための研修のほか、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドを養成するための研修を実施。	○エコツーリズム総合推進事業 ○自然環境学習指導者育成事業費	128 の内数 5	134 の内数 5	126 の内数 —	○インストラクターやガイドの更なる質の向上を図る必要がある。	環境省
594	○海辺における体験活動や環境教育における指導者を養成するためのセミナーとして、18歳以上の男女を対象とする『海辺の達人養成講座(海辺の自然体験活動指導者養成セミナー)』を、自治体や教育機関、NPOなどと連携しながら全国の主要な地域での開催を支援していきます。(国土交通省)	○NPO等との協働により、「海辺の達人養成講座」を平成19年度に1件開催。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続きNPOや地方自治体等との連携を強化し、「海辺の達人養成講座」の開催を推進。	国交省
595	○環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省)[再掲(同節4. 1)]	○全国2ブロックで開催(東部・西部)。 ○毎年7月～翌年3月の間に、2・3日の日程で、地方環境事務所の管轄ブロックごとに研修を行っている。	○独立行政法人教員研修センター運営費交付金 ○環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業	1,511 の内数 10	1,439 の内数 9	1,381 の内数 8	○引き続き実施予定。 ○文部科学省との連携を強化し、学校教員の参加者の増加を図るとともに、更なる研修内容の充実を図る。 平成21年度に関しては、平成21年7月～22年3月の間に、2・3日の日程で、地方環境事務所の管轄ブロックごとに研修を行う予定。	文科省 環境省
596	○都道府県教育委員会などの指導主事、教員などを対象に学校における環境教育に関する指導者の養成を目的とした研修を実施します。(文部科学省)[再掲(同節4. 1)]	○普及用リーフレットの作成・配布。	○環境教育・環境学習指導者要請基礎講座	6	6	6	○引き続き実施予定。	文科省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
597	○環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人材を環境カウンセラーとして登録し、広く活用を図ります。(環境省)	○環境カウンセラーの募集・登録を実施をするとともに、制度の普及やあり方の検討を行っている。 平成20年度末の環境カウンセラー登録人数4,620人(うち事業部門 2,554人/市民部門 2,066)	○環境カウンセラー事業	26	27	26	○引き続き実施。	環境省
598	○民間団体が行う、環境保全活動や環境教育を行う人材を育成又は認定する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。(環境省)	○平成20年度末現在33事業が登録され、登録内容をホームページ等を通じて、広く一般に情報提供している。	○環境教育等人材認定等事業登録事業	4	4	4	○引き続き実施。	環境省
599	○アジアにおける環境人材育成ビジョンを策定し官民連携コンソーシアムの構築を通じ、アジアの大学・大学院での環境人材育成プログラム開発支援などを行い、高等教育機関における環境人材育成を推進します。(環境省)	○平成20年3月にアジア環境人材育成ビジョンを策定し、平成21年3月には環境人材育成コンソーシアム準備会を立ち上げた。また国連大学高等研究所と連携して、アジアの環境大学院ネットワークであるProSPER.Netを立ち上げ、アジアの大学院での環境人材育成プログラム開発支援を行っている。	○アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業	—	75	138	○引き続き実施。	環境省
600	○2050年の低炭素社会の実現のため、環境教育及び長期的なESDについて検討を行います。(環境省)	○我が国の提案による「ESDの10年」の国連決議採択及びユネスコによる国際実施計画の策定を受け、政府は、2006年3月にわが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する実施計画(以下、「実施計画」。)を定めた。関係府省の連携により、同計画に掲げられた諸施策を着実に実施することにより、ESDの積極的な推進を図っている。	○実施計画で、初期段階における重点的取組事項として掲げられている「普及啓発」、「地域における実践」及び「高等教育機関における取組」の支援について、施策を実施している。	—	—	—	○実施計画で、2010年には、前半5年間の取組について状況把握を行い、見直し等を行うこととしている。	環境省
601	○生物多様性分野でリーダーシップをとるため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行います。(環境省、外務省)[再掲(2章4節1.1)]	○生物多様性条約地球規模生物多様性概況第3版アドバイザーグループ、保護地域専門家会合、生物多様性と気候変動専門家会合への専門家の派遣を行った。	○生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	—	17 の内数	26 の内数	—	環境省
602	○森づくり活動の指導者や森林環境教育を推進する人材を育成・支援します。(農林水産省)	○全国約800の森林組合、47都道府県の教育委員会へ配布数 ○森林環境教育研修により、森林環境教育に必要な知識及び技術を有する人材の育成等を実施。	○森林環境教育推進総合対策事業 ○森林技術総合研修所に必要な経費	16 104 の内数	14 106 の内数	11 94 の内数	○森林環境教育推進総合対策事業を推進。 ○研修の一層の充実を図る。	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		

第4節 国際的取組

1. 1 生物多様性条約COP10の招致と次期世界目標の設定

603	○今後とも、締約国会議などにおける決議・勧告を踏まえた国内対策の充実に努めるとともに、生物多様性条約関連会合(COP、SBSTTA、各種作業部会など)への参加を通じて、効果的な国際枠組みづくりを進める、他の締約国にも条約の実施を促すなど、地球レベルでの生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。(外務省、環境省、経済産業省、農林水産省)	○第9回締約国会議、SBSTTA13、COPビューロー等へ出席した。 生物多様性条約地球規模生物多様性概況第3版アドバイザーグループ、保護地域専門家会合、生物多様性と気候変動専門家会合への専門家の派遣を行った。 平成20年12月に「東、南及び東南アジアにおける生物多様性条約国別報告書作成支援ワークショップ」を開催した。	○生物多様性条約 拠出金 ○生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	208 —	212 17 の内数	238 26 の内数 —	○地球レベルでの生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に向けて、生物多様性条約関連会合への参加を通じて、COP10で議論が予想されるポスト2010年目標等の議題に引き続き貢献することが必要。	外務省 環境省
604	○COPやSBSTTAなどにおける議論の状況や主な決議、勧告の内容をインターネットなどにより広く公開するなど、生物多様性や生物多様性条約などについて、国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促します。(環境省)	○COP9の主要決議について翻訳を行った。今後Webに掲載し、広く周知を図る予定。	○生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	—	17 の内数	26 の内数	—	環境省
605	○生物多様性分野でリーダーシップを発揮するため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の支援を行います。(環境省、外務省)[再掲(2章3節5. 1)]	○生物多様性条約地球規模生物多様性概況第3版アドバイザーグループ、保護地域専門家会合、生物多様性と気候変動専門家会合への専門家の派遣を行った。	○生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	—	17 の内数	26 の内数	—	環境省
606	○COP10開催に向けて地元自治体など(NGO、企業、近隣自治体、誘致委員会など)との連携を深めます。(環境省、外務省、農林水産省)	○生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ条約第5回締約国会議に関する円卓会議を設置開催した。地元自治体等から構成される「COP10支援実行委員会」に参画し、情報交換、連携を進めた。	—	—	—	—	—	環境省
607	○アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を深めます。(環境省、外務省)	○平成20年12月に「東、南及び東南アジアにおける生物多様性条約国別報告書作成支援ワークショップ」を開催した。	○生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	—	17 の内数	26 の内数	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
608	○生物多様性条約主要議題専門家会合を開催し、「ポスト2010年目標」などの主要議題について、検討を行います。(環境省、外務省、関係省庁)	○平成20年12月に「生物多様性評価指標開発に関する専門家会合」を開催した。	○生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	—	17 の内数	26 の内数	—	環境省
609	○COP10の日本開催を実現し、日本らしさ、アジアらしさのあるメッセージを世界へ発信します。また、次期世界目標の設定に貢献し、COP10以降、COP10で得られた成果に基づき、アジア・太平洋地域と連携して取組を進めていきます。(環境省、外務省)	○平成20年5月のCOP9において、COP10の愛知県名古屋市開催が決定した。開催にむけた情報収集、開催計画の検討等を行った。	○平成19年第10回生物多様性条約締約国会議招致準備経費 ○平成20年第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	—	5 の内数	42 の内数	—	環境省

1. 2 国別生物多様性総合評価の実施

610	○多数の専門家の参加により生物多様性の総合評価を実施し、分かりやすく取りまとめ、発表します。(環境省)[再掲(2章5節1. 1)]	○平成20年度に生物多様性総合評価検討会を設置し、わが国の生物多様性の総合評価を実施している。	○生物多様性総合評価推進費	—	24 の内数	40 の内数	—	環境省
611	○生物多様性の総合評価の成果はCOP10で発表し、他国にも、国レベルの生物多様性総合評価の実施を呼びかけます。特にアジア・太平洋地域には技術的な支援や経験の移転を行います。(環境省)	—	—	—	—	—	○COP10の場で生物多様性総合評価について発表する予定。	環境省

1. 3 SATOYAMAイニシアティブの提案・発信

612	○里地里山を中心にわが国の自然観や社会経済のシステムなどの自然共生の智恵と伝統を活かしつつ、現代の智恵や技術を統合した自然共生システムを再構築します。こうしたわが国で確立した手法に加えて、アジアを中心に世界各地にも存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析し、地域の環境が持つポテンシャルに応じた持続可能な自然資源利用を通じた自然共生社会づくりを実現するための共通原則を取りまとめます。(環境省)	○国内の里地里山の保全に向け、全国の優良事例となりうる特徴的な取組の調査・分析、アジア諸国における里地里山の事例調査を実施した。	○SATOYAMAイニシアティブ推進事業費 ○国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業費	— —	126 の内数 —	92 の内数 110	○アジアだけでなく地域特性の異なる世界各地の事例を調査・分析するとともに、各国の特徴を活かした自然資源管理モデルを示し、適用するための実証調査を実施することが必要。	環境省
613	○この共通原則を世界各地の自然共生社会の実現に活かしていくことを、「SATOYAMAイニシアティブ」と名付けて、国際機関や各国とも連携しながら、COP10などの国際的な場で提案・発信していくとともに、この原則に基づく国際的な枠組みへの参加を広く呼びかけていきます。(環境省)	○アジア7か国の有識者・政府担当者、関係国際機関が出席した「SATOYAMAイニシアティブ国際ワークショップ」を東京で開催した。	○SATOYAMAイニシアティブ推進事業費 ○国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業費	— —	126 の内数 —	92 の内数 110	○COP10を機に、各国や国際機関の参加のもとに、自然資源の持続可能な管理についての検討を行うための国際的枠組みの設立や自然資源の持続可能な利用に関する事例等の情報を一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの整備が必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 4 アジア国立公園イニシアティブの提案・発信								
614	○東アジアと東南アジアを中心としたアジア各国の国立公園やその他の保護地域について、日本型国立公園の管理方策やアジア各国の先進事例を取りまとめ、相互に情報共有・発信をし、保全や管理に関する技術協力を行い、各国の国立公園の保全管理の水準を向上させるとともに、利用者受け入れ体制の構築を行う枠組みを、「アジア国立公園イニシアティブ」と名付けて国際会議やワークショップなどでアジア各国に提案・発信します。また、その際にIUCN世界保護地域委員会東アジア会合などの既存の枠組みを活用します。これにより、生物多様性の保全と地域社会の持続的な発展に貢献します。(環境省)	—	○アジア保護地域パートナーシップ構築事業	—	—	4	○平成21年度より、アジア地域における保護地域のデータベース作成の支援を行う。	環境省
1. 5 アジア太平洋地域における生物多様性保全情報に関する連携								
615	○GTIやGBIFなどの既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、生物多様性の保全の基礎となる野生生物目録(インベントリー)、生態系モニタリングデータをはじめさまざまな生物多様性情報の収集蓄積とその統合・共有について、アジア太平洋地域内における専門家ワークショップの開催や研修などによる各国・関係機関との連携協力を進めます。(環境省)	○平成21年より国際連携による地球規模生物多様性モニタリング体制の構築支援事業を開始。平成21年7月にアジア太平洋地域の生物多様性観測のネットワーク化のための国際ワークショップを開催し、14カ国、2国際機関から57名の専門家が出席し、生物多様性観測活動を紹介するとともにネットワーク化に向けた課題を議論。また一般参加者とともに「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)」の発足と活動のための行動計画の骨子を参加者で合意。H20年度より「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)」推進事業を実施。H21年1月国際シンポジウム及び専門家会合を開催し、ESABII戦略案を検討。同年5月にフィリピンにおいてASEAN+3 GTIワークショップを開催し、戦略及び行動計画作成の基礎情報となる保全に必要な生物多様性情報及び分類学のニーズ把握を実施するとともに、戦略案を各国CBD NFP及び研究者に紹	○地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	270	290	297	○地球規模生物多様性モニタリング体制の構築支援事業では、戦略・行動計画を作成し、正式にAP-BONを発足させる必要がある。また、CBD COP10に向けて、アジア太平洋地域の生物多様性観測概要集等成果物の作成。ESABIIでは戦略を参加国で合意し、さらに作業計画の検討を行なう必要がある。また、パイロットとして生物多様性情報シートの作成と研修プログラムの作成・実施を行う必要がある。	環境省
2. 1 カルタヘナ議定書								
616	○カルタヘナ法の適切な施行を通じ、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を推進します。(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	○カルタヘナ法施行後5年が経過したことから、平成21年2月より、法の施行状況の点検を開始。平成20年11月に研究開発二種告示の改正・平成20年12月に産業利用二種告示の改正を行った。	—	—	—	—	○科学的知見の集積を踏まえ、今後、更なる研究開発二種告示の改正を行う。	文科省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
617	○カルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画します。(外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	○平成20年5月に、ドイツ・ボンにおいて開催されたカルタヘナ議定書COP-MOP4に参加し、遵守委員会からの報告やバイオセーフティー情報交換センターの運用についての議論等、議定書の各条項について進捗状況を確認。また、「責任と救済」については、各国の立場の相違を埋めると共に、今後の作業方針について一定の共通認識を持ちつつ作業を継続することに合意。これを踏まえ、平成21年2月、「責任と救済」共同議長フレンズ会合がメキシコ・シティーにおいて開催され、我が国も参加して、集中的な検討が行われた結果、議論に進展が見られた。	○生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金	56	43	44	○「責任と救済」に関する規定が、現実的で妥当なものとなるよう確保しつつ、合意形成に向けて引き続き議論に貢献することが必要。	外務省
			○カルタヘナ議定書対策事業	—	—	24	○日本が開催支援することとなっている第二回責任と救済に関する共同議長フレンズ会合、日本がホスト国となる第5回締約国会合の開催に協力する。	環境省

2. 2 ラムサール条約

618	○ラムサール条約第9回締約国会議(平成17年)に合わせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地や、新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、第11回締約国会議(平成23年開催予定)までに国内の条約湿地を新たに10か所増やすことを目指します。(環境省)[再掲(1章2節8.1)]	○第11回締約国会議に向けて、最新の知見に基づく候補地リストの更新等を実施するとともに、登録に向けた利害関係者との調整を行う。	○ラムサール条約湿地の登録促進調査事業	—	—	7	—	環境省
-----	--	---	---------------------	---	---	---	---	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
619	○条約締結国会議の決議などに則し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、環境学習、普及啓発などを関係する地方公共団体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用(ワズユース)を図っていきます。(環境省、国土交通省)[再掲(1章2節8. 1)]	○モニタリング調査の結果、RIS(ラムサール情報票)の整備が進んでおり、湿地を有する地元においては「世界湿地の日」における普及啓発活動やNGOによる環境教育活動が行われているほか、釧路湿原をはじめ、自然再生事業の行われている湿地も存在する。 ○釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河岸の再生等の実施。	○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	46 の内数	45 の内数	40 の内数	○現在の取組を継続する必要がある。	環境省
			○国土基盤河川事業費	483,932 の内数	470,681 の内数	457,456 の内数	○引き続き、地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となり自然再生事業を推進。	国交省
			○地域河川事業費	189,721 の内数	176,703 の内数	166,787 の内数		
620	○国際的には、特にわが国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めるなどにより、アジア地域における条約実施の促進や湿地保全への協力を行います。(環境省、外務省)	○タイ、マレーシア、カンボジア、ベトナムの4ヶ国におけるプロジェクトの実施により、タイとマレーシアでは新規ラムサール条約湿地の登録が行われ、他の2ヶ国においても、候補地選定が進んでいる。 ○アジア・太平洋地域におけるラムサール条約の履行促進を図るため、キャパシティビルディングや普及啓発を進めている。	○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	46 の内数	45 の内数	40 の内数	○各国の現状やニーズにあったきめの細かい協力が必要である。	環境省
			○ラムサール条約拠出金	73	69	65	—	外務省

2. 3 ワシントン条約

621	○引き続き関係機関が連携・協力し、違法行為の防止、摘発に努めます。あわせて、インターネットによるものを含む違法取引削減に向けたワシントン条約下での取組に協力します。(財務省、経済産業省、環境省、警察庁、外務省)	○アジア地域代表として第57回及び第58回常設委員会への出席。国際希少野生動植物種について種の保存法に基づき引き続き国内での取引規制を行った。 ○ワシントン条約の附属書Ⅰに掲げる種については、「種の保存法」により、国内での譲渡し等が規制されており、同法を適用して、違法取引を摘発。	○ワシントン条約対策費	10	9	9	—	環境省
			—	—	—	—	○既存の「ワシントン条約関係省庁連絡会議」により、情報の共有化をさらに図る必要がある。	警察庁
			○野生動植物取引規制条約信託基金拠出金	110	107	89	—	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 4 世界遺産条約								
622	○世界遺産一覧表に記載された知床、白神山地及び屋久島の自然遺産について、適切な保全を推進します。(環境省、農林水産省、文部科学省)[再掲(1章2節9. 1)]	○各地域について、植生、希少野生動物、野生動物による食害、利用状況などに関するモニタリング調査を実施。特に白神山地においては、ブナの損傷事案を受けて巡視の強化を実施。 ○生物多様性を確保するため、「自然公園法」及び「自然環境保全法」を改正。 ○屋久島山岳部の入り込み者の増加や縄文杉剥離被害を受けて、監視や巡視を強化するとともに、植生の回復措置を実施。	○世界遺産地域の順応的保全管理費 ○世界自然遺産地域保全対策費 ○世界遺産保全緊急対策事業 ○天然生林管理水準確保緊急対策	— 16 の内数 79 179	— 15 の内数 107 179	48 の内数 — 106 178	○引き続き、各種保護担保制度の適切な運用が必要 —	環境省 農水省
623	○平成19年1月にわが国政府が将来の推薦の意志を示す世界遺産暫定一覧表に記載した「小笠原諸島」については、関係機関と連携し、保護担保措置の充実を図るとともに、平成19年以降3年程度かけて外来種対策や希少種の保全などの取組を一層推進し、目に見える一定の成果を上げたうえで、推薦することを目指します。(環境省、農林水産省、文部科学省)[再掲(1章2節9. 1)(1章9節1. 5)]	○世界自然遺産としての価値を担保するための小笠原国立公園の公園区域及び公園計画の見直し作業中。 ○小笠原諸島における鳥獣保護区の見直し作業中。 ○ノヤギ、クマネズミ、アカギなど外来種の駆除を実施し、属島において一定の成果を得るとともに、有人島については、海鳥や希少昆虫の生息地を保護するために外来動物の侵入防止柵を設置。 ○小笠原国立公園におけるグリーンアノールの駆除作業を実施。 ○小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会において科学的な助言を得つつ、同地域連絡会議において地域の関係者の意見を反映しながら、推薦のために必要となる推薦書・管理計画等を作成中。	○世界自然遺産登録推進調査費 ○世界自然遺産候補地検討調査費 ○国指定鳥獣保護区管理強化費の一部 ○自然公園等事業費 ○特定外来生物防除等推進事業(一部)	— 26 の内数 30 の内数 11,767 の内数 349 の内数	— 25 の内数 35 の内数 11,401 の内数 328 の内数	30 の内数 — 37 の内数 11,048 の内数 327 の内数	○小笠原の自然環境の顕著な普遍的価値や、外来種対策の成果などを、分かりやすい形で国内外に示していくことが必要。 ○自然公園法の改正により生態系維持回復事業が追加されたことから、対策の一層の推進を図る。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
		—	○「世界遺産の森林」保全推進に係る調査事業 (平成20年) ○森林環境保全総合対策事業の内数 (平成21年) ○世界遺産保全緊急対策事業 ○天然生林管理水準確保緊急対策	—	32	158 の内数	—	農水省
624	○「琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)」については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。(環境省、農林水産省、文部科学省)[再掲(1章2節9. 1)(1章9節1. 5)]	○海外専門家の意見を踏まえつつ、琉球諸島のもつ世界自然遺産としての価値(顕著な普遍的価値を整理。その価値と同類の価値を有する可能性のある海外の世界遺産地域・保護区との比較検討を実施。 ○重要地域の保護措置の拡充については、関係者と調整しつつ、国立公園の指定に向け検討中。	○世界自然遺産登録推進調査費 ○世界自然遺産候補地検討調査費 ○奄美地域国立公園指定推進調査費	— 26 の内数	— 25 の内数	30 の内数 — 24	○世界遺産の価値と林業をはじめとする地域の産業との共存を図ることが必要。	環境省
625	○アジア地域の開発途上国において、世界遺産への推薦、世界遺産地域の保安全管理に対して支援を実施します。(環境省)	○2012年に実施される定期報告に向けて、アジア太平洋地域の自然遺産に対する貢献のあり方を検討中。	○世界自然遺産登録推進調査費 ○世界自然遺産候補地検討調査費	— 26 の内数	— 25 の内数	30 の内数 —	○これまでに蓄積された自然遺産に関する知見を活かし、自然遺産の分野における我が国の国際貢献を目に見える形で示し、この分野における我が国の存在感を高める必要がある。	環境省
2. 5 1990年の油による汚染に係る準備対応及び協力に関する国際条約(OPRC条約)								
626	○油に加えて有害液体物質流出事故にも対応した沿岸環境脆弱図の拡充、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群(魚類・底生生物)や生態区分(干潟、藻場など)を取り入れた脆弱図の更新を行います。(環境省)	○油については、脆弱図をHPにて掲載中であり、有害液体物質については、来年度以降早期にHPに掲載予定。また、新規物質については、継続的に脆弱図に掲載するとともに、既存物質に関しても、国際的な毒性評価等を参考にしつつ、随時改正する。	○環境保全調査費	9 の内数	8 の内数	3 の内数	○脆弱図の更新及び対象物質の毒性等に対する検討項目の追加することにより、より充実した脆弱図を作成することを目指す。	環境省
627	○地方公共団体職員などを対象に、野生生物の救護などに必要な知識及び技術の習得を目的とした、事故時の対応に関する訓練などを実施していきます。(環境省)	○水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施。	○水鳥救護研修センター維持費	6	8	8	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 6 南極条約								
628	○南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業により、昭和基地におけるモニタリング手法の指針を作成し、わが国観測隊による定期的な環境モニタリングを実施します。(環境省、文部科学省)	○南極地域環境保護モニタリング技術指針を作成。	○南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業費	17	18	—	○環境モニタリングの実施体制について引き続いて検討が必要。	環境省
629	○わが国初の他国基地などの査察実施を行い、締約国相互間による議定書遵守状況のチェック機能についてレビューを行い、南極条約協議国会議などにおいて、その結果を報告するとともに必要に応じ査察を含む南極条約体制のより良いあり方についての提案を行う予定としています。(外務省、環境省、文部科学省)	—	○南極条約拠出金 (外務省) (環境省) (文科省)	1 1 1	1 1 1	1 1 1	—	外務省
		○南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察実施要綱を作成。	○南極条約及び同条約環境保護議定書に基づく査察実施費	—	5	25	○平成21年度に査察を実施する予定。	環境省
630	○1956年(昭和31年)から実施しているわが国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象とした調査研究も行われており、遺伝子解析を中心としたさまざまな手法を用いて、極限環境と遺伝的特性を明らかにします。(文部科学省)	○南極の土壌から分離したカビから不凍タンパク質を発見するなどの成果が上がっている。	○国立大学法人運営費交付金(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構)の内数	20,253 の内数	20,394 の内数	20,150 の内数	○南極大陸沿岸の湖沼や周辺露岩域を対象とし、陸上生態系を構成する多様な立地に生育する様々な生物群の多様性の解明を目指す。	文科省
2. 7 砂漠化対処条約								
631	○砂漠化対処条約の先進締約国として、被影響国の開発途上国に対してODAなどを通じ、砂漠化対策の支援を行います。(外務省、環境省、農林水産省)[再掲(2章6節1. 1)]	○「中国草原における環境保全型節水灌漑モデル事業」「中国山西省雁門関地区生態環境回復及び貧困緩和プロジェクト」「中国新疆天然草地生態保護と牧畜民定住プロジェクト」(以上技術協力)、中国「青海省生態環境整備計画」(63億円)(円借款)などを実施。	※※	※※	※※	※※	○砂漠化対策に資する支援を、ODAなどにより引き続き実施する。	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
632	○自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組みます。(外務省、環境省、農林水産省)[再掲(2章6節1. 1)]	○平成19年11月、ニューヨークにて特別締約国会合が開催され、砂漠化対処条約事務局の平成20～21年予算につき合意を成立させた。平成20年11月には、条約実施レビュー委員会(CRIC)第7回会合及び科学技術委員会(CST)第1回特別会合が開催され、COP8で採択された10か年戦略計画に基づき、経費見積もりを含む今後2年間の作業計画案が策定された。	○砂漠化対処条約拠出金	184	194	172	○条約の効果的な実施及び国際枠組み作りに貢献することが引き続き必要。	外務省
		○地球環境研究総合推進費による研究(G-071)については平成19年度より実施中(平成21年度まで)。その他の砂漠化に関する環境省調査は継続実施中。	○砂漠化防止対策調査経費	19	19	19	—	環境省
2. 8 二国間渡り鳥条約・協定								
633	○特に生態解明や保全の必要性の高い、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、二国間で共同調査を実施します。(環境省)	○人工衛星を用いたアホウドリの行動追跡(日米共同)、オオワシのねぐらと食性の解析及び鉛中毒個体の処置方法研修(日ロ共同)、ズグロカモメの標識調査(日中共同)を実施している。	○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ③アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	20 の内数	20 の内数	16 の内数	○共同調査の進展により、調査の対象種又は内容の見直し又は改善を検討し、同時に具体的な保全活動に結びつけることが必要。	環境省
634	○韓国との間では「環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定(日韓環境保護協力協定、1993年(平成5年)発効)」に基づき渡り鳥などの保護協力が行われているところ、渡り鳥条約・協定の締結交渉に向けた準備を進めます。(環境省、外務省)	○これまでにツル類やズグロカモメなどの共同調査を実施しているほか、定期的に会合を開催し、渡り鳥リストを完成させた。	○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ③アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	20 の内数	20 の内数	16 の内数	○引き続き、条約・協定の締結交渉に向けた準備を進める。	環境省
635	○アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地のために、他のアジア地域各国との二国間協力の枠組みの必要性、長期的保全の枠組みを提供する多国間協定などの必要性の検討を行います。(環境省、外務省)	○必要性について検討中。	—	—	—	—	○東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップを進展させようとしているところであり、当面は当施策を進める必要性が薄い。	環境省 外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 9 バラスト水管理条約								
636	○条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。(環境省、国土交通省)[再掲(1章9節5. 1)]	○バラスト水に含まれる外来生物を殺滅する装置について、環境影響に対する項目について国内事前審査を実施しており、ガイドラインの要件に適合した装置が開発されつつある。 ○平成20年1月から、バラスト水処理装置の条約基準適合確認のため、事前承認制度の運用を開始した。 [再掲(1章9節5. 1)]	○環境保全調査費 —	9 の内数 —	9 の内数 —	9 の内数 —	○バラスト水処理装置の開発について、ガイドラインを充実させることにより、早期条約締結を目指す。 ○バラスト水処理システムの開発状況等から、IMOでは適用期日の見直しについて審議中。今後も、発効に向けた議論に引き続き積極的に参加。	環境省 国交省
637	○条約の実施のためのガイドラインの策定など、引き続きIMOの議論に積極的に参加していきます。(国土交通省、環境省、外務省)[再掲(1章9節5. 1)]	○我が国は、条約実施のためのガイドライン策定の議論に積極的に参加したところ、14本すべてが平成20年の第58回海洋環境保護委員会までに採択された。 ○我が国が有するバラスト水装置に関連する知見や提案等を積極的に国際会議にて行っている。	○環境保全調査費 —	9 の内数 —	7 の内数 —	3 の内数 —	○バラスト水処理システムの開発状況等から、IMOでは適用期日の見直しについて審議中。今後も、発効に向けた議論に引き続き積極的に参加。 ○各国の協力の下、生態系破壊の現状について、より詳細な調査を実施し、バラスト水による生態系破壊のメカニズムの解明を目指す。	国交省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
638	○バラスト水処理装置の開発を進め、条約の早期発効に貢献します。(国土交通省)	○平成20年1月から、バラスト水処理装置の条約基準適合確認のため、事前承認制度の運用を開始した。 [再掲(1章9節5. 1)]	—	—	—	—	○バラスト水処理システムの開発状況等から、IMOでは適用期日の見直しについて審議中。今後も、発効に向けた議論に引き続き積極的に参加。(バラスト水についての「今後の課題・見直しの方向性」に関する記述はいずれも同じ)	国交省

2. 10 ボン条約

639	○わが国が既に締結している二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などを着実に実施するとともに、本条約に係る国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約に関連する協定・覚書を含め、本条約への対応の必要性について検討し、絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全を図ります。(環境省、外務省)	○二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などを着実に実施するとともに、ボン条約の下に締結されたアホウドリ・ミズナギドリ類保全協定の締約国会合にオブザーバー出席し、情報収集を行っている。	—	—	—	—	○本条約・協定等の締結により、我が国が新たに負うことになる義務と、これまでに加入している国際約束により既に負っている義務との重複等について十分な整理が必要。	環境省 外務省
-----	---	--	---	---	---	---	--	------------

2. 11 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(仮称)

640	○本条約に関する国際的な動向を踏まえ、既存の国際条約との関係の整理や国内で実施するために必要な措置などに照らし、引き続きこの条約への対応を検討していきます。(外務省、農林水産省、経済産業省)	○既存の国際条約との関係の整理や国内で実施するために必要な措置などに照らして、この条約への対応を関係官庁で検討・協議中。	—	—	—	—	○既存の国際条約との関係の整理や国内で実施するために必要な措置などに照らして、この条約への対応を検討することが必要。	外務省
-----	---	--	---	---	---	---	--	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 12 気候変動枠組条約・京都議定書								
641	○京都議定書第一約束期間(平成20～24年)において、6%削減目標を確実に達成するため、平成19年度中に改定する京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)に基づき対策を進めます。(全府省)[再掲(2章6節1. 1)]	○平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、低炭素社会を目指し、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するためには、日本としても2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行うこと、長期目標を実現するため、世界全体の排出量を、今後10年から20年程度の間にピークアウトすること等が提案・決定された。 ○平成21年7月の進捗状況の点検においては、大半の対策について実績のトレンドが京都議定書目標達成計画の見込みどおりであった。 見込みどおりでないものについても、対策・施策の追加・強化等を行っているところである。例えば、電気事業連合会においては、①原子力発電の推進、②火力発電所の熱効率の向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズムクレジット等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。	○気候変動枠組条約・京都議定書拠出金 ○平成17年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、18年度予算より、下記のA、B、C、Dの区分ごとに、「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめている。 A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの D. 基盤的施策など	574 A. 530,100 B. 149,000 C. 365,200 D. 40,400	512 A. 519,400 B. 309,500 C. 343,000 D. 44,700	522 A. 538,500 B. 344,600 C. 271,600 D. 65,100	— ○平成21年度に、第1約束期間全体における我が国の温室効果ガス排出量見通しを示し、計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、必要な措置を講ずることとしている。	外務省 環境省
642	○国際的には、2013年(平成25年)以降の次期枠組みが、主要排出国が参加した実効あるものとなるよう、国際的なリーダーシップを発揮していきます。(環境省、外務省、経済産業省)[再掲(2章6節1. 1)]	○全ての主要経済国が責任ある形で参加する公平かつ実効的な2013年以降の国際枠組みの構築を目指し、気候変動枠組条約の下での議論を進めるとともに、G8サミット・主要経済国フォーラム(MEF)を含む多数国間会合、各種二国間会合などの場を通じて、各国、特に主要経済国に対して様々なレベルでの働きかけを従来より密に行い、国際的なリーダーシップを発揮している。	○次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費 ○気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	137 574	137 512	137 522	○全ての主要経済国が責任ある形で参加する公平かつ実効的な2013年以降の国際枠組みの構築を目指し、2009年のCOP15に向け、引き続き積極的に国際交渉に貢献していく。	環境省 外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
3. 1 アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全								
643	○ネットワーク参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進します。(環境省)	○国内のネットワーク参加サイト間で、情報交換が図られたほか、国際的には、ツル類の越冬地分散に向けた協力やモニタリングに関するシンポジウム開催が行われた。	○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ②アジア地域における生物多様性保全推進費	46 の内数	45 の内数	40 の内数	○国内のネットワーク参加サイトの地元における認知度を高めるため、普及啓発の更なる強化が必要。	環境省
644	○パートナーシップへの参加主体の拡大に向けた働きかけを行うとともに、渡り性水鳥重要生息地ネットワークの拡充を進めていきます。(環境省)	○参加主体として、中国とFAOの加入があり、韓国におけるネットワーク参加サイトの増加が見られた。	○アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ②アジア地域における生物多様性保全推進費	46 の内数	45 の内数	40 の内数	○アジア・太平洋地域における認知度を高めるため、未加入の国をパートナーシップ会議に招待することや、他の国際会議等においてパートナーシップの普及啓発活動を行うことが必要。	環境省
3. 2 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)								
645	○特に、東アジア・太平洋地域において、海洋保護区データベースの整備を拡充することにより海洋保護区ネットワークの形成に資するとともに、国際サンゴ礁年である平成20年にはサンゴ礁保護区に関する国際会議をわが国で開催し、サンゴ礁保護区ネットワークの強化及び充実に図ります。(環境省)	○東アジア・太平洋地域におけるサンゴ礁海洋保護区データベースを拡充するとともに、平成20年11月に東京で地域会合を開催し、平成22年度までにサンゴ礁ネットワーク戦略を策定することを合意するとともに、それまでの作業計画を決定した。	○アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業費	49 の内数	60 の内数	53 の内数	○サンゴ礁保護区のデータベース構築・発展等により地域の取組を強化し、作業計画に基づきサンゴ礁と海洋保護区のギャップ分析等を推進するとともに、地域会合での議論を重ね、戦略を策定する必要がある。	環境省
646	○「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター(沖縄県石垣市)」などを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを情報発信するとともに、ミクロネシア地域における拠点として設立を支援した「パラオ国際サンゴ礁センター」の研究、教育機能などの推進に協力します。(環境省)	○「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」では、サンゴの白化状況に関する情報の収集や発信、石西礁湖における再生事業の報告などホームページ等を通じて発信を行った。	—	—	—	—	○引き続き「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」などを通じた情報発信を行うとともに、「パラオ国際サンゴ礁センター」等との国際的協力も推進する必要がある。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
3. 3 人間と生物圏(MAB)計画								
647	○わが国はUNESCOに対して、平成14年度より、ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業日本信託基金平成19年度より、ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金)を拠出し、大学などの研究者の派遣や協力を通じて、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワーク活動を積極的に支援しています。 また、ユネスコ人的資源開発日本信託基金により、これまでアジア・太平洋地域における同分野の人材育成を支援してきたほか、現在も、東欧における生物圏保護区設置などを支援しています。 (文部科学省、外務省)	○(ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金)MABに関する事業として、ユネスコジャカルタ事務所において、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワーク活動に関する事業が実施された。 ○(ユネスコ人的資源開発日本信託基金事業)東欧における生物圏保護区設置支援の進捗状況： 平成18年5月から平成20年4月にかけて、ポレジー地方生物圏保護区設立のための事前準備及び基本データの収集、対象地域を特定するための作業及び地図の作製、地域住民への説明と暫定的な保護区の設立を行った。	○我が国がユネスコに拠出しているユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金 ○我が国がユネスコに拠出しているユネスコ人的資源開発日本信託基金から226,000ドルを支出(平成18年)。	—	—	—	○ユネスコからMAB関連事業申請があれば検討していく。 ○ユネスコから人的資源開発信託基金によるMAB関連事業申請があれば検討していく。	文科省 外務省
648	○世界的な潮流を踏まえ、新規指定候補地の選定など生物圏保存地域の仕組みを活用する新たな施策の展開について検討を進めます。(文部科学省、環境省)[再掲(1章2節10)]	○日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会人間と生物圏(MAB)計画分科会を開催し、検討した。	—	—	—	—	○引き続き検討をおこなう。	文科省
3. 4 持続可能な森林経営と違法伐採対策								
649	○わが国とインドネシアが提案し、持続可能な開発に関する世界首脳会議において発足した「アジア森林パートナーシップ(AFP)」を通じ、違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧・植林などの活動を行い、持続可能な森林経営の推進に取り組んでいきます。(農林水産省、環境省、外務省)	— ○平成19年11月にAFP第7回実施促進会合(於：横浜)が開催され、第二フェーズ平成20—27年においては違法伐採対策に加え森林減少・劣化の抑制(REDD)に焦点を当てた活動を行っていくことに合意。平成21年5月には「違法伐採とREDD」に焦点をあてた第8回実施促進会合(於：バリ)が開催された。	— —	—	—	—	○国際機関等との連携の下、途上国における持続可能な森林経営推進のための課題等について検討を行う。 ○気候変動との関係で森林減少・劣化の抑制に国際社会の注目が集まる状況下において、他の森林関係のフォーラムとの作業の重複回避に留意しつつ、今後も持続可能な森林経営達成のためのAFPの活動を支援していく。	農水省 外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
650	○国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。(農林水産省、環境省、外務省)[再掲(2章6節1. 1)]	○平成20年11月の国際熱帯木材機関(ITTO)第44回理事会、平成21年4月の国連森林フォーラム第8回会合(UNFF8)、平成19年11月及び平成21年5月のアジア森林パートナーシップ(AFP)実施促進会合などの国際対話において、持続可能な森林経営の推進、違法伐採対策、森林減少・劣化の抑制などに関する議論に貢献。	—	—	—	—	○国際機関等との連携の下、途上国における持続可能な森林経営推進のための課題等について検討を行う。	農水省
651	○違法伐採が問題となっている地域の調査や、違法伐採が森林減少、地球温暖化、生物多様性損失に与える影響についての調査などを実施し、森林減少抑制及び生物多様性の保全のための新しい政策を国際会議などにおいて提案していきます。(環境省)[再掲(2章6節1. 1)]	○平成19年度に実施済み。	○違法伐採への取組及び環境への影響調査費	8	—	—	—	環境省
652	○モントリオール・プロセスについては、発足以来カナダが事務局を務めてきましたが、平成19年1月からわが国が事務局を務めることとなり、わが国は事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮して、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進します。(農林水産省)[再掲(1章5節1. 1 3)]	○平成20年に指標の改定作業を完了し、当初の67指標は54指標に簡素化。 ○平成21年10月の世界林業会議での公表に向けて、モントリオールプロセス2009年概要レポート、第2回国別レポートを作成中。	—	—	—	—	○事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けて、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進する。	農水省
653	○引き続き、グリーン購入法に係る基本方針に基づく持続可能な政府調達を推進します。(環境省)	○平成19年度における国等の機関の特定調達物品等の調達実績(公共工事分野の品目を除く)はほとんどの品目(155品目)において95%以上の高い水準となっており、持続可能な政府調達が推進されている。	○国等におけるグリーン購入推進経費	39	34	32	○毎年度、環境物品等の普及状況、科学的知見の充実等に応じた基本方針の見直しを行うことが必要。 また、町村における取組みの促進を図ることが必要。	環境省
654	○世界銀行が森林の保全による温室効果ガス排出削減の方法論を開発するため設置した森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)に対しても拠出を行うこととしており、開発途上国における森林減少の抑制や、持続可能な森林経営のためのメカニズムの策定に積極的に貢献していきます。(財務省、環境省、農林水産省、外務省)[再掲(2章6節1. 1)]	○現在、被支援国37カ国を選定し、各国において、REDD(森林の削減・劣化による排出量の削減)のための計画作成に取り組んでいる段階。 ○森林炭素パートナーシップ基金への1,000万米ドルの拠出、二国間ODA、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた支援を通じて途上国における森林減少の抑制や持続可能な森林経営のためのメカニズムの策定に貢献。	○21年度予算に計上済。 —	— —	— —	515 (5百万ドル相当) —	— ○引き続き、開発途上国における森林減少の抑制や、持続可能な森林経営のためのメカニズムの策定に積極的に貢献。	財務省 外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
3. 5 環境資料のタイムカプセル化[再掲(2章2節1. 2. 4)]								
655	○環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞及び体細胞を採取し、平成20年度より5年間で、500種類の絶滅危惧種の細胞の保存と重要種のDNAの解析を目指します。また、水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類を年間で10種類、5年間で50種類個体保存することを目指します。(環境省)[再掲(2章2節1. 2. 4)]	○平成20年度は絶滅危惧生物(鳥類18種、ほ乳類6種、魚類4種)の細胞を保存した。また、藻類では、車軸藻、淡水産紅藻などの藻類の保存と生息地調査を行った。	○環境試料タイムカプセル化事業	79	80	84	○より効果的な保存技術の研究を進める。	環境省
656	○特に、多くの鳥類の夏期営巣地となるシベリア地域における、わが国で確立しつつある超低温保存技術の適応可能性について、現地で調査し、国際標準化の検討を行います。(環境省)[再掲(2章2節1. 2. 4)]	○国際標準化を図るため、今年度中にアジア各国との国際ワークショップを開催する予定。	○環境試料タイムカプセル化事業	79	80	84	○絶滅危惧鳥類の国際的な細胞・遺伝子長期保存に関するネットワークの構築を目指す。	環境省
3. 6 クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金								
657	○OCEPFは、平成19年7月の評議会において、新たに選定された地域を含めた対象地域における生物多様性の保全に協力を開始することを決定したところであり、わが国としても引き続き、同基金が行う途上国におけるホットスポットの保全に対して、積極的に支援をしていきます。(財務省、環境省)	○全世界で生物多様性ホットスポットに特定されている34地域のうち、これまで18地域において1,320を超えるNGOや民間団体を通じて支援を実施。また、今後も複数箇所でも追加的に支援を実施する予定。	○世界銀行PHRDからの振替拠出	500 万ドル	500 万ドル	—	○5年間の当初投資期間が終了した地域においては、今後、随時出口戦略(Consolidation Program)を策定し、追加的な投資を行うことで、援助効果の強化及び継続性を担保する予定。	環境省
3. 7. 1 世界分類学イニシアティブ(GTI)								
658	○アジア・オセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献などを通じ、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースの開発、生物種標本の管理状況の改善などを通じた、分類学に関する各種の情報へのアクセス改善に取り組み、地球規模での生息生物種の実態解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通じて、同地域の発展途上国における分類学研究のための組織的な能力向上を行っていきます。(環境省、文部科学省)	○平成20年度には当該書各国・機関から有識者を招いて専門家会合・国際シンポジウムを行い、本施策の戦略案を作成した。平成21年度には、当該各国・機関が参加する国際ワークショップにて、前年度作成した戦略案を提示し、意見を求めている。また、同ワークショップにてどのような生物多様性情報が必要とされているかのニーズ調査を行った。	○平成20年度：アジア太平洋地域生物イニシアティブ・イニシアティブ推進事業費 ○平成21年度：地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	—	17	297 の内数 —	○東・東南アジアの政府間で、イニシアティブ推進のための戦略を合意し、生物多様性条約のGTI推進のための地域的イニシアティブとして、同地域の生物多様性情報整備と分類学における能力向上を推進する。	環境省
3. 7. 2 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム(CHM)								
659	○生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)については、登録されるメタデータの質量ともに大幅な充実にむけた取組を強化し、2012年(平成24年)3月までに登録数を現在の約2倍(約1,600件)まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。(環境省)[再掲(2章5節2. 4)]	○平成19年11月以降、順次登録を進めている。	○生物多様性情報システム整備推進費	63 の内数	57 の内数	56 の内数	○登録が十分進んでいない環境省以外の保有する生物多様性情報に対して効果的に登録を働きかけるあり方を検討する必要がある。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
660	○すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国際的な自然環境情報の発信を強化します。(環境省)[再掲(2章5節2. 4)]	○海外からの閲覧者、特に発展途上国のコンピュータ(ハード・ソフト)及びネットワークなどWeb環境について考慮する必要がある、JICA研修員等海外研究者から各国の状況の聞き取りを開始した。	○生物多様性情報システム整備推進費	63 の内数	57 の内数	56 の内数	○特に提供する情報の国外向け対応を積極的に進める必要がある。	環境省
661	○クリアリングハウスメカニズム戦略計画に基づき、国内における調査研究の促進により情報の蓄積に努めるとともに、開発途上国支援の観点からも各国との情報の交換を積極的に進めます。また、生物多様性情報システムの存在を研究者などに周知し、利用を促進するとともにデータ提供者も増やします。さらにいろいろな情報システムを相互に連携させ、利用者が利用できる情報量を増やします。(環境省)	○JICA集団研修等を通じて我が国の取組についての情報提供、意見交換を進めてきた。 ○また、自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)等の枠組みを通じてJ-IBISやCHMIについての周知・参画依頼を進めている。	○生物多様性情報システム整備推進費	63 の内数	57 の内数	56 の内数	○今後地球観測グループ生物多様性観測ネットワーク日本委員会(J-BON)等との連携を視野に、収集・蓄積したアジア太平洋地域の生物多様性情報を統合的に管理、検索できるようなシステムとなるよう、構造やデータの仕様等を含め抜本的な検討が必要。	環境省
662	○国連環境計画(UNEP)、国連食糧農業機関(FAO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、経済協力開発機構(OECD)をはじめとする国際機関などが開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間条約や二国間科学技術協力などに基づく調査・研究情報の交換を進めます。(環境省)	○G8環境大臣会合、UNEP管理理事会等の閣僚級の国際会議の枠組みにおいて、生物多様性の問題が大きく取り上げられ、合意文書に関連の記述が盛り込まれた。	—	—	—	—	○今後とも、これらハイレベルの会議体において引き続き取り上げられることが期待される。	環境省
3. 7. 3 地球規模生物多様性情報機構(GBIF)								
663	○GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくため、科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っていきます。(外務省、文部科学省、内閣府、経済産業省、農林水産省、環境省)[再掲(2章5節2. 6)]	○科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っている。 ○センターに保管されている生物標本のうち、約92%にあたる5万5千点の標本情報をGBIFに登録済み。	○独立行政法人科学技術学術機構運営費交付金	1,682 の内数	1,682 の内数	1,841 の内数	○GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくとともに、GBIFとの連携を図っていく。 ○生物多様性センターで保管される生物標本については、適切な標本管理を実施するとともに、標本情報をGBIF等に提供して情報共有を図っていく。	文科省 環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
3. 8 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)								
664	○今後も、酸性雨による生態系への影響の早期把握、実態解明に努めるとともに、東アジアにおける酸性雨の影響を未然に防止するため、さらにEANET活動を推進していきます。(環境省)	○財政面・技術面で活動を支援。 ○大気、陸水、土壌、植生について酸性雨モニタリング調査、観測データのQA/QC活動、評価報告書の作成等を実施。 ○EANETの設立基盤を強化する文書の策定について議論が進展しているところ、EANETの将来発展に向けた議論に貢献。 ○EANETに参加する途上国に対して、ワークショップの開催等技術協力を実施し、モニタリング技術等の能力向上に貢献。	○東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 ○酸性雨調査研究費	196	181	152	○EANETの設立基盤の強化や、モニタリングにとどまらず、東アジア地域の大气環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発、オゾンによる植生影響の検討等、EANET活動の発展・拡大に向けた検討を推進する。	環境省
3. 9 北西太平洋地域に関する対応								
665	○わが国は、NOWPAPの事務局であるRCU(地域調整部、富山と釜山に共同設置)のホスト国であるとともに、主にCEARACへの支援を通じ、リモートセンシング技術を活用した海洋環境モニタリングシステムの整備、環境影響調査などを実施し、海洋環境汚染の観点から生物多様性の保全の向上を図ります。(環境省)	○富栄養化に関連する現場測定データを収集し、モニタリングガイドラインを検証。	○環境保全調査費	32 の内数	32 の内数	31 の内数	○リモートセンシングデータを有効に活用するとともに、モニタリングガイドラインの整備を図る。	環境省
666	○NOWPAPにおいては、新たな活動の柱のひとつとして海洋ごみ問題への対策や、陸域起因の海洋汚染対策のための河川と沿岸域の統合管理に関する取組を推進することで、生物多様性の保全の向上を図ります。(環境省)	○海洋ごみのクリーンアップキャンペーンを実施。また、河川と沿岸域の統合管理に係る各国の専門家の報告書を作成。	○環境保全調査費	32 の内数	32 の内数	31 の内数	○海洋ごみ問題の解決に向けて、各国の協力を進める取り組みをさらに推進することが必要。	環境省
3. 10 地球規模侵入種プログラム(GISP)								
667	○GISPへの協力を進めることを検討します。(環境省)	○GISPへの協力のあり方について検討中。	—	—	—	—	—	環境省
3. 11 地球観測に関する政府間会合(GEO)								
668	○地球観測に関する国際的枠組みの将来を展望して、今後ともGEOを積極的に支援し、GEOSSの構築に貢献するため、地球観測を推進していきます。(文部科学省)	○着実に実施している。	—	40 (GEO拠出金)	40 (GEO拠出金)	37 (GEO拠出金)	—	文科省
4. 1 環境対処能力の向上のための協力								
669	○環境に係る組織、関係者の総能力を高めるため、環境に関する技術の修得などを含めた人づくりをさらに推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行います。(外務省)	○「サモア国立公園・自然保護区の管理能力向上支援プロジェクト」「サンゴ礁モニタリング能力向上」プロジェクト」「ベトナムAR-CDM促進のための能力向上開発調査」を実施。	※※	※※	※※	※※	○制度構築やコミュニティの能力強化など、様々なレベルで環境対処能力の向上のための支援を引き続き実施する。	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
670	○途上国による自らの能力向上を目指して、長期的な視点から国際協力を行う対象を選定するとともに、関係者の優先分野や対象方針などの決定及び事業実施への参加、事業運営能力などを高めるための共同作業、広く国民などの環境意識の向上を図る環境教育などを重視した協力を推進します。(外務省)	○マレーシア「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラムフェーズ2」、中国「日中林業生態研修センター計画」、エチオピア「ペレテグラ参加型森林管理計画フェーズ2」を実施。また、インド「森林管理能力強化・人材育成計画」(52.41億円)(円借款)において、インド各州(10州)の森林局の森林管理研修内容の改善及び老朽化した施設の改修・建設を通じ、研修体制を改善することとした。	※※	※※	※※	※※	○途上国のオーナーシップを高めるための支援を引き続き実施する。	外務省
4. 2 環境への配慮								
671	○政策対話、各種フォーラムや適切な協力方法を通じて環境保全へのインセンティブの付与を促すとともに生物多様性に係る意識の向上を図ります。(外務省)	○JICAプロジェクト等において地域住民も含め幅広い関係者の意識向上に貢献。	※※	※※	※※	※※	○生物多様性に関する意識を国際的に高めるよう取り組む。	外務省
672	○あらゆる開発計画及び個別事業において環境保全の要素を考慮し、経済成長・貧困削減と環境保全を両立すべく、適切な環境配慮がされた取組を支援します。(外務省)	○平成20年10月のJICA・JBIC統合による新JICA発足を機に、両機関の環境社会配慮ガイドラインの一本化に向け作業中。現在は「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」において具体的内容を議論している。	—	—	—	—	○新JICAの環境社会配慮ガイドラインの策定に向けた作業を引き続き行うとともに、適切な環境社会配慮のもとで案件形成・実施に努める。	外務省
4. 3 包括的な枠組みのもとでの協力推進								
673	○ODAとそれ以外の各種機関(国際機関、自治体、民間団体、NGOなど)との積極的な連携を図りつつ、協力を推進します。(外務省)	○大使館及びJICA現地事務所を主要メンバーとする現地ODAタスクフォースは、現地で活用する国際機関と緊密な連携を図りつつ、我が国のODAとそれ以外の各種機関の援助が相互補完的に相乗効果を持つような案件形成に努めている。 また、日本NGO連携無償資金協力を通じて環境分野における事業2件に資金協力を行った。	※※	※※	※※	※※	○ODAタスクフォース等を通じ、引き続き連携して協力を推進。 また引き続きNGOから生物多様性保全を含む環境分野における適当な事業の申請がある場合は採択の上、資金協力を行う。	外務省
674	○広域のあるいは地球規模の環境問題の解決のために、拠点集中的に行う協力と、広域に行う協力を組み合わせるなど、多様な形態の国際協力を効果的に組み合わせることで総合的枠組による協力を実施します。(外務省)	○我が国は、環境問題等地球規模の問題への取組をODA大綱において重点課題に位置付けていること等を踏まえ、「海外経済協力会議」が審議する基本戦略の下、多様な形態の国際協力を効果的に組み合わせることで総合的枠組による協力を実施する。	※※	※※	※※	※※	○今後とも、多様なスキームを総動員して地球規模課題の問題への協力を推進。	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
675	○開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえてEcolSDの改定を行うなど、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進します。(外務省)	○EcolSDに基づき、効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進。	※※	※※	※※	※※	○より効果的かつ効果的な生物多様性分野の国際協力の推進に引き続き取り組む。	外務省
4. 4 農林水産分野における地球環境保全への貢献								
676	○国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)[再掲(2章6節1. 1)]	—	—	—	—	—	—	農水省
677	○二国間協力としては、国際協力機構(JICA)を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進します。(外務省、農林水産省)	○「地方行政と地域住民による持続的森林管理」(技術協力(研修))を実施中。 ○資金協力によるインド、中国等における森林造成を実施中。専門家派遣によるインドネシア、ベトナム等における森林保全に関わる技術協力を実施中。	※※	※※	※※	※※	○途上国のニーズに応じた技術協力を引き続き実施する。 ○途上国政府からの要請に応じ森林保全・造成に係る協力を検討する。	外務省 農水省
678	○多国間協力としては、国連食糧農業機関(FAO)や国際熱帯木材機関(ITTO)などへの資金の拠出を通じ、開発途上国において違法伐採対策などの持続可能な森林経営の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(外務省、農林水産省)	○平成20年には我が国がアジア、アフリカ、中南米の国別プロジェクト等21件に対する実施を支援。違法伐採対策については、ITTOを通じ、12か国において事業を実施。 ○FAOを通じ、アジア地域において森林経営の状況をモニタリング・評価・報告する取組を支援。	○ITTO分担金 ○ITTO任意拠出金 (外務省分) ○ITTO事業費(農林水産省分) ○アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告強化事業	102 515 116 58	96 512 113 54	98 467 126 51	○我が国はITTOホスト国、また最大ドナー国として引き続き熱帯林の持続可能な経営の促進に資するプロジェクトの実施を積極的に支援していく。 ○途上国の森林保全等のための技術資金協力や人材育成等の取組を推進する。	外務省 農水省
679	○開発途上国などにおける持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組めます。(農林水産省)[再掲(2章6節1. 1)]	○衛星画像解析や現地調査等による森林減少・劣化を把握する技術等を開発中。	—	—	—	—	—	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
680	○水産業における多国間協力としては国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などへの資金の拠出などを通じて、持続的な漁業のための国際資源管理及び漁村開発の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(農林水産省)	○平成20年8月、FAOが生態系に配慮した漁業ガイドライン(公海における深海漁業)を作成。 ○全ASEAN加盟国に対し、調査訓練やWSの開催を通じた当地域における資源管理に向けた人材育成等をSEAFDECを通じて実施。	○水産養殖ガイドライン策定事業	9	8	—	○持続可能な漁業を推進するため、実施能力が十分でない途上国に対しフォローアップを行う。	農水省
			○持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業	50	47	—		
			○生態系に配慮した持続的漁業推進支援事業	—	—	78		
			○東南アジア地域水産資源持続的利用推進事業	91	85	81		

第5節 情報整備・技術開発

1. 1 生物多様性の総合評価の実施

681	○多数の専門家の参加により生物多様性の総合評価を実施し、分かりやすく取りまとめ、発表します。(環境省)[再掲(2章4節1. 2)]	○平成20年度に生物多様性総合評価を開始し、専門家の協力を得て生物多様性指標の検討を実施。	○生物多様性総合評価推進費	—	24	40	—	環境省
-----	---	---	---------------	---	----	----	---	-----

1. 2 生物多様性指標の開発

682	○生物多様性の総合評価を通じて、関係省庁との連携のもと、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを的確に把握するための手法の検討を進めます。(環境省)	○平成20年度に生物多様性総合評価を開始し、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果等を把握するための手法を検討中。	○生物多様性総合評価推進費	—	24	40	—	環境省
-----	--	---	---------------	---	----	----	---	-----

1. 3 農林水産分野における生物多様性指標の開発

683	○水田、森林、藻場・干潟などにどのような生きものが生息生育しているのかを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法など過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく指標や関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。(農林水産省)	○平成20年度より委託プロジェクト研究「農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発」(平成20年度～24年度)を開始し、農業生態系が異なる全国の8地区毎に、天敵などを中心に農業に有用な生物多様性の指標選抜を開始した。平成20年11月にシンポジウムを開催し、半年間の成果を発表した。	○農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発	—	228	218	○平成21年度末までに指標の候補となる生物種の選抜を終了し、その成果をCOP10で発信する。 平成24年度末までに最終的な指標およびその評価手法を開発し、マニュアル化する。その後現地での実証を経て、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施に活用するとともに、農林水産業が生物多様性に果たす役割を国内外に発信する。	農水省
		○平成20年度は我が国沿岸の5海域で、指標開発のための基礎調査を実施した。	○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち漁場環境・生物多様性評価手法開発事業	—	59	49	○平成24年度まで事業を継続。	

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 1 自然環境保全基礎調査などの推進								
684	○昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、国土の約35%(平成19年3月現在)を整備している状況ですが、平成24年3月までに国土の約6割とするなど早期の全国整備を進めます。(環境省)	○平成20年度末の植生図全国整備率は約44%。	○自然環境保全基礎調査費	297 の内数	332 の内数	312 の内数	○平成24年度に縮尺2万5千分の1植生図を国土の六割の整備を達成するには、さらに進捗率を増加させる必要がある。	環境省
685	○わが国に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集を行うほか、陸域に比較して生物相に関する基礎情報の把握が進んでいないわが国の海域における自然環境データの収集整備などを関係省庁と連携して実施します。(環境省)	○平成20年度は、「海洋自然環境情報図」を作成するデータベースを作るためのメタデータベースを作成した。	○海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	—	20	18	○海洋に関するデータは地形・海流等環境に関するものから生物にいたるまで多種多様にわたるため、その中から「海洋自然環境情報図」を作成するために使用できるデータを取捨選択していくことが必要である。	環境省
686	○一般市民のほか、調査研究機関、民間団体、専門家などを含む多様な主体の参画により、地球温暖化の影響による野生生物分布の変化をはじめ、身近な自然環境に関する観察情報の収集を呼びかける市民参加型調査を実施し、わが国の生物多様性の保全の重要性について普及啓発を図るとともに、自然環境データの広範な収集体制の構築を図ります。(環境省)[再掲(2章3節1. 1)(2章6節1. 1)]	○より参加者を増やすため、平成21年度調査の開始に合わせ、6月から対象種を増やすとともに、公式サイトをリニューアルさせた。また、自然観察会などの地方イベントも各地で開催し、特に地方での普及に努めている。	○温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業委託業務費	—	100	100	○平成20年度の実施状況を踏まえ、今年度課題点の改善などに努めたが、今後も必要に応じて、見直しを行い、広報・普及活動を積極的に行う予定である。	環境省
687	○シカやクマをはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物に係る重点的な生息情報の収集及び生息密度・個体数推定に関する調査を推進し、経年的な変動も明らかにしていきます。(環境省)[再掲(2章1節2. 4)]	○平成22年度中に全国の推定個体数を算出できるよう、既存生息情報の収集解析を実施。	○自然環境保全基礎調査費	297 の内数	332 の内数	312 の内数	—	環境省
2. 2 生態系総合監視システム								
688	○「生態系総合監視システム」の一環として「モニタリングサイト1000」事業を拡充します。平成19年度末までに約1,000か所の調査サイトを設置し、さらに温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するための調査サイト・調査項目の追加充実を図ります。(環境省)[再掲(1章2節1. 1)(2章1節1. 2)(2章6節1. 1)]	○温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系において、平成21年4月現在、1,023か所の調査サイトを設置し、調査を実施。	○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	270 の内数	280 の内数	297 の内数	○調査サイトの均等配置の見直し、必要に応じた調査手法の見直しを行うことが必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
689	○陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)など人工衛星の開発・運用や画像解析をはじめリモートセンシング技術の利活用などによる広域的生態系モニタリングを実施し、各省などのデータの共有、相互利用の推進などの連携強化や速報性の向上を図り、わが国の自然環境の総合的な監視体制の構築を進めます。(環境省、文部科学省)	○平成18年度から継続的に、環境省における植生図更新のための参照画像として使用されている。 ○MODISデータを使用し、500mメッシュでの全国自然環境概況図の試行製作を実施した他、ALOS・IKONOSデータによる里山地域の竹林面積動向モニタリング手法の検討を行った。	○独立行政法人宇宙航空研究開発機構の運営費交付金の内数 ○自然環境保全基礎調査費	— 297 の内数	— 332 の内数	— 312 の内数	○「だいち」のデータが生態系の把握に幅広く利用されるよう、今後も観測データの提供に努める。 —	文科省 環境省
690	○モニタリングの実施にあたっては、専門家、NGO、ボランティア、地方公共団体をはじめ、多様な主体の参画・協力を得て、効果的かつ継続的な調査の実施を行う体制を構築するとともに、得られた自然環境情報の集積と解析結果の公表を随時行い、生物多様性の保全施策への利活用を進めます。(環境省)	○モニタリングサイト1000事業において、専門家、NGO、ボランティア等多様な主体の参画・協力を得てモニタリングを行う体制を構築。また、得られた自然環境情報の集積と調査結果の速報及び報告書としての公表、事業の総合的な進捗管理を行う推進検討委員会の開催、5年ごとの総合解析を実施。	○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	270 の内数	280 の内数	297 の内数	○「モニタリングサイト1000第2期行動計画」に基づく100年以上持続可能な調査体制の構築、情報の共有・管理・発信のための情報管理体制の構築、保全施策への活用を促進することが必要。	環境省
691	○国内のみならず海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図り、全球地球観測システム(GEOSS)、アジア水鳥センサス(AWC)など、地球規模のモニタリング及び生物多様性の保全の推進に貢献します。(環境省)	○平成21年度は日本における生物多様性観測ネットワークの第1回ワークショップに参加し、アジア太平洋地域における生物多様性観測ネットワークの構築について提言を行った。	○地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	—	—	297	○今後、諸外国にアジア太平洋地域における生物多様性観測ネットワークに参加を呼び掛けるにあたり、参加する事により得られる明確なメリットを示せるか。	環境省

2. 3 野生生物目録・標本情報などの整備

692	○官・学の連携を強化しつつ、生物多様性条約の履行のため設立された世界分類学イニシアティブ(GTI)や、Species 2000、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動植物種の目録などの整備・公開を進めます。また、目録の基礎となる野生動植物の標本や資料の体系的収集・情報の共有を図ります。(環境省、文部科学省)	○センターに保管されている生物標本のうち、約92%にあたる5万5千点の標本情報をGBIFに登録済み。 ○科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っている。	○独立行政法人科学技術学術機構運営費交付金	— 1,682 の内数	— 1,682 の内数	— 1,841 の内数	○生物多様性センターで保管される生物標本については、適切な標本管理を実施するとともに、標本情報をGBIF等に提供してさらに情報共有を図っていく。 ○GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくとともに、GBIFとの連携を図っていく。	環境省 文科省
693	○生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。(環境省)	○センターに保管されている生物標本のうち、約92%にあたる5万5千点の標本情報をGBIFに登録済み。	—	—	—	—	○生物多様性センターで保管される生物標本については、適切な標本管理を実施するとともに、標本情報をGBIF等に提供して情報共有をさらに図っていく。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 4 自然環境情報の提供・公開								
694	○各種調査の実施により得られた自然環境情報について一層の電子化を進め、生物多様性情報システム(J-IBIS)を通じた情報提供を充実強化しアクセス数の増加を図るなど、インターネットを通じ広く国内外への情報公開を推進します。特に、さまざまな主体により整備される各種自然環境情報の重ね合わせや解析をウェブ上で可能とするWebGISを活用したデータの整備・提供、他の統計などデータを含めた多様な解析を可能とする機能の充実を進めます。(環境省、関係省庁)	○自然環境保全基礎調査の成果などの電子化・提供を進め、提供数が960件(平成19年11月)→1,070件(平成21年3月)に増加するなど、情報提供の充実を行った。	○生物多様性情報システム整備推進費	63 の内数	57 の内数	56 の内数	○インターネット自然研究所等のシステムとともに、今後アジア太平洋地域を含む生物多様性情報を統合的に管理、提供できるようなシステムとなるよう検討する必要。	環境省
695	○生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)については、登録されるメタデータの質量ともに大幅な充実にむけた取組を強化し、平成24年3月までに登録数を現在の約2倍(約1,600件)まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。(環境省)[再掲(2章4節3. 7. 2)]	○海外からの閲覧者、特に発展途上国のコンピュータ(ハード・ソフト)及びネットワークなどWeb環境について考慮する必要がある、JICA研修員等海外研究者から各国の状況の聞き取りを開始した。	○生物多様性情報システム整備推進費	63 の内数	57 の内数	56 の内数	○特に提供する情報の国外向け対応を積極的に進める必要がある。	環境省
696	○すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。(環境省)[再掲(2章4節3. 7. 2)]	○JICA集団研修等を通じて我が国の取組についての情報提供、意見交換を進めてきた。 また、自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)等の枠組みを通じてJ-IBISやCHMについての周知・参画依頼を進めている。	○生物多様性情報システム整備推進費	63 の内数	57 の内数	56 の内数	○今後地球観測グループ生物多様性観測ネットワーク日本委員会(J-BON)等との連携を視野に、収集・蓄積したアジア太平洋地域の生物多様性情報を統合的に管理、検索できるようなシステムとなるよう、構造やデータの仕様等を含め抜本的な検討が必要。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 5 生物多様性情報に係る拠点整備・体制の構築								
697	○わが国の生物多様性に関する、「調査」、「情報」、「普及啓発」、「標本資料収集」の取組を推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。特に、地球温暖化などによるわが国の生物多様性及び生態系への影響を質的・量的に評価し適切な対策を講じるため、自然環境保全基礎調査に加え生態系総合監視システムを推進します。また、関係省庁、地方公共団体、研究機関、博物館、NGO、専門家、市民など、それぞれが保有する生物多様性情報をこれら主体が施策や活動に利用できるようにするため、生物多様性センターが核となり、ネットワークの構築を推進し、情報の相互利用・共有化を図ります。地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図ることとし、これら取組に必要な体制の拡充強化を進めます。(環境省)	○平成21年度の自然環境保全基礎調査は、縮尺1/25,000の植生図作成業務と、特定哺乳類の全国的な生息状況及び生息個体数を把握する哺乳類生息状況調査等を実施。 ○生物多様性情報システム(J-IBIS)の整備、などの電子化・提供情報提供の充実、生物多様性クリアリングハウスマカニズム(CHM)の運営を通じた情報の相互利用の推進を図った。 ○モニタリングサイト1000については、温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系において、平成21年4月現在、1,023か所の調査サイトを設置し、調査を実施。	○自然環境保全基礎調査費 ○生物多様性情報システム整備推進費 ○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297 の内数 63 の内数 270 の内数	332 の内数 57 の内数 280 の内数	312 の内数 56 の内数 297 の内数	○自然環境保全基礎調査については、平成22年度から第8回の調査期がスタートするため、平成21年度にこれまでの自然環境保全基礎調査の成果をとりまとめ、第8回調査の実施に向けた課題を抽出する。 ○CHMIについては、各種対が保有する生物多様性情報のメタデータ登録が積極的に行われるよう、効果的な取組について検討する必要がある。 ○モニタリングサイト1000については、調査サイトの均等配置の見直し、必要に応じた調査手法の見直しを行うことが必要。	環境省
698	○関係省庁をはじめ、地方公共団体、大学、民間団体、その他調査研究機関、博物館など多様な主体が取得した生物多様性情報の電子化、相互利用及び公開の推進にむけた取組を強化します。特に、平成16年に設置された自然環境情報に関する省庁情報連携ワーキンググループや、自然系調査研究機関など連絡会議をはじめとする各種の連絡組織などなどを通じ、自然環境情報に関する情報交換、連携・交流、ネットワークの強化を進めます。(環境省、国土交通省、農林水産省、文部科学省)	○自然系調査研究機関連絡会議は、構成機関からの調査研究活動事例発表会(一般にも公開)と合わせて、構成機関の持ち回りで、毎年秋頃に実施している。平成20年度には第11回目を迎え、新たに20機関の参加を得て「自然系調査研究機関連絡会議」は合計36の機関が参加する会議となった。 ○平成20年度末で国立科学博物館の所蔵する標本資料に関する情報を約98万件インターネットで公開。また全国の自然史系博物館等と連携して自然史標本情報検索システムを構築し、37博物館、5大学の参加を得て、約140万件のデータを公開している。	○自然環境保全基礎調査費より実施	0.2(当初予算がないため、実施予算を記載)	0.2(当初予算がないため、実施予算を記載)	当初予算無し	○年一回の連絡会議及び事例発表会に留まらない、構成機関間の逐次の情報交換が活発になることが望ましい。(今年度は各機関における調査研究活動課題をMLにて共有する予定。)	環境省
			○独立行政法人国立科学博物館運営費交付金	3,222 の内数	3,125 の内数	3,120 の内数	○自然史標本情報検索システム等に関する研究会や技術支援を通じて、全国の自然史系博物館等の連携機関のさらなる拡大を図る必要がある。	文科省
699	○生物多様性センターの図書資料データベース登録数は平成19年10月現在約22,000件となっていますが、引き続き登録件数及び登録データ内容の充実化を図ってまいります。(環境省)	○生物多様性センターの図書室収蔵図書数は、平成20年度末で約23,000件。新しい様式による図書データベース登録を順次進めており、平成20年度末で約2,000件を登録している。	○図書購入費	1	1	1	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 6 地球規模生物多様性情報機構(GBIF)への取組								
700	○GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくため、科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っていきます。(外務省、文部科学省、内閣府、経済産業省、農林水産省、環境省)[再掲(2章4節3. 7. 3)]	○科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国におけるGBIFの活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIFとの連携を図っている。 ○センターに保管されている生物標本のうち、約92%にあたる5万5千点の標本情報をGBIFに登録済み。	○独立行政法人科学技術学術機構運営費交付金 —	1,682 の内数 —	1,682 の内数 —	1,841 の内数 —	○GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくとともに、GBIFとの連携を図っていく。 ○生物多様性センターで保管される生物標本については、適切な標本管理を実施するとともに、標本情報をGBIF等に提供して情報共有を図っていく。また、さらに自然環境保全基礎調査等で収集した観測データのGBIFへの登録を進める。	文科省 環境省
2. 7 森林モニタリングの推進								
701	○全国約15,700点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫獣害などに係る調査を継続的に実施します。(農林水産省)[再掲(1章5節1. 12)]	○平成20年度をもって全国2巡目の調査が終了。	○地域森林計画編成事業費補助金のうち森林資源モニタリング調査費 ○国有林森林計画等経費のうち森林資源モニタリング調査費	209 —	209 157	209 150	—	農水省
702	○森林資源モニタリング調査の二巡目までの結果などに基つき、モントリオール・プロセスに対応した「2009年第2回国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)[再掲(1章5節1. 12)]	○モントリオール・プロセス2009年第2回国別レポート原案作成中。	○森林資源調査データによる動態変化解析事業	86	86	83	○調査結果の集計方法や時系列分析の手法等を確定する。	農水省
703	○森林空間データや森林資源モニタリング調査結果などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)[再掲(1章5節1. 12)]	○森林資源モニタリング調査の調査結果について全国的な集計・解析を実施。	○森林資源調査データによる動態変化解析事業 ○森林GIS活用体制整備事業	86 166	86 166	83 166	—	農水省
704	○保護林について、設定後の状況を把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、森林や植生の現況、野生動物の生息状況、入山者の利用状況などについて保護林の区分に応じたモニタリング調査を進めていきます。(農林水産省)	○平成19年度に新たに8箇所の保護林を設定。また、1箇所の保護林を拡張。 また、モニタリング調査を実施するとともに、調査結果に応じて植生回復措置等の必要な措置を講じた。 保護林設定面積 約78万ha(841箇所)	○保護林保全緊急対策事業 ○保護林等森林資源管理強化対策 ○保護林拡充緊急対策事業	94 388 の内数 —	91 358 の内数 29	90 333 の内数 29	○保護林の設定及び適切な保全・管理の推進 —	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
705	○緑の回廊について、森林の状態や野生動植物の生息・生育実態を把握するため、林分構造調査や野生生物の生息実態などモニタリング調査を進めていきます。(農林水産省)	○緑の回廊の設定に向けて調査を実施。 また、野生動植物の生息・生育実態を把握するモニタリング調査を実施したほか、野生動植物に配慮した森林施策等を実施。 ○緑の回廊設定面積 約51万ha(24箇所)	○緑の回廊整備特別対策事業 ○保護林拡充緊急対策	227 —	201 29	200 29	○緑の回廊の設定及び適切な保全・管理の推進 —	農水省
706	○地理情報システムなどを活用した情報整備にあたり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000など他の全国レベルの調査と情報の相互利用を図ることについても検討します。(農林水産省、環境省)[再掲(1章5節1. 12)]	—	—	—	—	—	○GISデータのフォーマットを統一した上で、農林水産省と連携しGISデータの相互提供を行うことが必要。	環境省

2. 8 河川環境に係る情報の整備

707	○魚類、底生動物調査についてはおおむね5年、それ以外についてはおおむね10年でこれらの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。(国土交通省)	○魚介類、底生生物、植物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・哺乳類の調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○河川管理者や市民が利用しやすい調査結果の公表方法を検討するとともに、これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に引き続き反映させる。	国交省
708	○河川環境GISの整備及び公開を引き続き進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を進めます。(国土交通省、環境省)[再掲(1章8節5. 1)]	○河川水辺の国勢調査で得られたデータについて、一般の方々に提供できるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めており、河川水辺の国勢調査の結果については、HP上に公開している。 —	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数 —	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数 —	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数 —	○河川管理者や市民が利用しやすい調査結果の公表方法を検討するとともに、これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に引き続き反映させる。 ○GISデータのフォーマットを統一した上で、国土交通省と連携しGISデータの相互提供を行うことが必要。	国交省 環境省

2. 9 海域環境データベースの構築

709	○海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図ります。(国土交通省)	○逐次データを蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続き海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を推進。	国交省
-----	---	-----------------------------------	----------	----------------	----------------	----------------	------------------------------------	-----

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
2. 10 日本海洋データセンターの運営								
710	○日本海洋データセンターへの海洋環境・海洋生物データの集積を推進し、政府部内の連携を一層強化します。(国土交通省)	○JODCでは、昭和60年から海洋生物データ(主としてプランクトンデータ)の収集・管理・提供を行っている。	○船舶交通安全及海上治安対策費	75	56	52	○JODCでは、海洋生物データを、海洋生物種を分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と、海洋調査機関等から提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理している。 引き続きデータベースの充実を進める必要がある。	国交省
2. 11 国立公園における自然環境情報の整備								
711	○国立公園の管理運営に必要な科学的情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理を進めていきます。(環境省)	○国立公園を管理する自然保護官事務所等において、地域の関係機関・研究者等との関係を構築し、科学的なデータの収集に努めている。	—	—	—	—	○引き続き情報収集に努める。	環境省
3. 1 環境分野における調査研究								
712	○地球環境保全等試験研究費では、平成19年度生物多様性関連の研究として、「自然再生事業のための遺伝的多様性評価技術を用いた植物の遺伝的ガイドラインに用いる研究」などを実施します。(環境省)	○「自然再生事業のための遺伝的多様性評価技術を用いた植物の遺伝的ガイドラインに用いる研究」「沖縄やヤンバルの森林の生物多様性に及ぼす人為影響の評価とその緩和手法の開発」等を実施。	○地球環境保全等試験研究費のうち公害防止等試験研究費	932 の内数	742 の内数	616 の内数	○「自然再生事業のための遺伝的多様性評価技術を用いた植物の遺伝的ガイドラインに用いる研究」については、平成21年度までの事業となるが、地球環境保全等試験研究費において、引き続き生物多様性関連の研究を実施していく。	環境省
713	○地球環境研究総合推進費では、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」、「生物相互作用に着目した高山・亜高山生態系の脆弱性評価システムの構築に関する研究」、「大型類人猿の絶滅回避のための自然・社会環境に関する研究」、「炭素貯留と生物多様性保護の経済効果を取り込んだ熱帯生産林の持続的管理に関する研究」などについて、実施します。(環境省)	○地球環境研究総合推進費では、「生物相互作用に着目した高山・亜高山生態系の脆弱性評価システムの構築に関する研究」、「大型類人猿の絶滅回避のための自然・社会環境に関する研究」等を実施した。また、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」、「炭素貯留と生物多様性保護の経済効果を取り込んだ熱帯生産林の持続的管理に関する研究」「トキの野生復帰のための持続可能な自然再生計画の立案とその社会的手続き」「非意図的な随伴親友生物の生態リスク評価と対策に関する研究」などについて、実施しているところ。(環境省)	○地球環境研究総合推進費	2,960 の内数	3,197 の内数	3,955 の内数	—	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
714	○環境技術開発等推進費では、平成19年度生物多様性関連の研究として、「健全な湖沼生態系保全のための新しい湖沼管理手法の開発」を実施します。(環境省)	○「健全な湖沼生態系保全のための新しい湖沼管理手法の開発」については、平成19年度で終了したが、関連する研究として、平成20年度においては、「国内移殖による淡水魚類の遺伝子かく乱の現状把握および遺伝子かく乱侵攻予測モデルの構築」等を実施。	○環境研究・技術開発推進費	881 の内数	836 の内数	1,160 の内数	○平成21年度より、環境研究・技術開発推進費として実施。引き続き生物多様性関連の研究を実施していく。	環境省

3. 2 森林の保全・整備に係る技術開発

715	○独立行政法人森林総合研究所を中心として、固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術などの開発を行います。(農林水産省)	○固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術などの開発の推進。	○独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数	10,317 の内数	10,180 の内数	10,124 の内数	—	農水省
716	○広葉樹林の遺伝的管理に必要な基礎情報を得るためのDNA分析及び遺伝子攪乱の実態などについての調査などを行います。(農林水産省)	○広葉樹林の遺伝的管理に必要な基礎情報を得るためのDNA分析及び遺伝子攪乱の実態などについての調査を実施。	○独立行政法人森林総合研究所運営費交付金の内数	10,317 の内数	10,180 の内数	10,124 の内数	—	農水省

3. 3 河川における調査研究

717	○自然共生研究センターにおける研究の推進と活用を図ります。(国土交通省)	○研究の実施。	—	—	—	—	○引き続き研究の推進と研究の活用を図る。	国交省
718	○千曲川、木津川、北川、標津川、岩木川などをフィールドとして、河川生態学術研究を進めるとともに、これまでの研究成果を分析し、得られた学術成果の整理・評価を進めます。(国土交通省)	○標津川、岩木川、多摩川、千曲川、木津川、北川・五ヶ瀬川の6河川をフィールドとし、現地調査をベースとした研究が進められている。	○国土基盤河川事業費 ○地域河川事業費 ○総合流域防災事業費	483,932 の内数 189,721 の内数 62,519 の内数	470,681 の内数 176,703 の内数 56,987 の内数	457,456 の内数 166,787 の内数 56,284 の内数	○これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に広く反映させることが必要。	国交省

3. 4 港湾における調査研究

719	○世界最大規模の干潟水槽(メソコスム)を用いて、水槽内に自然に定着し生息している生物や酸素、窒素、リンなどの物質循環の調査研究を推進します。(国土交通省)	○世界最大規模の干潟水槽を用いて、水槽内の生息生物や酸素、窒素、リンなどの物質循環の調査研究を実施中。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○引き続き干潟水槽を用いた調査・研究を推進。	国交省
720	○現存する自然干潟や造成した干潟・藻場においても、バクテリアから鳥までの広範な生物調査を推進します。(国土交通省)	○国内の複数の干潟・藻場において、現地調査を実施中。またメソコスム実験施設を用いて生物の成長速度や枯死速度について実験中。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○数値シミュレーションに必要な生物パラメータの再考。	国交省
721	○これらを基礎データとして、沿岸域の生態系モデルの開発を行いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進します。(国土交通省)	○数値シミュレーションの基盤となる流動モデルについて、基本的な設計と試算完了。	○港湾整備事業費	234,110 の内数	227,950 の内数	219,500 の内数	○生物データと流動モデルとのカップリング。	国交省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
3. 5 海岸における調査研究								
722	○海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(国土交通省、農林水産省)	○生態系に配慮した海岸整備について調査検討を実施中。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自生態系に配慮した海岸整備についての調査検討を引き続き推進。	国交省
723	○地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)	○審議会等において、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方等を検討。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇に対応するための施策の検討を引き続き推進。	国交省

第6節 地球温暖化に対する取組

1. 1 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応

724	○京都議定書の次期枠組み(2013年(平成25年)以降)が、すべての主要排出国が参加した実効あるものとなるよう、国際的なリーダーシップを発揮していきます。(環境省、外務省、経済産業省)[再掲(2章4節2. 12)]	○全ての主要経済国が責任ある形で参加する公平かつ実効的な2013年以降の国際枠組みの構築を目指し、気候変動枠組条約の下での議論を進めるとともに、G8サミット・主要経済国フォーラム(MEF)を含む多数国間会合、各種二国間会合などの場を通じて、各国、特に主要経済国に対して様々なレベルでの働きかけを従来より密に行い、国際的なリーダーシップを発揮している。 同上	○次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費	137	137	137	○全ての主要経済国が責任ある形で参加する公平かつ実効的な2013年以降の国際枠組みの構築を目指し、2009年のCOP15に向け、引き続き積極的に国際交渉に貢献していく。	環境省
			○気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	574	512	522	同上	外務省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
725	○京都議定書第一約束期間(平成20～24年)において、6%削減目標を確実に達成するため、平成19年度中に改定する京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)に基づき対策を進めます。(全府省)[再掲(2章4節2. 12)]	○平成21年7月の進捗状況の点検においては、大半の対策について実績のトレンドが京都議定書目標達成計画の見込みどおりであった。 見込みどおりでないものについても、対策・施策の追加・強化等を行っているところである。例えば、電気事業連合会においては、①原子力発電の推進、②火力発電所の熱効率の向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズムクレジット等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。	○平成17年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、18年度予算より、下記のA、B、C、Dの区分ごとに、「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめている。 A. 京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの B. 温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの D. 基盤的施策など	A. 530,100 B. 149,000 C. 365,200 D. 40,400	A. 519,400 B. 309,500 C. 343,000 D. 44,700	A. 538,500 B. 344,600 C. 271,600 D. 65,100	○平成21年度に、第1約束期間全体における我が国の温室効果ガス排出量見通しを示し、計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、必要な措置を講ずることとしている。	環境省
726	○農林水産省地球温暖化対策総合戦略(平成19年6月策定)に基づき、森林吸収源対策、バイオマスの利活用、施設園芸・農業機械・漁船の省エネルギー対策、環境保全型農業の推進による施肥量の低減など、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。(農林水産省)	○農林水産省地球温暖化対策総合戦略(平成19年6月策定)に基づき、森林吸収源対策、バイオマスの利活用、施設園芸・農業機械・漁船の省エネルギー対策、環境保全型農業の推進による施肥量の低減など、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進した。	○農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化防止策に必要な予算をとりまとめている。当該予算は、全て京都議定書目標達成計画関係予算として位置付けている。	356,794 の内数	361,547 の内数	354,696 の内数	○平成20年7月に農林水産省地球温暖化対策総合戦略を改定し、低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献、農林水産分野における省CO2効果の表示の推進、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用を新たな施策として追加。今後、改定した戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化防止策をさらに推進することとしている。	農水省
727	○京都議定書目標達成計画における森林吸収量の目標である1,300万t-C(炭素トン)程度を確保するため、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全などの推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくりの推進などの総合的な取組を、政府、地方公共団体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)[再掲(1章5節1. 2)]	○平成19年度の間伐実施量:52万ha	—	—	—	—	—	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
728	○ 燃焼しても光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出し、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)[再掲(2章2節)]	○原料調達及び燃料変換に必要な技術開発は農水省・経産省・環境省が主として行い、未利用バイオマスの高度利用に必要な技術開発は国交省が、材料・原料製造の取組は農水省・経産省が進めている。 ○平成21年5月末時点で、212地区(213市町村)がバイオマスタウン構想を策定。各地域において、構想を実現すべく様々な取組が行われている。	— ○地域バイオマス利 活用交付金	— 14,346	— 11,129	— 11,164	○引き続き関係府省と協調し、規制・基準の見直しや、導入初期におけるインフラ投資、資源開発投資への財政援助、税制支援などインセンティブ制度の導入等について検討を行う。 ○バイオマスタウン構想の実現に向け、さらなる加速化が必要。	内閣府 農水省
729	○屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。(国土交通省)[再掲(1章7節2. 11)]	○屋上緑化面積 194ha(平成20年3月) ○壁面緑化面積 17ha(平成20年3月)	○緑化施設整備計画認定制度において、緑化施設にかかる固定資産税の特例措置	—	—	—	○熱環境改善効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	国交省
730	○ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗装などの対策技術を推進します。(環境省)	○ヒートアイランド対策に資する各種事業に対し、平成19年度は14件、平成20年度は17件の補助を実施した。	○エネルギー需給構造高度化対策費	700	700	700	○費用対効果、街区内の熱環境改善効果及びCO2削減効果等を的確に把握しつつ、それぞれの街区において集中的なヒートアイランド対策を実施していく。	環境省
731	○国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)[再掲(2章4節4. 4)]	○平成20年11月の国際熱帯木材機関(ITTO)第44回理事会、平成21年4月の国連森林フォーラム第8回会合(UNFF8)、平成19年11月及び平成21年5月のアジア森林パートナーシップ(AF P)実施促進会合などの国際対話において、持続可能な森林経営の推進、違法伐採対策、森林減少・劣化の抑制などに関する議論に貢献。	—	—	—	—	○気候変動、生物多様性、砂漠化の問題を含め、森林に関連する国際的な議論の動向を見極めつつ、世界規模での持続可能な森林経営の実現に向けて、引き続き国際的な議論に貢献していく。	農水省
732	○開発途上国などにおける持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組みます。(農林水産省)[再掲(2章4節4. 4)]	○平成20年11月の国際熱帯木材機関(ITTO)第44回理事会、平成21年4月の国連森林フォーラム第8回会合(UNFF8)、平成19年11月及び平成21年5月のアジア森林パートナーシップ(AF P)実施促進会合などの国際対話において、持続可能な森林経営の推進、違法伐採対策、森林減少・劣化の抑制などに関する議論に貢献。	—	—	—	—	○気候変動、生物多様性、砂漠化の問題を含め、森林に関連する国際的な議論の動向を見極めつつ、世界規模での持続可能な森林経営の実現に向けて、引き続き国際的な議論に貢献していく。	農水省
733	○森林及び木材利用が地球温暖化の防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討などに積極的に参画します。(農林水産省)[再掲(1章5節1. 2)]	—	—	—	—	—	—	農水省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
734	○国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。(農林水産省、環境省、外務省)[再掲(2章4節3. 4)]	○平成20年11月の国際熱帯木材機関(ITTO)第44回理事会、平成21年4月の国連森林フォーラム第8回会合(UNFF8)、平成19年11月及び平成21年5月のアジア森林パートナーシップ(AFP)実施促進会合などの国際対話において、持続可能な森林経営の推進、違法伐採対策、森林減少・劣化の抑制などに関する議論に貢献。	—	—	—	—	○国際機関等との連携の下、途上国における持続可能な森林経営推進のための課題等について検討を行う。	農水省
735	○違法伐採が問題となっている地域の調査や、違法伐採が森林減少、地球温暖化、生物多様性損失に与える影響についての調査などを実施し、森林減少抑制及び生物多様性の保全のための新しい政策を国際会議などにおいて提案していきます。(環境省)[再掲(2章4節3. 4)]	○平成19年度に実施済み。	○違法伐採への取組及び環境への影響調査費	8	—	—	—	環境省
736	○世界銀行が森林の保全による温室効果ガス排出削減の方法論を開発するため設置した森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)に対しても拠出を行うこととしており、開発途上国における森林減少の抑制や、持続可能な森林経営のためのメカニズムの策定に積極的に貢献していきます。(財務省、環境省、農林水産省、外務省)[再掲(2章4節3. 4)]	○現在、被支援国37カ国を選定し、各国において、REDD(森林の削減・劣化による排出量の削減)のための計画作成に取り組んでいる段階。 ○森林炭素パートナーシップ基金への1,000万米ドルの拠出、二国間ODA、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた支援を通じて途上国における森林減少の抑制や持続可能な森林経営のためのメカニズムの策定に貢献。	○21年度予算に計上済。	—	—	515 (5百万ドル相当)	—	財務省
			—	—	—	—	○引き続き、開発途上国における森林減少の抑制や、持続可能な森林経営のためのメカニズムの策定に積極的に貢献。	外務省
737	○「生態系総合監視システム」の一環として「モニタリングサイト1000」事業を拡充します。平成19年度末までに約1,000か所の調査サイトを設置し、さらに温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するための調査サイト・調査項目の追加充実を図り、絶滅のおそれのある種の生息・生育状況の変化などについて注視を続けます。また、これら温暖化の影響を含むモニタリング結果を基に、気候変動などの環境の変化への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全・再生するうえでの留意点など、生物多様性の保全施策の立場からの適応方策についての検討を進めます。(環境省)[再掲(1章2節1. 1)(2章1節1. 2)(2章5節2. 2)]	○温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系において、平成21年4月現在、1,023か所の調査サイトを設置し、調査を実施。	○重要生態系監視地域モニタリング推進事業費。平成21年度から地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ○国土生態系ネットワーク形成推進費	270 の内数	280 の内数	297 の内数	○調査サイトの均等配置の見直し、必要に応じた調査手法の見直しを行うことが必要。 ○モニタリング結果を基に、生物多様性の保全施策の立場からの適応方策について検討を進める。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
738	○世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制を構築します。(環境省、農林水産省)[再掲(1章2節9. 1)]	○知床では、知床世界遺産地域科学委員会において、気候変動が及ぼす影響を把握するモニタリングの体制、調査項目等について検討中。 ○白神山では、気候変動がブナ林に及ぼす影響を把握するモニタリング手法を開発。 ○屋久島では、科学的な知見に基づく保全管理を行うため、平成21年6月に屋久島世界遺産地域科学委員会を設置予定。 —	○世界自然遺産地域の順応的保全管理費 ○世界自然遺産地域保全対策費 ○森林環境保全総合対策事業の内数(平成21年)	—	—	48 の内数	○気候変動の影響など遺産価値に対する長期的な影響を早期に把握し、適応策をとるため、継続的なモニタリングの実施が可能となる財源の確保が必要。 —	環境省 農水省
				—	15 の内数	158 の内数		
739	○一般市民のほか、調査研究機関、民間団体、専門家などを含む多様な主体の参画により、地球温暖化の影響による野生生物分布の変化をはじめ、身近な自然環境に関する観察情報の収集を呼びかける市民参加型調査を実施し、わが国の生物多様性の保全の重要性について普及啓発を図るとともに、自然環境データの広範な収集体制の構築を図ります。(環境省)[再掲(2章3節1. 1)(2章5節2. 1)]	○より参加者を増やすため、平成21年度調査の開始に合わせ、6月から対象種を増やすとともに、公式サイトをリニューアルさせた。また、自然観察会などの地方イベントも各地で開催し、特に地方での普及に努めている。	○温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業委託業務費	—	100	100	○平成20年度の実施状況を踏まえ、今年度課題点の改善などに努めたが、今後も必要に応じて、見直しを行い、広報・普及活動を積極的に行う予定である。	環境省
740	○温暖化などの環境変化に際して、生物が移動・分散する経路を確保するため、生態系ネットワークの形成を推進します。(環境省、国土交通省、農林水産省)[再掲(1章1節)]	○平成20年度に有識者からなる「全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会」を設置し、全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想を検討した。 ○エコロジカル・ネットワークの形成に向けた計画の考え方等を整理するとともに、形成に関連する取組みを収集・整理し、形成への効果の検証等を実施。	○国土生態系ネットワーク形成推進費 ○持続可能な国土管理の実現に向けた多機能なエコロジカル・ネットワーク形成推進調査	—	29	—	○国土交通省、農水省との更なる連携による各施策への反映が必要。 ○環境変化を踏まえた生態系ネットワークの形成のあり方の検討が必要。	環境省 国交省
				8	9	8		
741	○ICRIのサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対するサンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討します。(環境省)[再掲(1章9節1. 4)]	○地球環境研究総合推進費により、地球温暖化に伴う海水温上昇及び海洋酸性化がサンゴに与える影響に関する研究を推進している。	○地球環境研究総合推進費	2,960 の内数	3,197 の内数	3,955 の内数	○気候変動のサンゴ礁への影響に関する知見の蓄積を踏まえ、回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討する必要がある。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
742	○地球温暖化に伴う、感染症を媒介する蚊などの人の健康や生活環境に有害な影響を及ぼす生物の分布拡大について、適切なモニタリング・調査を進め、総合的な防除策について検討します。(環境省)	○感染症に関しては、平成19年3月に「地球温暖化と感染症」と題するパンフレットを作成・公開し、平成20年3月に一部修正を行った。	○気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業	—	—	13	○健康分野を含む、我が国における温暖化の状況とその影響及び今後の予測について定期的に評価して、我が国における適応指針を検討する。	環境省
743	○地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)[再掲(1章9節3. 1)]	○審議会等において、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方等を検討。	○海岸事業費	69,164 の内数	66,825 の内数	64,592 の内数	○地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇に対応するための施策の検討を引き続き推進。[再掲(1章9節3. 1)]	国交省
744	○農林水産省地球温暖化対策総合戦略(平成19年6月策定)に基づき、今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響に対応するため、暑さに強い品種の開発などの適応策の開発・普及に取り組みます。(農林水産省)	○農林水産省地球温暖化対策総合戦略(平成19年6月策定)に基づき、今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響に対応するため、暑さに強い品種の開発などの適応策の開発・普及に取り組んだ。	○農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化適応策に係る予算をとりまとめている。	356,794 の内数	361,547 の内数	354,696 の内数	○農林水産省地球温暖化対策総合戦略に加え、平成20年7月に策定した地球温暖化対策研究戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化適応策に係る研究、技術開発等をさらに推進することとしている。	農水省
745	○地球温暖化の進行により深刻な影響を受ける可能性がある乾燥地域において、砂漠化対処条約の先進締約国として、被影響国の開発途上国に対してODAなどを通じ、砂漠化対策の支援を行います。(外務省、環境省、農林水産省)[再掲(2章4節2. 7)]	○「中国草原における環境保全型節水灌漑モデル事業」「中国山西省雁門関地区生態環境回復及び貧困緩和プロジェクト」「中国新疆天然草地生態保護と牧畜民定住プロジェクト」(以上技術協力)、中国「青海省生態環境整備計画」(63億円)(円借款)などを実施。	※※	※※	※※	※※	○砂漠化対策に資する支援を、ODAなどにより引き続き実施する。	外務省
746	○乾燥地域における自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組みます。(外務省、環境省、農林水産省)[再掲(2章4節2. 7)]	○平成19年11月、ニューヨークにて特別締約国会合が開催され、砂漠化対処条約事務局の平成20～21年予算につき合意を成立させた。平成20年11月には、条約実施レビュー委員会(CRIC)第7回会合及び科学技術委員会(CST)第1回特別会合)が開催され、COP8で採択された10か年戦略計画に基づき、経費見積もりを含む今後2年間の作業計画案が策定された。	○砂漠化対処条約拠出金	184	194	172	○条約の効果的な実施及び国際枠組み作りに貢献することが引き続き必要	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
第7節 環境影響評価など								
1. 1 環境影響評価の充実								
747	○各事業の実施にあたり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価書について、必要に応じて意見を述べます。(環境省)	○平成19年11月から平成21年5月までの間に10件の環境大臣意見を提出。審査にあたり特に慎重な準備が必要とされる特殊な案件については、実地調査等を実施。	○特殊案件等環境影響審査調査費	31	23	20	○引き続き厳正な審査を行い、必要に応じて意見を述べる。また、専門家の更なる活用を図る。	環境省
748	○環境影響評価手続が終了した後、環境大臣意見を述べた事業、事後調査を実施することとされている事業などについて、適切にフォローアップを行います。(環境省、関係府省)	○平成20年度、特に注目すべき案件について、フォローアップ調査を実施。地方環境事務所における体制を強化するため環境影響評価担当者を置くとともに、これを補佐するアセス・サポーターの活用をモデル的に実施。	○環境影響評価追跡調査費 ○環境影響評価強化費	18 —	18 11	14 11	○地方環境事務所を活用したフォローアップの体制強化を図る。	環境省
749	○環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、法の見直しを含め必要な措置を講じます。(環境省)	○環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施するため、環境影響評価制度総合研究会を平成20年6月に立ち上げ、関係団体へのヒアリングや課題ごとの論点整理を経て、本年6月5日より同研究会報告書案のパブリックコメントを行っている。	○環境影響評価制度等推進費 (環境影響評価法の改正に向けた検討)	28	29	26	○環境影響評価制度総合研究会、中央環境審議会で議論された課題のうち、継続的な検討が必要な課題については、その後も引き続き議論を深めつつ、検討を進めていく必要がある。	環境省
750	○基本的事項は常にその妥当性についての検討を行うことが必要であり、前回の点検(平成17年3月)後の実施状況を適切に把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を実施し、制度の充実を図っていきます。(環境省)	○前回の点検(平成17年3月)後の実施状況等について調査を行い、課題の整理を行っている。	○環境影響評価制度等推進費 (環境影響評価法基本的事項の点検)	—	8	12	○前回の点検(平成17年3月)後の実施状況を適切に把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を実施し、制度の充実を図る。	環境省
751	○環境影響の予測・評価手法や環境影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置について、従来よく分かっていなかった要因も含め、各種事業の実施により実際に生じた影響を分析することなどを通じて継続的に検討を加え、技術的・制度的手法を向上させていきます。(環境省)	○平成19年度には予測手法や環境保全措置に関する知見が不十分であった干潟生態系について技術ガイドを作成し、提供している。平成20年度からは、生物多様性・生態系の機能への影響を調査・予測・評価するための技術手法に関する情報の収集・分析を行っている。	○環境影響評価技術調査費	33	28	49	○今後も継続的に最新の科学的知見に基づいた調査・予測・評価の技術等の開発及び改良、環境保全措置に関わる技術について開発等を進めるとともに、その成果の普及に努める。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
752	○市民、NGO、事業者、地方公共団体などに対して、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。(環境省)	○アクセス数が年間200万件を超え、地方公共団体や関係事業者の一助となっている環境影響評価情報支援ネットワークについて、環境保全措置に必要な情報を提供するデータベースを構築する等、情報整備の充実に努めている。	○環境影響評価制度充実推進費(環境影響評価情報支援ネットワーク事業費)	20	14	13	○環境影響評価制度総合研究会において過去の環境影響評価の結果を含めた各種環境情報整備により一層取り組むべき等の指摘を受けていることなどを踏まえて、引き続き情報整備の充実に努める。	環境省
753	○環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行っています。(環境省)	○環境アセスメントにおけるコミュニケーション技術を含む環境影響評価に関する研修を全国拠点的に実施するとともに、効率的な環境影響評価の実施に向け、ブロック単位での意見交換会及び全国担当課長会議において関係地方公共団体及び環境省間の意見交換を行っている。	○環境影響評価制度充実推進費(環境影響評価制度普及啓発経費)	5	5	5	○今後も環境アセスメントにおけるコミュニケーション技術を含め、自治体や実務担当者等を含む幅広い関係者を対象として環境影響評価に関する研修を開催し、関係者の知見・技術等の向上を図っていく。	環境省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
1. 2 戦略的環境アセスメントの導入								
754	○戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模などの検討段階において、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書(平成19年3月)を受け、事業の特性やSEAガイドラインなどを踏まえて、取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めます。また、それら取組の状況などを踏まえてSEAガイドラインを不断に見直します。(農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	○土地改良事業においては、従来より、調査・計画の段階から環境配慮に関する検討を行っている。また、当面、第一種事業に該当するような事業は予定されていない。 このような状況を踏まえ、土地改良事業における戦略的環境アセスメントに関しては、従来の土地改良事業における計画策定のプロセスと環境省の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインの比較などにより、土地改良事業の特性等も踏まえた上で、その内容を整理・検討しているところである。	—	—	—	—	○引き続き、検討を行う。	農水省
		○事業の計画段階よりも早い構想段階において、事業に対する住民等の理解と協力を得るとともに、検討のプロセスの透明性・公正性を確保するため、住民を含めた多様な主体の参画を推進するとともに、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に策定するための基本的な考え方を示した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を平成20年4月に策定した。 那覇空港の滑走路増設に関する構想段階の検討にあたっては、複数の滑走路配置案についてガイドラインに基づき、PI手法を取り入れつつ社会面、経済面、環境面等様々な観点から比較評価し総合的に検討を行い、平成21年3月に検討結果を公表した。	—	—	—	—	○計画策定プロセスの進め方を充実するため、ガイドラインの趣旨を踏まえた具体的な実施事例を収集・蓄積し、社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、5年が経過した時点を目処に見直しを行い、その充実を図る。	国交省
		○SEAガイドラインに基づくSEAを含むものとして行われた那覇空港構想段階の検討について、アセス・サポーターを活用して平成21年2月に環境省意見を述べるとともに、「最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)」を平成21年3月に取りまとめた。	○戦略的環境アセスメント導入促進費	—	12 の内数	19 の内数	○事業の特性やSEAガイドラインなどを踏まえて、引き続き、取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めるとともに、地域における環境影響評価に係る体制の構築・強化を進める。また、それら取組の状況等を踏まえてSEAガイドラインを不断に見直す。	環境省
		○防衛省におけるSEAガイドラインの導入の可能性に向けた検討を行っている。	—	—	—	—	○SEAガイドラインなどを踏まえ、取組についての検討を進めるに当たり、防衛施設整備事業の特性、事業の性質等の観点を踏まえた対応が必要と考えているところである。	防衛省

No.	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算(百万円)			今後の課題・見直しの方向性	担当 省庁
				平成19	平成20	平成21		
755	○SEAガイドラインの情報提供を行うとともに、地方公共団体が地域の環境情報を整理・提供するための手法の取りまとめなどを行います。(環境省)	○SEAガイドラインのパンフレットを作成するとともに、全国各地で講演を行い情報提供を行った。地方公共団体が行う地域の環境情報の提供、意見の提出等の実務を進める上での基本的な考え方等について取りまとめ、地方公共団体に周知した。	○戦略的環境アセスメント導入促進費	—	12 の内数	19 の内数	○SEAガイドラインの情報提供及び地方公共団体が行う地域の環境情報の提供、意見の提出等の実務能力の向上のため、全国各地で研修会を実施する。	環境省
756	○より上位の計画や政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。(環境省)	○主要諸外国のSEA制度の最新状況について調査するとともに、SEA制度の対象範囲、対象計画の意思決定との関係、具体的なSEA実施事例の評価手法等を整理分析した。	○戦略的環境アセスメント検討推進費	27	24	11	○諸外国のSEAに関する情報を補完するとともに、諸外国における政策及び計画の体系・形成プロセス、関連法令の制定状況、産業構造などの相違点に留意して、我が国において導入可能な手続の基本的なあり方を検討する。(環境省)	環境省
2. 1 ダム整備などにあたっての環境配慮 [再掲(1章8節1. 4)]								
757	○ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育・繁殖環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。(国土交通省) [再掲(1章8節1. 4)]	○現在事業中の全てのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を実施。	—	—	—	—	—	国交省
2. 2 道路における環境影響軽減対策								
758	○道路事業の実施にあたっては、次の点に配慮しつつ、引き続き生態系に配慮した取組を進めます。(国土交通省)	○動物の道路横断構造物を設置するなどの生態系に配慮した取り組みを実施。	○道路事業費	2,154,829 ※ の内数	—	1,746,636 ※ の内数	○引き続き生態系に配慮した取組を進める。 ※この他に、平成19、20年度は地方道路整備臨時交付金がある。また、平成21年には地域活力基盤創造交付金があり、地方の要望に応じて、道路整備に充てることができる。	国交省

※※＜注＞ODA予算については予め援助分野を決めることなく予算要求を行っているため、内訳を示すことはできない。